

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 8 日) (金曜日)

開 会	5
開 議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 諸般の報告 (議長: 監査結果報告)	5
休 憩	5
日程第 4 議長辞職の件	5
宇田 栄君	5
追加日程第 1 議長の選挙	6
畠中實弘君	7
休 憩	7
日程第 5 副議長辞職の件	7
地頭所貞祝君	8
追加日程第 2 副議長の選挙	8
松尾公裕君	9
休 憩	9
追加日程第 3 議席の一部変更	9
日程第 6 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	9
休 憩	10
日程第 7 同意第 1 号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	10
宮路市長提案理由説明	10
坂口ルリ子さん	10
宮路市長	11
坂口ルリ子さん	11
田代教育長	11
坂口ルリ子さん	11
散 会	12

第 2 号 (6 月 12 日) (火曜日)

開 議	1 6
日程第 1 常任委員会委員の選任	1 6
休 憩	1 6
追加日程第 1 議長の常任委員辞任の件	1 6
休 憩	1 6
休 憩	1 7
日程第 2 議会運営委員会委員の選任	1 7
休 憩	1 7
日程第 3 いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙	1 7
松尾公裕君	1 8
中島 昭君	1 8
鳩野哲盛君	1 8
日程第 4 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙	1 8
中島 昭君	1 8
日程第 5 日置市農業委員会委員の推薦について	1 9
休 憩	1 9
日程第 6 行政報告（市長報告）	1 9
宮路市長報告	1 9
日程第 7 報告第 1 号平成 1 8 年度日置市継続費繰越計算書の報告について	1 9
日程第 8 報告第 2 号平成 1 8 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	2 0
日程第 9 報告第 3 号平成 1 8 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	2 0
宮路市長提案理由説明	2 0
池満 渉君	2 1
奥菌財政管財課長	2 1
樹土木建設課長	2 1
池満 渉君	2 1
宮路市長	2 1
日程第 1 0 議案第 5 6 号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	2 2
日程第 1 1 議案第 5 7 号いちき串木野市・日置市衛生処理組合規約の変更に関する協議につい て	2 2
宮路市長提案理由説明	2 2

益満総務企画部長	2 2
樋渡市民福祉部長	2 2
日程第 1 2 議案第 5 8 号日置市過疎地域自立促進計画の変更について	2 3
宮路市長提案理由説明	2 3
益満総務企画部長	2 4
日程第 1 3 議案第 5 9 号市有財産の取得について	2 4
宮路市長提案理由説明	2 4
福田消防本部消防長	2 5
池満 渉君	2 5
福田消防本部消防長	2 6
日程第 1 4 議案第 6 0 号日置市支所設置条例等の一部改正について	2 6
日程第 1 5 議案第 6 1 号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	2 6
日程第 1 6 議案第 6 2 号日置市農政審議会条例の一部改正について	2 6
日程第 1 7 議案第 6 3 号日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について	2 6
日程第 1 8 議案第 6 4 号日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について	2 6
宮路市長提案理由説明	2 6
益満総務企画部長	2 7
休 憩	2 9
益満総務企画部長	2 9
池上産業建設部長	2 9
益満総務企画部長	3 0
田畑純二君	3 1
益満総務企画部長	3 1
上園農林水産課長	3 1
梶 康博君	3 1
益満総務企画部長	3 1
梶 康博君	3 2
益満総務企画部長	3 2
日程第 1 9 議案第 6 5 号平成 1 9 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）	3 3
日程第 2 0 議案第 6 6 号平成 1 9 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 3

日程第 2 1	議案第 6 7 号平成 1 9 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	…	3 3
日程第 2 2	議案第 6 8 号平成 1 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号)	……	3 3
日程第 2 3	議案第 6 9 号平成 1 9 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 1 号)	……	3 3
日程第 2 4	議案第 7 0 号平成 1 9 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 1 号)	……	3 3
日程第 2 5	議案第 7 1 号平成 1 9 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	……	3 3
	宮路市長提案理由説明	……	3 3
	田畑純二君	……	3 5
	上園農林水産課長	……	3 6
	久保都市計画課長	……	3 6
	山之内教育総務課長	……	3 6
	坂口ルリ子さん	……	3 6
	満留介護保険課長	……	3 7
	上園農林水産課長	……	3 7
	吉丸商工観光課長	……	3 7
	樹土木建設課長	……	3 8
	坂口ルリ子さん	……	3 8
	上園農林水産課長	……	3 8
	谷口正行君	……	3 8
	富迫企画課長	……	3 9
	小園総務課長	……	3 9
	谷口正行君	……	4 0
	富迫企画課長	……	4 0
	小園総務課長	……	4 0
	漆島政人君	……	4 0
	宮路市長	……	4 0
	池満 渉君	……	4 1
	奥藪財政管財課長	……	4 2
	小園総務課長	……	4 2
	桜井市民生活課長	……	4 2
	地頭所貞視君	……	4 3
	宮路市長	……	4 3

上園農林水産課長	4 3
奥菌財政管財課長	4 3
池満 渉君	4 4
樋渡市民福祉部長	4 4
日程第 2 6 同意第 2 号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	4 4
宮路市長提案理由説明	4 4
漆島政人君	4 5
散 会	4 5

第 3 号（6 月 2 1 日）（木曜日）

開 議	5 0
日程第 1 一般質問	5 0
坂口洋之君	5 0
宮路市長	5 1
田代教育長	5 2
坂口洋之君	5 3
田代教育長	5 3
坂口洋之君	5 3
田代教育長	5 3
坂口洋之君	5 3
田代教育長	5 4
坂口洋之君	5 4
田代教育長	5 4
坂口洋之君	5 4
田代教育長	5 4
坂口洋之君	5 5
田代教育長	5 5
町岡学校教育課長	5 5
坂口洋之君	5 5
町岡学校教育課長	5 5
坂口洋之君	5 5
田代教育長	5 6

坂口洋之君	5 6
田代教育長	5 6
山之内教育総務課長	5 6
坂口洋之君	5 7
宮路市長	5 7
坂口洋之君	5 8
宮路市長	5 8
坂口洋之君	5 8
宮路市長	5 8
坂口洋之君	5 8
宮路市長	5 9
坂口洋之君	5 9
宮路市長	5 9
坂口洋之君	6 0
宮路市長	6 0
坂口洋之君	6 0
宮路市長	6 0
坂口洋之君	6 1
休 憩	6 1
東 孝志君	6 1
宮路市長	6 1
東 孝志君	6 3
瀬川税務課長	6 3
東 孝志君	6 3
瀬川税務課長	6 3
東 孝志君	6 4
宮路市長	6 4
東 孝志君	6 4
瀬川税務課長	6 4
東 孝志君	6 5
瀬川税務課長	6 5
東 孝志君	6 5

瀬川税務課長	6 5
東 孝志君	6 5
瀬川税務課長	6 5
東 孝志君	6 5
宮路市長	6 6
東 孝志君	6 6
宮路市長	6 6
東 孝志君	6 6
宮路市長	6 6
東 孝志君	6 6
瀬川税務課長	6 6
東 孝志君	6 7
瀬川税務課長	6 7
東 孝志君	6 7
宮路市長	6 7
東 孝志君	6 7
瀬川税務課長	6 8
東 孝志君	6 8
花木千鶴さん	6 8
宮路市長	6 8
田代教育長	7 0
休 憩	7 0
花木千鶴さん	7 0
田代教育長	7 0
花木千鶴さん	7 1
田代教育長	7 1
花木千鶴さん	7 1
田代教育長	7 2
花木千鶴さん	7 2
田代教育長	7 2
花木千鶴さん	7 3
田代教育長	7 3

花木千鶴さん	7 4
田代教育長	7 4
花木千鶴さん	7 4
宮路市長	7 4
花木千鶴さん	7 4
宮路市長	7 4
花木千鶴さん	7 5
宮路市長	7 5
花木千鶴さん	7 5
宮路市長	7 5
花木千鶴さん	7 5
宮路市長	7 6
花木千鶴さん	7 6
神之門社会教育課長	7 6
花木千鶴さん	7 7
神之門社会教育課長	7 7
花木千鶴さん	7 7
宮路市長	7 7
花木千鶴さん	7 7
宮路市長	7 7
花木千鶴さん	7 7
宮路市長	7 7
花木千鶴さん	7 8
宮路市長	7 8
花木千鶴さん	7 8
田畑純二君	7 9
休 憩	8 4
田畑純二君	8 4
宮路市長	8 4
田畑純二君	8 6
宮路市長	8 7
田畑純二君	8 7

	奥菌財政管財課長	8 7
	田畑純二君	8 7
	宮路市長	8 7
	田畑純二君	8 8
	宮路市長	8 8
	田畑純二君	8 8
	宮路市長	8 8
	田畑純二君	8 8
	宮路市長	8 8
	田畑純二君	8 9
	宮路市長	8 9
	田畑純二君	8 9
	宮路市長	8 9
	田畑純二君	8 9
	宮路市長	8 9
	田畑純二君	8 9
	宮路市長	9 0
	田畑純二君	9 0
	宮路市長	9 0
	田畑純二君	9 1
	奥菌財政管財課長	9 1
	西菌典子さん	9 1
	宮路市長	9 5
休	憩	9 7
	西菌典子さん	9 7
	宮路市長	9 7
	西菌典子さん	9 7
	宮路市長	9 7
	西菌典子さん	9 7
	宮路市長	9 8
	西菌典子さん	9 8
	宮路市長	9 9
	西菌典子さん	9 9
	宮路市長	1 0 0

西園典子さん	1 0 0
桜井市民生活課長	1 0 0
西園典子さん	1 0 0
桜井市民生活課長	1 0 0
西園典子さん	1 0 0
宮路市長	1 0 0
西園典子さん	1 0 0
宮路市長	1 0 1
西園典子さん	1 0 1
宮路市長	1 0 1
西園典子さん	1 0 1
宮路市長	1 0 2
西園典子さん	1 0 2
宮路市長	1 0 2
散 会	1 0 3

第4号（6月22日）（金曜日）

開 議	1 0 8
日程第1 一般質問	1 0 8
重水富夫君	1 0 8
宮路市長	1 1 0
田代教育長	1 1 2
重水富夫君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
重水富夫君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
重水富夫君	1 1 3
宮路市長	1 1 4
重水富夫君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
重水富夫君	1 1 4
宮路市長	1 1 5

重水富夫君	1 1 5
宮路市長	1 1 5
重水富夫君	1 1 5
宮路市長	1 1 6
重水富夫君	1 1 6
宮路市長	1 1 6
重水富夫君	1 1 6
宮路市長	1 1 7
重水富夫君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
重水富夫君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
重水富夫君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
重水富夫君	1 1 9
宮路市長	1 2 0
重水富夫君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
休 憩	1 2 0
坂口ルリ子さん	1 2 0
宮路市長	1 2 3
田代教育長	1 2 3
坂口ルリ子さん	1 2 4
宮路市長	1 2 5
坂口ルリ子さん	1 2 5
宮路市長	1 2 5
坂口ルリ子さん	1 2 6
小園総務課長	1 2 6
坂口ルリ子さん	1 2 6
小園総務課長	1 2 6
坂口ルリ子さん	1 2 7
田代教育長	1 2 8

	坂口ルリ子さん	1 2 8
	田代教育長	1 2 8
	坂口ルリ子さん	1 2 9
	田代教育長	1 2 9
	坂口ルリ子さん	1 2 9
休	憩	1 2 9
	坂口ルリ子さん	1 2 9
	地頭所貞視君	1 3 0
	坂口ルリ子さん	1 3 0
	門松慶一君	1 3 0
	宮路市長	1 3 1
	門松慶一君	1 3 3
	宮路市長	1 3 3
	門松慶一君	1 3 3
	宮路市長	1 3 3
	門松慶一君	1 3 3
	宮路市長	1 3 3
	門松慶一君	1 3 4
	宮路市長	1 3 4
	門松慶一君	1 3 4
	宮路市長	1 3 5
	門松慶一君	1 3 5
	宮路市長	1 3 5
	門松慶一君	1 3 5
	宮路市長	1 3 5
	門松慶一君	1 3 5
	宮路市長	1 3 6
	門松慶一君	1 3 6
	宮路市長	1 3 6
	門松慶一君	1 3 6
	吉丸商工観光課長	1 3 6
	門松慶一君	1 3 7

宮路市長	1 3 7
門松慶一君	1 3 7
宮路市長	1 3 8
門松慶一君	1 3 8
吉丸商工観光課長	1 3 8
門松慶一君	1 3 8
吉丸商工観光課長	1 3 8
門松慶一君	1 3 8
吉丸商工観光課長	1 3 9
門松慶一君	1 3 9
宮路市長	1 4 0
横山副市長	1 4 0
門松慶一君	1 4 0
吉丸商工観光課長	1 4 1
門松慶一君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
門松慶一君	1 4 2
宮路市長	1 4 2
門松慶一君	1 4 2
休 憩	1 4 2
池満 渉君	1 4 2
宮路市長	1 4 3
田代教育長	1 4 4
池満 渉君	1 4 5
宮路市長	1 4 5
池満 渉君	1 4 5
宮路市長	1 4 6
池満 渉君	1 4 6
宮路市長	1 4 6
池満 渉君	1 4 7
宮路市長	1 4 7
池満 渉君	1 4 7

宮路市長	1 4 8
池満 渉君	1 4 8
脇健康保険課長	1 4 9
池満 渉君	1 4 9
脇健康保険課長	1 4 9
池満 渉君	1 4 9
脇健康保険課長	1 4 9
池満 渉君	1 4 9
宮路市長	1 5 0
池満 渉君	1 5 0
富迫企画課長	1 5 1
池満 渉君	1 5 1
宮路市長	1 5 1
池満 渉君	1 5 2
田代教育長	1 5 2
池満 渉君	1 5 2
田代教育長	1 5 2
池満 渉君	1 5 2
田代教育長	1 5 3
池満 渉君	1 5 3
田代教育長	1 5 3
池満 渉君	1 5 3
田代教育長	1 5 4
池満 渉君	1 5 4
田代教育長	1 5 5
休 憩	1 5 5
下御領昭博君	1 5 5
宮路市長	1 5 7
下御領昭博君	1 5 9
宮路市長	1 5 9
下御領昭博君	1 5 9
宮路市長	1 5 9

下御領昭博君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
下御領昭博君	1 6 0
小園総務課長	1 6 0
下御領昭博君	1 6 0
宮路市長	1 6 1
下御領昭博君	1 6 1
宮路市長	1 6 1
下御領昭博君	1 6 1
宮路市長	1 6 1
下御領昭博君	1 6 1
奥菌財政管財課長	1 6 1
下御領昭博君	1 6 2
宮路市長	1 6 2
下御領昭博君	1 6 2
宮路市長	1 6 2
下御領昭博君	1 6 2
湯田平副市長	1 6 3
下御領昭博君	1 6 3
奥菌財政管財課長	1 6 3
下御領昭博君	1 6 3
奥菌財政管財課長	1 6 3
下御領昭博君	1 6 3
奥菌財政管財課長	1 6 3
下御領昭博君	1 6 3
宮路市長	1 6 4
奥菌財政管財課長	1 6 4
下御領昭博君	1 6 5
奥菌財政管財課長	1 6 5
下御領昭博君	1 6 5
宮路市長	1 6 5
下御領昭博君	1 6 5

湯田平副市長	1 6 6
下御領昭博君	1 6 6
奥菌財政管財課長	1 6 6
散 会	1 6 6

第5号（6月25日）（月曜日）

開 議	1 7 0
日程第1 一般質問	1 7 0
梶 康博君	1 7 0
宮路市長	1 7 0
梶 康博君	1 7 2
宮路市長	1 7 2
梶 康博君	1 7 3
宮路市長	1 7 3
梶 康博君	1 7 3
宮路市長	1 7 4
梶 康博君	1 7 4
宮路市長	1 7 5
梶 康博君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
富迫企画課長	1 7 6
梶 康博君	1 7 6
富迫企画課長	1 7 7
梶 康博君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
梶 康博君	1 7 7
宮路市長	1 7 8
漆島政人君	1 7 8
宮路市長	1 7 9
休 憩	1 8 0
漆島政人君	1 8 0
宮路市長	1 8 1

漆島政人君	1 8 1
宮路市長	1 8 2
樹土木建設課長	1 8 2
漆島政人君	1 8 2
宮路市長	1 8 3
漆島政人君	1 8 3
宮路市長	1 8 3
上園哲生君	1 8 4
宮路市長	1 8 5
上園哲生君	1 8 6
宮路市長	1 8 6
上園哲生君	1 8 7
宮路市長	1 8 7
上園哲生君	1 8 7
吉丸商工観光課長	1 8 7
上園哲生君	1 8 8
吉丸商工観光課長	1 8 8
上園哲生君	1 8 8
宮路市長	1 8 9
上園哲生君	1 8 9
宮路市長	1 8 9
休 憩	1 8 9
出水賢太郎君	1 8 9
宮路市長	1 9 1
出水賢太郎君	1 9 2
奥菌財政管財課長	1 9 3
出水賢太郎君	1 9 3
宮路市長	1 9 3
出水賢太郎君	1 9 4
宮路市長	1 9 4
出水賢太郎君	1 9 4
宮路市長	1 9 5

出水賢太郎君	1 9 5
宮路市長	1 9 5
出水賢太郎君	1 9 5
宮路市長	1 9 6
出水賢太郎君	1 9 6
宮路市長	1 9 6
出水賢太郎君	1 9 6
奥菌財政管財課長	1 9 6
出水賢太郎君	1 9 6
宮路市長	1 9 6
出水賢太郎君	1 9 6
奥菌財政管財課長	1 9 7
出水賢太郎君	1 9 7
奥菌財政管財課長	1 9 7
出水賢太郎君	1 9 7
奥菌財政管財課長	1 9 7
出水賢太郎君	1 9 7
奥菌財政管財課長	1 9 7
出水賢太郎君	1 9 7
奥菌財政管財課長	1 9 7
出水賢太郎君	1 9 7
奥菌財政管財課長	1 9 8
出水賢太郎君	1 9 8
奥菌財政管財課長	1 9 8
出水賢太郎君	1 9 8
奥菌財政管財課長	1 9 8
出水賢太郎君	1 9 8
宮路市長	1 9 8
出水賢太郎君	1 9 8
宮路市長	1 9 9
出水賢太郎君	1 9 9
宮路市長	1 9 9
出水賢太郎君	1 9 9
宮路市長	2 0 0

出水賢太郎君	200
宮路市長	200
奥菌財政管財課長	200
出水賢太郎君	200
宮路市長	201
出水賢太郎君	201
宮路市長	201
出水賢太郎君	202
宮路市長	202
出水賢太郎君	202
散 会	202

第6号（7月2日）（月曜日）

開 議	206
日程第1 議案第58号日置市過疎地域自立促進計画の変更について（総務企画常任委員長報告）	206
佐藤総務企画常任委員長報告	206
日程第2 議案第65号平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）（各常任委員長報告）	207
佐藤総務企画常任委員長報告	207
中島環境福祉常任委員長報告	210
重水産業建設常任委員長報告	213
西菌教育文化常任委員長報告	215
休 憩	218
池満 渉君	218
田畑純二君	219
西菌教育文化常任委員長	219
坂口ルリ子さん	219
重水産業建設常任委員長	219
地頭所貞視君	220
西菌教育文化常任委員長	220
宇田 栄君	221

谷口正行君	2 2 1
地頭所貞視君	2 2 3
中島 昭君	2 2 3
花木千鶴さん	2 2 4
成田 浩君	2 2 5
西菌典子さん	2 2 6
休 憩	2 2 7
重水産業建設常任委員長	2 2 7
日程第3 議案第66号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)(環境福祉常任委員長報告)	2 2 7
日程第4 議案第69号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)(環境福祉常任委員長報告)	2 2 7
日程第5 議案第70号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)(環境福祉常任委員長報告)	2 2 7
中島環境福祉常任委員長報告	2 2 7
日程第6 議案第67号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	2 2 9
日程第7 議案第71号平成19年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	2 2 9
重水産業建設常任委員長報告	2 3 0
日程第8 議案第68号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)(総務企画常任委員長報告)	2 3 1
佐藤総務企画常任委員長報告	2 3 1
日程第9 発議第4号日置市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について(議会運営委員長報告)	2 3 2
長野議会運営委員長報告	2 3 2
日程第10 議案第72号新宮団地2号棟建築工事請負契約の締結について	2 3 3
日程第11 議案第73号市有財産の処分について	2 3 3
日程第12 議案第74号市有財産の取得について	2 3 3
日程第13 議案第75号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	2 3 3
宮路市長提案理由説明	2 3 3
池上産業建設部長	2 3 4

益満総務企画部長	2 3 4
福田消防本部消防長	2 3 5
外園教育次長	2 3 6
田畑純二君	2 3 6
湯田平副市長	2 3 6
池上産業建設部長	2 3 6
田畑純二君	2 3 7
樹土木建設課長	2 3 7
田畑純二君	2 3 7
坂口ルリ子さん	2 3 7
樹土木建設課長	2 3 7
坂口ルリ子さん	2 3 7
樹土木建設課長	2 3 7
坂口ルリ子さん	2 3 8
樹土木建設課長	2 3 8
池満 渉君	2 3 8
益満総務企画部長	2 3 8
田畑純二君	2 3 8
益満総務企画部長	2 3 8
坂口吹上支所長	2 3 8
谷口正行君	2 3 9
坂口吹上支所長	2 3 9
谷口正行君	2 4 0
坂口吹上支所長	2 4 0
谷口正行君	2 4 0
西峯尚平君	2 4 0
福田消防本部消防長	2 4 0
西峯尚平君	2 4 1
福田消防本部消防長	2 4 1
西峯尚平君	2 4 1
池満 渉君	2 4 1
福田消防本部消防長	2 4 1

休 憩	2 4 2
樹土木建設課長	2 4 2
日程第 1 4 行財政改革調査特別委員会報告	2 4 2
西園行財政改革調査特別委員長報告	2 4 3
日程第 1 5 閉会中の継続調査の申し出について	2 4 4
日程第 1 6 議員派遣の件について	2 4 4
閉 会	2 4 4

平成19年第4回（6月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
6月 8日	金	本 会 議	議長・副議長辞任の件、後期高齢者広域連合議会議員選挙等
6月 9日	土	休 会	
6月10日	日	休 会	
6月11日	月	休 会	
6月12日	火	本 会 議	常任委員の選任等、予算・予算外議案上程、質疑、表決、付託
6月13日	水	委 員 会	総務企画、環境福祉
6月14日	木	委 員 会	産業建設
6月15日	金	委 員 会	教育文化
6月16日	土	休 会	
6月17日	日	休 会	
6月18日	月	休 会	鹿児島県市議会議長会臨時総会（東京）
6月19日	火	休 会	全国市議会議長会第83回定期総会（東京）
6月20日	水	休 会	
6月21日	木	本 議 会	一般質問
6月22日	金	本 議 会	一般質問
6月23日	土	休 会	
6月24日	日	休 会	
6月25日	月	本 会 議	一般質問
6月26日	火	休 会	
6月27日	水	休 会	
6月28日	木	休 会	
6月29日	金	休 会	議会運営委員会
6月30日	土	休 会	
7月 1日	日	休 会	
7月 2日	月	本 会 議	付託事件等審査結果報告

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
同意第 1 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 2 号	日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
報告第 1 号	平成 1 8 年度日置市継続費繰越計算書の報告について
報告第 2 号	平成 1 8 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 3 号	平成 1 8 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
議案第 5 6 号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更に関する協議について
議案第 5 7 号	いちき串木野市・日置市衛生処理組合同約の変更に関する協議について
議案第 5 8 号	日置市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第 5 9 号	市有財産の取得について
議案第 6 0 号	日置市支所設置条例等の一部改正について
議案第 6 1 号	日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第 6 2 号	日置市農政審議会条例の一部改正について
議案第 6 3 号	日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
議案第 6 4 号	日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について
議案第 6 5 号	平成 1 9 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 6 号	平成 1 9 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 7 号	平成 1 9 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 8 号	平成 1 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 9 号	平成 1 9 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 0 号	平成 1 9 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 1 号	平成 1 9 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 2 号	新宮団地 2 号棟建築工事請負契約の締結について
議案第 7 3 号	市有財産の処分について
議案第 7 4 号	市有財産の取得について
議案第 7 5 号	日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
発議第 4 号	日置市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

第 1 号 (6 月 8 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長：監査結果報告）
日程第 4	議長辞職の件
追加日程第1	議長の選挙
日程第 5	副議長辞職の件
追加日程第2	副議長の選挙
追加日程第3	議席の一部変更
日程第 6	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第 7	同意第 1号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

本会議（6月8日）（金曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	野上清和君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君	議事調査係	家村毅君

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	教育次長	外園昭実君
総務課長	小園義徳君	教育総務課長	山之内修君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

ただいまから、平成19年第4回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、鳩野哲盛君、出水賢太郎君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。今定例会の会期は、本日から7月2日までの25日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月2日までの25日間と決定いたしました。

△日程第3 諸般の報告（議長：監査結果報告）

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。監査結果の報告であります。平成19年2月22日、23日に実施された1月分の例月出納検査の結果、3月23日、26日に実施された2月分の例月出納検査の結果、4月24日、25日に実施された3月分の例月出納検査の結果、5月23日、24日に実施さ

れた平成18年度、平成19年度の4月分の例月出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを配付します。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時03分開議

○副議長（地頭所貞視君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第4 議長辞職の件

○副議長（地頭所貞視君）

日程第4、議長の辞職の件を議題とします。地方自治法第117条の規定により、宇田議長の退場を求めます。

〔議長宇田 栄君除斥・退場〕

○副議長（地頭所貞視君）

平成19年6月8日付をもちまして、議長宇田栄君から議長の辞職願が出されております。

お諮りします。宇田栄君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（地頭所貞視君）

異議なしと認めます。したがって、宇田栄君の議長の辞職を許可することに決定しました。

〔30番宇田 栄君入場〕

○副議長（地頭所貞視君）

ここで、宇田栄君から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○30番（宇田 栄君）

どうも皆さん、お疲れさまでございます。

合併当初から2年間、議長という大役を皆さんのご推挙により仰せつかりましたけれども、いろいろと個人的なこと、いろいろな面で皆さん方にご迷惑をおかけいたしましたこ

とを、まずもって深くおわびをしたいと思います。

私も旧町時代から議長を6年、そして新しい議会になって2年間させていただきました。本当に4町合併から、いろいろな面でややこしい、いろいろなすべてなすり合わせとか難しい問題もございました。皆さん方にも本当に迷惑をかけ、執行部の皆さん方も迷惑をかけたと思っております。特にまた事務局の皆さん方には、新しい日置市としての議会の運営にも、それぞれのいろいろな問題を作成するいろいろな問題で、処理仕事とかの面でもご迷惑をかけたと思っておりますけれども、何とか2年間皆様方のおかげで過ごせたことをうれしく思っております。

残されたまだ2年間は一議員として、また議会の運営、いろんな面で側面からご協力させていただきたいと思っております。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。（「ご苦労さん」と呼ぶ者あり）（拍手）

△追加日程第1 議長の選挙

○副議長（地頭所貞視君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（地頭所貞視君）

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（地頭所貞視君）

ただいまの出席議員は30人です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（地頭所貞視君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。それから、用紙が2枚重なっているということもありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（地頭所貞視君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（地頭所貞視君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼いたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○副議長（地頭所貞視君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（地頭所貞視君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（地頭所貞視君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、出水賢太郎君と2番、上園哲生君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（地頭所貞視君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票30票、無効投票0票。有効投票

30票のうち、畠中實弘君14票、成田浩君11票、鳩野哲盛君2票、田畑純二君2票、地頭所貞視君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。したがって、畠中實弘君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました畠中實弘君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の旨を告知いたします。

当選されました畠中實弘君のごあいさつをお願いいたします。

○23番（畠中實弘君）

一言ごあいさつ申し上げます。

議員たるものいつかは議長にという願望は多少ありましたが、現実に多数の票をいただいてここに登壇いたしますと、まさに予期せぬ勝利ちゅうか、当選でございまして、晴天の霹靂というような感じを受けております。大変光栄に思うとともに、これからの責任の重大さを痛感しているところでございます。

私の政治姿勢、信念については、もう最初から、2年前からずっと一貫して申し上げておるわけですが、格言にもございますように、議員は執行と一歩離れて2歩離れずと、その原則をずっと守りながら貫いてまいりました。そのことを高く評価していただいたのかなど、今思うところでございます。

日置市は合併して2年経過しましたが、いろんな問題を抱えております。ただ、この2年間は助走だということで、手探り、暗中模索の気はありましたけれども、本当に今後2年間で正念場でございます。

行財政改革、5カ年で50億円削減という途方もない課題も課せられております。そして、市内全域平等な行政サービスを受けられるという目的に向かって、いかに議会が行政を後押しして理想の日置市に向かって邁進するかということは、一番大切かと思っております。

健康に十分留意しながら全力投球していきたいと思っておりますので、ぜひご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

本当に簡単でございますが、就任のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（地頭所貞視君）

以上をもちまして、私の職務はすべて終了いたしました。皆様のご協力まことにありがとうございました。

ここで、しばらく休憩いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

午前10時31分休憩

午前10時33分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第5 副議長辞職の件

○議長（畠中實弘君）

日程第5、副議長辞職の件を議題とします。地方自治法第117条の規定により、地頭所副議長の退場を求めます。

〔副議長地頭所貞視君除斥・退場〕

○議長（畠中實弘君）

平成19年6月8日付をもちまして、副議長地頭所貞視君から副議長の辞職願が出されております。

お諮りします。地頭所貞視君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、地頭所貞視君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

〔24番地頭所貞視君入場〕

○議長（畠中實弘君）

ここで、地頭所貞視君から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○24番（地頭所貞視君）

合併後の2年間、私、副議長という要職を預かりまして、一生懸命やったつもりではございますが、皆様にはご不満もあったこととは思いますが、これもひとえに議員各位の皆様方のご協力と市民並びに市職員のご協力もあったと、そう理解しております。このことに対して、心から感謝と御礼を述べたいと思います。

ただいま新議長も決定いたしましたので、今後はまた新議長のもと日置市議会が明るく開かれた議会であるよう、私も議員として協力していきたいと思っております。

本当につたない私ではございましたが、皆さん、ありがとうございました。（拍手）

△追加日程第2 副議長の選挙

○議長（畠中實弘君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（畠中實弘君）

ただいまの出席議員数は30人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（畠中實弘君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。2枚重なっているところはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（畠中實弘君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（畠中實弘君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（畠中實弘君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、下御領昭博君と4番、門松慶一君を指名いたします。両君の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（畠中實弘君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票30票、無効投票0票。有効投票30票のうち、松尾公裕君20票、梶康博君9票、谷口正行君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。したがって、松尾公裕君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松尾公裕

君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の旨を告知いたします。

当選されました松尾公裕君のごあいさつをお願いします。

○21番（松尾公裕君）

ただいまご推挙いただきました。大変浅学非才でございますけれども、このような副議長に当選させていただきまして本当にありがたいと思っております。

これまでやってこられました議長、副議長に感謝をしながら、それを糧としてさらに発展をさせ、議会の役割が十二分に発揮できますように、議長を補佐して副議長としての任務をしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様のご協力を心よりお願いを申し上げましてごあいさついたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（畠中實弘君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前10時56分休憩

午前11時15分開議

△追加日程第3 議席の一部変更

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。議長、副議長選挙に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として議席の一部変更を行いたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として議席の一部変更を行うことに決定しました。追加日程第3、議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。地頭所貞視君の議席を23番に、谷口正行君の議席を24番に、西峯尚平君の議席を25番に、佐藤彰矩君の議席を26番に、成田浩君の議席を27番に、鳩野哲盛君の議席を28番に、宇田栄君の議席を29番に、畠中實弘の議席を30番に変更します。

△日程第6 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（畠中實弘君）

日程第6、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市を初め県内全市町村で構成し、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体です。広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項の規定により、市議会議員から6人の議員を選出するため、今回選挙が行われることになったものです。

この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票

数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（畠中實弘君）

ただいまの出席議員数は30人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（畠中實弘君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（畠中實弘君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（畠中實弘君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（畠中實弘君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、坂口洋之君と6番、花木千鶴さんを指名いたします。

坂口洋之君、花木千鶴さん、立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（畠中實弘君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票29票、無効投票1票。有効投票のうち、小森こうぶんさん17票、宮内博さん9票、東伸行さん3票、以上のとおりであります。

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時40分とします。

午前11時36分休憩

午前11時40分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（畠中實弘君）

日程第7、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第1号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

現委員が平成19年6月10日をもって任期満了となるため、新たに委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

留盛浩一郎氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから、同意第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

いいですか。教育の一番大事な時期になるわけですが、東市来町が交代することで留盛浩一郎氏が挙がってきました。私は留盛浩一郎氏がどうこうと言うんじゃないですが、東市来町で一人の代表として、どんな経緯で選ばれたのか質疑いたします。

そして、この子にとっては——実は私の教え子でございます。上市来小学校での——（発言する者あり）関係ないけれども、いい子ですけども、本当に任が重いんじゃないかと思うんですが、東市来町にどんな候補が挙がって、その中からこの子が選ばれたのか、その経緯をちょっとお示し願います。

○市長（宮路高光君）

今回教育委員の任命に当たりましては、教育委員会の方で、特に東市来地域におきます選任の中でいろいろと協議をしまいたったようでございます。特に今、教育改革関連法の法律の中におきまして、教育委員への保護者の選任を義務化という、こういうものもございまして、選定の一番大きな理由といたしましては、特に保護者といいますか、小中の保護者を中心にお迎え、選任を、それぞれ業績等を含めながら候補を選び、留盛浩一郎氏がPTA活動を含めましてそれぞれ活動してきたということでございましたので、今回そのような状況の中で、議会の方に同意をいただくというふうをお願いしたいと思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

保護者代表というような立場だということを知って納得できるわけですが、結局この人が一人挙がって一人選ばれたと。ほかに候補はいなかったのかということですね。ほかに候補者が何人が出て、この人が保護者代表として適任だというふうにだれが決めたのかなと思うんです。教育委員会でしょうか。教育長。

○教育長（田代宗夫君）

何人挙がったかということですけども、いろいろ市長の方からもありましたとおり、この委員の選任に当たりましては、地方教育行政の法律に基づいて、その観点から全部チェックをいたしまして、何名とは言いませんが数名挙がった中で、この方、市長から今話出ましたとおり、まず保護者であるということ、それから選任に当たっては、やはり委員の年齢構成とかあるいは教育に関心があるとか、いろんなそういうものも含まれますので、そういうすべての観点から選んだ中で、この方が挙がりました。

○18番（坂口ルリ子さん）

2人の話を聞いて納得するわけですが、本当に任も重いだろうけれども、私もいい委員になるように援助、意見やら言っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

△散 会

○議長（畠中寛弘君）

以上で本日の日程は終了しました。6月12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。終了後、全協を開きます。

午前11時48分散会

第 2 号 (6 月 1 2 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	常任委員会委員の選任
追加日程第 1	議長の常任委員辞任の件
日程第 2	議会運営委員会委員の選任
日程第 3	いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙
日程第 4	南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙
日程第 5	日置市農業委員会委員の推薦について
日程第 6	行政報告（市長報告）
日程第 7	報告第 1号 平成18年度日置市継続費繰越計算書の報告について
日程第 8	報告第 2号 平成18年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 9	報告第 3号 平成18年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 10	議案第56号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更に関する協議について
日程第 11	議案第57号 いちき串木野市・日置市衛生処理組合同約の変更に関する協議について
日程第 12	議案第58号 日置市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 13	議案第59号 市有財産の取得について
日程第 14	議案第60号 日置市支所設置条例等の一部改正について
日程第 15	議案第61号 日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 16	議案第62号 日置市農政審議会条例の一部改正について
日程第 17	議案第63号 日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
日程第 18	議案第64号 日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について
日程第 19	議案第65号 平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）
日程第 20	議案第66号 平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 21	議案第67号 平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 22	議案第68号 平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 23	議案第69号 平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 24	議案第70号 平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
日程第 25	議案第71号 平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 26	同意第 2号 日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

本会議（6月12日）（火曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西園典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	次長兼議事調査係長	川崎美智也君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥園正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	瀬 川 利 英 君
商工観光課長	吉 丸 三 郎 君	市民生活課長	桜 井 健 一 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宮 園 光 次 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	町 岡 光 弘 君
社会教育課長	神之門 透 君	市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君
会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中實弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 常任委員会委員の選任

○議長（畠中實弘君）

日程第1、常任委員会委員の選任を行います。

地方自治法第109条第2項の規定により、議員は少なくとも一の常任委員となるものとされておりませんが、委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名するとなっております。

それでは指名します。総務企画委員会委員は、29番、宇田栄君、26番、佐藤彰矩君、25番、西峯尚平君、20番、長野瑳や子さん、13番、田畑純二君、11番、漆島政人君、9番、靄園秋男君、1番、出水賢太郎君、環境福祉委員会委員は、28番、鳩野哲盛君、21番、松尾公裕君、12番、中島昭君、8番、田代吉勝君、5番、坂口洋之君、3番、下御領昭博君、2番、上園哲生君、産業建設委員会委員は、27番、成田浩君、23番、地頭所貞視君、22番、重水富夫君、19番、東孝志君、17番、梶康博君、15番、田丸武人君、7番、並松安文君、6番、花木千鶴さん、教育文化委員会委員は、24番、谷口正行君、18番、坂口ルリ子さん、16番、池満渉君、14番、西菌典子さん、10番、大園貴文君、4番、門松慶一君、30番、畠中實弘、以上、指名します。

ここでしばらく休憩します。

午前10時04分休憩

午前10時04分開議

〔議長畠中實弘君退場〕

○副議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま、畠中實弘議長から、職務遂行上の理由から教育文化常任委員を辞任したいとの申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

△追加日程第1 議長の常任委員辞任の件

○副議長（松尾公裕君）

追加日程第1、議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、畠中實弘議長の教育文化常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時05分開議

〔議長畠中實弘君入場〕

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長について、委員会条例第9条第2項の規定により委員会において互選するとなっております。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集、日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせるとなっております。

ここでしばらく休憩し、その間、それぞれ

の常任委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いします。各常任委員会は、第1委員会室で総務企画委員会、第2委員会室で環境福祉委員会、第3委員会室で産業建設委員会、応接室で教育文化委員会を開会願います。

それでは、しばらく休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時30分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、各常任委員会から委員長、副委員長の互選結果について議長に報告がありましたので、これを報告します。

総務企画委員会委員長は佐藤彰矩君、同副委員長は靄園秋男君、環境福祉委員会委員長は中島昭君、同副委員長は田代吉勝君、産業建設委員会委員長は重水富夫君、同副委員長は東孝志君、教育文化委員会委員長は西菌典子さん、同副委員長は大園貴文君、以上、報告します。

△日程第2 議会運営委員会委員の選任

○議長（畠中實弘君）

日程第2、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名するとなっております。それでは指名します。松尾公裕君、佐藤彰矩君、中島昭君、重水富夫君、西菌典子さん、長野瑛や子さん、鳩野哲盛君、成田浩君、谷口正行君、以上、指名します。

議会運営委員会の委員長及び副委員長について、委員会条例第9条第2項の規定により委員会において互選するとなっております。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委

員長の互選を行わせるとなっております。

ここでしばらく休憩し、その間、委員会を開会していただき正副委員長の互選をお願いします。議会運営委員は第1委員会室にお集まり願います。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時50分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、議会運営委員会から委員長及び副委員長の報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員長は長野瑛や子さん、同副委員長は成田浩君、以上、報告します。

△日程第3 いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（畠中實弘君）

日程第3、いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の定数は組合規約により8人とされ、選出については、そのうち4人を日置市議会議員の中から選挙するようになっています。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員に松尾公裕君、中島昭君、鳩野哲盛君、私畠中實弘を指名します。

お諮りします。ただいま指名をしました松尾公裕君、中島昭君、鳩野哲盛君、畠中實弘を当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、松尾公裕君、中島昭君、鳩野哲盛君、畠中實弘がいちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員に当選されました。

当選されました松尾公裕君、中島昭君、鳩野哲盛君、畠中實弘が議場におられますので、会議規則第32条の規定により当選の告知をいたします。

○21番（松尾公裕君）

ただいま選出されましたので、その職務にしっかりと努めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○12番（中島 昭君）

同じく選出をしていただきました。誠心誠意職務に努めてまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○28番（鳩野哲盛君）

同じく選出をいただきました鳩野です。皆さんと力を合わせて一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（畠中實弘君）

当選を承諾いたします。よろしくお願ひいたします。

△日程第4 南薩地区衛生管理組合議会
議員の選挙

○議長（畠中實弘君）

日程第4、南薩地区衛生管理組合議会議員

の選挙を行います。

南薩地区衛生管理組合議会議員の定数は組合に規約により13人とされ、選出については、そのうち2人を日置市議会議員の中から選挙するようになっています。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

南薩地区衛生管理組合議会議員に、中島昭君と私畠中實弘を指名します。

お諮りします。ただいま指名をしました中島昭君と畠中實弘を当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、中島昭君と畠中實弘が南薩地区衛生管理組合議会議員に当選されました。

当選されました中島昭君、畠中實弘が議場におられますので、会議規則第32条の規定により当選の告知をいたします。

○12番（中島 昭君）

ご指名をいただきました中島でございます。与えられました職務を誠心誠意務めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

みずからの当選承諾、よろしくお願い申し上げます。

△日程第5 日置市農業委員会委員の推薦について

○議長（畠中實弘君）

日程第5、日置市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

〔23番地頭所貞視君、24番谷口正行君、3番下御領昭博君退場〕

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員に地頭所貞視君、谷口正行君、下御領昭博君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員会委員は地頭所貞視君、谷口正行君、下御領昭博君を推薦することに決定しました。

〔23番地頭所貞視君、24番谷口正行君、3番下御領昭博君入場〕

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時13分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

訂正が1件ございます。先ほど中島昭議員の呼び名を、再三にわたって「なかじまあきら」と申し上げましたが、「なかしまあきら」に訂正させていただきます。

△日程第6 行政報告（市長報告）

○議長（畠中實弘君）

日程第6、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2月26日からの主な行政執行についてご報告申し上げます。

3月1日に鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社分譲地の購入者紹介に関する協定を締結しました。土地開発公社は、現在、工業団地1団地及び住宅団地造成事業7団地を行っています。現在、造成地の分譲につきましては積極的に取り組んでいるところでありますが、造成後、数年が経過して販売できない箇所もあることから、今回、民間手法を取り入れて分譲促進を図るものであります。

次に、3月6日に吹上浜江口海岸において、県の住民説明会が開かれました。近年、江口海岸、鉦口海岸、永山海岸、神之川海岸においては、海岸の浸食が進み、護岸が破損するなどの現状が見られ人家への影響が心配されていることから、今回、県が調査し説明会が実施されましたが、具体的な対策などは示されませんでした。本市におきましても、原因の究明や護岸破損箇所の早急な復旧工事など、県に引き続き要望してまいりたいと思っております。

次に、3月29日に、日置市の特定の事務の取り扱いに関する協定を締結しました。市民の利便の増進を図るため、市内3つの郵便局において住民票など、証明書の交付事務を取り扱わせるものでありますが、地区公民館との利用もあわせて多くの市民の方々にご利用いただきたいと思います。

以下、5月31日までの主な行政執行につきましては報告書を提出してありますので、お目通しをお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これで行政報告を終わります。

△日程第7 報告第1号平成18年度日置市継続費繰越計算書の報

告について

△日程第8 報告第2号平成18年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について

△日程第9 報告第3号平成18年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（畠中寛弘君）

日程第7、報告第1号平成18年度日置市継続費繰越計算書の報告についてから、日程第9、報告第3号平成18年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての3件を一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第1号は、平成18年度の日置市継続費繰越計算書の報告についてであります。

平成18年度の日置市継続費繰越計算書を、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

一般会計、土木費の住宅費、紙屋敷公営住宅建設事業5,990万5,000円を平成19年度へ繰り越ししました。

次に、報告第2号は、平成18年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成18年度日置市繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

一般会計では、総務費の徴税費、地籍図数値化事業840万円、航空写真整備事業1,800万円、家屋評価システム整備事業240万円、農林水産業費の農業費、団体営河川工作物応急対策事業355万円、水産業費の強い水産業づくり交付金事業2,198万6,000円、土木費の道路橋梁費、地方道路整備臨時交付金事業下神殿線1,318万円、徳重清藤線3,286万円、美山パーキ

ングエリア線5,995万2,000円、高塚仕明線3,329万9,000円、笠ヶ野線4,795万円、和田平鹿倉線1,611万2,000円、坊野野添線2,465万8,000円、道整備交付金事業赤仁田山手線1,735万4,000円、一般道路整備事業尾野上線1,450万円、一般道路整備事業合併補助金関係9,000万円、河川費の急傾斜地崩壊対策事業元湯地区543万円、都市計画費の土地区画整理事業費通常分1,438万円、交付金3,321万7,000円、まちづくり交付金街路整備事業8,930万円、まちづくり交付金公園整備事業3,158万2,000円、教育費の小学校費、小学校耐力度調査2,530万円、社会教育費の地区公民館整備事業3,620万円、保健体育費の給食センター備品整備事業1,080万円、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費、現年補助農地農業用施設災害復旧費818万8,000円、公共土木施設災害復旧費の現年補助公共土木施設災害復旧費932万8,000円をそれぞれ平成19年度へ繰り越しました。

介護保険特別会計では、総務費の総務管理費、介護保険システム改修事業430万円、養護老人ホーム施設機能強化事業671万1,000円をそれぞれ19年度へ繰り越しました。

次に、報告第3号は、平成18年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

平成18年度の日置市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。資本的支出の建設改良費、徳重横井鹿兒島線配水管布設工事を県道改良の繰り越しによる工期延長により120万8,000円、養母長里線の配水管布設工事を県道改良の橋梁工事の繰り越しによる工期延長により346万5,000円をそれぞれ19年度へ繰り越し

ました。

以上3件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

16番、池満渉でございます。報告第2号の繰越明許費の繰越計算書でございますけれども、全体の予算規模が非常に大きくなりましたので事業も繰り越す分がかなり出てくるんだろうと思います。あるいは財源の問題もあると思いますが、この中で全額を繰り越しております徴税費の3つですね、それから道路橋梁費の一般道路整備事業、あるいは小学校の耐力度調査、介護保険特別会計の部分、こういったものについて全額繰り越したことのその理由を説明をいただきたいと思います。

それからあわせて、全額ではありませんけれども、道路橋梁費の美山パーキングエリア線の繰り越し理由についてお示しをいただきたいと思います。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

ただいまの質問にお答えいたします。

すべてが合併補助金でございまして、3月の補正予算で合併補助金を繰り越した関係で、補正予算計上しました額がそのまま繰り越されたという状況でございます。

そして、あとのそれぞれの事業については、事業が少しおくれてるという状況で繰り越していただいたと思います。

以上です。

○土木建設課長（樹 治美君）

美山パーキングエリア線のことについて申し上げます。

美山パーキングエリア線につきましては、市道から高速の方に取りつける分の市道の改良を行ってございましたけれども、公安委員会の関係もございまして。それと、あっちの道路

公社の——公社ですかね、あっちの方との取りつけの関係の協議、そこらがなかなか進んでいませんでしたので、そこらの協議の段階で工期を延期をせざるを得なかったということでございます。

終わります。

○16番（池満 渉君）

本当は詳細に1件ずつの理由というものを、財源の関係は別としてもお伺いしたかったところではありますが、市長に全体を通して一言お伺いをいたしますが、やっぱり繰越明許というのは年度内に事業がどうしても終えなかったと、さまざまな理由があつてということでの繰り越しでございますので、もしかしたら、全額を繰り越すということは翌年度でもよかったんじゃないかというような気もいたします。そこら辺いかがなんでしょうか。この繰り越しの仕方ということについて市長の感想をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

国の予算におきまして、18年度の補正予算におきまして、特に合併補助金につきまして、約2億円——3億円近くでしたかね、これが補正がついたということでございます。もう補正でございましたので、私どもにきたのは19年になってからということでございます。これが一番大きな原因でございまして、国のこの補正に伴いまして全体的を繰り越ししなければならなかった。その中で、合併補助金の約6割程度を一括して18年度に支給するという一つの通達も参りましたので、そのような状況でございましたのでご理解していただきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

これで報告第1号から報告第3号までの

3件の報告を終わります。

△日程第10 議案第56号鹿児島市
町村総合事務組合を組織
する地方公共団体の数の
減少及び鹿児島市町村
総合事務組合規約の変更
に関する協議について

△日程第11 議案第57号いちき串木
野市・日置市衛生処理組
合規約の変更に関する協
議について

○議長（畠中實弘君）

日程第10、議案第56号鹿児島市町村
総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び鹿児島市町村総合事務組合規約の
変更に関する協議について及び日程第11、
議案第57号いちき串木野市・日置市衛生処
理組合規約の変更に関する協議についての
2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第56号は、鹿児島市町村総合事務
組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
鹿児島市町村総合事務組合規約の変更に関
する協議についてであります。

平成19年10月1日の廃置分合に伴い廃
止される熊毛郡上屋久町、屋久町及び屋久町
広域連合の脱退並びにその区域をもって設
置されて同郡屋久島町の加入による鹿児島
市町村総合事務組合を組織する地方公共団
体の数の減少並びに同組合規約の変更につ
いて、地方自治法第286条第1項の規定によ
り関係地方公共団体と協議したいので提案す
るものであります。

内容につきましては、後ほど総務企画部長
に説明させます。

次に、議案第57号は、いちき串木野市・

日置市衛生処理組合規約の変更に関する協議
についてであります。

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、
いちき串木野市・日置市衛生処理組合の規約
を変更することについて、地方自治法第
286条第1項の規定によりいちき串木野市
と協議したいので提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明さ
せます。

以上2件、ご審議をよろしくお願ひいたし
ます。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第56号について補足説明
を申し上げます。

まず別紙をお開きいただきたいと思います。
今回の鹿児島市町村総合事務組合規約の一
部を改正する規約でございますが、今回、先
ほど提案理由がございましたとおり、19年
の10月1日に上屋久町と屋久町が合併いた
します。それに伴いまして、屋久島広域連合
も解散するというところで、受けまして、別表
第1中の「上屋久町、屋久町」を「屋久島
町」に改め、「屋久島広域連合」を削るもの
でございます。以下の条文については省略さ
せていただきます。

附則といたしまして、この規約は平成
19年10月1日から施行するものでござい
ます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

議案第57号について補足説明を申し上げ
ます。

別紙をお開きください。今回の改正は、平
成18年6月7日公布の地方自治法の一部改
正に伴うもので、「助役」が「副市長」に、
「吏員その他の職員」が「職員」の表現に改
められております。また、出納長及び収入役
が廃止され、管理者1人を置くこととされた
ことによります字句等の整理のほか、組合格

約第9条第1項「組合に管理者、助役及び収入役を置く」から、「組合に管理者、副管理者2人及び会計管理者を置く」に改めております。つまり、これまでの副管理者1人を2人とするものでございます。

なお、この副管理者2人につきましては、同条第3項で副管理者は管理者外の市長及び管理者の属する市の副市長のうち、管理者が選任した副市長をもって充てると改めております。これまで、日置市長1人の副管理者から日置市長といちき串木野市の副市長の2人とするものでございます。

副管理者2人を置く理由でございますが、これまで組合の収入役は管理者であるいちき串木野市の助役をもって充てることになっておりましたが、今回の改正で市の職員が会計管理者としての業務を行うこととなった関係で、これまで組合運営のための事前の対策や協議など、また処理施設周辺、集落の苦情などの地域対応につきましては、管理者、副管理者の両市長にかわって組合の副収入役でありましたいちき串木野市の副市長が対応してきたこともありました。

このようなことから、今後はいちき串木野市の副市長を副管理者として組合に在籍させることで、これまでどおり組合業務の円滑な運営を図っていかうとするものでございます。

終わります。

○議長（畠中實弘君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第56号及び議案第57号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号及び議案第57号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。お諮りします。議案第56号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。お諮りします。議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第58号日置市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（畠中實弘君）

日程第12、議案第58号日置市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第58号は、日置市過疎地域自立促進

計画の変更についてであります。

平成17年度に策定し、平成18年度で一部変更した日置市過疎地域自立促進計画の内容について、その後の調査及び将来にわたる情勢の変化に対応するため変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第58号につきまして補足して説明を申し上げます。

別紙をお開きいただきたいと思っております。過疎地域自立促進計画平成17年度策定いたしました、5年間の平成21年度までの抜粋ということで掲げてございます。今回は、6件について提案するものでございます。まず、1番目の産業の振興の施策の部門で事業名といたしましては、基盤整備の関係でございまして、これについては25ページの関係の名称変更ということで今回お願いするものでございます。農業・農村活性化推進施設等整備事業を県単農業農村整備事業に――反対でございまして、県単農業農村整備事業を、今回、農業・農村活性化推進施設等整備事業に改めるものでございます。

続きまして、2番目の交通通信体系の整備ということでございまして、まず市町村道の中で道路でございしますが、32ページの東市来地域の郷戸桑木野線、舗装関係、830メートルの延長で、幅員が5メートル、これを追加いたします。それから同じく32ページで、東市来地域の湯之元浦田線、改良舗装ということで、延長が400メートル、幅員が9メートル、これを追加するものでございます。

次に、農道関係でございまして、これにつ

きましても、県単農業農村整備事業を農業・農村活性化推進施設等整備事業に名称を変更するものでございます。次に林道でございしますが、ふるさと林道緊急整備事業矢筈線開設1,800メートル、幅員が5メートルでございしますが、これの35ページでございまして、名称変更ということで、林道整備事業矢筈線開設1,800メートル、幅員が5メートルとするものでございます。

次に、4番目の第4の項目の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の部門でございまして、その他の分門でねたきり老人等理髪サービス事業を今回削除するものでございます。

以上、6件について議決後、改めて県と正式協議をするということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから議案第58号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっています議案第58号は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第13 議案第59号市有財産の取得について

○議長（畠中實弘君）

日程第13、議案第59号市有財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第59号は、市有財産の取得についてであります。

日置市消防署の高規格救急自動車を更新するため、物品売買仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容につきましては消防長に説明させます。
ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（福田秀一君）

議案第59号につきまして、補足説明を申し上げます。

まず現在の救急車の保有状況を申し上げますと、消防本部全体で4台を保有しております。本署に2台、北と南の各分遣所にそれぞれ1台ずつ、合計4台でございます。このうち、本署の1台は非常用の予備車でございますので、常時稼働しているのは3台でございます。非常用と申しますと、大規模災害等が発生して救急の需要が増大したときとか、あるいは他の車両を車検に出したとき、あるいは故障したときに用いる予備車でございます。

今回更新をしようとする車は高規格救急自動車と呼ばれている本署の車で、平成13年1月に取得しております、約6年半が経過し、6月1日現在の総走行距離は18万4,000キロメートル余りとなっております。高規格救急自動車と申しますのは、救急救命士が乗り込んで処置を行う救急車で、車内で立ったまま処置が行える高さ、185センチこの車はございますが、そういった高さがあり、救命処置に必要な高度医療機器等を搭載し、気管挿管とか、薬剤投与等の特定行為が実施できるスペースを確保している車のことであります。

それでは、議案書によりまして説明を申し上げます。議案第59号市有財産の取得について、市有財産を次のとおり取得する。取得物件が高規格救急自動車、取得価格が2,765万7,000円、うち消費税が131万7,000円でございます。相手方が鹿児島市西千石町7番5号、鹿児島日産自動車株式会社代表取締役井上浩一でございま

す。

次のページをお願いいたします。資料といたしまして、入札結果でございます。去る5月18日に入札を執行いたしました。入札参加業者が鹿児島日産自動車株式会社と鹿児島トヨタ自動車株式会社の2社でございます。入札の結果、鹿児島日産自動車株式会社が2,765万7,000円、うち消費税131万7,000円ということで落札をいたしております。

次のページでございます。車体標準取付品及び付属品の一覧表でございます。1番のストレッチャー防振架台から、次のページの73番のスペアタイヤまで標準取り付け品と付属品の一覧表でございます。お目通しいただきたいと思っております。

次のページでございます。次が、外観の車の外観の四面図でございます。上の段の左側、これが正面から見た図面でございますが、車の全幅、全部の幅が1メートル90センチでございます。右側が左の側面図、車の全長が5メートル64センチということでございます。下の段の左側、これが真後ろから見た図面でございますが、車の全高、高さが2メートル48センチ、それから右側が真上から見た図面でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから議案第59号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

16番。予定価格が幾らだったかをまずお尋ねいたします。

それから、高規格救急自動車というのは、随分以前はもっと高かったような気がいたしますが、値段的にはどうなのか、ちょっとこう安くなっているような気もいたしますが、そこら辺はいかがでしょうか。

それから、73項目にわたる標準取り付け、あるいは付属品の一覧がありますけれども、これまでと違った装備の内容といたしますか、これまでの救急車にはない、言いますと、現場からの声でこういったものも装着してほしいというような装備がこの中にあるのかどうかということをお尋ねいたします。

○消防本部消防長（福田秀一君）

まず予定価格でございますが、予定価格が税込みで2,879万9,999円ということでございます。それから価格、値段のことでございますけれども、今回は若干下がっております。といたしますのは、現在積んでおります装備で使える物を、医療機器、その装備を継続して使うということでございます。一つの例を申し上げますと、心電図等の電送装置、こういったものは現在のものをこれからも使っていくということで外してございます。これも100万円単位で、数百万円する品物でございますので、そういった装備を使うということで値段的には下がっております。

それから、新規につけたものはないかということでございますけれども、特にそういうのはございません。いわゆる一般的に取りつけられております標準取り付け品、そういったものの装備でございます。

以上でございます。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定し

ました。

これから議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は可決されました。

△日程第14 議案第60号日置市支所設置条例等の一部改正について

△日程第15 議案第61号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

△日程第16 議案第62号日置市農政審議会条例の一部改正について

△日程第17 議案第63号日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について

△日程第18 議案第64号日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について

○議長（畠中實弘君）

日程第14、議案第60号日置市支所設置条例等の一部改正についてから、日程第18、議案第64号日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正についての5件を一括議題とします。

5件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第60号は日置市支所設置条例等の一部改正についてであります。

日置市の公共施設については、所在地調査を実施した結果、所在地番について不突合が生じているので所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第61号は日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

2件の内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明させます。

次に、議案第62号は日置市農政審議会条例の一部改正についてであります。

審議会委員の所属する団体の名称変更に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど産業建設部長に説明させます。

次に、議案第63号は日置市過疎地域産業開発促進条例の一部改正についてであります。

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第64号は日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正についてであります。租税特別措置法及び租税特別

措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

2件の内容につきましては、総務企画部長に説明させます。

以上5件を、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第60号につきまして補足して説明を申し上げます。

別紙をお開きいただきたいと思います。今回の改正は、去る3月に皆田小学校の校長、教頭住宅を一般住宅に切りかえる際に所在地番の不突合が判明いたしました。今回、これらのすべての公共施設について調査をして、判明したものを今回お願いしておるものでございます。

理由といたしましては、所在地の移動、国道調査による地番の合筆等の変更、道路拡幅による枝番の発生など、いろいろさまざまな要件があったものと思われまして、今回不突合が生じていたものと思われまして、今回、地番の取り扱いにつきましては、不動産登記取り扱い事務の準則に沿っております。

それでは、今回一本の条例ということで第1条から第7条まで7項目につきまして説明をさせていただきます。まず第1条でございますが、日置市支所設置条例の一部改正としてまとめてございます。4行下の別表を次のように改正するものということで、第2条関係でございまして、これまでは日吉支所の枝番の位置というのが抜けておりました。それと、各支所の所管区域、一番右側の位置の隣の所管区域でございますが、これに旧町の区域としておりましたので、今回、ここの所管区域をそれぞれ所管するすべての大字に表記することといたしました。そういうことで、

別表はご覧いただきたいと思います。

続きまして、第2条でございます。日置市営駐車場条例の一部改正ということでございまして、これにつきましても、第2条の表中に東市来町長里2265番地の2ほかということで、代表地番だけでまとめておりましたが、ほかという表現をしておりましたけれどもすべての番地を表記いたしました。そういうことで、東市来町長里2088番地4、2256番地6及び2256番地11、3筆を表記いたしました。それから、伊集院町の徳重372番地5ほかでございます。これについては、いわゆる駅西の駐車場でございますが、これを伊集院町徳重372番地5及び376番地5に改めております。そういうことでございまして、代表地番であらわしたものをすべて表記しております。

それから飛びまして右側のページでございますが、日置市立学校設置条例の一部改正を第3条でうたっております。これにつきましては別表をご覧いただきたいと思いますが、まず小学校の部で、鶴丸小学校のところ、東市来町長里165番地ということでございましたが、これを2番という枝番が抜けておりましたので、これを2番を追加いたします。それから伊作田小学校でございますが、これにつきましても、伊作田の2056番地1に訂正いたします。以前は4305という番地でございます。それから湯田小学校でございますが、湯田小学校につきましても湯田の4064番から4042番地3に変更いたします。上市来小学校でございますが、これにつきましては、養母の11436番地から11421番地に訂正いたします。美山小学校でございますが、美山小学校につきましても美山89の2番地という表現をしておりましたが、正しい表記が美山の89番地2という表記に変えました。それから、伊集院小学校でございますが、これも枝番が抜けてお

りまして、下谷口1836番地1を入れてございます。飯牟礼小学校でございますが、これにつきましても前が飯牟礼の1152番地でございますでしたが、これも1049番地1に変更いたします。それから土橋小学校でございますが、土橋小学校につきましても1378番地から1377番地に変更いたします。それから伊集院北小学校でございますが、これにつきましても枝番が抜けておりましたので、下神殿1995番地1にいたします。妙円寺小学校につきましてもそのままでございます。次に、日置小学校でございますが、日置の503番地から493番地にいたします。それから住吉小学校については、そのままでございます。日新小学校でございますが、日新小学校につきましても山田の343番から308番地2という表記にいたします。吉利小学校につきましても、4338番地から4329番地に変更いたします。扇尾小学校から和田小学校につきましても変更ございませんので、そのままでございます。

次に、中学校でございますが、東市来中学校が長里の3014番地から長里2684番地2に訂正をいたします。それから上市来中学校でございますが、養母の5630番地から5613番地1に変更です。伊集院中学校が、下谷口の1555番地から下谷口1547番地に変更です。伊集院北中学校につきましても、下神殿1150番地から1154番地に訂正でございます。土橋中学校から日吉中学校、吹上中学校につきましても、そのままでございます。

次に、幼稚園でございますが、東市来幼稚園が長里165番地から178番地に、飯牟礼の幼稚園が1152番地から1049番地1、土橋幼稚園が1378番地から1377番地、伊集院北幼稚園が枝番が抜けておりましたので、1995番地1、日置小学校附属幼

稚園が397の1番地が397番地2に修正するものでございます。

続きまして、第4条で日置市公民館条例の一部改正でございます。これにつきましても、別表中で日吉町の中央公民館の項中、日吉町日置379番地を枝番が抜けておりましたので379番地1に改めます。それから、伊集院地区公民館の項中、伊集院町下谷口1860番地を下谷口の1857番地に改めるものでございます。

第5条が日置市体育施設条例の一部改正ということでございまして、別表第1関係で、日置市東市来グラウンドゴルフ場の項中、市来町を平仮名のいちき串木野市に改め、同表の日置市伊集院武道館の項中で伊集院町下谷口の1784番地を1786番地に改めるものでございます。次に、日吉の運動公園グラウンドの項中で、日置5243番地1を5218番地に改めます。そして、日置市の日吉管理棟の項中、日置5243番地1を日置5302に改めるものでございます。

次に、第6条で日置市一般住宅条例の一部改正でございまして、皆田一般住宅の項中、東市来湯田4510番地を東市来町湯田の4477番地2に改めまして、同じく同表の榎下住宅というのがございますが、吹上町永吉の4436番地7、これにつきましては、以前は14436番地8でございましたが、これを14436番地7に改めます。そういうことで、以下、次の方に14436番地8、これを表記いたします。そして、3棟目の14436番地25を追加するものでございます。

続きまして、最後でございしますが、日置市医師住宅条例の一部改正ということで、第7条中に別表にございますが一番下の方でございまして、これにつきましては、従来は日吉町日置1152番地ということでございました

が、これが3棟ございまして、いずれも1150番地1という枝番を追加するものでございます。

それから議案第61号でございます。今回、提案理由にございましたとおり……。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議は13時ちょうどから始めます。13時といたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第61号につきまして補足して説明を申し上げます。

日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正ということで、別紙裏をお開きいただきたいと思っております。今回の改正は、通常参議院議員選挙のときに見直しが行われておりますが、このたびは国の選挙の執行経費の改正ということですが、これにそりまして見直すものでございます。すべて従来の額から100円引き下げる改正でございます。別表第2条中で、8項目ほど選挙長から期日前投票所の投票立会人までの額をそれぞれちょっと回数とか、1回あたりとか、日額とか、いろいろ表現を少し変えてございますけれども、今申しましたとおり100円ずつ引き下げるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。ご審議よろしく願います。

○産業建設部長（池上吉治君）

続きまして、議案第62号につきまして補足説明を申し上げます。

別紙により説明を申し上げます。日置市農政審議会条例の一部を改正する条例といたし

まして、日置市の農政審議会委員の所属する団体名に変更がございましたので、それに伴う改正でございます。

第3条第2項第4号中、「ひおき森林組合」、これが組織再編等によりまして、「かごしま森林組合」に名称が変更されたことによる改正でございます。同じく、同項第5号中、「日置地区農業共済組合」、これも組織再編等によりまして「南薩農業共済組合」に名称変更されたことによる改正でございます。第4条、第5条、第6条につきましては、条文整理でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第3条第2項第4号かごしま森林組合の関係につきましては平成18年7月1日から、同じく、第5号の南薩農業共済組合の関係につきましては平成19年3月1日から、それぞれ名称変更された日から適用するというものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第63号、64号を引き続きましてご説明申し上げます。

今回の改正は、議案第63号、第64号ともに、租税特別措置法及び同法施行令の一部改正に伴うものでございまして、工業機械等の特別償却を定めております条文の表があるわけでございますが、この中に半島振興法、過疎自立促進特別措置法、離島振興法、これがそれぞれ定められております。これが、それぞれ独立した号立てに今までなっておりましたけれども、今回の改正で、すべてを1号ということにまとめられまして、そのもの下に、その下にイ、ロ、ハとして位置づけられました。つまり、この3法律の表の表記が変わったことによりまして条文の改正でございます。後は、条文の整理も含んでおります。

中身については、中ほどからちょっと上に第2条関係の後段のところの第12条第1項

の表の第1号、または第45号第1項の表の第1号というのは、第12号というのが租税特別措置法の個人をあらわす条文でございます。そして、第45号につきましては法人をあらわす条文でございます。

以下、第5条中の中で後半に出てまいります。第28条の13第2項、28条の9第2項につきましては、租税特別措置法施行令の関係で適用期間を、この今回示す条例の中にはうたってありませんけれども、その租税特別措置法の本法の方に適用期間が平成19年3月31日までのものが24年3月31日までということで改正されているのを受けて、表の条文の改正が行われております。あと条文の整理等でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の日置市過疎地域産業開発促進条例の規定は平成19年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、第64号につきましても、日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正についてございまして、これにつきましても、先ほど申しましたとおり、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴います今申しました3つの独立した法律を一本、一つの1号にまとめるために伴います条文の変更等でございます。

内容については今申しましたとおりでございますが、あと条文等で今回整理をしたものがございましてよろしくお願ひしたいと思います。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の日置市半島振興対策実施地域産業開発条例の規定は19年の4月1日から適用するというものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから5件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

13番。まず議案第60号について質疑いたします。

先ほどの公共施設についてのこの所在調査をしたということにつきまして、その理由はちょっと聞いたんですけども、今までこういう所在番地について不都合、不突合が生じていたということで、今まで何か、いろんな事務手続とか、いろんな今までの効果について何か支障がなかったものかどうか。間違っただのをこのままでやってきたということだと思うんですけど、何か法律上とか、あるいは登記上とか、あるいは不動産の取得上とか、そういうことについて何も支障はなかったものかどうか。それをお伺いしたいと思います。それがまず第1点。

それから、議案第62号の別紙なんですけども、ひおき森林組合をかごしま森林組合に改め、日置地区農業共済組合を南薩農業共済組合に改めると。これは組織が統一されて合併したのじゃないかなと思われんですけども、ひおき森林組合とかごしま森林組合の違い、組合数やその地域所属、それはどうなってるか。同じように、日置地区農業共済組合を南薩農業共済組合に改めてるんですけども、これも組織を統合とか、あるいは合併とか、そういうのが予想されるんですけども、これも同じように、この両者の違いはなにか。組合数とか、地域とか、どんなふうに変わってきてるのか、それについてお伺いいたします。

以上。

○総務企画部長（益満昭人君）

今議案第60号に対する質問でございますが、これまで地番の不突合に対する支障はなかったかということでございますが、今回、先ほど申しましたとおり、皆田小学校の校長住宅、それから教頭住宅を一般住宅に変えるということで所在地等の確認をしておりました。そこで、所在地と——現在の所在地と台

帳が違うということが判明いたしましたので、今回、すべての公共施設について台帳と地籍図等を照会いたしまして、そういう不都合が生じておりましたので今回提案したわけでございますが、これまで特段これを処分するとか、いろいろありませんでしたので支障は生じておりませんでした。

以上でございます。

○農林水産課長（上園博文君）

ただいまご質疑のありましたかごしま森林組合の概要でございますが、組合総数が3万4,310名になっております。18年7月1月現在の設置であります。鹿児島市、そして指宿市、南薩、日置のこの4カ所が一緒になりましてかごしま森林組合となっております。

南薩農業共済組合の内容につきましては、鹿児島、川辺、そして指宿、日置が、ことし3月1日現在で南薩農業共済組合の設立となっております。なお、組合員数につきましては、総体で3万7,669人となっております。

以上でございます。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

○17番（梶 康博君）

17番。60号について1件だけお尋ねいたします。

非常に、この地番が違っておりますけれども、企画部長の——総務企画部長の説明でも理解もしますし、また地籍調査等でも合筆等もなされて空き番もあるかと思いますが、かなり地番が飛んでいるということについて、不当課税とか、それから課税漏れとか、そういったこと等は起きていないのかお尋ねをいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

これにつきましては公共施設ですので、固

定資産税等は非課税となっておりますので支障は生じておりません。

以上です。

○17番（梶 康博君）

この所在地については課税はなされていないわけですが、地番において、やはり何と申しますか、課税がされるわけで、その違った地番のところには課税がされているとか、また地番が違っておったわけだからそこは非課税になっておるとか、そういうことは生じていないわけですか。

○総務企画部長（益満昭人君）

他人の名義になっていたとか、そういう問題じゃなくて、日置市の所有地でありましたので、その中で、例えば2つ地番がありまして、一方の大きな方に代表的な建物が建っているんだけど、それを反対の方に代表地番にしてたとか、そういうのがございましたので正しい地番の方に持ってきたというわけでございます。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号から議案第64号までの5件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号から議案第64号までの5件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。お諮りします。議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。お諮りします。議案第61号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。お諮りします。議案第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。お諮りします。議案第63号は原案のとおり決定

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。お諮りします。議案第64号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第65号平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）

△日程第20 議案第66号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第21 議案第67号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第22 議案第68号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第23 議案第69号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第24 議案第70号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

△日程第25 議案第71号平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（畠中實弘君）

日程第19、議案第65号平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）から、日程第25、議案第71号平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

7件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第65号は、平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億126万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億1,476万6,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国庫補助事業の新規採択及び追加配分の予算措置のほか、人事異動による人件費の補正、災害復旧事業に伴う追加予算でございます。

まず、歳入の主なものでは、分担金で県単急傾斜崩壊対策事業の新規採択等により99万5,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、道路橋梁費国庫補助金の地方道路整備臨時交付金、道整備交付金、土地区画整理事業費臨時交付金の追加配分等により2,118万円を増額計上いたしました。

県支出金では、土地区画整理事業費県負担金、農業費県補助金、土木費県補助金、農林水産施設災害復旧事業の新規採択及び追加配分等による予算措置のほか、総務費県委託金で人権啓発活動事業の新規採択等により9,198万9,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金を6,609万8,000円、皆田小学校閉校に

伴う繰り上げ償還財源として減債基金繰入金
4,510万円を増額計上いたしました。

諸収入では、指定管理者納付金、コミュニ
ティ助成事業、宝くじ助成事業の新規採択に
より2,510万4,000円を増額計上いた
しました。

市債では、土木債の市道整備事業、土地区
画整理事業の追加配分、災害復旧事業の事業
費変更等により5,080万円を増額計上い
たしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費では人
件費35万7,000円を増額計上いたしま
した。総務費では、人件費の減額や企画費の
コミュニティ助成事業、諸費の宝くじ助成事
業の増額など1,088万4,000円を減額
計上いたしました。

民生費では、人件費の増額や介護予防サー
ビス事業のケアプラン作成に係る賃金など
4,545万1,000円を増額計上いたしま
した。

衛生費では、人件費の減額により256万
8,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費では、人件費の減額や活動火
山周辺地域防災営農対策事業、新需給システ
ム対策事業費の追加採択等により3,330万
3,000円を増額計上いたしました。

商工費では、人件費の減額や小松帯刀公墓
所案内看板作成等の増額など、224万
5,000円を減額計上いたしました。

土木費では、人件費の減額や地方道路整備
臨時交付金事業、道整備交付金事業、県単急
傾斜地崩壊対策事業、土地区画整理事業など
新規採択や事業費等の変更により1,313万
2,000円を増額計上いたしました。

消防費では、人件費の増額により1,653万
9,000円を増額計上いたしました。

教育費では、人件費の減額や自治会再編等
に伴う補助金の増額、小学校費の教室改造の
工事請負費、校舎耐力度調査委託料の増額な

ど1,718万2,000円を増額計上いたしま
した。

災害復旧費では、4月の豪雨災害による農
林水産施設災害復旧費1億4,587万
2,000円を増額計上いたしました。

公債費では、皆田小学校閉校に伴う義務教
育施設整備事業債の繰り上げ償還の元利及び
利子4,512万7,000円を増額計上いた
しました。

次に、議案第66号は、平成19年日置市
特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算
(第1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算
のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ2億8,618万円とするもので
あります。

歳出では、人事異動等に伴い一般管理費の
人件費等193万3,000円を増額し、予
備費を193万3,000円減額計上いたしま
した。

次に、議案第67号は、平成19年度日置
市公共下水道事業特別会計補正予算(第
1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
15万5,000円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ5億1,296万
3,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金15万5,000円
を増額計上いたしました。

歳出では、維持管理費、下水道整備費の人
件費など15万5,000円を増額計上いた
しました。

次に、議案第68号は、平成19年度日置
市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)
についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予
算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入
歳出それぞれ2億9,051万4,000円と
するものであります。

歳出では、総務管理費の人件費を8万4,000円増額し、予備費を8万4,000円減額計上いたしました。

次に、議案第69号は、平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394万6,000円とするものであります。

歳入では、繰越金を276万1,000円増額し、歳出では、浴場管理費の備品購入費負担金、指定管理者納付金の過誤納返戻金など276万1,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第70号は、平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出の予算の総額を既定の予算のとおりとし、医業費用の人件費を101万3,000円減額し、予備費を101万3,000円増額し、予算の総額を3億6,427万円と決めました。

次に、議案第71号は、平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出の予算総額から854万3,000円を減額し、予算の総額を7億3,219万8,000円と決めました。

収入では、給水収益の水道料金を854万3,000円減額計上しました。

支出では、営業費用で人事異動に伴う職員給与費を854万3,000円減額計上いたしました。

また、資本的収入及び支出予算の支出を162万8,000円減額し、資本的支出の総額を5億3,228万6,000円と決めました。

支出では、建設改良費で人事異動に伴う職

員給与費を162万8,000円減額計上いたしました。

以上7件、ご審議をよろしく願います。

○議長（畠中實弘君）

これから質疑を行います。まず議案第65号について質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

議案第60号の一般会計補正予算について、この説明資料に基づいて質疑いたします。

当然のことながら、私の所属する常任委員会以外の案件について質疑いたしますので説明してください。

まず説明資料の30ページでございます。30ページの農業振興費、負担金及び補助及び交付金、投資的経費のものとして4,114万4,000円、活動火山周辺地域云々とありますけれども、これの内容を、どこのどんな内容で事業をさすのか、わかりやすく具体的に説明してください。

それから、まず2番目は、48ページの土地地区画整理費の節の22、補償補てん及び賠償金、組み替えに伴う減額補正1,950万円とありますけれども、これは何をどのように取りかえるのか。わかりやすく具体的に説明してください。

それから3番目、53ページの歳出、節15の事務局費、工事請負費、単独事業115万円とありますけれども、事務局配置がえに伴う改修工事とありますけれども、何をどのように配置がえしたのか、わかりやすく具体的に説明願います。

それと、最後4番目、67ページ農地農業用施設災害復旧費、工事請負費1億3,990万円、補助事業、日吉支所分とございます。これは先般、日吉扇尾地区の永吉川土手の決壊に伴う災害復旧事業費じゃないかと思われますけれども、いつごろまでに完了するののかも含めて、事業の内容、どういうことをやるのか。

そして、やることによってどういう効果があるのか、具体的にわかりやすく説明してください。

以上、4件説明願います。

○農林水産課長（上園博文君）

それでは、第1問目の活動火山周辺防災営農対策事業の関係でございます。事業主体は、日置ドラセナ生産組合、花の組合でございます。3戸の農家が一緒になって取り組む事業でございます。事業費の70%を県の補助で、市が10%上乗せ、受益者負担が20%となります。

そして、2点目の災害復旧の関係でございますけれども、今ご指摘のありました日吉扇尾地区の災害復旧でございます。4月22日の災害に伴います今回の予算計上でございますけれども、従来の固定堰が豪雨によりまして一挙に濁流にのまれまして改廃したという状況であります。その関係で、災害の費目に今回計上したものでございます。

その事業に対しまして、応急的なポンプの設置が必要なんですけれども、6月1日から給水を始めまして、現在のところでは日吉土地改良区を窓口にしまして了解をいただき、皆さん方には、5月の20日から給水を始めるということで計画をしておりましたけれども、実質、ポンプの設置、見積もり関係の状況で若干のおくれを見たところでございます。この設置につきましては、地元の土地改良区の皆さん方と協議の上、了解いただいて、1日から4本の給水ポンプを設置しておりますけれども、地域の方々から若干の要望がありまして、水不足が生じたということで、6月の8日、4本の給水ポンプを増設いたしております。

今後のスケジュールでございますけれども、県土木部の河川課と協議をいたしまして、さらに九州農政局との協議、査定を行いまして、実質査定が終了次第、本工事に取りかかる予

定でございます。

以上でございます。

○都市計画課長（久保啓昭君）

土地区画整理事業の補償補てん及び賠償金のご質問にお答えいたします。

この項目につきましては、東市来支所の湯之元第一区画整理事業の分でございますけれども、主なものにつきましては、県の公共用地管理者負担金が県の土木部河川課の方の内示がございまして、昨年度災害復旧がありました北薩地区の災害復旧に全力を挙げるということで、そちらの方に予算を配分するというので、こちらの方の土地区画整理の方をゼロの内示ということでございましたので、その分が3,900万円の減額でございます。

それから、まちづくり交付金事業で2,000万円の増額ということでございます。それに伴いまして2,950万円の減額補正ということになっております。

○教育総務課長（山之内修君）

53ページ、事務局費、15工事請負費についてのお尋ねでございますが、今回の増額補正につきましては、19年度に子供支援センターを現在の事務局の方に設置いたすことになっております。

現在の事務局にセンターのスペースを確保するために、社会教育課を現在幼児室がございまして、そちらの方に移転しようとするためのLAN工事費、相談室、間仕切り等の設置に要する経費でございます。

以上でございます。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑は。

○18番（坂口ルリ子さん）

4点について質問いたします。22ページ、介護保険予防サービスのところです。詳しく説明願います。07節と18節、賃金621万円と備品270万円を説明ください。

次、32ページ、農地費 Chest 館の駐車場のことですが、Chest 館は指定管理でお金が60万円は入ってきてるようですが、経営がどうなのか、300万円かけて駐車場をつくる理由など説明ください。

次、35ページ、小松帯刀の記念碑ですか、来年篤姫のドラマが始まるその一連だろうと思いますけれども、そこを詳しく説明願います。

それから45ページ、河川総務費、13節と15節で1,000万円ぐらい予算が組まれています、これを詳しく説明願います。

以上です。

○介護保険課長（満留雅彦君）

3款1項7目の介護予防サービス事業費のお尋ねでございますが、本年4月に発足しました地域包括支援センターに係る予算を計上してございます。当地域包括センターは要介護認定で、要支援1、2の判定を受けた方々が、在宅で自立した生活を送ることができるようにさまざまなサービスを提供するためのケアプランを作成する業務を持っております。これを新予防給付といいまして、民間の居宅介護支援事業者的な役割を果たしております。

また一方では、介護が必要となる恐れのある虚弱な高齢者、特定高齢者と呼んでおりますが、この方々に対しまして、行政としまして介護予防事業の推進の業務を行うことをしております。両方の業務を持っております、今回の補正の要因としましては、職員とそれぞれ年間見込み件数によりまして業務を分担してまいっておりますが、介護保険法の改正、本年の4月13日に施行されましたけれども、これによりまして介護予防事業を行おうとする特定高齢者の対象範囲が大きく緩和されております。これによりまして、特定高齢者に係る介護予防事業の件数が3年間30件程度と19年度で見込んでおりましたが、これが250件程度と増大する見込みとなっております。

ます。このままでいきますと、現体制では双方の業務が滞ってしまうということが予想されましたので、今回、介護支援専門員、ケアマネジャーでございますが、これを増員し、事業の推進を図ってまいるところでございます。

賃金については以上のようなことで、備品購入費につきましては、その介護支援専門員用に増員いたします。それから、嘱託職員をまた3人増員いたします。この7人に対しまして、1人1台ずつという業務用のパソコンを提供するものでございます。

以上です。

○農林水産課長（上園博文君）

2番目にご質問いただきました Chest 館の駐車場整備に伴う増額補正300万円の内訳でございますけれども、鹿児島市と隣接になりました。そしてまた、小山田からのバイパスが開通しまして、かなり鹿児島市からのお客さんも大変多くなった状況でございますが、年間の来館者数が45万人を超える状況でございます。

したがって、これまでイベント広場として活用しておりましたところをやむを得ず駐車場に臨時的に使わせていただきましたけれども、平板が割れてしまいまして大変危険な状況にあるということから、今回、補修が、改善が早急に必要だということで300万円を計上したところでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

それでは、資料の35ページ観光費の中で、小松帯刀の関係で今回計上いたしました。先般も土曜日の日に東京のNHKの方から大河ドラマの関係で10名ほどNHKのスタッフが参りまして、下調べも終わったところでございます。当然、これに対しまして、小松帯刀の墓、園林寺跡でございますけれども、トイレとか駐車場の整備、そういうことが全然

されておりませんので、それに伴いまして、観光客が訪れるということで、今回委託料でトイレの設置、それと道路の看板、それと観光案内看板、そういうことを計画して計上してございます。

工事の関係につきましては、駐車場の整備ということで計上してございます。当然、今回6月補正で計上いたしました。この金額につきましては、県の魅力ある観光地づくり、こういった事業がございまして、これについてもまた提案してございますので、県の方で予算をいただければ、今回の6月補正はまた補正減で落とす考え方となります。

以上でございます。

○土木建設課長（樹 治美君）

45ページの河川総務費のことについてお答えいたします。

説明資料にもありますように、急傾斜地崩壊対策事業の関係で申請を出しておりました。今回、事業採択になりましたので、1,000万円の予算を計上して整備をしたいということでございます。場所につきましては、吹上の下草田地区でございます。受益者が5戸ということでございます。

終わります。

○18番（坂口ルリ子さん）

4点について大体わかりましたが、 Chest 館の駐車場のことについて再質問しますが、補修とおっしゃいましたが、今駐車場の台数はどれぐらい Chest 館はあって、それを広げるんじゃなくて補修するんでしょうか、そこ辺がですね。

そして、 Chest 館の経営についてちょっと余計なことかも、黒字なのかどうか。60万円入ってきてるから。私が一番初め Chest 館ができるころにもかかわっていたんですが、あそこでもうけたものはあそこで使うようにというようなことで、駐車場もあそここの金ですればいいのかと私はおかしな考え

かもしれませんが、そういうのが根底にあるのでそんな質問してみました。

○農林水産課長（上園博文君）

今回、駐車場の補修につきましては、従来、先ほどご説明申し上げましたけれども、平板の石の駐車場になっているんですが、現在の駐車場台数についてはちょっと今手元に資料がありませんので後ほどまた資料をおつなぎしますけれども、従来、駐車場として利用しておりましたけれども、手いっぱいになりまして、どうしてもイベント広場を使わざるを得ない状況になりました。

そして、指定管理者施設として今お願いしている施設なんですけれども、個別協定、あるいは全体の協定、計画の中で修繕料につきまして、通常の補修につきましては Chest 館に負担するというところで協議を結んでおりますが、こういった大規模な改修等につきましては市が負担するという名目でうたっておりますので、今回その300万円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（畠中實弘君）

坂口ルリ子さん、よろしいですか。——ほかに質疑はありませんか。

○24番（谷口正行君）

24番。ちょっと伺いますけれども、説明資料の4ページで伺いますが、このコミュニティ助成事業、これ伊集院地区の方では前からいろいろ出ておりましたけれども、今回も公民館で6カ所、そして吹上地域で2カ所というようなことで出ておりますが、これ私どもが聞いておったところでは、国、国と言っておりましたけれども、ちょっと私も調べてみましたけれども、どうも国ではないようでございます。何か、財団法人という——ちょっと確認しますけれども、財団法人自治総合センターとこうなっているようでありますが、そこあたりちょっと間違いないのか。であれ

ば、その自治総合センターというのは、目的、これどういったところるところなのか。それもちょっと伺っておきます。

それと、自治ということで名前がついておりますので幾らかはわかるわけですが、こういった公民館、自治会に助成をするその目的、そういったものは何なのか。大変これいい事業であると思っておりますけれども、ちょっとそこらあたりを知っておきたいと思えます。

それから、各自治会からいろんな要望があるかと思えますが、こういった、これはセンターからトンネルで下りるわけかなあと思っておりますが、ほかの地区から要望があった場合、すぐ該当することになるのかどうなのか、それちょっと伺っておきます。

それから、トイレ新築工事、これなどはよくわかりますけれども、公民館の備品、各自治会でいろんな備品、もう既に備えているわけですが、こういった備品を今回この事業で購入なさっているのか、なさろうとするのか、これもちょっと伺います。

それから、その下の宝くじ助成事業、これも何か同じ、私は同じこの総合センターから出ているのかなあと、窓口は一緒じゃないのかなあと、このように思っております。今回、ここに対しては防犯パトロールカーを4台導入するというようなことでありますけれども、これはこういったパトロールカーを。青パトみたいな感じかなあと思っておりますけれども、これを設置してこういった活動をなさるのかなあと思っております。どこかに配置するのかどうか。そこらあたりですね。そして、それとどんな種類の車かということになります。

まず、それだけちょっとお聞きいたします。

○企画課長（富迫克彦君）

コミュニティ助成金の関係のご質問についてお答えをいたします。

議員の方からございましたように、この大

もとになっておりますのは財団法人自治総合センターでございます。ここの組織の位置づけといたしましては、宝くじの普及広報事業費として受け入れる事業の受託収入ですね。これを財源といたしまして、要綱で定められておりますコミュニティ活動に助成を行うという事業をやっております。

助成の事業といたしましてはいろいろございますが、まずコミュニティ助成の関係では、一般コミュニティ助成、それから緑化推進コミュニティ助成ですね。それから自主防災組織の育成助成、コミュニティセンター助成事業、青少年健全育成助成事業という5つの事業からコミュニティ助成事業はなっております。それぞれまたこの5つの中に対象になる事業がありますので細かくの説明は割愛させていただきますが、今回伊集院地域6自治会ですね。それから吹上が2団体ということで採択をされましたけれども、これまでいろいろご質問いただきながらお答えもしてまいりましたが、要望をいただいたものは基本的には県を通じてすべて上の方に、自治総合センターの方に申請をしまいいてきております。

ただし、県と打ち合わせをする中で対象にならないようなものは、そこで却下された例も一、二ありますが、採択されればそのまま上に上がっていくと。結果としては、宝くじの受託収入で財源に充てられておりますから、その財源の範囲内で採択されるかされないかということになります。たまたま、今年度につきましては、18年度申請につきましては、日置市の分はすべて採択されましたので、こういう形で今回ご提案申し上げたところでございます。

備品等につきましても、放送機材でありましたり、いろんなパターンがございますので、詳細についてまた後もって資料も差し上げたいと思えます。よろしくお願いたします。

○総務課長（小園義徳君）

ただいまの宝くじ事業助成金の防犯パトロールカーの4台の購入についてということでございますけれども、今回、宝くじ協会の方に申請いたしまして4台の購入の内示が参っております。

それで、どのような活用をするのかといったようなことでございますけれども、ご存じのように、本市では安全・安心まちづくり条例を定めまして防犯に努めておるところでございます。したがって、子供の通学、あるいはそういった部分についてパトロールをして防犯の啓発普及を図っていくといったようなことで活用したいというふうに考えておるところでございます。

4台購入いたしますので、予定としましては、各4地域にそれぞれ1台ずつ配備いたしまして広報啓発普及活動をやっていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畠中實弘君）

谷口正行君よろしいですか。

○24番（谷口正行君）

はい、よくわかりました。ちょっと確認しますけれども、この宝くじ助成事業、窓口は一緒じゃないわけですか。ちょっとまたこれ別なんですか。ちょっと、それ聞きたいと思います。

それと、このパトロールカーですね。これ、ほかのいろんな職員の仕事のときに使えるのかと、それお聞きいたします。

○企画課長（富迫克彦君）

それぞれ担当課、所管課のことについてでございます。私どもの方はコミュニティ助成の関係を、企画課の方で地域づくりという観点から担当いたしております。

それ以外に地域振興事業とか、文化振興事業とか、それぞれいろんな事業がございますので、担当の方がそれぞれ分かれていくというふうに理解いたしております。

（発言する者あり）今、申し上げましたのは、自治総合センターで所管する事業がそういったいろんなジャンルがあるということで、それぞれ所管は分かれるというふうに考えております。

○総務課長（小園義徳君）

今回の防犯パトロールカー導入事業につきましては、財団法人日本宝くじ協会というところが窓口になっておりまして、それぞれ違っております。（発言する者あり）はい。あと、防犯だけにしか使えないのかといったようなことだと思うんですけども、これにつきましては、特に規制はございませんので、通常の公務の部分でも使えることにはなっております。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（漆島政人君）

10款教育費の2目、公民館費の委託料の件についてお尋ねいたします。

○議長（畠中實弘君）

ページ数を言ってください。

○11番（漆島政人君）

40ページですかね、この予算書の、補正予算に関する説明書ですね、これの40ページです。予算書です。補正予算書ですよ。いいですかね。この委託料の内容につきましては、さきに全協の席で説明がありましたのであれですけど、これは妙円寺地域交流センターの建設に関する設計の変更の委託料だということでした。これの妙円寺地域交流センターについては3月議会で、近くに活用できる類似施設もあるじゃないかと、そういったことも考えれば、もう少し建設規模も縮小していくべきではないかと、そういう議論がいろいろ出され、結果的に所管委員会では予算案を否決ということになりました。

その後、最終本会議では、やはり同じような理由で多くの議員が予算案に対して反対討

論をされています。しかし、採決の結果、過半数以上の議員は、市長がどうしてもこれだけの規模の公民館が必要なんだということで提案されましたその規模の公民館建設に賛成し、予算は可決したわけです。可決したわけですので、したがって、やはり今の時期においては、当然当初提案されました計画に基づいて粛々と事業推進が図っていかれるべき今の状況だと思っております。

しかし、ところが、2カ月たった今回、建設規模を縮小したいということで、設計変更のための補正予算書が出されたわけです。これにつきましては、この件について賛成した議員も反対した議員も財政的なことは別として、やはりなぜあれだけ議論があったのに、今になってこういう考え方が出てくるのだろうかとかやはり理解できないのではないかなあと、そういうふうに思います。

また、市長は、議会の採決の結果をどう受けとめて、どう認識されているのか、このことについてもこう理解しがたいわけです。

そこで、その設計変更がなされる理由として、さきの全協の席での説明では、補助事業だったから、補助事業だったんだけど規模縮小が認められたと、それとあと内部設計を細かく精査したところが、まだ縮小することが可能であったと。それと、外柵工事がこの工事に入っていなかったために、今回、それを取り入れようとするために、本体工事の規模縮小が必要となったと、そういう変更理由ではなかったかと思っております。

そこで、私思うには、こういったこと細かいことは、本来予算編成を、予算提案をする前の段階ですね、予算編成の段階で当然こういうことはなされるべき作業だと思うんですけど、なぜ、今になってこういう設計変更をなさろうとしたのか、その考え方についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

全協の方でも概略ご説明申し上げまして、特に、3月議会におきまして、それぞれ賛否両論の中でこのセンターにおきますそれぞれの論議ということで、基本的にこの財政を含めた中もいろいろと論議がされたようでございます。今おっしゃいましたとおり、この議会に対します一つのルールの中で、なぜこの補正をするかという一つのご質疑じゃないかなというふうに考えております。

先般もちょっと申し上げましたとおり、当初予算を上げる前におきまして、もう少し精査しておればよかったわけでございますけど、そのことが足りなかったことに対しましては大変市長として皆様方におわび申し上げたいというふうに思っております。

そのような状況の中におきまして、先般お話し申し上げましたとおり、既存でございます地区館と新しくできる地区館ということを精査する中におきまして、ある程度の縮小を含め、また全体的なものの中におきまして駐車場の外溝の中が入ってなかったということも判明しましたので、今回、この設計を上げてどれだけのまた事業費的なものが出てくるのか。これは設計費でございますので、まだそれぞれの減額する金額とか、また外溝とか、そういうものはまだ今からのことでございます。そういうことでご理解いただき、この予算におきます委託料の補正についてご審議していただきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。——ほかに質疑はありますか。

○16番（池満 渉君）

16番。二、三お尋ねをいたします。

まず公債費の元金返済であります。皆田小学校に係る簡保資金の繰り上げ償還ということで、基金を繰り入れて財源として返すということでありましたけれども、このほかに皆田小学校に係る起債、残ですね、いわゆる

地区公民館として生まれ変わろうとしているわけですが、皆田小学校に係る起債はこのほかにないのかということをお尋ねいたします。

それから、人件費の増減というのがありますけれども、職員の配置がえなどによるものかと思いますが、特に今問題となっております国民年金、いわゆる社会保険庁のいろんな話などに絡めて国民年金事務費の650万円増というのがありますが、恐らく職員の分の何か配置だろうと思えますけれども、こういったことで直接的には国民年金の事務等については、今は社会保険事務所などが管轄を、所管をいたしますけれども、混雑する中で、あるいは市民が社会保険事務所まで行かなくても市役所としてもう少しお手伝いできないかといったような部分では、今回の補正でそのような検討はなされてないのかということをお尋ねいたします。

それからもう1点でございますが、戸籍住民基本台帳費も3,000万円補正増というふうになっておりますが、これも恐らく職員の増なのかどうかわかりませんが、こちら辺の職員配置の増の背景はどういったものがあるのかということをお尋ねいたします。

そして最後に、給与費の明細書が出ておりますが、級別職員数というのが出ておりますけれども、補正前よりも幾らか数字がふえたり減ったりしておりますけれども、これらの要因というのは、管理職の登用試験とかいったようなものなどによって左右したものなのかということをお尋ねいたします。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

ただいま皆田小学校の閉校に伴う繰り上げ償還のことでございますが、体育館と校舎でございます。体育館の方が平成3年度に借入れを行いました。それが償還期限が29年になっております。

それと、校舎、平成7年度に借りておりま

す校舎、これが3.4%の借り入れで、償還が33年までとなっております。その関係で今回繰り上げ償還をいたしますが、元金だけで4,500万円程度ということになっております。ほかには、校舎以外にはもうないと思っております。

以上です。

○総務課長（小園義徳君）

ただいまの給与費明細の級別職員数の変動についてでございます。これにつきましては、昇給昇格という部分が反映されておまして、そういった形で若干補正前と補正後という部分では数字が違っているということをご理解いただきたいと思います。

○市民生活課長（桜井健一君）

戸籍住民基本台帳費の給与等のことについて、まずお答えいたします。これらの給与等に計上してありますものにつきましては、今回の人事異動に伴うもので、特に従来の補正と変わるものではございません。

それと、年金のことにつきましてご質問がございましたが、私ども、日置市の市民生活課の方で年金事務を取り扱っておりますのは、いわゆる一般の相談業務、それから免除等の申請等がありますが、学生とか、普通の一般の方々の免除の申請等がありますが、そういうものを受け付けをしまして社会保険事務所等に送る。

それからいろんな障害年金とか、そういうものの申請事務がありますけれども、それらのものについて一応受け付けをしまして事務所の方に送る。こういう、いわゆる相談業務が主でございます。年金の給付に関するご質問とか、そういうもの等について今非常に問題になっておりますけれども、それらについては私どもの方にはデータが今ございませんし、社会保険事務局の方にお尋ねくださいということで今お願いをしているところでございます。なかなか質問の方は非常に今大変多くい

らっしゃるんですが、お答えすることができないということが現状でございます。そういうふうにご了解いただきたいと思います。

終わります。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○23番（地頭所貞視君）

先ほどの漆島議員と関連することなんですけど、ただ市長の考え方ということでお聞きしたいと思います。10款5項2目の13節、先ほど漆島議員も言いましたように、この修正に関しましては、提案する以前の問題であると私もそのように思っておりますし、また市長も全協の席で説明はあったわけですが、やはりこれ職員の指導と、それと提案するに当たっての提案者責任、こういうことが今後まかり通るのであれば提案しても議会は要らないんじゃないかと、提案して、議決して、すぐ修正にかかると、このようなことがこの議会審議を通して行うべき問題で私はないと思いますので、今後、こういうことに対して市長はどのように対処していくのかと。

それと今回の3月議会ではいろいろと問題点は出たわけですが、このどこですか、これは、妙円寺団地だけではなくほかの問題に対しても指摘があったと思うんですが、そういう指摘に対して、今回は妙円寺に関してはこういう対応をとったと。ほかの問題に対しても同じような精査したりして対応をとるのかどうか、この2点についてお伺いしておきます。

○市長（宮路高光君）

この妙円寺地区館につきましては、今ご指摘のとおり、提案する中におきまして大変精査が不十分であったと、このことについては大変おわび申し上げ、今後このようなことがないようにやっていきたいというふうに思っております。

また、先ほどございましたとおり、その当時、それぞれ関連、特に、東市来におきますテニスコート、このこともあったようでございますけど、このことにつきましては、もう提案する前におきまして、当初8面のコートでございましたけど、これを4面ということで、十分このことについては精査したというふうに感じております。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○農林水産課長（上園博文君）

先ほど、坂口議員のご質疑の中でチェスト館の駐車場の台数でございますが、現在普通車で38台、ハンディキャップをおありの方のスペースを2台、大型車で6台、そして今回計画しておりますイベント広場の会場のスペースが普通車で30台計画をできる予定でございます。

以上でございます。大変申しわけありません。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

次に、議案……（発言する者あり）訂正を許します。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

先ほど皆田小学校の残金のことで申し上げましたが、今回の分は簡易保険の分だけでございまして、国の財政融資資金の方が150万円の借り入れをしておきまして、平成7年度に借り入れをしておきまして、19年3月末で107万7,000円残っております。ですから、これが今後償還に充てられるということでございます。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

次に、議案第66号から議案第71号までの6件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。（「質疑あり」と呼ぶ者あり）——池満渉君、議長と声をかけてください。呼んでください。（「議長」と呼ぶ者あり）

○16番（池満 渉君）

すいません、16番。1点だけお伺いをいたしますが、公衆浴場事業特別会計補正予算の償還金でございます。連続回数券ということで、以前、指定管理に出す前に販売をしていた券の分の償還じゃないかと思うんですが、49万9,000円ありますけれども、この返戻金の49万9,000円という根拠についてお尋ねをいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

お答えをいたします。

この49万9,000円の根拠でございます。議員が今おっしゃいましたように、この件につきましては指定管理者制度が今年の9月1日から始まったわけですが、それと同時に公衆浴場の料金の値上げもされたところでございます。そういった値上げがされるということで、前もって買いだめをされた方も多数いらっしゃったんじゃないかと——みたいなことで、9月から11月までの、これは使用期限になっておったわけですが、その方々が、以前値上げ前の回数券を利用して入浴された方が2,398人いらっしゃったということでございます。

これにつきましては、職員が1枚、1枚チェックして確認をいたしております。そういうことで、この2,398人に対しまして250円の入浴料を掛けまして、それとあとこの連続回数券につきましては12枚つづりになっておりましたので、当然、以前は250円でしたけれども、2回分は余分にあ

りますので、これを12分の10という計算で掛けております。そういったところで49万9,583円になりましたので、49万9,000円を返戻金として指定管理者の方にお返しをするということで今回計上させていただいております。

○議長（畠中實弘君）

池満渉君よろしいですか。——はい。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は各常任委員会に分割付託します。

議案第66号、議案第69号及び議案第70号は、環境福祉常任委員会に付託します。

議案第67号及び議案第71号は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第68号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第26 同意第2号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（畠中實弘君）

日程第26、同意第2号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により漆島政人君の退場を求めます。

〔11番漆島政人君退場〕

○議長（畠中實弘君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（宮路高光君）

同意第2号は、日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。前委員が平成19年6月8日をもって退職したため、新たに委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によ

り議会の同意を求めるものであります。

漆島政人氏の経歴につきましては、資料を添付してありますのでご審議をよろしく願います。

○議長（畠中寛弘君）

これから同意第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

〔11番漆島政人君入場〕

○議長（畠中寛弘君）

漆島政人君に申し上げます。退席中に同意第2号は、原案のとおり同意されましたのでお知らせします。

○11番（漆島政人君）

ただいま監査委員に選任をいただきました漆島です。監査委員の職務は非常に複雑で難しく、重大な責任を担う仕事であるというこ

とはだれよりも認識しております。それだけに重圧を感じているというのが今の率直な気持ちです。今後は、一生懸命勉強させていただきまして、誠実にこの職務に努めていきたいと思えます。今後とも皆様方のご指導をいただきますようよろしくお願いいたします。

△散 会

○議長（畠中寛弘君）

以上で本日の日程は終了しました。

本会議終了後、全協を開きます。なお、6月21日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時16分散会

第 3 号 (6 月 2 1 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（5番、19番、6番、13番、14番）
-------	-------------------------

本会議（6月21日）（木曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西園典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	次長兼議事調査係長	川崎美智也君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥園正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	瀬 川 利 英 君
商工観光課長	吉 丸 三 郎 君	市民生活課長	桜 井 健 一 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宮 園 光 次 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	町 岡 光 弘 君
社会教育課長	神之門 透 君	市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君
会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、5番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔5番坂口洋之君登壇〕

○5番（坂口洋之君）

皆さんおはようございます。今年度最初の一般質問をトップバッターということで質問をさせていただきます。社民党の議員として通告に従いまして質問をさせていただきます。

合併から早くも3年目を迎えました。4月の大規模な人事異動があり、旧4町間の垣根がだんだんなくなっているように思います。その反面、旧町間の地域間格差が広がることを心配しているところでございます。

新年度予算も施行され、新たな日置丸もスタートしました。住民に少しでも負担を軽減し、サービスを充実させることを願い、行政、議会が緊張感を持ちながら、ともに取り組みたいと思います。

では、通告に従いまして順次質問をしてまいります。

1点目でございます。教育予算と学校関連施設の充実について質問をいたします。

昨年度教育基本法が改正され、今、国会で教育3法も可決されたようでございます。この法案が成立すれば国の管理が強まり、競争教育が助長されることに懸念を感じるところであります。財政の格差が自治体の格差を生み、本来どこに住んでいても平等な教育が崩れています。その観点から、4項目質問します。

市内小学校の教育予算削減（備品・消耗品）が今年度、大幅に削減されたと聞く。その理由と学校の影響についてお尋ねします。

職員数、児童生徒数をもとに算定される交付税が目的ごとに適正利用されずに、本来、教育に利用されるべき交付税が一般財源に回される傾向があると聞く。例えば、図書整備費に充てられずはずの予算などは、本市では適正に学校に国の基準どおり支出されているのか。

3項目めでございます。本市の学校給食センター・給食室の衛生状況はどうなのか。

4項目めでございます。校舎の耐震度調査の実施状況はどうなのか。

2点目の質問をいたします。河川作業について質問します。梅雨入りしましたが、晴天が続き全国的に水不足が続いております。農家の方々には災害が起きない程度の大雨が待たれます。市内の2級河川を中心に河川愛護作業が5月から6月にかけて実施されているようでございます。

以下の項目で質問をいたします。

河川愛護作業実施の自治会数と住民の参加状況はどうなのか。

2項目めは、作業実施自治体から、どんな要望、声があるのか。

3点目の質問に入ります。公立保育園の今後の運営について質問いたします。全国的な官から民への流れに、これまでの公立の施設が民間委託される状況がございます。民間になりサービスが向上し便利になったケースがある反面、経費削減・効率化が優先され、利用者にとって長い目で見れば、サービスが低下したケースもあるようでございます。

2項目について質問いたします。

「保育園あり方検討委員会」のメンバーとタイムスケジュールはどのようになっているのか。あり方検討委員会で保護者の声は十分反映されているのか。

4点目でございます。4月から週1回の市役所窓口の延長について実績とニーズについて質問いたします。4月から6カ月間の試行期間ということで、毎週火曜日に本庁、支所で夜間7時まで住民への証明書発行事務を行っているようであります。市民にとって大変便利なサービスであると思いますが、これまでの実績について質問いたします。本庁、支所の利用人数、サービスの内容はどのようなのか。2カ月間の感想と必要性をどう感じているのか。

以上、4点について質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の教育予算につきましては、教育長の方に答弁をさせます。

2番目の河川愛護作業についてというご質問でございます。

例年、鹿児島県の河川愛護運動実施要領により、本市におきましては5月、6月に関係自治会に運動の趣旨を理解いただき、住民の自主的な参加により、実施ご協力をお願いしております。なお、作業に当たっては、草払機などによる事故の防止、急傾斜地での転落防止等無理のない範囲で作業されるようお願いをしているところでございます。

河川愛護作業実施の自治会数については、平成18年度で138の自治会、住民参加については延べ5,565人の参加をいただいております。

作業実施自治会からの要望・声といたしましては、一部の自治会から伐採後の竹等の処理について、どうしても処分しきれないという、そういう取っ合わせ等がございます。

3番目の公立保育園の今後の運営についてというご質問でございます。

公立保育園については、伊集院北保育所・ゆのもと保育所・永吉保育所の3園を運営しており、その運営については、少子化問題、

保育ニーズの多様化、国・地方含めた厳しい財政状況等多くの問題点を抱えている状況であります。

市立保育所の今後のあり方について、関係各種団体代表者及び学識経験者の計17名の委員を選出し、日置市立保育所あり方検討委員会を設置して協議しようとするもので、第1回の検討会を3月に開催したところでございます。

委員のメンバーについては、議会代表1人、私立保育園代表4名、地域自治会長代表4名、保護者会代表3名、私立幼稚園の代表者1名、民生委員・児童委員協議会、また地域婦人連絡協議会、社会福祉協議会より各1名、また学識経験者として鹿児島県保育連合会会長にお願いをしているところでございます。

また、今後のタイムスケジュールにつきましては、最終的な提言を平成19年度中にいただけるようお願いをしているところでございます。

保護者会代表の委員や保護者会の説明でいただきましたご意見については、検討委員会の中で可能な限り、今後の対応に反映させていただけるものと考えております。

4番目の4月から週1回の市役所窓口延長の実績とニーズについてのご質問でございます。

現在、市民の皆様方が行政サービスをより便利にご利用いただけるよう、毎週火曜日午後7時まで窓口時間を延長して、証明書の発行業務を行っております。平成19年4月から6月5日現在の利用者は、本所、支所の合計で36名で45件の証明書を発行しております。本所、支所の利用状況でございますけど、本所で利用者が28名、証明書発行が33件、東市来支所で利用者が4名、証明書発行が4件、日吉支所が利用者が3名、発行件数が5件、吹上支所は利用者が1名、発行件数が3件になっております。

広報誌、ホームページ、防災行政無線などで市民に対し周知を図ってきておりますが、現段階では、まだ始まって2カ月でありますので、今後の市民に対する周知を図りながら、試行期間であります残り4カ月の実績をもとに、今後の必要性について判断したいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

教育予算と学校関連施設の充実についてお答えいたします。

まず、1番目の市内の小中学校の教育予算の削減の理由と影響はどうかということでございますが、平成19年度予算策定に当たりまして、消耗品費につきましては、学校側からの要望に沿いまして、均等割、学級数及び児童生徒数割で配分し、昨年水準以上を確保いたしました。

備品購入費につきましては、今申し上げましたとおり、一部消耗品費に回したり、また、学校配当予算全体のマイナスシーリングの影響を受けたり、ほとんど学校が昨年に比べて減額となっております。

次に、国からの特別交付税は目的ごとに適正に利用されているかという質問でございますが、地方交付税制度の運営につきましては、地方交付税法において、国が交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、用途を制限してはならないと規定されておりまして、交付税の交付額を積算された経費にすべて充てることは財政運営上極めて困難な面があります。また、一般財源として措置されていますのでご理解を賜りたいと存じます。

地方交付税は目的別に、基準財政需要額が算定されておりますが、その中で、教育費は経常経費と投資的経費に分かれております。経常経費には小学校費と中学校費があります。

その内訳は、児童数・学級数・学校数が測定単位になっており、平成18年度では約6億2,000万円が算定されています。

また、その他教育費では、人口・幼稚園の幼児数を測定単位としており、約3億7,800万円が算定されております。

次に投資的経費では、学校建設事業等の起債償還に係る事業費補正等が測定されており、2億3,600万円が算定されております。

このように、教育費に算定される基準財政需要額の総額は、約12億3,400万円ですが、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が普通交付税の交付額になりますので、交付率により算定しますと約8億円が交付額となります。

18年度の決算見込み額は、教育費の一般財源額で22億円でありますので、交付額の8億円と比較しますと、一般財源額が交付額をかなり上回っているという結果でございます。

3番目に本市の学校給食センター・給食室の衛生状況はどうかということですが、本市の学校給食は、東市来・伊集院地域が給食センターで、日吉地域が各学校で、吹上地域が伊作小・和田小・花田小が伊作小の共同調理場で、吹上中・永吉小が単独で実施をいたしております。

衛生管理にはかねてから特段の注意をはらっているところです。対策といたしましては、栄養教員の指導により、衛生従事者、衛生管理点検、作業室への入室入り口への爪のブラシによる手洗い、手や靴の消毒の徹底、食材の下処理室・食材調理室での衣服・靴・エプロン等の交換、食器の消毒の徹底、厨房設備内の器具・設備につきましては、薬剤による消毒を毎日実施いたしております。なお、給食センター、各学校調理場とも年1回、保健所による抜き打ちの検査があります。検査での指摘事項につきましては、随時改善を行っ

てきているところです。

4番目の校舎の耐震度調査の実施状況はどうかということですが、本市の学校施設の状況は、昭和56年以前に建築された建物が69棟、うちこれまでに耐震診断を実施したものが9棟です。9棟の内訳は耐震基準を満たすものが4棟、耐震改修を実施済みが5棟、なお伊集院中の10棟は現在改築中となっております。残り50棟については、18年度に耐震優先度調査を実施いたしましたので、その結果に基づき昭和30年代の建物及びランク1、2に、ランク1、2といたしますのは、悪い方から1、2、3、4、5とランクがありますが、この悪い方の1、2ということで——に位置づけられた建物の順に耐力度調査を計画しているところであります。

今回補正で計上しておりますものを含めますと、伊集院小が8棟、伊集院北小が4棟、上市来が1棟、それに伊作小が4棟、計13棟を計画をいたしているところでございます。

○5番（坂口洋之君）

今答弁がございました。順次再質問をしてまいりたいと思います。

先ほどの答弁の中で消耗品は大きく変わらなかったけれども、備品が削減されているというのがあるんですけども、私も学校に参りまして、校長、教頭、また学校中の方々と話をしまして、かなり今年度は削減されていると、非常に影響があると、そういった点でやはり今後は影響が出てくるんじゃないかということがあったんですけど、その辺については今後どう考えているのかお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

今ご質問がありましたとおり、先ほどお答えいたしましたけれども、備品費につきましては、学校によってはかなり削減された学校もあるようでございます。そのような特に削減された学校につきましては、各支所とどう

しても今年度購入しなければならないものももし仮にあるとすれば、その分については相談をしていただきたいと思います。

○5番（坂口洋之君）

日置市の教育についても非常に特色ある教育ということで、小規模校に大学生を助手という形で配置するというところで、この前の南日本新聞でも非常に高い評価があり、経費の割に非常に効果があるということで、いろいろな事業をされているということでございます。

その反面、いろいろな事業が広がる反面、さまざまな予算がやっぱり削減されてきているということを聞いております。教育長も、教育長になられてもう2年たつと思われましょけれども、日置市の教育の環境についての感想をお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げましたけれども、消耗品等については、約合併が終わりまして今2年経過いたしましたので、今年度の当初予算で消耗品費については、学校の規模とか学級数あるいは児童数、生徒数に応じて平準化をすることが今現在できました。実際合併しましたときは、旧町かなり予算がそれぞれの町によって格差が大きかったです。したがって、今後、来年度におきましては、この管理備品等につきまして、平準化なりの方法を取りながら平準化を図っていきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、これまでの旧4町がかなり備品予算等の格差がございましたので、一律にどこと比べてどうということは言えませんけれども、他の市町村に比べてそんなに劣っているとは言えないのではないかなと、そんなふうに思います。

○5番（坂口洋之君）

平準化というのは非常に必要な反面、どちらかというと予算が低い方向に行く傾向が非常に強いということがございます。低い方に合わせるのではなくて、ぜひやはり高い方と

まで言いませんけども、やはり高い数字に少しでも合わせる努力も必要ではないかなと思っておりますが、その点についてお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

毎年度学校の校長と事務職員の先生をお呼びして、来年度の予算についてのいろんなヒアリングをするんですが、ことしは、せんだって各学校の校長に聞きまして、本当に足りないものは何なのかということについて、それぞれの学校で一応聞き取りをいたしております。そういうものの中から、最低限必要なものと我慢すればできる面と——どのものがあるんじゃないかなと思いますので、今回ヒアリングをいたしましたもの等をすべてを比較しながら、来年度予算については検討していきたいと思っております。

○5番（坂口洋之君）

これまでも、私は教育予算の環境について、ほかの議題でも質問してきたわけでございます。本市の財政状況は大変であるということも私も随分理解しているところでございます。また、旧町間の学校予算の差が是正する努力もされていることを感じるわけでございます。

今、都市と地方の経済格差が広がり、子供たちの学ぶ環境についても格差が広がるようでございます。今年度予算も教育に関しまして一律5%カットされて、支給されています。いろんな事業に交付しているということで、少子化と言われて国が積極的に子育て支援をしていますが、日本の教育予算というのは世界的に見ても非常に少ないと言われております。本市の教育予算に関しても財政が厳しいとはいえ、子供たちは将来を担う大切な人材でございます。そういう観点で、子供たちの学ぶ環境に財政だけで学ぶ環境に格差をつけるということはいけないのではないかなと思っております。その点についてお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

当然、学校とか都市と地方の格差があるということは問題があるのではないかなと私も思います。

先ほど本市の予算のことでお尋ねでございますけれども、本市は、先ほど耐震調査の件が出ましたけれども、一部古い建物はあるかもしれませんが、そのほか学校環境にしましても、どの学校に行きましても花をきれいに植えてございますし、パソコン等も新しい機器もすべての学校に配置をして、教育的には大変整っていると私は思っております。

なおまた、今出されました国の関係等の問題ですけれども、当然改革等もなされておりますが、地方と都市部とそういう格差があってはならないと私も思っております。

○5番（坂口洋之君）

いろんな項目について努力されているのは感じられるわけなんですけれども、昨日は、教育改革の3法案も成立しまして、これからいよいよ教育は国からの管理教育と競争教育が、我が日置市の学校現場でも導入されるのではないかとということを心配しているわけでございますが、その反面、学校現場の声としては、さまざまな事業と成果を求められる反面、人材と予算が非常に伴わなくて、現場の努力だけで求められているという、そういった傾向があるという声があっちこちから出されました。都市と地方では明らかに学ぶ格差についても差が出てきているのを教育長も感じられていると思います。やはり行政としても、今後教育の格差の是正についても、国に、いや県に求めていく必要があるのではないかと尋ねますけれども、教育長の見解をお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

今も話がございましたとおり、昨日、教育関連の3法案も成立したようですが、これまで再三いろんな業務をなされておりましたが、

今回今通りました中には、例えば、教員の免許の10年更新制という問題もあります。30時間の講習を研修を受けると。その研修の経費はどうなるのかとか、あるいは学校におきましては、副校長とか主幹教諭とか指導教諭とか、そういう職を置くことができると、置くことができるので置かなくてもいいわけですけど、置くとなりますと、そこに職員の定数の予算とかいう問題が必ずついて回るわけですが、またその予算については国の方は何も示しておりませんので。ぜひこのやはり予算を伴ったものでなければ実行はできないと思います。私どもは、県の教育長会を通じて、全国の教育長会、そして国の方にそういう要望はこれからはしていくつもりであります。

○5番（坂口洋之君）

やはり、教育長は日置市の教育のトップであります。やはり、今厳しい財政というので大変なんでしょうけど、やはり国や県に対してもやはり日置市の代表としてどんどん声を挙げていただきたいと思います。

交付税について、再び質問をいたします。今答弁があったんですけど、私もなかなか非常にどうとらえたらいいのかわからなかったんですけど、国から予算はおりているんですけど、なかなか財政の厳しい地方自治体では、十分に教育の方に回っていないということをお聞かせしてもらいました。先週の木曜日だったと思うんですけど、私はNHKのニュースを見ていましたら、交付税の中の図書購入費の問題が出ておりました。都市部の学校では、教育予算、学校生徒数に応じた図書費の配分があるんですけども、地方の学校において、そのお金が十分回されずに、図書館においては、都市の図書館は新しい新刊本が予算どおり十分配付される反面、青森県の学校だったと思うんですけども、予算の半分しか図書費が導入されていない。その図

書館の中では、もう本来図書というのは、常に新しい本で学ぶ機会を得なければならないのに、昔からの古い方がずっと置いているという、そういった状況でございました。公立の小学校の1校あたりの図書館の蔵書数が2005年度時点で小学校が7,312冊、中学校が9,040冊と2004年度に比べてふえておりますが、国が定めた標準冊数に達した割合は、小学校で40.1%、中学校で34.9%にとどまっているということでございます。適正に使われるべき図書購入費は、本市の状況はどういった形で使われているのか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

図書の充足率については学校教育課長に答弁させたいと思います。

○学校教育課長（町岡光弘君）

先ほどのご質問、学校図書の標準の状況ですが、本市の場合、平成18年度皆田小学校を含む27校の状況でございますが、50%以上の学校は全学校で達成しております。なお、75%から100%未満が13校、100%の達成が7校ございます。

以上です。

○5番（坂口洋之君）

図書の充足率についても非常に開きがあるようなんですけども、やはり旧町間の図書購入の蔵書数についても格差があるということでもよろしいでしょうか。

○学校教育課長（町岡光弘君）

お答えいたします。この蔵書冊数の格差につきましては、多少学校間のバランスがございまして、一概に旧市町村の格差であるというふうにはちょっととらえておりませんが、再整理をしてみたいと思います。

○5番（坂口洋之君）

この図書購入費については、子供の図書活動の推進に関する法律ということで、2002年から整備計画が出されたようで

ざいます。

昨日だったと思います。南日本新聞の中に出水市の市を挙げての読書活動の推進がかなり大きく掲載されておりました。教育長も読まれたかもしれません。国からおりの図書購入費は児童数、教員数で配分されております。地方交付税の中に入るので、財政難の自治体はそれ以外の予算に行くことが多いと聞きますが、子供たちの学ぶ環境の充実に読書は欠かせません。パソコンパソコンと言われておりますけど、やはり小学校というのは、読書、本がやはり基本ではないかなと思っております。そういった意味でも、今後、国の基準どおりに適正に予算措置がする努力と蔵書数についても、充足率のことについても、今後努力すべきではないかと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

国の方が交付税措置として図書費の算定基礎になっているようですけれども、ちなみに、うちの財政課の方でどれぐらいの国からの交付税措置の中に図書費というものが入っているか調べてもらったわけですが、いろいろ算定がございますので、その率を掛けていきますと、大体小学校で240万円、中学校で155万円、合計395万円程度が交付税措置として交付税の算定基礎の中に図書購入費として入っているようであります。

ところで、今度は、本年度はまだ今から図書購入しますので、実質はわかりませんが、18年度の本市の中で図書購入した金額はどれぐらいだと申し上げますと、小学校が544万4,000円、中学校が290万5,000円となっているようですので、国が交付税の中に入れております図書購入費のおよそ倍ぐらいの額は図書を購入しているという昨年度の実績でございます。

私どもも、読書活動はやはり学校の教育活動の大事な重点の一つに取り上げております

ので、それなりの努力はしているつもりであります。

○5番（坂口洋之君）

次の質問に入ります。給食室と給食センターの衛生状況についてお尋ねいたします。

教育長から定期的に保健所が入って調査をしているということなんですけれども、これまで教育長が、教育委員会の実態把握して、給食センター、給食室でどういった問題があったのか、その点についてちょっとお尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど答弁いたしましたけれども、施設におきましては、先ほど申し上げましたように、保健所の抜き打ち検査というのがまず年に1回ございます。もう一つは、学校栄養職員とか、あるいは学校の校長とかそういうものが見て衛生的であるかどうかという点からのものがあると思うんですけれども、それにおきまして、すぐできるものはすぐ対応いたしますけれども、その絡み、高くなるものについてはやはり計画的に整備をしなけりゃいけませんし、もう一つは、施設そのものに問題がある場合にはなかなか改善というのは、これは早急にできない問題もあると思います。そういうものについては、今後また別途の対応もしていかなきゃならないのかなと思っております。

具体的なものについては、総務課長の方に答弁をさせたいと思います。

○教育総務課長（山之内修君）

保健所の抜き打ち検査等における指摘事項でございますが、これにつきましては、清掃の決定なり、そういったある程度調理員の努力でできるものと、今教育長が申し上げましたように、施設的な改善要求等も当然ございます。年々〇一157の食中毒ですか、発生したころから衛生基準が厳しくなってきたりするようにございます。それで、栄養士の方々

もそういった衛生の部分については気を使って行っております。具体的には、例えば冷蔵庫が古くなってちょっと効きが悪くなったよとか、これ等についても昨年たしか補正予算でお願いして更新した事例等がございます。そういった形で、器具等ですぐに対応できるものについては、やはり衛生状態を保たなければなりませんので、随時お願いしているところでございます。

以上です。

○5番（坂口洋之君）

わかりました。今後とも夏が近づきまして、衛生状況についてもまた問題が出てくるかもしれないので、やはり教育委員会としてのチェックを十分しまして、十分な対応していただきたいと思っております。

校舎の耐震度調査について先ほど答弁がございましたので省かせていただきたいと思っております。学校関係は終わりました、次の項目に入ります。

河川作業についてでございます。5月から6月にかけて日置市内でも、2級河川を中心に河川清掃がありました。138の自治会で5,565人の方が参加しているということで、私は正直言ってこんなに参加していることについてびっくりしたわけでございます。ここにいる行政職員の方もこの河川清掃には参加されていると思っておりますけれども、私のもとには市民の方からさまざまな意見がございました。また、本来河川というのは、すべての住民に関連する河川愛護作業ではございません。市民総参加がやはり必要ではないかという声がございました。割り当てに参加する自治会と全く作業をしない自治会との平等などが指摘されました。また、地域の高齢化もしている。若い方の参加が少なく、強制ではないとはいえ、高齢参加者への負担が年々増しているというそういった声がございました。

田んぼをつくっているの、地域で住民参

加を実施するのは当たり前であると。しかし、近年、地域によっては、高齢化率が4割から5割を超えて高齢化が進み、川への上り下りや急斜面などの作業などは、将来的には作業場所によって非常に厳しくなっているという、そういった声がございました。そういった市民の声に対して市長の感想をお聞かせ願いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

この河川愛護につきましては、もう長い歴史の中におきまして、市民の皆様方が川に接し、また、こういう環境というものを、それぞれ熟慮して率先して参加していただいたという大きな長い歴史があるというふうに思っております。

ご指摘のとおり、市民総参加ということが一番大きなことであるというふうには思っておりますけど、参加している自治会はやはりその自治会を流れてといえますか、そういう遭遇をしている河川を清掃している自治会が多いようでございまして、河川等がない自治会がこのときは参加していないのもございます。

特に、この河川作業につきましても、特に急傾斜とかいろんな危険箇所といえますか、そういうところは自治会の方においても無理のないようという、そういう指導もしておりますし、また、特に自治会長から、特に河川改修に対します報奨費、こういうものも今までも支払われておりましたこととございますけど、特に18年度の実績の中におきまして、約170万円程度でございました。この中におきまして、合併いたしまして、それぞれに旧町、報奨費を払っているところ、払っていないところもございまして、少しでもこの報奨費も上げてくれんかという一つのご要望がございましたので、18年度と19年度を比較いたしますと、18年度の均等割は9,000円とございましたけど、19年度は1万

4,000円に上げました。また、延長におきましては1メートル2.5円を3.5円ということで、19年度予算額にいたしまして170万円が270万円、100万円程度私ども報奨費も上げたわけでございます。この報奨費でどうこうということは大変ないわけでございますけど、特に高齢者の地域がふえている状況でございます。私ども県におきましても、これは県の管理であるということで、大変いろいろと異論がございますけど、これは、全県的な一つの取り組みの中でございますので、このことにつきましては、無理のない中におきまして自治会の方をお願いしたいというふうに考えております。

○5番（坂口洋之君）

河川愛護作業というのは、全国的にはやっぱり実施されておりますので、一概にこの判断というのは非常に難しい面があるのじゃないかなと思っております。自治体の方も危険なところは実施しなくてもいいということなんですけども、やはり実際やっぱり現場に行ってみると非常に危険なところもあって、地域によっては非常に難しくなっているのではないかなと思っております。

5月、6月に河川愛護作業をされておりますけれども、実施報告書というのをを出されていると思います。その中で、私も項目見たんですけど、やはり行政としても河川で危険な区域はある程度やっぱり把握、調査表は出しますので、やはり危険な区域もある程度実際把握すべきじゃないかなと思っております。また、地域の作業状況や、作業の実態などもやはりもう少し実施報告を通して把握すべきではないかなと思っておりますが、その点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、この河川愛護終わった自治会におきましては、土木建設課の方に一応報告書をいただいております。その中におき

まして、付記する中におきまして、いろいろと地域のご要望がございますので、そういう要望等につきましては、報告書の中で報告をいただき、また私どももその箇所をそれぞれ点検をしていきたいというふうに考えております。

○5番（坂口洋之君）

河川の問題で再質問いたします。私もそこに住んでおります伊集院の上神殿地区などは高齢化率が4割を超えて非常に高齢化が進んでいるところでございます。また、日置市内でも高齢化率が5割を超える、最近よく使う限界集落というところも現実的にもう出てきているのじゃないかなと思っておりますけれども、やはり愛護作業ですので、住民が参加というのは基本でございます。そういったことがありますが、やはりこれからの高齢化社会と地域の人口減少を考えれば、今後はやはり高齢化社会を見越した河川作業のあり方も検討するべきではないかなと思っておりますが、市長の考え方をお尋ねいたしまして、この項目の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

基本的にこれは自主的な参加でございますので、この河川管理が県ということでもございます。私ども、市の単独でどうこうということは言えませんが、今後やはり高齢化率の高い集落等も多くなるところも今からございますので、県とも十分このことの作業の内容等につきましても、いろいろと検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

日置市内も2級河川非常に多いですので、すべてを行政に任せているのは現実的に無理もでございます。やはり住民参加を基本にしつつも、今後のあり方を検討することをお願いいたしまして、次の質問をいたします。

保育園の民営化について質問をいたします。先ほどの中においてメンバーとスケジュー

ルの答弁があったようでございます。全国的な官から民への流れに基づいて、保育園の民営化が進んでいるようでございます。県内の状況を調べてみますけれども、やはり、公立保育園の民営化が各地で実施されているようでございます。保育の資質という観点で、保守的な公営に刺激を与え、互いに切磋琢磨させ、よりよい保育環境を構築するという趣旨があったと思います。

全国的にみると、行政のトップが一方的に民営化を進め、各地で保護者からの異論や、中には裁判まであったケースがあるようでございます。その点、市長があり方検討委員会を設けて設置したことは非常に評価できるのではないかと考えております。

しかし、同じような検討委員会の中において、自治体でも、財政面だけが先行され、行政改革の名のもとにお金がないから、単に安上がりだからという経費削減だけが強く打ち出された、そういった検討委員会が非常に多いようなことを聞いておりますが、市の検討委員会はこういった形で進められているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

日置市内に保育所・保育園、20カ所ございます。その中、公立は3カ所、私立は17カ所でございます。また、園児といたしましても、全体で1,000名の園児がいますけど、公立に入っている方は100名程度でございます。そのようにして、この保育園につきましても、私立といたしますか、民間の中で十分運営をし、また、市民の皆様方もどれだけ9割程度の園児を含めた中でしている中において、やはり民間の中でも十分このことは発揮できることであるというふうに認識をしております。

そのような中におきまして、今あり方検討委員会をしておりますけど、財政的なものも考慮する部分もあるというふうに考えており

ますけど、やはりこの民間ができてこの仕事の内容、こういうものもやはりサービスの内容におきましては、公立と違う中におきまして、民間の方がもう十分公立以上にサービス提供している部分が多々ございます。そういうことを含めて、この検討委員会の中でそれぞれの民間、民間、また公立すべきそれぞれの欠点、長所、こういうものも出し合いをしながら、検討委員会の中で十分論議をしていただきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

市内に1,000名の方が保育園に通っているという答弁がございました。私立が9割、公立が1割ということで、比重で考えれば、私立に通われている方が多いと思います。

私立は各園独自の特色の教育があります。そういったことを望まれて私立の保育園に行かせている方もいらっしゃるようでございます。また、公立は保育を中心として、オーソドックスな保育ということで、それを望まれて通わされている方もいらっしゃるようでございます。

例えば、ゆのもと保育所などは、昨年建物も新築したばかりであります。公立保育所では、子供たちを育てる市の姿勢があらわれる場所でもございます。コスト的に民間保育が取り組みにくい採算だけで判断しにくい、いわば公営だからこそできる先進的な保育ができるとすれば、長い目で見れば、日置市の保育環境の後退につながるのではないかなと私は思うわけでございますが、その点について市長の考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

公立におきます歴史的な背景もあるようでございます。それぞれの地域的なところにおきまして、どうしても民間が参入できなかった場所とか、そういうもろもろもあるのかなというふうに感じております。特に、サービスを含めた中におきまして、人の管理、人件

費を含めて公務員という一つの立場の中におきまして、大変そこあたりの規制がありまして、民間におきましては、さっき特色あるという形でございますけど、この保育園、全部認可保育園でございまして、ある程度の特色はございますけど、やはり国、いろんな制度の中でやっておりますので、やはり公立も民営の保育園もさほど私は大きな差異はないというふうに思っております。やはり、それぞれの事業等を取り入れてやっておりますので、私ども、この民間におきましても、認可保育ということで、いろいろ適正なそれぞれの指導をしておりますので、今後、この公立保育園の検討委員会でこの3園をどうしていくのか、十分それぞれの立場の皆様方の中からご意見をいただいて進めさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

現在、公立保育園に通わせてる保護者の中には、最終的には今指導している先生たちが全部入れかわるということと、コスト削減が優先され、人件費削減のもとに嘱託、臨時職員が大幅にふえ、保育の質が低下する心配があるという、そういった声がございます。そういう意味でも、今あり方検討委員会は開かれているわけですが、やはり保護者の声を十分に聞きながら今後の対応については慎重に対応して進めてほしいと思われませんが、その点について市長にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この検討委員会の中で保護者代表も入っておりますので、そこあたりを十分配慮した中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

では、4項目めの市役所の窓口延長について質問をいたします。

先ほど答弁がございました試行が始まりまして2カ月、今の時点で何ともまだ結論が出

づらい状況なんですけれども、全体で36人ということで件数的には非常に少ないような気がします。単に件数だけでやっぱり行政サービスというのは判断するべきではないかと思えます。

私も鹿児島県内の状況を調べてみましたら、蒲生町が毎日6時半まで窓口の延長をされているようでございます。大崎町も毎月月曜日に窓口延長をされております。鹿児島県の市レベルでいきますと、継続的に窓口延長をされているところはないようでございます。

実際、市役所に来てさまざまな手続をするわけでございますけれども、頻繁に手続をする証明書などではないものですから、そんなに利用が少ないのではないかなと思っておりますけれども、むしろ毎週火曜日に窓口延長をするのではなくて、各種証明書の発行の数というものの推移を見ますと、やはり3月、4月に集中しているのではないかと思いますので、やはり3月、4月に鹿児島市やほかの都市部の市なども全部、3月、4月に窓口延長を集中的にやっておりますので、3月、4月に集中的に窓口延長をすとか、12月の年度末に集中的に窓口延長をするという形で、そういった方がより効率的ではないかなと私は感じるわけでございます。その点について市長にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、先ほど申し上げましたとおり、火曜日に午後7時まで約2時間程度の中でございますけど、実績としてはこのような実績でございました。この中でまだこれを周知してなかった部分はあったのかなと思っておりますし、基本的にこの行政におきまして3町が延長しておるようでございますけど、それぞれどの町におきましても、件数的には少ないようでございます。

ご指摘のございましたこの3月、4月、私どもことしの3月、4月の土日に実施を、窓

口を開所をいたしました。特にこの3月、4月というのは移動時期の中でございますので、手続的にちょっと時間がかかります。そういうものを含めまして、特に土日の中でやったわけでございますけど、基本的に6カ月ということを試行させていただきまして、この3月、4月も含めた中でも実施いたしましたので、今後の展開につきましては、今後どれだけのまだ利用者があるのか、そこあたりはこの6カ月後の中で判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

残り3カ月ございますので、やはり十分な周知をしながら、今回補正予算でも70万円近く予算を組んでありますので、効率的な窓口の延長について検討していくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時5分とします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に19番、東孝志君の質問を許可します。

〔19番東 孝志君登壇〕

○19番（東 孝志君）

私はさきに通告しておりました7点について質問いたします。

税制の徴収体制充実と収納向上の対策について伺います。

地方分権の進展に伴い各自治体において自主財源の確保が大きな課題になっている。本市の財政状況において歳入に占める市税の割合は類似団体に比べて低くなっており、税の滞納額も毎年度累増している。このような中、国から地方への税源移譲に伴い、市としてこ

れまで以上の徴収する税がふえ、徴収率向上を図るため体制づくりが急務となっている。

そこで、以下の項目について伺います。

1番目、税源移譲に伴う額は幾らか。

2番目、平成17年度決算では、市税の滞納額が2億6,528万6,719円、国保税の滞納額は2億9,708万2,558円、合わせて5億6,236万9,277円となっている。18年度分の市税、国保税の未納額の状態と、18年度分を加えた滞納額の総額は幾らになったか。

3番目、滞納額は毎年度累増しているが、滞納額の状態を把握し、分析しているか。

4番目、税金は貴重な自主財源であると同時に、公正・公平の観点から滞納を放置するわけにはいかない。滞納額の縮減についてどのような努力をしているか。

5番目、鹿児島県では、県税の徴収体制強化策として、特別滞納整理班を組織して、各地域振興局・支庁に県税徴収対策官及び市町村派遣職員を配置したが、本市では累増する滞納に対応するためにこのような体制が敷かなくてよいのか。また、県とはどのように連携していくか。

6番目、税務職員は高度な専門性が求められ、税源移譲に伴い税の重要性がますます問われることになる。滞納整理の実務の研修・習得、また、人事管理面でも意欲を持たせるような制度の確立が必要ではないか。

7番目、収納率向上のためには、徴収体制の強化とあわせて納税者に対する税の理解が必要だと思われるが、税の大切さ、納めやすい環境整備などの納税者（市民）にどのような啓発を行っているか。また図っていくのかお伺いいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

税の徴収体制充実と収納率向上対策についてというご質問でございます。

1 番目でございますけど、平成19年度の市民税額は16億4,990万円となりました。最終的な平成18年度の市民税の調定額が12億8,880万円でありますので、この差額である3億6,110万円が税源移譲に伴う影響額と考えております。

2 番目でございます。18年度の市民税の未納額は個人市民税で1,926万1,875円、法人市民税で70万8,100円、固定資産税で3,934万1,107円、軽自動車税で242万1,000円となっております。市税の合計で6,173万2,082円であります。

次に、国民健康保険税の未納額は8,670万7,650円となっております。市税と国民健康保険税の合計で1億4,843万9,732円となります。この18年度の未納額1億4,843万9,732円に17年度以前からの滞納繰越額4億7,243万8,961円を加えた合計額の6億2,087万8,693円が滞納総額となっております。

3 番目でございます。滞納状況の分析把握は徴収の基本であります。平成18年度の決算に当たり、現年度の未納者数は2,085人に上がり、このうち894人が新規の未納者となっております。滞納額の縮減には、新規の滞納を発生させないことが原則であります。このようなことから、新規の未納者に対して催告状を送付し、納税相談を行い、150名から徴収猶予の申請を受け付け分納してもらっています。このほか357名の滞納者と分納誓約を結び、自主的な納税をお願いしているところでございます。このような徴収猶予や分納誓約を通じて滞納者と接触し、生活の状況や負債の状況を把握分析しておりますが、滞納者全員の調査把握までは至っていないのが現状でございます。

4 番目でございます。滞納額の縮減に向けては、平成18年度に策定しました日置市行政改革アクションプランに基づき、具体的な

数値目標を立てまして、職員一丸となって徴収業務を進めてきました。この結果、平成17年度の市税の現年未納額6,548万9,914円に対し、平成18年度は6,173万2,082円に圧縮することができ、徴収率も98.20%から98.33%に0.13%上昇しました。

同様に、国民健康保険税におきましても、徴収率が93.74から94.09に0.35ポイント上昇しました。

また、滞納繰越額については、前年度の徴収額2,324万7,912円に対し、3,350万4,565円を徴収し、前年比で1,025万6,653円の増となり、徴収率も10.02から12.64に上昇しました。国保税の滞納繰越額は3,137万7,023円に対し、3,743万7,899円を徴収し、前年比606万876円の増加となりました。

残念ながら、毎年増え続ける滞納額に対して、滞納分の国保税徴収率は13.11%から12.73%に0.38ポイント減少しておりますが、国保の調整交付金の算定に当たり、現年度課税の徴収を最優先した結果、滞納額は徴収率が低下したものでございます。

このように滞納税額を圧縮するために、特に平成18年度におきましては、県職員を日置市の徴収吏員として任命し、市県民税119名から426万2,776円を徴収し、夏と冬の2回にわたる日置市管理職による夜間徴収で390万7,200円を徴収し、裁判所に対する交付要求で419万6,943円を徴収したほか、昨年12月から差し押さえの警告書を送付することにより189万100円を徴収しました。このほか、税務課職員による訪問徴収に努め、徴収率の向上に努力してきておるところでございます。

5 番目でございます。鹿児島県の地域振興局などに特別滞納整理班を設け、市町村と一体となって市民税、県民税の徴収体制を強化

しております。この件につきましては、昨年度中に日置市の職員派遣について相談を受けましたが、平成19年度からの派遣は断念したところでございます。

平成19年においては、職員派遣は行いませんでしたが、今年度は昨年と同様、県の職員を日置市の徴収吏員として任命し、徴収技術の向上につなげたいと考えております。鹿児島県とも十分協議し徴収対策に当たりたいと考えております。

6番目でございます。今後の地方分権社会の到来に向け、日置市行政の自己責任の意味からも税の重要性はますます問われていくものと考えております。特に税金の滞納整理に当たっては、職員の実務能力の向上が不可欠と考えておりますので、さまざまな研修実務の機会をとらえて研修にも積極的に参加させたいと考えております。

7番目でございます。納税者に対する啓発についても、説明責任という意味から大変重要なことと考えております。特に平成18年は老年者控除の廃止や年金控除額の引き下げにより、年金所得者、老年者から税制改正に対する説明が不十分だったとの苦情をいただきましたので、市の広報誌やお知らせ版、ホームページなどでの周知を徹底し、税制改正に理解を求めました。

このほか、社会教育課とも連携し、自治会や女性団体の会合に、出前講座として参加し、税制に対する理解を深めてもらいました。

今後におきましても、このような出前講座を通じて、納税者・市民に理解を求めていきたいと考えております。なお、今年度は、広報誌に連載コーナーを設けまして、税に対する啓発と理解に努めていきたいと考えております。

以上で終わります。

○19番（東 孝志君）

今説明を受けまして、1番はよくわかりま

した。2番目からちょっと質問をいたします。滞納額について、18年度滞納額は、市税、国保税合わせて6億2,087万8,693円になっております。前年度に比較して約6,000万円ふえております。19年度予算で市税が約41億円で、市税の滞納額が18年度末で2億8,006万722円で、市税に占める割合が約7%になっています。滞納額の減縮に特効薬はないかもしれないが、答弁した内容で本当に大丈夫なのか、納めなくてもいいということになるんじゃないか、このようなことにどう考えるか。また、国保税、滞納額が3億4,081万7,000円余りとなっているが、国保の運営に支障はないのか、保険者として認識をどう考えますか、伺います。

○税務課長（瀬川利英君）

1番目の徴収の関係でございますけども、いわゆるごね得と申しますか、そういうふうなものについては断じて許しちゃならないというふうに考えております。特に毅然とした態度で厳正に徴収の方には当たっていききたいというふうに考えております。

それから、2番目の国民健康保険税の国保の運営の部分ですけど、ちょっと税務課の方での回答にはならないかもしれませんが、この滞納額の縮減に向けましては、ご質問にありますように、公平・公正の立場から、この国保税の方につきましても、徴収を強化していきたいというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

今税務課長のお話を聞いたんですけど、私が総務課に質問しているときも、やっぱり同じような口ぶりですよ。言うだけで数字が減らなければ私は何にもならんんじゃないかというふうに思ってるんですけど、それに対してはどう考えますか。

○税務課長（瀬川利英君）

滞納額が膨大な数字になっておりますので、ご指摘のとおりかというふうなこともありますけれども、先ほど市長の方からもありましたように、いろんな形で徴収の努力をしました結果、市民税あるいは国民健康保険税におきまして、未納額の縮減にはなってきたのかなというふうなこともあります。徴収率の方も若干ではありますが伸びてきておりますので、県内の自治体見たときも、徴収率非常にどこも下がっているようなところで、自分で来たのかもかもしれませんけれども、かなり努力してきたのかなというふうな思いはありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○19番（東 孝志君）

おんなじことを聞いてもおんなじようなセリフが出るだけです。私は、別にどうこうじゃなくて、税務課だけを責めるわけじゃないんです。もう市役所全員の職員も議員も全部一緒ですけども責任があると思うんです。税務課が担当ですけども。全員が一致になってやれば、少しでも減るんじゃないかと考えているんですが、それに市長どう考えますか。

○市長（宮路高光君）

特に一昨年から全員体制ということを含めまして、今管理職の課長以上の職員に夏と冬の2回やっておりまして、これを今後また税務課とも十分打ち合わせをしながら強化をしていきたいというふうに考えております。

○19番（東 孝志君）

わかりました。3番目に入ります。滞納額を分析して答弁があったと思いますが、答弁どおりに滞納状況について、ここに適切に分析されているのか。民間であれば、不良債権は会社の経営に大きな影響を及ぼします。徹底した調査を行い、そのようなことで、その分析を有効に生かされているのか伺います。

○税務課長（瀬川利英君）

徴収の基本は先ほども言いましたように、

もうそういうふうな分析が把握というふうなのが非常に大切かというふうにはもちろん考えております。ただ、ことしの現年、18年度分の未納者が2,085人、そのうちの新規者894人ぐらいありますけれども、いわゆる課税をするたびにどんどん新しい滞納者というか未納者が出てくる状況の中で、じゃあ、どういうふうな形で手を打っていけばいいのかというふうなことでは、まず第一には、膨れ上がった滞納額をまず縮減していくためには、新しい滞納者をふやさないと、これ以上ふやさないとというふうなことは、そういうふうな徴収対策も重要じゃないかなというふうに思っております。特にかつて18年度につきましては、年度の途中からではありましたが、どうもこの状態では滞納になっていきそうな方々につきまして、いわゆる督促状、それ以外に勧告書というふうなものをお送りいたしまして、できるだけ傷が広がらないとか、額が上がらないうちに下げていただくようにご理解を求めたところがございます。

旧4町から引き継いできた部分がたくさんございまして、その中では、これまでの納税交渉、あるいは納付の記録というふうな部分について若干の不備があるようなこともございます。そういうふうなものには、どうしてもまだ手書きの原稿、手書きの紙で残っているような状況もありますので、そういうふうなものをシステムの中に取り入れていきながら今管理をしているところでございます。

なお、例えば、預金調査等を金融機関の方をお願いするんですけども、これがきょう行ってあした返ってくるというふうなものではなくて、やはり、長いものでは2カ月間ぐらいかかったりというふうなことで、どうしても時間がやはりかかってしまうとなかなか全体の分析ができないというふうなところもあるように考えております。

○19番（東 孝志君）

長い目で見ればと言われるけれども、相当長いなんです。もう今始まった滞納額じゃないんですよ。そういうふうに、きちっとなるようお願いしたいと思います。

4番目に入ります。滞納額の縮減の努力について、平成18年度における差し押さえの状況と、その効果はどのようであったか。また、不納欠損額の額は幾らか、市税、国保について伺います。

○税務課長（瀬川利英君）

順番が逆になるかもしれませんが、不納欠損の方を申しますけども、18年度の不納欠損といたしまして、市税の方で、合計でありますけれども1,327万6,214円。内訳をいいますと、個人市民税が133万1,782円、法人市民税が16万500円、固定資産税が1,166万7,482円、軽自動車税が11万6,450円であります。同じく国民健康保険税ですけれども、総額で1,584万2,452円になっております。

それから、差し押さえの関係ですけれども、預金調査を、預金の分13件、68万6,106円、それから、19年のもう4月以降になってますけども、現在、所得税の確定申告がありまして、この分の国税還付金がございます分を10件、24万6,101円は現在抑えているところであります。このほか、生命保険につきまして、差し押さえの継続が6件やっております。それから、不動産につきましては7件の差し押さえを計画中であります。

○19番（東 孝志君）

今説明があったんですけど、欠損は、これは何年過ぎたら欠損額におとしたりするんですか。

○税務課長（瀬川利英君）

不納欠損につきましては、いわゆる消滅時効というふうなものがございまして、5年で

基本的にはおとしていくんですけども、ただ空いた5年間を待っているというふうなものじゃなくて、そうなっちゃうと全部に時効になってしまいますので、そういうふうな時効を中断するために、差し押さえとかそういうふうなものをやっていくし、あるいは一部でも分納してもらおうというふうな形で、時効を中断しながら納入をしていただくというふうな形になっております。

ただ、どうしてももう資産がない、資力がない、もうどこに行ってるかわからない、あるいはもう死亡した、相続人がいないとか、いろんなケースがございまして、そういう部分につきましては、滞納処分の執行停止を行いまして、その際に即時に消滅する部分、あるいはその3年後に消滅する部分というふうな形でやっています。

○19番（東 孝志君）

今年と言われたですけど、5年前までのやつはもう全部時効ということですか。そうになると、滞納額が5年間でこんなにふえるんですか。

○税務課長（瀬川利英君）

今のご質問ですけども、5年間何も徴収の形をとらなければ5年で消滅してきます。ですから、そういうふうなことをしないために、途中で分納をさせたり、あるいは納付誓約というふうなものをとりながらやっていると、いうふうなのが現状でございます。

○19番（東 孝志君）

はい、わかりました。5番目に入ります。

鹿児島県の取り組みについて、県は特別滞納整理班を組織したが、本市でも、今組織の中にそういうような体制で取り組めないのか、また、体制と整えることによって滞納者の意識が変わるのではないか。また、本市の徴収体制は今までどおりで対応できるのか、縮減体制づくりのために税務署等のOBを活用する考えはないのか伺います。

○市長（宮路高光君）

先ほども答弁いたしましたけど、19年度に県との連携の中で職員の派遣というのがございましたけど、年度末にまいりましたので、19年度はご辞退しておったところでございます、19年度はこの人事といいますか、このことを県の方に派遣をしていきたいというふうに考えております。

また、今お話のとおり、県からの派遣ということで、まだこの徴収体制、特に滞納整理のマニュアル、やはり私ども職員の中でもやっておりますけども、それ以上に高度のマニュアルの徹底ということで、また県の方から啓蒙していただくというふうに考えております。

ご指摘のとおり、税務署のOBということもございますけど、この人材確保、どういう方がいらっしゃるのか、そのあたりは今後十分検討していきたいというふうに考えております。

○19番（東 孝志君）

はい、わかりました。6番目に入ります。税務署職員は専門性が問われるとともに、豊富な経験が必要である。このことは同じ職場に長くおるということであるので、優秀な職員はよい待遇、課長ポスト並みをすべきでは、意欲を持たせることが大事ではないかと。人事面であるポストに匹敵するような処遇をしていくということは考えられないか。

○市長（宮路高光君）

この税におきます職員の実務的な経験を含め、特殊なものといえば特殊なものというふうに考えられますけど、地方公務員のあり方の中でその税だけが一つの仕事ではございません。やはり全般的ないろんな常識を持った中において、この税の取り扱い、そういうものを学んでいかなければならないというふうに思っております、税務職員だけの厚い特色のある、そういう手当というのは難し

いというふうに考えております。

○19番（東 孝志君）

今私が言ったのは、税務係の人だけじゃなくて、この600名ぐらいの中の優秀な職員を税務課に来て配置してやるようにしたらどうかという考えです。税務署の20名ぐらいの中ではないんです。そのことについて、600人ぐらいおるんですから、いい人材がたくさんおるんじゃないかと思うんですけど、それはどうですか。

○市長（宮路高光君）

適材適所ということにおきましてそれぞれ課の人事異動におきましては、やはり年数、また年齢、こういうものも配慮しながら、その仕事のところに配置をしておるつもりでございます。

○19番（東 孝志君）

はい、わかりました。2に入ります。徴収率向上について納税者の理解は不可欠である。税源移譲に伴い自主財源の確保にまた滞納額の縮減の上からも納税相談、税に対する学習会、チラシ、広報誌、ホームページなど、広報誌、納めやすい納期を設定し、見直しなどを幅広く工夫する必要があると思われるが、どう考えるか。また、地方分権が進む中、自主財源の根幹をなす税に対する市長の認識はどのようなものか伺います。

○税務課長（瀬川利英君）

ご質問にありますもちろん重要性というふうなものは、非常にまだまだ啓蒙が足らなかったのかなというふうな、啓蒙というか、市民の説明が、昨年中は足らなかったのかなというふうな思いもありました。それは、二、三日前の南日本新聞にも出ておりましたけれども、鹿児島市の方に500件ぐらいいろんな問い合わせが来ているというふうなことで、私どもも、現在、2月8日から18日までに約270件ぐらいの、今度の税制に対する問い合わせ等がございました。それは、本庁、

支所は含む数字ですけども、この数字は昨年
から比べますと大分少なくなっているとは思
うんですけども、やはり市民の皆さん方の税
に対する関心というふうなものが非常に高ま
っているのかなというふうには考えておりま
すので、これに対する、制度に対する説明を
今後は十分にいろんな形で説明していきたい
なというふうに思っております。

先ほど市長の答弁にもありましたように、
ホームページとかあるいは広報誌とか、そう
いうふうなものの中にも、連載のシリーズと
いうふうな形で税の仕組み、あるいは滞納し
た場合にはどういうふうになるんだよという
ふうなことも踏まえまして、市民の皆様方に
理解を深めていただきたいというふうに思っ
ております。

以上です。

○19番（東 孝志君）

今説明があったんですけども、私のこの
見直しを幅広くするというのが、ボーナス時
期にこういうのをしたら払えるんじゃないか
と考えてこういうことを言ったんですけども
ね。ボーナス時期は皆金がぼっぼっと入っ
てくるから、滞納している人は払えるんじや
ないか。それとも、5月やったら、転勤族も
おるし、いろいろおられるけれども、6月、
12月、これをそういうように設定して、日
置市だけの独自のこういう設定をしてやれば、
私は徴収率はよくなるんじゃないかと思うん
ですが、それはどうお考えですか。

○税務課長（瀬川利英君）

納期の設定の関係も当然あるかと思いま
すけれども、今議員がおっしゃるように、ボ
ナス時期というふうなものにつきましては、
ある程度全納にふられるというふうな希望
もありまして、現在も8月と12月には管理
職を含めた夜間徴収等もさせていただいて
おります。そういうふうな意味からは、納期
の変更をするか、あるいはそういうふうな
ものを

やっぱり考えていきたいなというふうには
考えております。

ただ、後期高齢者医療とか、今後いろん
な制度が変わってまいります。平成20年4
月からはそういう制度も始まってまいりま
すし、また、総務省の考え等におきましては、
今後、国保税の年金所得者につきましては、
年金から国保税も引いていくとか、あるい
はそのうちに住民税についても年金から控
除していくというふうなことも検討されて
いるようでもありますので、そういうふうな
部分とも十分比較をしながら、納期の部分
については考えていきたいなというふう
に思っております。

○19番（東 孝志君）

さきに市長の方の答弁漏れというか、ち
よっと見解を問うものがあったんですが、
それよろしいですか。

○市長（宮路高光君）

啓発を含めまして、この税に関しまして
は、やはり継続的にまたその時期の的確性
を含めてやっていかなければならないとい
うふうに思っております。

この近年、大変この税制改正という国の
法律、この法律が改正が大変多くなされ、
特にこの税におきます控除を含めまして、
大変市民の皆様方には所得は変わらない
ですけど、税額は上がっている、こうい
う大変負担があるということは認識して
おりますので、ここあたりをきちっと
やっぱり説明責任の中で皆様方にご理
解していけるような説明をやってい
きたいというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

今課長から話があったんですけども、
やっぱり私は去年の12月ですか、市長
にも言ったんですけども、全額納付する
人と個別で滞納をする人と3通りぐら
い分かれておると思うんです。私の考
えでは、全納をする人はばかばかしい
んですね。滞納する人からすると。そ
れで、なるだけ滞納をした方

が市にしてもいいんじゃないかと思うんです。滞納じゃない、全納した方が。全納した方が市のやりくりも思うようにきちっといいと思うんです。そこで、全納報奨金を少しでも、銀行の金利の倍ぐらいでも見返りがあれば、みんな喜んで私はする人がおりやせんだろうかと思うんですが、そういうところもちょっと考えて、日置市独自の考えとして、市民に喜ばれる日置市をしてもらいたいと思うんですが、それにはどうお考えですか。

○税務課長（瀬川利英君）

全納報奨金につきましては、過去においてもこの市町村もやっていたかと思っております。いろんな理由がありまして、どこも今の段階では廃止しているのがほとんどかというふうに思っております。

今おっしゃる進め方というふうなものも十分に理解もできますし、ただ、この辺につきましては税務課だけの問題というふうではなくて、税務課だけに考えていきますと、そういうふうな形で入ってくる分については非常に有り難いというふうに思っておりますので、まだもう少し検討させていただきたいというふうには考えております。

おっしゃったように、まじめに払った人がばかをみるとか、それはもう本当にそういうふうになったらいけないというふうにはもうつくづく思っていますので、徴収率も97%、98%というふうな高い率があるのは、まじめに払ってくださっている人たちが、そういうふうな姿があるからその高い率もある。実際に払わなくて済むんだというふうな考え方にはどうしても承知はできないもんですから、そういうふうな部分には毅然とした態度で厳しくやっていきたいというふうに考えております。

○19番（東 孝志君）

今言われたこと、必ず実行して、実行がなければ何なりませんので、やっぱり言うた

ことは前向きに考えて、今後やってもらわんと、納税者はいけませんので、そういうのをしっかり頭に打ち込んで、滞納の徴収に全力を挙げて。私は、もう滞納者数は減ったというけれども、額がふえたらやってないのと一緒にですよね。これはわかっているだろうと思います。100人おったのが80人になっても、滞納額が1万円でも2万円でもふえたらやっぱり一緒です。減ってないのと一緒にです。そういうことを頭に入れて今後徴収に全力を挙げてください。

終わります。

○議長（畠中實弘君）

次に、6番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

私はさきに通告してありました妙円寺地域交流センター建設について質問いたします。

この妙円寺地域交流センターが平成16年度から5カ年間のまちづくり交付金事業の一つとして、国の採択を受け、建設計画が進められてきました。平成16年度に設計が済んでおり、本年度建設事業費が当初予算で可決となっています。しかしながら、今6月議会に計画変更のための設計委託料が予算計上されました。本来は粛々と執行されるべきところですが、なぜ計画を変更しなければならないのか、その理由とこれまでの経緯についてお尋ねいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

この交流センターの建設については、先般、全協の方でもお話をさせていただきました。3月の当初予算におきまして可決をさせていただき、その中におきまして、議員の皆様方からいろいろご意見があったのも事実でございます。その中で、特に私ども当初予算を上げる中におきまして、もう少し内容を精査し

ておればよかった部分がたくさんございまして、このことにつきまして、市民の皆様方、また議会の皆様方にいろいろとご迷惑をかけたことをこの席をかりまして、厚くおわび申し上げたいというふうに思っております。

今、今回の6月の補正におきまして、設計委託料を計上しているわけでございます。特に、この建設につきましてご指摘ございましたまちづくり計画の中に位置づけをいたしまして、平成16年度に設計をしたところでございます。それから、3年の中におきまして、本年度実施する予定の中におきまして、特にこの16年度の実施している設計がございましたけど、財政的な考慮を含めまして、19年度の予算計上というのを約1億9,000万円程度ということに圧縮するというの中におきまして予算計上をさせていただきました。特に今回のこの設計変更の一番大きな課題でございました現行の児童館との中におきまして、やはり基本的にこの児童館との共有というものを十分配慮すべきじゃないかなという一つの私ども内部の中でもこのことにつきまして十分論議もさせていただきました。今後、市民の皆様方が一番望んでいらっしゃいました多目的の大きな部屋とか調理室とか、そういうもろもろにつきましては、やはり市民の皆様が、特に妙円寺地区の皆様方が活用できるような設計内容を残していきたい。特に今回の設計の変更の大きなものにつきましては、2階部分に会議室が2カ所ございました。この部分の削減をするわけでございます。それに伴いまして、1階の方に事務室がございましたけど、この児童館との兼用を含めた中におきましては、特に事務室というのは1つでいいんじゃないかなと。この2階部分にございました会議室等を事務室にかえていく、そのような設計変更ということではいかがなものかなと、そうすることにおいて、この財政的な考慮も含めながら、また

地区民の皆様方の最初の望みでございました、そういうものは残していく。そういうもろもろの中におきまして、設計変更ということで実施をさせていただきたいと、その設計変更におきまして、まだ内部的にまだいろいろと配置もございまして、そういうものにつきましては、やはりまだ地区民の皆様方に十分ご意見を賜りながらやっていきたいというふうに考えております。

もう一言、18年度に購入しておりました駐車場用地、このことにつきまして、特に今回の19年度の予算の中に入っていない部分が判明いたしましたので、できたら、こういう部分も総括いたしまして一緒に整備ができればと。また具体的には今回設計の段階を上げるだけでございますので、その設計書におきまして、はっきりした金額が出てくるというふうに思っておりますので、今回計上しております設計を議会の皆様方がご審議していただき、協議をしていただければありがたいというふうに思っております。また、地区民の方にも2回ほど説明に行きました。その中で地区民の皆様方は、やはり前のおりしてくれという大変大きな声も私も行ってお聞きしておりました。その中におきまして、やはり財政的な事情もございまして、トータルで今回はこの駐車場等も整備する中で、議会の皆様方にもお願いしますという答弁で返ってきた中でございまして、地区民の皆様方は納得はしてないというふうに思っておりますけど、ご理解をさせていただきたいという形の中で説明をさせていただきました。そのような状況の中で、さっきも冒頭申し上げましたけども、3月議会に上げましたことを6月議会に上げると、こういうことは大変私ども執行としてもゆゆしいことであるというふうに大変深く反省をしております。今後、このようなことがないように、また、事務方の中で十分整理もしていきますので、ご理解をいただきたいと

いうふうに思っております。

以上で答弁を終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

計画変更の理由と経緯についてということですが、担当部局の長としてお答えいたします。

計画変更の理由につきましては、市長の答弁のとおりでございます。

計画変更の経緯につきましては、平成16年度に実施設計は終わっておりますが、交流センターの実実施計画額が2億円を超える額でございました。総合振興計画における枠組みがおおよそ1億9,000万円であったために、11月20日に妙円寺地区の館長さんや地区の役員の方々に事業縮小の相談をいたしております。これらの設計変更は基本的な構造の変更を伴わないもので可能とのことでありました。

以上のことは、2月14日に開かれました妙円寺地区の公民館の運営協議会でも報告をいたしているところでございます。その後、3月議会での質疑等を踏まえまして、児童館との共有することで一体的管理ができて、事務室が不要になるとともに、人件費の削減にもなる。さらに後年度のランニングコストも期待できるということで、見直しをすることとしたものでございます。この見直し案につきましては、5月9日と17日に地区の自治会長さんや役員の方々に説明をしたところでございます。

なお、3月議会で設計変更は難しいと答弁しておきながら、今回設計変更することにつきましては、当初予算計上時の精査が不十分であったことなど、担当部局の長としてまことに申しわけないと考えております。深くおわびを申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を

13時からとします。

午前11時55分休憩

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○6番（花木千鶴さん）

それでは、一問ずつ質問してまいりたいと思いますが、先ほど市長と教育長の方から答弁をいただきました。まず、市長の冒頭の答弁の中で、3月議会の審議の中で多くの議員から児童館との共有について考えたかどうかという意見がなされたんだということでありました。

3月議会では、最終的には可決をしております。10対10、8だったと思いますが、審議の過程においていろいろな意見は議員のおのにおにありますが、最終的な結論は議会の結論をもって議会の判断を一本とされたんだと思うんです。それが、議会制民主主義の原則だろうと思うんですが、その中でその以前の議論の中に立ち返って検討したいということがありました。そのことは少し気がかりであります。それは最後の方に質問させていただきたいと思っております。

ただいまその答弁をいただいたその最大の理由と伺いますか、変更の理由の中で、児童館との共用を検討していきたいということでは考えてきていなかったということですか。

○教育長（田代宗夫君）

当初の計画の中では、妙円寺地区の地区館におきましては、これまでが児童館と地区館を兼用した形で使っていたところですが、したがって、地域の皆様方にとっては、これからは児童館は児童館として、地区公民館は地区公民館としての機能されたものをつくってほしいと、そのような大変長い間の要望というのがございましたので、当初の3月議会

での設計書の中では、それぞれが単独で機能を満たすようなものということで計画をしたところですが。しかしながら、その後のことについては、諸般の事情から一部共用してもいいのではないかということに変わってきたところでございます。

○6番（花木千鶴さん）

児童館との共用のことについては伺いたいと思うのですが、今別々の単独の施設として考えて計画を立ててきたんだということでありました。この共用につきましては、3月議会でも散々議論をされて結果に至っていると思うんですが、あえてこの問題になっているわけですので伺いたいと思います。

これまで、地域が児童館、地区館などモデル的なものをつくると町の方から説明を受けてまいりました、行政の方から。また、伊集院地域の地区館は住民の声を聞かずにつくったためいろいろな問題が後から出てきたので、妙円寺地区館については、地元の声を聞いてつくっていききたいんだと、そういう話で互いに話し合いを進めてきた経緯があります。地元の要望の1つは、今も教育長からありましたように、児童館を児童館としてもっと機能強化していききたいということが上げられていました。

なぜなら、今年度5月だけの子供たちの利用状況を見てみましても、5月で529人となっています。開館日が25日ですので、1日の平均利用者数は21名となっています。しかし、このほかに子供たちが遊びに来て公民館講座等で使っているのも、仕方なく子供を帰らせていく実態があったからであります。

そのような現状は教育長も十分にご存知のはずだと思いますが、その点どのようにお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

これまでの児童館につきましては、一部共

用ではなくして、そのものすべて児童館と地区館という共同で使っていたという経緯があったと思います。したがって、先ほど申し上げましたように、今度からつくる場合は、別々の機能、それぞれの機能を生かすものにしてほしいということでしたので、それで進んできたところなんです。今回見直し案を考える前提として、当初3月議会でも出された地元の方々の要望を入れた地区館の機能はできるだけ生かしたいと、このことは大事にしたいと考えてきたつもりであります。

したがって、当初の設計案では、会議室がすべてをあわせると戸数でいきますと5つございます。あつたつもりです。それが、今回の見直し案になりますと、4つになることとなります。これは、この4つのすべての会議室を使う会議というのが年間どれだけあるのかなど。その場合は5つ使いたいという会議があった場合には一部児童館の1部屋をお借りすれば何とか間に合うのではないかと。ですから、一部共用ですので、これまでどおりのようなすべてを共有するという形ではないので、私どもは地元の方々の意見は、利用される側にとってはそう大きな支障はないのではないかと、このように判断したところでございます。

○6番（花木千鶴さん）

地区館の方の状況で、一部共用になるので、ときどきのことだろうということですが、現在の児童館のことでまずは何いたいと思いますが、おっしゃったように、現在、児童館と地区館は同居をしている形です。隣に新たな地区館を建設するとなれば、当然に互いの利用については考えてきたらと思うと思います。それは隣り合わせの施設ですのでね。今言われたように、どちらかが使えない状況のときはどちらをも使うという計画で進められてまいりました。

ただ、現状が児童館として、子供が使えな

いぐらいの状況になっているため、まずはその利用ニーズには応えていくという方針ではあったと思います。今の教育長が、そのニーズには十分応えていけるんだということだと思いますが、私の方には、実は今非常に働く世代、妙円寺も老朽化しているといえ、高齢化しているとはいえ、大変子供がたくさんいる、新しい地域がございます。子供たちがこれからたくさん学校に上がってまいります。そちらの方からは何とか児童館の利用度を上げてくれという要望が私の方には届けられております。年度も問い合わせがありました。地区館建設になった後は待っていただきたいと申し上げているところです。そして、放課後事業だけではなくて、この地域はまだ学校に上がる前の子育て世代の人たちも多くを使っています。その辺のところには十分応えていけると教育長はお考えですか、もう一度ご答弁ください。

○教育長（田代宗夫君）

確かに申し上げましたように、それぞれの単独の館としての機能を大いに使って、子供たちのために生かしていきたいということですが、私どももそれは当然考えているつもりではおります。

また、当然、現在の子供たちをいろいろ面倒を見るにいたしましても、児童館のみではまた足りないこともいっぱいあるのではないかと。今回つくります予定の地区館の内容を見ますと、広い簡単な運動もできそうな室内のホール等もあります。多分そこらあたりで子供たちは一生懸命遊ぶのではないかなと思いますが、そういう今度は逆の立場もいっぱいあるのではないかなと、そんなふうに考えておりますので、何とかこれで一部共用ということであればどうなのかなと、私はそんなふうに思います。

○6番（花木千鶴さん）

地区館のことで、先ほど年間幾部屋使うこ

とになるんだろうかということがありましたが、地区館は現在いろんな自主事業が、講座がありますけれども、私どもの地域は人数が多いために、もう募集をかけてすぐに締め切らなければならない状況になっていることは教育長もご存知のことと思います。

そして、その上に新しい講座を開設してほしいという先生方からの要望もあったり、開いてほしいという住民の方からの要望もあるものも部屋が足りないから遠慮していただいているということがございます。今後、地区館建設は地域の活性化のための事業でありますので、そういうところが発展的に広がっていくことを願って地元は希望を要望してきていたはずであります。

次の質問をさせていただきたいと思うのですが、設計変更の中で現在の児童館の事務室を地区館の事務室と兼用するという考え方が示されたようですが、今でも狭くて大変困っています。今後、光ファイバーも整えていく中で、地区館事務は煩雑になっていくものと考えられています。とても、現在の事務室では対応できないと担当の皆さんは言っておられます。例えば、現在の児童館にある図書室兼集会室を事務室にすれば、十分な広さなんだがとありますが、今後は児童の利用できる部屋が集会室と和室だけになってしまうので、ますます児童館機能は縮小されていく、事務室は狭くて、今の図書室の半分ぐらいいしかありません。また、道具を入れるところにも事欠いている始末なので、共用どころか児童館としても狭くなってしまいうんじゃないかということに話になっているわけですが、その辺のところについて、事務所の広さ、そして、部屋が減ってしまうかもしれない。その辺のところを教育長はどのようにお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

私も先ほどお答えしましたように、2回ほ

ど皆さんと、あるいは個人的にも3回ぐらい合計行きましたけれども、事務室の中でいろんなお話をしました。確かに今のままの状況であるとかかなり厳しいなど。また、この前話し合いをいたしました館長さんやいろいろな方々も事務室が狭いとか、印刷室がどうだとかいうお話も十分聞いたつもりであります。しかしながら、その中にあっても、まあ何とかなるのかなというのもまた一方にあります。確かに広い方がいいと思います。お客さんが来たときにゆっくりお話のできるソファでも置いて、そういうスペースがあればなおさらだろうと思います。そのあたりにつきましましては、今回のこの話し合いの中で、また先ほど市長の方からも話がございましたとおり、地区の方と話を進めてまいりますので、もうちょっとその辺を広げる手立てか何かあるのかどうか、そこらあたりはまた地域の方と関係の方々と話を詰めてみたいと思います。

○6番（花木千鶴さん）

先日、教育文化常任委員会が開催され、私も傍聴させていただきました。そのとき、二層のモデル地区にするための館にするはずだったんじゃないか。地元の要望も強かったはずだという質疑に対して、やはり児童館は児童館、地区館は地区館として考えてきたんだと、これを答弁されておられます。さきの3月議会のときにも教育次長が委員会の中で、妙円寺の地区館については地区公民館として整備したいと考えている。市長が進めている地区公民館をもって地域づくりと全般の自治活動の拠点としたいというふうに答弁しておられます。そして、妙円寺地区館においては人口規模からしてふさわしいと思っていると答弁しておられる、そんな考え方が示されております。

私は、児童館の利用率を考えてもそうですけれども、どちらも地域に必要な施設として位置づけ、計画されてきたことは明らかだと

思うんです。共用についても、十分そのあたりは考えてきたらと思うんです。それをもってしても、ともに必要な施設だったということで計画がなされてきたと思っています。そしてまた、これまでの答弁ははっきりそのように答えておられると思うんです。ましてや、議会の議決までしています。ここでもう一度共用の検討をし直すというのは、計画の変更理由としては納得できない状況であるなと私は感じています。

そこで、これまでの経緯について少し伺ってみたいと思いますので、この変更に至った経緯についてを伺いたいと思います。変更について考え始めたのは一体いつごろだったんでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

私の個人的な話の中で申し上げたいと思うんですけれども、当然、3月議会で、委員会あるいは本会議で議論をなされている中でもいろんなことを私の頭の中では考えておりました。これまでは地域の方々の長年の要望であったそれぞれの機能を満たす地区館としてそれぞれの――を切望してこられたわけですので、その思いを大切にしなければいけないということが第1点。

第2点目は、既に旧伊集院町の議会で議決された設計書が既にでき上がっている。これ今さらどうするのかという問題。それから、一方では、これから財政が16年度当時、私も合併した当時はそう思っていなかったけれども、合併して1年、2年たつうちに、どんどんどんどん財政が厳しくなってくる、この現実と向かい合ったときに、果たしてどうすべきかということで、議論の中でもずっとそのことを考えてまいりました。そして、今回結論を出しましたのが、どちらの方、お互いに両方何とか考えることはできないのかという判断が今回の選択でありました。大変苦渋な選択をしたと自分では思っております。

しかしながら、これを出して、ここにいらっしゃる議員の皆さん方が高い見地から判断をしていただきたいと、そういう気持ちで今回の補正を出したわけでございます。

○6番（花木千鶴さん）

時期的には3月議会のあたりから個人的には思いがあったという複雑な思いを語られたわけですが、その中で確認ですが、財政的なことが一番教育長の気持ちの中では働いたということですか。

○教育長（田代宗夫君）

これから将来にわたって、何年かかるかわかりませんが、このような状況がずっとずっとこう続いていくとしたときに果たしてどうなるのかということが1点。先ほど申し上げましたとおり、でも、地区の方々の思いは大切にしたい。だから、地区の方々の考えていらっしゃる機能というものはできるだけ当初のものから失わないようにしたいと、もちろん両方考えてこの判断をしたところです。

○6番（花木千鶴さん）

これからの将来のことを考えたときにどうかというのは、いろんな意味が含まれているかと思います。私はご承知のとおり、妙円寺地域の議員であります、住民でありますので、私がこのようなことを質問いたしますときには、地元の議員だから、地元の思いがだからということと言われるんでしょうけれども、私はそればかりではありませんで、今回のことは執行が物事を進めていくときの執行の決断というか、計画と執行の政策、住民との話し合い、議会との関係、そういうものが問われているだろうというふうに思っております。

ですから、地元の議員の色合いでいろいろされたとしても、都合が悪いなと個人的に思ったりもしたので、ほかの方にやっていただきたいなと思ったぐらいですが、なかなかそ

うもいきませんでしたので質問させていただいているところです。

地元に対する教育長の思いはわかりました。しかし、これから将来のことを考えたときということについては、地元も単なる感情論だけではなくて、思いはあるんじゃないでしょうか。

では、まちづくり交付金事業での高次都市施設というものは1,000平方メートル以上となっていますが、さきの案では、それを700平米で採択してもらっている経費であります。今回さらに180平米も減らして交付金事業のこの高次都市施設としては問題はないのですか。

○市長（宮路高光君）

このまちづくり交付金の進め方の中におきまして、地域の再生というのが一番大きな課題でございまして、新しい国の事業で採択をしていただいたものでございます。基本的にはそれぞれ道路に含めまして、いろんな諸事業を絡めさせた事業でございまして、そのような中におきまして、この交付金事業でございましたので、それぞれの変更もできるということでございます。

ご指摘ございましたとおり、面積の問題もございましたけど、このこともクリアできるということでしたので、今回このように上げさせていただき、変更するという予算要求をしたということでございます。

○6番（花木千鶴さん）

では、今市長にご答弁いただきました。先ほどから教育長もいろいろご答弁をいただいて、3月議会でいろいろ考えておられたところで答弁をなさいました。一番最初のところでは、市長も判断をしたというところがありました。最終的には、この変更については、どなたが決定をされたんですか。

○市長（宮路高光君）

特にこのことにつきましては、教育長が話

ございましたとおり、教育委員会の方で3月いろいろとご議論なされたことを含めまして、いろいろと内部の中で検討し、最終的には私の方に伺いをきましたので、最終的には私の方で判断をさせていただきました。

○6番（花木千鶴さん）

では、次の質問をさせていただきたいと思えます。私は3月議会の最終、本会議を終えた翌日に、3月の29日、市長とお話をさせていただく機会がありました。そのとき、市長は地区館の縮小をするんだということを、そういう考えを語られました。私は大変驚きました。きのう本会議が可決したばかりじゃありませんか、何があったんですかと伺いました。議会審議の中で規模が大きいという意見が多かったからだと言われました。私が、しかし、議会の議決は原案どおり可決しているじゃありませんかと申し上げましたら、その規模で執行する考えはないのだとおっしゃいました。実は、変更は3月議会の議決前に市長が決めておられたのでありませんか。

○市長（宮路高光君）

そのときにお話をしたのは、やはり、地区の皆様方のご意見を十分配慮してからという私はお話をしたつもりでございます。

○6番（花木千鶴さん）

私はそのときから大変いろんな不信が起きているので、もうきちんと市長にお尋ねしなければならぬと思ってお尋ねをしているところなんです。私がそんなことをしたら議会が反発するんじゃないかと申し上げましたら、そんなことはないよと笑って自信ありげに言われたのをはっきり覚えております。そういうとき、児童館のことも駐車場の話も市長から伺うことはありませんでした。

以来、私は何が起きているのか、これまでの計画は何だったのか、職員と地域とで費やした時間は一体何だったのか、執行が上程した予算は一体何だったんだろう、議会での審

査は一体何だったのか、あれほどいろいろあった討論、採決は一体何だったのか、議会議決は何の意味をもっていたんだろうかなど、私は大変不信を抱えることになりました。そして、5月9日、そのようにしているうちに、教育長、教育次長、社会教育課長、課長補佐、担当者が地域説明に来られて、縮小の計画が示されました。

説明会に参加したのは、地区館長、児童館長、主事、各自治会長、地元市議会議員、県議等でありました。そこでは、議会が規模が大きいという意見が多かったので、児童館との共用を検討していきたいんだという話でした。しかし、私は、地域の人は説明になってない、今さら何を言うのか受け入れられない、議会も認めているじゃないかなどの意見が出されました。このとき駐車場の話はまだ出ていませんでした。

その説明会が終わった3時間後に今度は市長がやってくるという連絡がありました。5月9日の地元説明会の中で、地元の人たちが担当課に対して話をした、その結果を市長はどう受けとめて説明会にみずからやってくれようと思われたのですか。

○市長（宮路高光君）

教育長の方が説明行きましたけど、地元としてのいろんなご理解もいただかれなかったという報告をいただきました。最高責任者として、私もやはり出向き、今までの経過を含め、今後の展開ということでご説明をさせていただいたということでございます。

○6番（花木千鶴さん）

地元の意見、長年、平成10年から地元はこのことについて要望してまいったわけですが、本当に地元の人がどれくらいこのことについて賛成しているのか、反対の声もあるではないかということではありますが、このような施設をつくるときに、集会を開いて決めるというようなことは余りなされないと

思います。受益者負担が伴うものであれば、そういうこともありましようが、大きくいつて、その地域の地域館建設に対する要望は地元の協議会というものでなされてまいりました経緯があります。さて、市長が5月の17日にお出でになる前夜、5月16日、妙円寺地域の前自治会役員が集まる合同専門部会が開催されました。120人ぐらいの中で90人弱が参加しましたが、そこで、この問題が出されて、議会議決どおり粛々とやってほしいという決議がなされました。翌5月17日、市長が説明に来られました。そこで私たちは初めて駐車場の整備、外構のお話を伺うことでした。

しかし、地域からは問題は施設の内容だということや、修正をするとすれば、予算計上の前か3月議会の中ですべきだったじゃないかと、議決直後から動き出すなんて本当におかしいじゃないかと言われました。議会議決が得られたときは、市はそのことを重視すべきだといって結論は前回と同じになってしまいました。前夜の合同専門部会の決議も伝えられました。市長はこれらの地域の声をどのように受けとめておられますか。

○市長（宮路高光君）

当初申し上げましたとおり、今回この地区館におきます当初予算を含めまして、私どもが十分精査していなかった、このことを本当にもうおわび申し上げることしかないというふうに考えております。この地区館建設につきましては、児童館の事業の中におきまして、今の児童館をつくる所におきまして、私ども、そのとき有利な補助事業等がない中におきまして、地区館と児童館という形の中で建設をさせていただきました。地域住民にとって面積的な要件ございましたので、大変狭いということも長年いろいろと意見を伺っておる次第でございました。その中におきまして、このまちづくり交付金を含めた事業等がある

中におきまして、一番基本的に地区民の大きなご要望というのが、やはり全体的にする大きな広場的なものがほしいんだと、これが一番大きな一つの要望であったというふうに感じております。今ご指摘のとおり、それぞれの地区の皆様方の話というのは大変心に痛むところがございますけど、財政的なものを含めた中を考えた中におきまして、やはり今回のこういう補正を上げて、地区館の修正ということをやっけていかなきゃならないというふうに感じております。

○6番（花木千鶴さん）

地元の方が不可解だなと思う一つは、その児童館との共用、精査をするということに疑問を感じるというのが、これまでの協議の中身なのではないかと思えます。それから、もう一つが、まち交の事業であるが、財政的に云々ということでありましてけれども、本当にこのまち交の事業を考えてみたときに財政的な効果があるということになるのかどうか、それがまた一つ疑問でもあります。

ここで一つ伺っておきたいのですが、これまでのやり取りの中で、議会の中で出されました。先ほどから大きなホール、その集会施設みたいなのが、会議室みたいなのが必要だとかいろいろな言い方がありますがけれども、500人の規模のアリーナとか、バドミントンができるアリーナとかっていう表現が出てきたりします。執行は議会の委員会の中で、どんな説明をなされてきたのか。大会議室は198席ではないかと思えますが、どんな説明をされてきたんですか。

○社会教育課長（神之門透君）

3月議会の委員会の中で、ちょうど大会議室等の面積の資料を持っておりませんでしたので、この中央公民館の1階の大会議室です、ホール、あれの規模だというふうに申し上げました。その後、人数はどういう計算をするのかということでもございましたので、平米当

たり2人で計算をするというような回答があって、それじゃあ500だという意見がそのまま歩いたんだろうと思います。

○6番（花木千鶴さん）

500人収容するというのは、そこにみんな立って500人収容する、できるということですよ。

○社会教育課長（神之門透君）

ご指摘のとおりです。

○6番（花木千鶴さん）

私は、3月29日からずっと疑問を持ち続けてきたと申し上げました。地域説明会、議会での説明委員会での答弁などでも、その疑問は解決していません。そんな中で、ある方から話を伺うことになりました。3月議会では、予算が原案可決となっているけれども、妙円寺地区館の縮小は市長と議員が約束をしていると言っているが、本当にそういうことがあるのかと、私に問い合わせがありました。そこで、私はどこでどうなのかということをお伺いして、会合に参加したという何名かに聞いてみました。そうしましたところ、そう聞きましたという方と、そんな話はしていないようにも思うが、はっきり覚えていないという方、真実はどうか分かりません。ただ、議員の中でも、まことしやかにささやかれたりもいたしました。議会というところは裁判をするところでもなく、証拠の有無を追及できるところでもありません。ただ、このような時期にこのような声が聞こえてきたことで、行政への不信感が募ったことは確かであります。行政への信頼を取り戻す意味でも市長に伺います。そのような事実があったのかどうかお答えください。

○市長（宮路高光君）

そのようにだれか議会の人とそういう約束をしたことは何もございません。もうそれぞれ議員の皆様方からいろんな意見があるというのは認識しておりますけど、ここにそうい

う話をしたこともございません。そういう話がどういう形で出たのか、ひとつ私の方も納得いかない部分がたくさんございます。

○6番（花木千鶴さん）

安心いたしました。そのようなことがあったら大変な問題であります。

では、もう一点気がかりなので伺います。地域では、このたび市の説明を受けて、地域専門部会の決議もあったことから、6月議会に請願書提出の動きがございました。そのときは、紹介議員のお1人になってほしいと私は言われておりましたので、待っておりました。提出期限間近になって断念したということでありました。行政の関与があったやに聞くわけですが、そのような事実があったのかどうかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

そのような請願が出ようか、何が出ようか、私のところには何も一切入っておりませんので、このことについて行政が関与したことはないというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

請願陳情は住民の権利として法にうたわれているのであります。そのようなことは何かの間違いだったのでしょうか。ただいまの市長の答弁はそのようなことであります。その後、地域の声は要望書という形で議会に届けられています。

さて、今回の説明を私はこの質疑を通して聞けば聞くほどやはりどこかおかしい話になっていやしないかと、そして、これまで抱いていた疑問が払拭されるような形になっていません。

駐車場の整備については、いつから出てきたのか、どの時点でそのことに気づいたのか説明をしてください。

○市長（宮路高光君）

この駐車場につきましては、今の当初予算の中で砂利敷きという形でございました。こ

の砂利敷きをしておけば、それぞれ使い方がどうなのか、基本的に約一千四、五百万円舗装すればかかるということでございましたので、今回、そういう砂利敷きにおいて、ただ単独で次できるのか、それよりも、今回の見直しを含めた中で1,500万円程度の中でも交付金入れた方が財政的に有利であるのではないかと、そういう判断をさせていただきましたので、今からの設計書の中で具体的な数字が出てくるわけでございますので、また、そういう今回の補正を認めていただき、その後いろいろとまた議員の皆様方には詳細な説明はできるというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

今回は建物の話から始まっているわけですよ。建物がぜいたくだ。大き過ぎるという話からスタートしています。地区館との共用検討となって、次に駐車場問題となっています。もともと地区館の規模の話でした。そして、その地区館の規模が云々というところの話であります。それがいつしか財政問題になってきているわけではありますが、この事業の執行残はほかの事業には使えないことになっているんじゃないでしょうか。きっと当初は駐車場はその後でも考えられる範囲だったとお考えだったんじゃないだろうかなと私は思うわけですが、まちづくり交付金の性格から、事業の性格からいって、地域が必要としているものを計画を変更してまで潰すというのはどうもなじまないんじゃないかなと思うところですけども、財政的にもほかの事業の状況を見れば、駐車場の費用は賄えると思われるんですが、その辺のところでも考えられなかったんですか。

○市長（宮路高光君）

この論議につきましては、面積の縮小ということもございますけど、総体的に財政的な予算の規模というのも大変いろいろと議会の皆様方を含め、いろいろとご指摘をされまし

た。そういう中におきまして、さきに申し上げましたとおり、この駐車場の分については、砂利敷きのままであったということでございます。基本的にはそれぞれまちづくり交付金につきましては、この予算執行の残につきましては、ほかの事業にも回されるということでもございます。ですけど、基本的に一番3月に論議されたのは、この規模的に、またこれ以上にまたこの妙円寺地区館に關します関連事業の中におきまして、予算を大きくしているのかどうか、そういうのを一つの大きな私としても大変不安をする部分もございましたので、今回の中で、今の予算規定のある予算範囲内の中において、きちっとある程度の地域住民が要望するその施設、また、関連施設ができればいいんじゃないかなと、そういう判断をした中で、今回の変更の予算を上げた次第でございます。

○6番（花木千鶴さん）

まちづくり交付金事業のよさは、いろんな事業に、その事業の間であれば、いろいろ利用できるという利点の一つあるわけですよ。それから、ほかの事業には使うことはできないが、それらの間では有効に利用することができるという利点が1つ。それと、もう一つはその計画が順調に採択されて計画が出されて、そして、その事業が順調になされて、そして、その効果が上がったかどうかということが問われる事業であるということでもあります。それから考えていくときに、地域が本当にまとめていた形でやることができ、そして、その有利な財政の状況を考えれば、駐車場が1,400万円ぐらいになるということだったでしょうか。それを、どこかで、これは1億9,000万円の建屋の建設事業費でありますので、入札がどれくらいになるかわかりませんが、その辺のところも十分に今後考えられたのじゃないだろうかと私は申し上げたところなんですけれども。地域の方々は計

画は順調に進んでいたはずであって、もとに戻るように申しわけないんですが、多くの要求をしてきたけれども、行政の事情にあわせてカットもしてきたじゃないかと言っております。

この間、本会議の中で、3月議会でいろいろ議論になった、東市来のテニスコートの見直しもするのかという質疑に対して、市長は予算計上する前に見直しもしてあるのでそれははないということをおっしゃいました。

しかしながら、妙円寺についても、予算計上の前に5,000万円のカットをしたわけでありまして。それは、その予算案を1億9,000万円にしたことが、まだその範囲の中で削れるのであれば削っていかうという話になってきてるわけですが、それほどまでにこれまで話をしていたことをカットされるのかという意見であります。議会も可決しているのに何が問題なのか全くわからないんだと言っているのが現実で、要望書もその意味で出されております。

執行も議会も互いに立場を尊重して市民の負託に答えていかなければなりません。私も一議員として、この交付金事業の計画が示されましたときに、伊集院町の議員でありました。いろいろな意見がそのときも出される中で、執行から総合振興計画との整合性を図りながら作成された都市再生整備計画だと言って説明がありました。国への申請となって採択がなされたわけでありまして、まちづくり交付金事業は当初作成されているまちづくりの目標と目標の達成状況に関する事後評価を受けることになっております。この事業が金額よりも住民の生活の質の向上と活性化を図ることを目的にしているんじゃないでしょうか。そのような意味において、縮小や児童館との相乗りが高次都市施設として高い評価が得られるのかどうか私は考えるわけです。今回多くの疑問を抱えて質問いたしましたが、最後

まで私自身納得のいく状況ではなかったように思っております。あとは、市長が今後執行していかれる中で明らかにされるものだろうと思っております。

長くなりましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（畠中實弘君）

次に、13番、田畑純二君の質問を許可します。

〔13番田畑純二君登壇〕

○13番（田畑純二君）

私はさきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。

日置市の最高レベルの方針を引き出す質問をしまして、第1の問題、合併したことの是非についてであります。

(1) 2005年5月1日に東市来、伊集院、日吉、吹上の旧4町が合併して日置市が誕生しました。合併してよかったかと聞かれますと、大きくなるのが目的ならよかったと言えるかもしれません。しかし、住民生活の視点では合併のひずみも有形、無形に随所に見られており、疑問だという声も聞かれます。旧町時代の住民生活と比較して、合併して日置市民の生活へどのような影響があったと思うか、市長、まず答えてください。

(2) 合併して約2年1カ月が経過しましたが、現在の市政は第1次日置市総合計画、計画期間2006年から2015年、日置市行政改革大綱、日置市行政改革行動計画（アクションプラン）、いわゆる集中改革プラン及び平成19年度日置市一般会計予算と特別会計予算等によって進められております。そして、旧4町のおおのの行政の進め方の相違点を克服しての日置市の一体感、旧4町地域の均衡ある発展及び住民サービスの質と量におけるさらなる向上等を目指しております。

しかしながら、日置市内の旧町地域の中では、過疎、高齢化がますます進んで元気がな

くなり、沈滞化していく地域と余りそう感じられない地域との格差がどんどん広がっているようにも思います。そして、旧町のままで財政的にはもっと厳しかった。合併した長所を感じながらも、このままだとただの日置市の周辺部になり、地域の元気がなくなり、日置市の発展の中で取り残されてしまうのではないかと危惧して、閉塞感が漂っている地域と市民がいるのも事実もあります。旧4町地域のまちづくりにおいて、この格差解消をどう図り、日置市の一体感醸成と旧4町地域の均衡ある発展、まちづくりをどう図っていくかは今後ますます大きな行政課題になっていくのは目に見えております。日置市内にある大きく区割りしての南北地域のいろいろな面における格差、はっきり言わせてもらいますと、旧東市来、伊集院地域と日吉、吹上地域の格差がなお一層広がっていくのを懸念しておるのは私1人ではないと思うのですが、どうでありましょうか。合併当初は、新市を軌道に乗せることを最重点に旧4町はお互いに小を捨て大について大同団結して遠慮していた部分もあったかもしれませんが、しかし、合併後2年1カ月が経過しましたので、今後は旧4町地域の本音が出てきて難しく大事な時期になってくることも十分予想されます。地域の不満をきちんととらえ整理し、格差の是正や一体感の醸成につなげて、第1次日置市総合計画の理念、計画に少しでも近づけるよう最善を尽くすべきだと思います。このことを強く意識して、政策的に何らかの手を打ちながら、日置市の行政は進めていくべきであると、今までも思って主張してきましたし、今後なお一層そうすべきであると、私は思っております。市長はどう思っておられるでしょうか。

合併して約2年1カ月が経過した時点で、市長は今後何が変わり、さらに今後何を变えないといけないと思っているか、市長の具体

的でわかりやすい方針と見解をお示してください。

(3) 現時点で合併が悪かったという理由に次のようなさまざまな意見があります。1、旧町時代に比べ、一部職員の対応に不満がある。市の政策も旧町地域まで細かく行き届いていない。

2、政策が一部地域に偏っており、東市来、伊集院地域に投資が偏り、日吉、吹上との格差が広がった。地域配分格差に不満、また負担増を感じている。

3、地域の行事がなくなる傾向にあり、規模縮小されたことに対する不満。

4、合併後、税金や保険料や水道料等が上がったほか、各種施設の使用料等も一部値上がりした。

5、首長、議員が身近な存在ではなくなり、地域住民の声が行政、議会に届きにくくなり、一市民として不安がある。

6、得をしたのは、何も売り物がない財政難の自治体と国だけ、小さくても頑張っていた自治体は時代の流れにのまれた感じ、一過性のブームが過ぎた後、後悔するのではないか。

7、むだを少なくすることは歓迎だが、一部中央部中心の政策になっており、地域、地方の一層の過疎化を危惧する。地方が寂れるようなら合併は勘違い。周辺部へのしわ寄せを心配する。

8、道路標識がわかりにくくなった。書きかえに多くの税金を使って逆に不便になっている。また、逆に現時点で合併がよかったという理由に次のようなさまざまな意見があります。

1、過疎化や少子高齢化、財政難などに対応する観点から、行政のスリム化をよしとする。2、実情に合った行政区画に近づいたと思う。3、これまで知らなかった隣の町の史跡や施設を知り、親近感を持つことができた。

行政的にも連帯感を持ってお互いに協力しながらまちを発展させることができる。4、日置市の自治組織の構造のうち、第2層目の地区公民館の組織も整いつつあるので、住民のボランティア作業や創意による手づくりの事業などに取り組み、地域住民のまちづくりが着実に成果を上げていくことができる。5、行政頼み脱却への一步を踏み出すことができた。住民にできることはやってもらうスタイルに変更し、肥大化した行政組織を縮小しなければ維持できなくなろうとしている。いかに住民サービスを下げずに、自治体を経営していくか、大きな課題に立ち向かう基盤が整った。実際の合併の成否は今後10年後への先を見据えて検証する必要がある。

以上の5点が合併がよかったという理由の主なものであります。

現在の困難な時節を乗り越えていくには何よりも住民の代表者たる市長と我々市議会議員の厳しい時代認識が求められております。市長と我々市議会議員は市民の選挙で直接選ばれた市民の代理人であり、地方分権が進展する中で、その見識と手腕に地域社会の命運が今日ほど大きくかかっている時代はないと言われております。我々は日置市の財政状況について調査し、内容を分析して、国の政策とも絡めながら、持続可能な財政構造を構築する必要があることは今さらここで申すまでもありません。この財政問題につきましても、ほかの同僚議員も今回の一般質問で取り上げているところでもあります。このことは今後の日置市の行政にとっても最大重要課題の一つであります。そして、今後とも市民の皆様、行政の皆様、そして、我々市議会議員3者が三位一体となって、3者と協働してともに働き、ともに力を合わせて働いていくことで、より安全・安心・快適で心豊かで活力あふれ、数年後、どこに住んでいても、市民全員が皆平等に合併して本当によかったと実

感できるような市民が主役の住みよい元気な日置市づくりのために、みんなで考え、みんなで行動する必要があると思います。

以上を踏まえて市長にお尋ねいたします。

上述しましたような現時点での合併が悪かったという意見やその他もろもろの意見や考え方を市長はどのように分析し、今後の施策でどう対処していくつもりか、市長の率直な方針ややり方をお聞かせください。

(4) 地方分権改革や市町村合併の背景にあったのは、国が自治体を丸抱えで面倒を見る護送船団方式の行き詰まりであります。そして、日本の各自治体は自立を迫られており、各自治体経営改革が不可欠になってきており、いまや待ったなしの状況にあります。この自治体の経営改革を進めるには、行政職員と住民市民と我々市議会議員との認識共有が大事であると思われまます。そして、市民が主人であることを徹底させるため、市長はシティマネージャーで市民がオーナー、市民がつくる、市民の日置市という2つのスローガンを掲げるのも一案かと思われまます。

そして、それらを実現するためと日置市将来構想や第1次日置市総合計画に盛り込まれた自治の仕組みを担保し、市民が主役となった自治を実現するため、日置市自治基本条例を検討するのも一方法であります。これは、平成12年に地方分権一括法が施行され、今までのような中央集権型ではなく、地方はその地域に合った独自の個性ある自治を行っていくことが求められるようになってきました時代の今の流れ、要請にも合致することになります。まず、日置市自治基本条例を検討し、中間報告のタウンミーティングやパブリックコメント等を経て、議会で可決し、公布、施行するようにしてみたらどうでありましようか。

そこで、日置市という自治体の経営改革の一手段として、日置市自治基本条例の真剣な

検討を提案しますが、市長どうお考えでしょうか、お答え願います。

次に、予算削減や人員削減の努力をすればするほど苦しくなるという声が自治体関係者から聞かれます。その理由は自治体の職員が気づかない、認識しない認識できない非効率はまだあるからであります。役所の改革では、自分たちが築いている非効率は削減しますが、気づかない、認識しない、認識できない非効率は残ります。そのため、改革後は認識しない非効率の割合が大きくなります。認識しない非効率をあぶり出すには、行政の中身を外部の目にさらすことであります。住民参加や情報開示で外部に指摘してもらうのです。その意味で、近い将来に地区公民館ごとに市民に予算編成に参加してもらう方向で進んでおる本市の進め方と、市民の各種代表からなる日置市行政改革推進委員会を設置して、市長を本部長とする行政改革推進本部のもとで、改革を実行しようとしているのは理に叶ったやり方だと思われまます。

そして、我々議会も行政の気づかない、認識できない非効率をきちんと指摘して、行政監督機能をきちんと果たし、行政を厳しくチェックしながら、バランスも考慮し、是は是、非は非として協力できるところは協力し、お互いに協働し、ともに働くこと、お互いに切磋琢磨しながら、強過ぎず、弱過ぎず、適度な緊張関係を持ちながら、おのおのの立場で日置市の発展に寄与するべきであります。

次に、自治体経営改革に必要なものは何か考えてみます。まず、企業会計方式の採用であります。

自治体にはなじまないのではないかという声もありますが、なじむなじまないと議論をする時間があるなら、まず実行するべきです。民間企業のように、利益が出たからよい、利益が出なくて赤字だから悪いという発想を持たないよう運用をどうするか、解釈をどうす

るかを考えればできるはずだとも言われております。そして、認識しない非効率を掘り起こし改善していくことが自治体経営には必要であります。ただ、認識しない非効率をすべて自主的に改善できるわけではありません。国や都道府県が関与しているため、改善したくてもできない部分もあります。認識しない非効率を掘り起こす中で、国や都道府県の関与も改め、公共サービスの質を高めることが本当の意味の経営改革ではないかとも言われております。

そこで市長にお伺いいたします。地方自立へ改革のときと言われておりますが、市長は日置市という自治体の経営改革をどう考えているか、市長の率直な見解と方針をお聞かせください。

第2点、地域の自立と再生についてお伺いいたします。平成17年12月定例議会での一般質問で、住民に選ばれる自主自立の地域づくりについて、私は次のように質問しました。すなわち、そこに住むことが楽しくなり、住民が住んでみたいと思うような住民に選ばれる地域づくりをしていくため、旧吹上町で作成していた、集落民による集落ごとの集落振興計画と同様の計画を新市でもつくっていくべきだと思いますが、どうでありましようか、お伺いしますというもので、これに対する答弁は次のようなものであります。

すなわち、日置市は地域審議会を設置しています。この地域審議会を中心とした地域づくりを進めながら、将来的には住民自治の中で立ち上げている3層構造の第2層、地区公民館の中で計画をつくっていくべきことではないかと思っております。日置市に20の小学区があるので、今後、基本的にこの市内20の小学区ごとの地区公民館にこのような振興計画をつくっていただき、また、毎年の予算に反映できるようにしていきたいと考えています。このような答弁でありました。

その後、約1年半が経過し、各地区公民館も整備されつつありますが、本件に対するその後の進捗状況はどうかできるだけ詳しく教えてください。

(2) 日本は草の根自治、住民自治が非常に弱いと言われておりますが、草の根自治とは、行政のかじ取りは住民みずからの手で行うことだという考え方があります。言うまでもなく、地方自治の主役は住民であり、国や市町村は地方自治に伴うもろもろの仕事を住民のかわりに処理するための組織なのに、絶えず監視しないとずれが生じ、住民が知らない間に財政破綻する恐れもあると、住民の自治意識にいわば火をつける必要があります。そのためにも、また、地域の自立と再生を促進するためにも、従来の社会教育委員会、社会教育課とは別に、新たに地域活性化支援係、または地域自治推進室を設置して、市長の直轄とするのも一方法だと思いますが、市長はどうでありましょうか。

この地域活性化支援係は、草の根的な住民自治活動を応援し、住民の自治意識を高めて、地域の自立と再生に結びつけるために、主に1、情報提供（市町村の行政の取り組みを比較する指標を順次作成し、公表するなど、知識の自立と再生に役立つ、あらゆる情報の提供）、2、相談窓口業務（住民からの相談に対し、問題解決に効果的な方法や参考事例を紹介）、3、啓発業務（出前説明会の実施やリーフレットなど啓発資料の作成）4、各地区公民館が行う地区振興計画作成への指導助言を徹底し、できるだけ早く毎年の予算に反映できるように手助けするなどの業務が考えられます。

なお、ここで地域の自立と自治体の自立について少し考えてみます。既に制度としては実現した地方分権が現実的にはなかなか進展しない原因は、中途半端な三位一体改革の結果、分権に見合うだけの権限と財源が中央か

ら地方に移譲されていないこと、及び長年の中央集権体制の期間に地方に浸透した関係者の中央政府依存の精神にあると思われます。

恒産なくして恒心なしという格言がありますように、恒産と恒心は表裏一体であり、食糧・資源・資金など物財の自給がなければ、地域が自立する精神が関係者の間でなかなか台頭してこないのもある一面では仕方のないことであるとも思われます。

なお、恒産とは一定の安定した資産のことであり、恒心とは、金銭欲などに迷ったりして妙なことなどを考えることのないきれいなことを意味します。

次に、市民自治と自治体の自立について述べます。

主権者である市民が政策に深く関わるようになることは、時代の必然的な流れであります。財政の困窮状態が進む今日、自治体はその状況を明らかにして、市民にお金がないのですが、どうしましょうかと向き合わざるを得なくなります。金がないのに、政策課題が目の前より現実を行政とともに、市民自身も向き合うということでもあります。そして、財政の実態を市民の皆様へ正直に伝えて、危機意識を共有して市民の皆様からの協力さえ得られれば、お金がなくてもいろんなことができると思えます。自治体の政策は市民が対応できない公共的な課題を解決するものであります。そして、市民がみずからの課題への対応の程度により市民負担が左右されることとなります。

例えば、実際に市民みずからが日ごろからバランスのよい食事や歩くことなどを心がけて、健康に配慮するならば、社会保障の経費は削減され、税の軽減や他分野への充当は可能になったりします。反対に、健康に留意せず、乱れた生活をする人がふえると財政負担は増加します。

また、ボランティアの機運が少し広がって、

身近な道路整備などを市民がみずから取り組んでいる町もあります。そのことは、道路整備の経費を抑制することになります。このように、市民みずからが公的な課題にどう向き合うかによって、自治体で取り組むべきサービスは異なってくることになります。したがって、市民の立場からは、身銭に切るか、それともみずからに行動するかという選択が可能ということであり、市民みずから公的サービスをあきらめるのか、みずからボランティアでもするのか、税金をより多く支払うのかという意思決定を迫られる立場となります。場合によると、増税も必要になるかもしれません。

このことによって、今まで行政に頼りがちであった市民が自立的に考え、行動するきっかけとなります。この市民の自立こそが自治体の自立につながっていくと思われれます。そして、市民の皆様、地域の皆様に行政、議会を信用していただき、市政への関心を高めていただき、市政へ少しでも直接参加していただくことこそが地域再生のかぎになると思われれます。

以上を踏まえて、市長に質問いたします。

①地域の自立と再生を促進するため、従来の教育委員会、社会教育課とは別に、新たに地域活性化支援係（または地域自治推進室）を設置して、市長の直轄とすることへの考え方、方針。②これを含めてもっと大きな視点からの地域の自立と再生についての市長の考え方、方針をお答え願います。

第3点、最後であります。

○議長（畠中實弘君）

田畑議員、ここで休憩をとりますので。ここでしばらく休憩します。次の会議を14時20分とします。

午後2時09分休憩

午後2時20分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

田畑純二君。

〔13番田畑純二君登壇〕

○13番（田畑純二君）

じゃあ引き続き質問させていただきます。

第3点、最後であります。公的年金の記録不備問題について質問します。このことは、連日マスコミ等でも大きく取り上げられ、現在の日本国民全体の最大一関心事となっており、問題解決や対応策についていろいろ報道されております。しかしながら、ここではさきに通告しましたように、市長に対し簡単に下記質問いたします。

1、市長はこの問題をどう受けとめ、どう対処するつもりですか。

2、年金記録の不備により、年金を受け取れない現実がありますが、市長は責任の所在はどこにあると考えていますか。

3、日置市民にはどれくらいの方が該当すると予想されるのですか。また、その通知はどうするつもりですか。

4、その日置市民の該当者に市として照会や手続の助けや、何か有形、無形の救済措置は考えられないか。真剣に検討願いたいかどうかであります。

以上を申し上げ、具体的で明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の合併したことの是非についてというご質疑でございます。合併後の市民への影響については、よく言われますように、市民の負担が高くなったとか、役所が遠くなったとか、これまでのように相談しても対応してくれないなど、いろんなそういうご意見があるということは認識しておるところでございます。

また、役所におきましても、異動等におきまして、見知らぬ職員が来ており話しにくいとか、そういういろんな事々も言われておるようでございます。

それと合併して組織も大きくなったことから、特に災害発生におきます対応というのは、スムーズになったし、また、それぞれの中におきまして、いろいろと応援協定と申しますか、旧町でしておったように大きな一つの応援協定ができるようになったというふう感じて、このことがやはり安心安全という、やはり市民にとって一番大きなメリットでもあったのかなというふう感じております。

2番目のことでございますけど、合併してから商工会を始め、公的機関も統合され、徐々にであります、市の一体感を醸成されつつあると認識しております。今まで以上に市民の皆様方にはやはり情報公開等をきちっとやりながら十分な説明責任を果たし、市民の理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

今回の合併の正否については、少子高齢化の進展による社会減少社会の到来や国・地方を含めた財政状況の悪化など、さまざまな要因を背景に、将来の自治体のあり方など、国全体で取り組んできたことでもありますから、今すぐ結論が出る問題ではないというふうと考えております。

少し時間をいただきながら、市民の皆様方が合併してよかったと言えるように、私ども職員を含め、議会の皆様方と一緒に汗をかいていきたいというふう感じております。

特に、行政改革大綱もお示しをし、やはり効率的な行政を目指して経常経費の削減に取り組みながら、住民負担をできるだけふやさない努力をしていきたいというふう感じております。

また、日置市の経営ということについても、先ほど申し上げましたとおり、やはり効率的

な運営をすることを前提に、やはり財政の基盤の確立というのが一番大きな課題ではないかなというふう感じております。

このことにつきまして、先ほどご意見が出ました自治基本条例とか、また企業会計、こういうものにつきまして、いろいろと今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

2番目の地域の自立と再生についてというご質問でございます。特に、今回、この26の地区におきまして、地区館組織を設置したわけございまして、館長さん初め、社会教育指導員、主事補という3名を配置したわけでございます。あわせて、皆様方にはやはり地域づくり指導員ということにおいても辞令を交付いたしました。

今後におきましても、やはりこの地域におきますいろいろとまとめをやっていただくことございまして、特に、市におきます総合計画というのもございまして、今後におきましては、地区別の振興計画等も策定し、地区におきます課題等をいろいろと列記しながら予算に反映していきたいというふう考えております。

また、組織の中におきまして、それぞれ地域活性化支援係等を設置する考えはないかということございまして、県内いろいろと取り組んでいるところも参考しながら検討させてもらいたいというふう考えております。

公的年金の記録不備問題についてでございますけど、今回の年金記録問題のため、本市におきましても、本庁、支所ともに年金に関する相談が多くなってきております。ただ、年金記録の保存管理を行っておりますのは社会保険事務所であるため、市といたしましては、市民からの相談に対しましても、直接お答えすることはできませんので、社会保険事務所への照会の依頼や相談窓口の案内等を行っております。

今回の問題につきましては真摯に受けとめながら、市民の皆様方に対しても丁寧に対応していくよう心がけていきたいというふうに思っております。

このことにつきまして、どこが責任があるということをございますけど、基本的にはやはりこの事業を行っております社会保険事務所の方がやはり責任を持っていろいろと対応するべきであるというふうに感じております。

また、日置市民におきます該当者、どれぐらいおるかということをございますけど、先ほど申し上げましたとおり、データ等におきまして、社会保険事務所で管理している中でございますので、今日置市におきますそういう方々がどれだけおるかという、人数的な正確な確保といいますか、正確に把握してないというのが実情でございます。

また、年金記録の修正や給付額の変更の窓口対応は記録の管理を行っている社会保険事務所が原則行うものでございます。相談申請に基づく社会保険事務所からの調査依頼等があれば、市として対応をしていきたいというふうに考えております。

市におきまして、独自の救済対策というのは、今のところ考えておりませんので、さっきも申し上げましたとおり、広報誌等におきます啓発を含め、また窓口におきます丁寧な対応と、そういうことに心がけていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○13番（田畑純二君）

それぞれにお答えをいただきましたが、今度また見方を変えて違った角度から、それぞれ重点項目に絞って質問していきます。

まず、合併したことの是非について、日置市自治基本条例について検討はどうかということを行いましたところ、市長は検討してみたいということだったんですけども、この先進地の事例を申しますと、自治基本条例の骨

子は、前文、それから、第1章、総則、それから、第2章、情報の共有、第3章、市民の参加、第4章、住民自治の仕組み、第5章、議会の役割と責務、第6章、行政の役割と責務と、第7章、条例の見直しと、こういうふうに、先ほど申し上げましたように、総合計画等に盛り込まれた自治の仕組みを担保して、市民が主役となった自治を実現するため、こういう自治基本条例を設置するというところをございますんで、本市としても、ぜひ真剣に先進地の事例がいっぱいありますので、それを参考にさせていただいて、ぜひ日置市としてもこういう自治基本条例を制定という方向で検討を進めていただきたい、これを再確認の意味でそう申しておきます。

まず、それから、2番目ですけども、これと関連しまして、関連質問として、執行部と議会の関係について市長はどう考えておるかお伺いいたします。

私の考え方は第1問目でちょっと述べさせてもらったんですけども、市長は執行部と議会がどのような形であるのが一番理想的であると考えて、日ごろの市政を進めておられるのか、再確認の意味でのこの際もう一度この場で市長の考え方、方針を明確に教えてください。このことは、先ほどの花木議員の一般質問でもあり、関連しますけども、6月16日付の南日本新聞でも、日置市議会、教育文化委員会、公民館設計変更否決、見直しは議会軽視との見出しで関連記事が出ております。それで、これで改めて申し上げるまでもなく、3月議会では審査を付託された教育文化委員会が否決したものの、本会議で賛成多数で可決されました。しかし、今回は、少々3月議会とは事情が異なっておりまして、当初予算で認めた施策、施設をそれほど時間が経過して規模縮小する、設計見直しとする、議会軽視とする意見が相次いで委員会で5人が反対しております。それで、7月2日の最

終本会議の採決に向けて、市民の皆様もたくさんその成り行きに注目されていると思いますし、我々市議会議員としても、この公式の場での市長の考え方、方針を判断材料の一つにさせていただきたいと思っておりますので、あえてこの場でもお聞きするものです。お答え願います。

○市長（宮路高光君）

執行と議会に向けます役割といたしますか、私どもはそれぞれ執行の中におきまして予算計上をし、議会の中にするわけでございますので、議会におきましては、それぞれ是は是、否は否、その中におきまして、良識ある判断の中でこの予算等におきます決議といたしますか、決議いかんであるというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

では、次に自治体の経営改革について申し上げます。

本市の財政状況につきましては、3月議会でも私も一般質問しましたですけど、本市では、平成18年度と19年度を比較したバランスシートなどの財務諸表を平成20年度に作成すべく、19年度の当初予算でも、バランスシート、行政コスト計算書作成システム委託料として170万円を計上しています。この委託先はどこで、この作業は現在どの程度進み、財政管財課との絡みはどうなっているか、財政管財課としてどの程度真剣に考え、共同作業しているのか等わかりやすく具体的に明確に答えてください。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

契約はしましたけど、ここに資料がありませんので、あともってお知らせいたしますが、一応契約をしまして、12月いっぱいという形で契約をして作成の段階には委託しているところでございます。

○13番（田畑純二君）

この際、要望といたしますか、確認ですけど

も、委託先にそうするのは当然ですけど、やはり日置市の方として、特にこの財政管財課としてはやっぱりリードしていくような、日置市としてはこのようにしてやっていったらいいけどもという、丸投げじゃなくて、やはり共同作業といたしますか、やはりこちらが主体になってこうしてほしい、ああしてほしいという、利用するようなやり方して、ただ丸投げしても委託先によってもお互い今後研究していかんやいけんと思うんですが、そこら辺よく踏まえて、市長もそこら辺よく指導していただきたい。ただ、委託先に丸投げそれで終わりだと、12月にできてきたから、そうじゃなくて、私どもの方と、日置市としてはこういうふうに考えてこうやっていきたいんだと、当然言われてると思うんですけども、そこら辺もう一回確認していただきたいと思っております。

それと、先ほど申しました企業会計方式なんですけど、企業会計方式についても、真剣に検討していくと。市長も先ほど答弁では、それなりに検討していくとおっしゃっているんですけども、本当にやはりこれは採用する方向で真剣に検討して研修して、研究してやっていくべきだと思います。もう一度その意味で、確認の意味で市長の答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、今までも議員の皆様方のいろいろとこういう質問の中でございまして、私どもも一般会計の予算の編成と企業がしております貸借対照表を含めたその企業会計、こういうもろもろにそれぞれ対応できるような形の中で今進めさせてもらっているところでございます。今ご指摘のとおり、委託をする中におきましても、数字的な委託の整理を含め、また、方針等については、私どもも、やはり委託先と十分検討して、資料作成をしていきたいというふうに思っております。

ます。

○13番（田畑純二君）

それと、私が第1回目の質問で指摘しましたですけれども、市役所の職員の皆さんが気づかない、認識しない、認識できない、非効率、この分について、現在の日置市職員が業務を遂行していく中で、市長はどのようにとらえて、どう考えられて分析して、それを掘り起こし改善していくためにどうすればいいと思っておるか、見解と具体的な方策、市長の考え方をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

特に、効率的な運営、行政運営ということでございまして、それぞれ行革方針の中にもうたっている分もございまして。基本的に市民の目で見ただ中でどう効率的にできるのか、やはりこのことにやはり重点的に視点を置いていかなければならないというふうに考えております。いろいろとご意見を地域とも話をする中におきまして、その地域の皆様方から見た目でいろいろご指摘もいただいておりますので、また今後いろいろと改善すべきところは改善していきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

次に、自治体の経営改革なんですけれども、まずこれ叫ばれて久しいわけですが、現実問題として、この抵抗勢力といいますか、それと、抵抗の期待だけの中で首長が経営力を発揮することは至難の業だと一般的に言われています。それで、本物のCEO、最高経営責任者になるためには、それなりの戦略と知恵と経営知識が不可欠で、改革はしていくためには首長としては、それなりの自覚と決意が必要だというふうに言われております。それで、旧態依然を本旨とする行政のかたい殻に取り込まれない工夫をしながら、市役所の全職員が常に経営意識をもって毎日の業務に当たるように、常日ごろの業務の中で、監督指揮し

て、行政運営組織を経営体にかえていくと、経営体にかえていく、このことが自治体の経営改革だとも思われます。それで、市長は、行政運営の責任者から本当の経営責任者にかわっていくことが大事だと、非常に思いますけれども、市長はこの点をどう考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

企業的な経営感覚といいますか、やはり基本的には収支、やはり歳入歳出、こういうことを含めた中におきまして、やはり自分たちのそのまちなにおきます歳入というのがどれだけあるのか、どういう形の中で知恵を出せば、その歳入がふえていくのか、やはりこの努力をしながら住民サービスというのをやっていたかなければならないというふうなのが一番基本に考えております。この行政の中におきます平等にいかにかサービスができるのか、このことも大きな課題でもございまして、やはり、私ども、自治体におきまして、やはりこの企業の考え方のある程度の金銭的な感覚というのを、やはり十分身につけた上でやはり市民にサービスをいかにするか、そういうことが大事なことであるというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

次に、地域の自立と再生についてちょっとお伺いいたします。別の観点から。今、地方行政調査会というのがありまして、地域のコミュニティ活動を支援する、コミュニティ基本法と、仮称なんですけれども、このコミュニティ基本法を議員立法で今週の臨時国会に提出する準備を進めています。市長はこのことを知っておられるか、まず教えてください。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、市長会でも、それで合併した市を含めてこのコミュニティ、特に少子高齢化、言葉で限界集落とかいろいろと言われておりますので、私ども市長会を

含め、また、全国市長会におきましても、このコミュニティのあり方ということを勉強会をさせていただいておるところでございます。

そういう中におきまして、国におきましても、そういう法令等ができるやに聞いておりますので、十分ほかの自治体の皆様方とも連携をしながら、このことを勉強していきたいというふうに考えております。

○13番（田畑純二君）

じゃあ、このことについて、もうちょっと突っ込んで市長の考え方を聞いておきます。研修等で、全国的にも研修されているということですので、まず、この経緯は次のように言われてます。地域力や地域の教育力をテーマに、この会が9回の勉強会を行ったと。1回目は原口泉鹿児島大学教授を招いて郷中制度の話の話を聞きました。それで、地域には本来人を思いやり、人と協力して困難に当たるパブリックマインドの伝統がありましたが、現在では、地域社会の連帯感が失われ、脆弱化しつつありますと。それで、地域のパワー再生は喫緊の課題という結論に達してこういう議員立法をするという結論なんですけども、このような経緯でありますけども、市長はこの地域のパワー再生、これについてどう思っておられますか、お考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今回、私どもの方におきましても、地区館の再生ということでやっておりますけど、やはり行政だけでなく、その自治体の運営をしていくには、やはり市民の皆様方のお力をおかりしていかなければならない。そういうことをどのようにして行政の中に参加していただくのか、そういうことが一番大きく問われますし、また、地域のことはやはり地域の皆様方が一番いろいろと認識しております。そういうことを踏まえながら、このコミュニティの問題につきましては、早い時期の中で私どもも整備をしていきたいというふうに考え

ております。

○13番（田畑純二君）

それは、この基本法の内容について申し上げますと、町内会、自治会、消防団などの活動を国として後押ししていきます。それで、多くの人々が活動をし、活動に参加しやすくして、評価される仕組みも提供しますと。今は対象でない町内会長の叙勲表彰も一例であります。それで、民間企業は従業員が参加しやすくする環境を醸成し、自治体では教育などの各分野でコミュニティとの連携を本来の業務として位置づけますと。国は税制など制度的支援を考えていきますと。それで、このような内容でありますけど、市長はこの点をどう思われるか感想をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

特にこのコミュニティといいますか、地域自治の評価といいますか、こういうことにおきまして、国がそのように財政的な支援、また法律的な支援の中でしていくことは大変ありがたいことであるというふうに思っておりますので、やはり私ども、この地方におけるものにとって、そのような組織、また財政的な援助ができるよう、自分自身も国の方にも要望していきたいというふうには思っております。

○13番（田畑純二君）

さらに具体的に申しますと、次のことが考えられています。義務教育段階への都市と農山漁村の交流も構想にあります。一定期間都市部の子供らが農村などで生活することを学習指導要領に盛り込む考えであります。情操教育などにもいいし、地域も活気づきます。全国の一学年の児童生徒数は約100万人です。東京武蔵野市の事例をもとに試算しますと、一人当たり14泊程度10万円として、経費が1,000億円ほどでありますと。それから、農家、民宿や廃校を使うとか受け皿整備も詰めていきたい、このように考えてお

られます。

それで、このような具体像でありますけども、市長はこの点をどう思われるかお聞かせください。

それと、また、以上、コミュニティ基本法、仮称について市長はこれをどう受けとめ、どう対処され、または、先ほどちょっと答弁もあったんですけども、これをどう先取りされて今後の市政のやり方に生かしていかれるか、市長の見解と基本方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

このコミュニティ基本条例がどういう名称になるかわかりませんが、私ども、今やっぱり喫緊の課題というのは地域力、さっき議員も指摘ございましたとおり、自治会、または消防団、またはPTAいろいろとこの地域におきます活動をしている団体がいっぱいございます。そういう方々との協働を含め、私どものまちづくりに一番大事な団体でございますので、こういう方々と十分今後とも連携していきながら、基本条例を含めた中でやっていきたいし、また、その中におきます都市との交流、都市との交流の中におきましても、私ども受け入れ体制的なものも十分今後検討をやっていきたいというふうに考えております。

○13番（田畑純二君）

最後です。公的年金の記録不備問題ですけども、先ほど市長も答弁があったんですけども、社会保険庁が管轄しとるということですけども、市民の皆さんの中でも非常にこのことに関して相談とかいろいろあると思うんですけど、わからんことばっかしだと思われまうので、ぜひ市の方でもこういうふうになって、こういうふうになってるということをよく指導していただいて、少しでも市民の皆さんの不安が取り除かれるようにしていただきたい。

それと、これ言わずもがなのことなんですけども、この年金の支給問題とは繰り返すようですけども、社会保険庁のデータ、年金記録に納付者が確定できておらず、基礎年金番号に統合されていない、過去の年金記録、厚生年金番号や国民年金番号は約5,000万件あり、そのうち、60歳以上の約2,880万件の記録について、年金の支給漏れの疑いがあるということはよく言われているところでございます。それで、市としても、いろんなことを考えていかにやいかん。今非常に国会やらいろんな報道で話されておりましたが、当人として今後やっていくのか、具体的なものはまだはっきり出てない状況ですけども、この成り行きを見ながら、これ日置市の市民の皆さんが、そういうことも不安がないように、それで、少しでもそういう弱者、困っている人を何か救済していただくような、そういう手立てを真剣に各担当の窓口でなくて、市長みずから先頭に立って、やはり真剣に対処していただきたい、そういうふうに思います。これに対してどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

この4月、5月、6月を含めまして約毎月400件程度の相談があります。特に、平成14年の4月から地方分権一括法におきまして、特に国民年金の台帳を含めたのが、社会保険庁の方に移行しております。私どもにあるのは、それ以前についてはこちらで確認ができますけど、その後につきましては、社会保険庁でなければそれぞれの確認はできないということでございます。

そういうことを踏まえた中におきまして、やはり正確にいろいろと指導していくには、そういうデータベースがなければできないということもございますので、やはりその相談業務といいますか、また、社会保険庁におきます取り次ぎですか、そういうものに全力を職員として対応していきたいというふうに思

っております。

○13番（田畑純二君）

あと1分ですから、これは最後にしますけど、今市長がもろもろ答弁なされたように、これ一般論になりますけど、やはり市民の皆さんが少しでもそういう不安とかを解消できるように、今言われたことをぜひ市の職員一丸となって、市長を先頭に一丸となって対処していただきたい。これを要望しまして、私の一般質問は終わります。

○議長（畠中寛弘君）

さきに財政管財課長の答弁が一部保留になっておりましたので、ここで追加答弁を許します。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

先ほどの質問の中でバランスシートの委託先でしたが、株式会社九州総合研究所というところに委託しておりまして、中身としましては、バランスシートの作成とか、あるいは行政コスト計算、それに財務諸表の分析とか、打ち合わせなどを行いながら作成するように契約しているところでございます。

以上です。

○議長（畠中寛弘君）

次に、14番、西蘭典子さんの質問を許可します。

〔14番西蘭典子さん登壇〕

○14番（西蘭典子さん）

私は、環境政策と行財政改革の2点についてお尋ねをいたします。

日置市が誕生してちょうど2年がたちました。執行、議会、住民の皆様とも力を合わせながら多くの問題解決の方向に進んでいるかと思えます。しかし、さまざまな課題や意見の相違も浮き上がってきてつつあるようでございます。また、どうしても真剣に英知を振り絞らなければならないこともあるように思っております。その一つが環境政策であります。

今月初め、ドイツのハイリゲンダムで開か

れたサミットにおいて一番の課題は、地球温暖化という人類共通の脅威にどう立ち向かうかというものでありました。地球温室効果ガスの排出量削減を定めた京都議定書では、1990年に比べて5%削減をしなければならない。日本は6%削減をしなければならないとしております。しかし、2005年度段階で、日本は1990年に比べて約8%近く増加して、特に業務や家庭部間では6割前後伸びており、来年から5年間に15%近くを削減しなければならず、守れなかったから次の時期に不足分を1.3倍加算されるという目標達成の義務は厳しいものであります。今回のサミットでは、その京都議定書の後、2050年までに温室効果ガス搬出を半分に減らさなければならないという話し合いがありました。国連の130カ国以上の科学者で構成されている気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が6年ぶりに相次いで3回報告書を出して次のように報告しております。

世界中で温暖化の影響があらわれている、それは膨大な観測データが解析され、すべての大陸と海洋で温暖化の影響が有意にあらわれていることがわかった。主な影響として以下のものが上げられる。

1、氷河湖（氷河が溶けてできた湖など）の増加と拡大、永久凍土地域における地盤の不安定化。山岳における岩雪崩の増加。

2、春季現象（発芽、鳥の渡り、産卵行動など）の早期化。動植物の生息域の高緯度。高地方向への移動。北極南極の生態系（海氷生物群系を含む）、そうした植物連鎖の変化。

3、多くの地域の湖沼や川などにおける水温上昇。

4、熱波による死亡、媒介生物による感染症リスクの増加。

具体的影響として、1、淡水資源への影響。今世紀半ばまでに年間平均河川流量と水の利用可能性は、緯度の高い地域や幾つかの湿潤

地帯では、10%から40%増加し、多くの中緯度の地域や乾燥地帯地域では10%から30%減少すると予測される。

2番、生態系への影響、多くの生態系の復元力が気候変化やその他の要因によって低下する可能性が高い。植物や動物種の約20%から30%は、全地球平均基本の上昇が1.5度から2.5度を超えた場合、絶滅のリスクが増加する可能性が高い。

今世紀半ばまでに陸上生態系による正味の炭素吸収はピークに達して、その後弱まる。あるいは排出に転じる可能性は高く、気候変化を増幅する、フィードバック効果が起こる可能性が高い。

3番、農業・食料への影響。世界的には潜在的な食料生産量は、地域の平均気温の1度から3度までの上昇の幅の間では増加するという予測もあるが、それを超えて上がれば減少に転じると予測される。

4番、沿岸地域への影響。2080年代までに海面上昇によって毎年の洪水被害人口が追加的に数百万人を超えると予測される。特に、アジア、アフリカのデルタ地帯、島、半島などが弱い。

5番、適応策が重要である。既に適応策が始まっているが、将来の気温変化に対応するためには、現在実施されている適応では不十分であって、一層の強化が必要である。適応される対策と緩和策を組み合わせることによって、気候変化に伴うリスクをさらに削減することが必要である。

6番、気候変化がもたらす便益と被害。気候変化の影響は地域的に異なるが、その影響を合算し、現在に割り引いた場合、毎年の正味のコストは、全地球平均気温が上昇するにつれて増加する可能性は非常に高い。気温の上昇が約2度から3度以上である場合は、すべての地域において正味の便益の減少か正味のコストの増加のいずれかが生じる可能性が

非常に高いと報告しております。

また、それに基づいてイギリスのインデペンデントという新聞が胸が苦しくなるような未来の予想を発表いたしました。

このまま人間が今と同じ生活を続けると、最悪で100年後には地球の温度が6.4度も上がるだろう。そうになると、人間はもちろんすべての生物が絶滅する。この地球という惑星では生物が生きていけなくなる。でも、もしも、今、みんなが気づいて動かならば、2.4度の上昇でとめられるだろう。2.4度上がったときは、サンゴ礁はほぼ全滅する。動物、植物の3分の1の生き物が絶滅する。人間は少なく見積もって数億人が水不足になる。

もしも、3.4度上がってしまったら、アマゾンの森は全部燃えて砂漠になってしまう。北極の氷は300万年ぶりに全部溶けてしまう。

もしも、4.4度上がったら、地球から氷がなくなって、海面は70メートル高くなって、世界の食料は尽きてしまう。

残念ながら、このIPCCの科学者の予想は今までほとんど当たっており、その予測を上回る速さで進んでいるということでもあります。

サンゴ礁は、海水温が1度上昇すると白化してしまいます。近年取りざたされているところがございます。世界の1%しかないサンゴ礁ですが、海水に住む生物の4分の1がそこに住んでおります。また、温室効果ガスの8割を占める二酸化炭素は、排出された半分が海水に吸収されて、海水の参加を進め、生物の殻、またサンゴ礁の礁などをつくることにかたいものをつくることに影響を与えると同時に、環境の汚染が奇形を生んでいるという追い討ちをかけております。

人間は3度以上が限界と言われ、異常気象、熱波や寒波、台風の大型化や砂漠化など、低

い土地での水の塩分化など飲み水不足や食料栽培への影響、南方系の蚊などによる抵抗力のない伝染病など生命にかかわる重大な予想がされております。

地球平均気温は、日本では、その平均の約2倍の上昇、北極南極では、約10倍に近い上昇と言われております。特に、北極海の氷はわずか3メートルの厚さであって、温度上昇でもろく減少し、氷の上で生きていたシロクマが広い海で命を落としているという現状であります。また、白に熱反射で冷たい海を守っていた海が、熱吸収の黒い海になることによって、より一層海水温を上げて、今までの冷たく塩分の高い重たい海水による、地球の冠動脈ともいえた地球全体を2千年かけてめぐる巨大な海水の流れである熱塩による深層水の流れが弱まって異常気象のもととなると言われております。

氷の大地グリーンランド、日本の40倍の面積がある南極大陸に乗っている厚さ2,000メートルから3,000メートルの氷床内の、そこの中にある湿潤による突然の崩壊の可能性は、グリーンランドだけで海面を6メートル上昇されるとされております。

これらの地球温暖化による現象は、もはやあるかないかの問題でなく、いつあるか、どれだけ遅らせることができるかの問題であると言われております。今地球で起こっている現象は私たち人間の経済効率を求めたものが原因であるということが確実になっております。でも、それは今までに排出されたものによる影響であって、その影響が最低2.4度は上がるということでありませう。

今私たちが出しているものは、約20年かけて今から温暖化ガスとなって地球に影響を及ぼすということでありませう。

したがって、今までどれだけ排出したかに加えて、これからどれだけ排出するかしないかで未来が大きく変わるということでありませう。

目をそむけたくなるような真実を知ったとき、いろんなパターンに分けられるそうです。ある人は絶望を感じてあきらめる。ある人は、それはうそだと耳を防いで、今までどおりの生活をする。ある人は何かしようとする。何かしようとして動き出す人が1人でも、2人でもふえていったら、問題は一つずつでも解決に向かっていくと言われております。そのかぎを握るのがこれからの10年と言われております。これからの10年が未来を決するということになりませう。

私はたびたび環境問題についてお尋ねをしております。しかし、この問題は既に政治とか経済とか、そういう領域を越えて生きるという問題であって、それも、一人や二人という問題ではなく、未来永劫にわたる人類存亡の問題であります。そこに個人がどのようにかわるか、この日置市としてどのようにかわっていくか、それによってそう遠くない将来、私たちや子供たち、孫の命を含めた生存という問題が決められるということでありませう。

そういう視点でお尋ねをいたします。

1番、日置市行財政改革行動計画（アクションプラン）において、環境行動計画の策定、運用、ISOなど導入検討としてありますが、その具体的方向性をお示しください。また、光熱水費、燃料などの消費量を、平成18年度は前年度比3%減とありますが、達成できましたでしょうか。また、19年度は18年度比4.5%削減としてありますが、具体的にどのような削減を実行なさるおつもりかお尋ねをいたします。

2番、食用油自給率が4%、また、エネルギー源のほとんどの輸入に頼るという私たちの国で、自分たちを賄え切れない状態でありながら、何でも捨てる国日本、おかしな国です。自前で自分の食べ物を賄えない国は、国とは呼ばないという過激な言葉もあります。

ほとんど輸入に頼って、遠くから温暖化ガスをいっぱい出しながら運んできた大事な食料油であります。家庭では古くなり、酸化した油はほとんどが排水溝から川へ、または新聞紙やぼろ布のしみこませたり、お金を出して燃えるごみへととなっております。バイオエネルギーとして廃油は資源化率90%以上と大変有益なものであります。もったいない、水を汚さない、資源化、循環型社会への大きな道しるべとして廃食油の回収に取り組む検討はないかお尋ねいたします。

3番、住民のより一層の意識啓発と官民協働の環境への取り組みを推進するために、具体的にどのように進めていかれるかお尋ねいたします。

行財政改革についてであります。

人口1万3,000人の北海道夕張市が、実質赤字632億円を上回る中で、360億円を20年間で完済するという財政再建団体に移行するための歩みは非常に厳しいものと思われま。1年間18億円を完済に捻出しなければならないということです。

私たちは、夕張市が何ゆえこのように悲惨が状態に陥ったか、しっかり検証する必要があると思います。夕張市は炭鉱を抱えていたという特殊な事情があったことは事実です。そして、膨大な長期債務、景気対策のために国が関与した地方債発行、単独事業のハード、特例債発行などを積み重ねたのでした。

ここで感じるのは、それでよかったのかという自立した意思の働きがなかったかということ、監査の仕組みがどうであったかという疑念を感じるのであります。

有利な起債として国が後押しした地方債に頼り過ぎた姿は、自立した地方分権の姿はふさわしいものであったかと疑いたくなります。日置市においても、決して他人事でなく、旧4町でも10年前は経常収支比率70%台という健全財政を営んでいたのにもかかわらず、

合併時にはそれぞれ86%から100.8%という赤信号で滑り込んで、17年度日置市決算では96.6%という薄氷を踏む思いの財政状況であります。その反省が十分なされているのか、夕張市の教訓は日置市にも当てはまると思います。

また、地方交付税は当然地方がもらうべきものであると思っても、三位一体改革は明らかに財力、人材ともに、都市部へと集中させて、地方においては、県都や中心部へ集中するという現象を招いております。また、教育や福祉など、地方にとってはスリム化できないところで補助金から交付税化へとされて、地方へのしわ寄せとなっております。

しかし、政治とは、光の当たりにくいところに光にあてるものであると思っております。特に住民に近いところにある地方自治体は、どんなに苦しくてもやらなければならないものはやらなければなりません。本当にせねばならないことは何かを十分議論して、公平、公正、透明な形できちんとした予測可能な財政運営がなされるべきと思います。

アクションプランによる取り組みが始まって2年目であります。アクションプランの進捗状況を伺います。

改革による影響をどのように見てどのように対処なさるおつもりでしょうか。人件費削減による職員などの仕事量負担増や、家庭生活や勤労意欲への影響を伺います。

国県補助のない単独補助事業における削減の影響についてお尋ねします。

市税などを初めとした公共料金の負担の影響はいかがでしょうか。

3番、日置市の一体化、均衡ある発展、住民サービスなどを向上を目指す一方で厳しい改革を遂行していくために、どのようにしていくおつもりかを伺います。

私は、今回2つのことについて質問のことを調べながら、特に環境に関する質問は、予

測はしていたものの、避けられない「死の宣告」を受けるように非常に辛い思いでいたしました。それも、自分だけでなく、大切な我が子、孫、家族、故郷、美しい緑、母なる大地、海、地球、それらすべてへの取り返しのつかないことをした悲しみと限りない愛着。そして、未来に生きようとする者への、今を生きる者の無責任さと傲慢さ、どうしようもないほどの苛立ちと悔しさ。もうすぐそこまで来ているというのに気づかない、いや、気づいても気づかないふりをしているのだろうか。そして、好きなことばっかししている私たち、それでいいのかと。本当に皆さん、サミットでもいろいろな議論がなされましたように、この問題に本当に真剣に取り組むべきであるということをお願いいたしまして、この場をかりてお願いいたしまして、第1回の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の環境施策についてのご質問でございます。アクションプランにおける環境行動計画につきましては、市役所の地球温暖化防止に係る実行計画となるものです。現在、策定のための作業を進めており、その運用につきましては、本計画に掲げます温室効果ガスの削減目標や目標達成に向けた具体的な取り組みに沿って運用していくことになります。なお、ISO等の導入につきましては、現段階では具体的な導入の計画は定まっておりません。

光熱水費、燃料費等の消費量につきましては、決算ベースで比較しますと、平成18年度は対前年度比、光熱水費が0.9%の増、燃料費の11.3%の増となりましたが、光熱水費が増となった主な要因といたしましては、東市来の文化交流センター、チェスト小鶴ドーム、ふきあげ図書館等が17年度中に完成して、年度途中からの実績となりますので、

これらの特殊要因を除いた数値では1.1%の削減となります。また、光熱水費のうち、本庁、支所庁舎の電気使用料につきましては10.1%の削減となっております。

燃料につきましては、18年に4回にわたる大幅な値上げがありましたので、その影響額を除いた実質の消費量に近い数値の比較では10.3%の削減となりました。その主な要因といたしましては、合併直後の17年度に比較いたしまして、18年度は本庁支所間の事務連絡等による公用車使用が少なくなったことや、県庁等の出張を一元化して、本庁職員で対応していること等が上げられます。

19年度の対前年度比4.5%の削減目標は18年度の実績を踏まえますと厳しい目標であります。それぞれの施設について目標達成に向けて取り組むよう職員の意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

2番目のてんぷら油などの廃食油の回収につきましては、水質保全や資源の有効活用など、大切なことと認識しております。

現状では、一部の女性団体が、石鹸へのリサイクル等を行っておるようですが、大きな取り組みへとは発展していないようでございます。

県内では、3つの事業所で廃食油を回収し、軽油へのリサイクルを行い、自社のディーゼル車に使用していると聞いておりますが、その評価には事業所ごとにばらつきがあるようでございます。

このことにつきましては、廃食油の一定量の確保、精製処理の方法、設備投資に対する費用対効果、委託先やその方法などいくつかの問題もあるようでございますので、今後さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

住民への意識啓発と官民協働の取り組みにつきましては、環境問題に積極的に取り組んでいる各種団体の活動支援やリサイクルに関

連のある民間事業所などの連携を図りながら、市全体に波及させていく必要があると考えております。

事業所から排出されるごみの分別徹底や、適正な収集処理のさらなる啓発のほか、身近な環境問題などの提起や啓発なども広報誌等を通じて行い、一人一人が環境への意識を高めていただくよう今後も努力を重ねてまいりたいと考えております。

2番目の行財政改革についてでございます。アクションプランの推進については、市長を本部長とする推進本部を中心に、行政改革調整会議や3つの専門部会で協議を行いながら取り組んでおり、55項目ある行動計画について、おおむね計画どおり進捗していると考えております。

例えば、定員適正化については、平成22年度までの5年間で80人の削減を計画しておりますが、本年度4月時点で、平成17年度対比、35人の削減目標に対して47人の削減となっており計画を上回る状況にあります。

また、昨年実施いたしました市民満足度調査の結果を各施策に反映するための協議や、各窓口に寄せられる市民の問い合わせ内容をデータベース化して職員間の共有を図り業務の効率化にも取り組んでおります。それから、各課等の経営目標の設定や昇任試験の実施など、計画に沿って取り組んでいるところでございます。

今後も計画に沿って行政評価制度の導入や民間と外部委託の推進など積極的に取り組んでまいります。

合併の大きな目的の一つであります、簡素で効率的な行政をするためには、人件費の削減ということは大きな宿命であります。先ほども触れましたように、徐々に職員数を削減してまいります。その中で、当然、事務事業の進め方についてもむだを省く努力を行

いながら取り組む必要があります。そういう努力を積み重ねながら、一つのセクションに業務が集中することのないような組織のあり方も検討しなければなりません。そのような取り組みを進めながら、職員の健康管理、メンタル面を含めてケアをしなければなりません。

単独補助金につきましては、各種協議会等の運営的補助金や育成補助、投資的補助金などいろいろあります。その中で地域に限定されたものや金額や小額の零細な補助金、また運営的補助金で食糧費的な支出が含まれていたり、補助金額を上回る繰越金が生じているものなどさまざまありますから、これらを何とか統一した指針に基づいた、より補助の効果が発揮されるよう見直しを行うために、外部委員会の方々による行政改革推進委員会でも協議をしているところでございます。

補助金の考え方としては、その目的に応じてできるだけ短期間に目的が達成されるように助成を行うものですから、当然その周期も決めていかなければなりませんので、市民の皆様にも説明しながら取り組んでまいりたいと思っております。

公共料金の負担のことにつきましては、税率等が法律で定められているもの、市県民税や固定資産税など、その地域の状況に応じて決められる国民健康保険税や上水道、下水道料金などに分けられますが、今回の合併に関して申しますと、旧町の医療費の状況等を勘案して、税率が決められておりました国民健康保険税では、平成21年度までの不均一課税をとりながら統一を進めてまいります。また、上水や下水道につきましては、今年度から料金の改定を行いますが、これらにつきましても、合併協議会で決められた合意事項に従って進め、市民の皆様にも十分説明を行いたいと思っております。

日置市の均衡ある発展を進めるためには、

安定した財政基盤の確立が最重要課題であると考えておりますので、まず住民サービスのあり方、適正な住民負担のあり方、地域との協働、行政と市民の役割分担などが検討しながら、一方では行政コストの削減を図り、簡素で効率的な行政運営に努めてまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（畠中寛弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を15時30分とします。

午後3時19分休憩

午後3時30分開議

○議長（畠中寛弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○14番（西園典子さん）

まずお尋ねします。私が、ちょっと時間をとってしまいました。いろいろなことを申し上げました。そのことにつきまして市長はどのようにお考えになられたかをお尋ねしたいと思います。いつもこういう手で始まりますけど、SFの話をしているようにお聞きになりましたでしょうか。本当だと思って、実感をもってどうにかしないといけないとお聞きになりましたでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この環境施策につきましては、先般のサミットにおきましても大きなテーマにもなり、また来年日本で開催されますサミットにおきましても、この環境施策については一つの重要なテーマだというふうに認識しております。議員の方がいろいろと調査したことににつきまして、いろいろとご説明ございましたけど、その施策につきまして、大変議員におきます、大変感動してお聞きしたような次第でございます。

○14番（西園典子さん）

感動したということで、おほめにあずかったのか、ちょっとどうなのかわかりませんが、私は、重要なテーマを調査したとおっしゃいましたけれども、これは、世間でも広くもう言われていることでございます。私は、この日置市は環境自治体会議であると、もうそれは旧町時代から市長は入ったらしい、この伊集院町時代から入っているというふうにお聞きしています。それだけの意識をもって臨んでいらっしゃるというふうに期待をしているところでございます。今のお答えに関しまして、サミットでもいろいろと議論がなされたというふうにおっしゃいましたが、議論がなされたということだけでしょうか。それよりも、自分たちがどうであるかということまでどんなふうにお考えになったかをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特にこの温暖化に関しましては、大変自然との戦いの中におきまして、特に農作物を含め、この植物、また動物、また、人間に関しまして大変大きな影響があるというふうに認識をしております。今お話のとおり、こういう削減を含めた中をやはり全世界、また私も日置市としてもみんなが自覚して、この取り組みはやっていかなければならないというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

自然との戦いともおっしゃいましたけど、自然と共生することを忘れた結果がこれだと思っております。私たちは、やはり一番大切なことは自然の中の一員であるということをお忘れ、自分たちだけの世界というふうに思ってここまで突き進んできた。その結果が今であるというふうに思っております。

でも、いろいろな問題が起こっている、そういう自然との戦いを今からしなければいけないと、市長はそういうふうにおっしゃったというふうに今のお答えをお聞きしながら思

っているところです。

そのためには、みんなで取り組まなければいけないと、今おっしゃってくださいました。本当にこれは一人一人、そして、それをまとめるこの日置市として全体で取り組まないと将来はないというふうに私は非常にこういう問題をしながら、夜も眠れないくらいに、涙が出るくらいに、もう本当に胸がいっぱいの思いで調べているところでした。皆さんお笑いになりますけど、死の宣告を受けた、私1人だけで死ぬのなら構わない。みんなの将来のすべての私の愛する子供たちも今から嫁にも行かさんといかん、子供も産ませんといかん、そして、孫たち、そして、ここにいらっしゃる皆様方、みんなそういう人たちが本当に今からの、それも遠い話じゃないと、そういうところに至っているということを、私は実感しているところです。

私は、この問題のようについて初めて真剣になり始めたのは、もう30年ぐらい前のことなんです。そのときに、私は近辺の人たちに、友達にこういうことがあるけど、みんなで取り組まなくてはいかんよねというふうに話したとき2つの反応がありました。みんなが笑った。何を言っているんだといって笑って聞いてた人、そして、ぽかーんとして聞いてた人、二通りでした。それから、30年たちますが、まだ、本当に皆さんわかってらっしゃるんだろうかというのを、今日こうして私がこのことをやる20分かけて、この大切な時間を20分かけて言いましたけれども、本当にわかってくださったか、私は、今の皆様方の反応を見ても、非常に悲しい思いをしているのが現実です。

こういうふうに申し上げたらいけません、本当にやはり取り越し苦労だというふうに思う方もいらっしゃる方かもしれませんが、みんなで真剣に取り組まないといけないというふうにも、もうこれは命をかけてでもしな

ければいけないものだと私は思っております。市長はその辺はどのようにご理解いただいておりますでしょうか。もう一回お願いいたします。

○市長（宮路高光君）

この地球の温暖化を含め、自然の破壊、こういう中におきましては、やはり日本が今まで進んできましたこの工業立国、こういういろんな大きな反動がやはり今のこの自然環境を侵して、また新たな病的といいますか、新しいいろんな環境に対します病気も起こっております。このような中におきまして、やはり、世界といいますか、地球に住んでいるみんなが、今後の余生の中でどう生きていくのか、そういうことを含めて、人間も生物も動物もやはり生きていくことにおいて何が大事なのか、やはりこういうことを真剣にみんなが考えていかなければ、やはりだれかが言ったように、地球は滅亡してしまうと、そういうことになりますので、やはり自分たちができるものから、そういう対策といいますか、やっていく必要があるというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

市長は非常に大事な問題であるというふうに心から思っております。そして、今までの反省も含めて、それでは、そういうふうな大事な問題に関しまして、どのように取り組んでいくべきかということを議論していかなければいけないと思っております。

そこで、先ほど4.5%などの達成率は難しいというふうなお答えがあったように思いますが、それでいいというお答えがあったら、私はここでもう怒ってしまいます。本当に今のお答えとこれとは矛盾するのではないかと、いうふうに思ったりしますが、努力を難しいかもしれない、それならばどういうふうにしようというふうに、しなければならぬとい

うふうに市としてお考えになられるでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ここに具体的に出ております光熱水、燃料の問題でございます。量の問題、また価格の問題、両面でこの中で削減というのが一つのテーマになるのかなというふうに思っておりますけど、基本的にはこの量の問題、量の問題につきましても、光熱水費、これは特に電気なんですけど、こういう電気につきましても、本当に削減していく努力をし、また消灯等の時間、またいろんなクーラーの問題を含めまして温度調整、こういう小さいものからやっていくべきなことであるというふうに思っております。

また、燃料におきましても、私ども市におきます公用車等含めた中で、本当に効率的にこの運用をしていく必要がある。価格について、特に電気料の方は削減しておりますけど、この燃料、このことにつきましての高騰というのは、もう私ども行政の中でなく、やはり原油の価格の高騰というのがございます。こういうことについて努力をしても、今の段階ではできませんけど、さっきも申し上げましたとおり、この量的なものにつきまして、いかにして削減していくのか。18年度の比較についてご説明申し上げまして、19年度におきまして4.5%という削減をしてございますけど、量的なものにつきましては、いろんなあらゆる分野の中で努力をしていくと、そういうことをご理解していただきたいと思っております。

○14番（西園典子さん）

今おっしゃいましたように、いろいろな小さいこと、そしてまた大きいこと、いろんなことを通して削減に、また、そういう省エネ、いろいろ取り組みをしていかなければいけないというふうに思っております。そのためには、できることは何でもと言ったら何ですが、

できることは少しずつでもして行って、少しずつ積み重ねをいいうふうな解決の方向に努力していくのが筋では、それしか方法はないというふうに思っております。

そこで、先ほどBDF、てんぷら油などの食用油のことなどに関しましてでございますが、今原油高騰によってやはりお金がかかると、経費がかかるということでございますが、これは非常に私はこのことは大崎町のことなどで前も申し上げました。2回ほど、今回で3回目でございます。非常にところによっては1リッター当たり15円とか30円でできるとか、そういうようなふうでございます。機械も700万円からできるところもあれば、また1,000万円を超えるところもあるようでございます。あちこち県内に3カ所ぐらいおっしゃいましたけど、国分隼人、そして、屋久島屋久町など、そして、トラック協会などと一緒に、鹿屋高校とか、曾於リサイクルセンターとか、近くでは加世田など、いろんなところでそういうような取り組んでいて、いろんな公共の車を走らせているようでございます。環境省の方でもこれを推進して、あれの場合は混合するものも含めてですが、BDFの復旧というのを図っているようでございますので、前向きにぜひそのお気持ちが本気であるならば取り組んでいただきたいというふうに心から希望いたします。よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、先ほどから申し上げておりますが、いろんなことを、できるところから小さいこと、大きいことをうっとこして取り組む、みんなで行政もまた市民の人たちにもみんなで一緒に取り組まないといけない問題だというふうに市長もおっしゃっていらっしやいます。そのためには、きちっとしたその音頭をとる場所がないと、行政の中にもないといけないのではなからうかというふうに常々思っております。この日置市の中で、今から

本気でそういうことを取り組もうとするならば、どういう方法があると思っていられるでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特にさっきも申し上げましたように、この環境行動計画書、こういうのを今市民生活課の方で検討しておりますので、そのマニュアルを含めまして、早くこういう実行計画ですか、こういうものをつくり上げてまた市民の皆様方にもこれに基づきまして啓発をしていきたいというふうに考えております。

○14番（西園典子さん）

環境計画など前のご答弁の中で19年度、20年度2カ年にわたってつくるというふうにお答えいただいております。もうぜひ早急に取り組んでいただきたいと思いますが、これを市民生活課の方でなさるということでございますが、市民生活課の中でこれを真剣に取り組む係は何人ぐらいで取り組めるでしょうか。

○市民生活課長（桜井健一君）

お答え申し上げます。今、市民生活課の中に環境係というものがございまして、係員は係長ほか2名、合計で3名、あと収集の方に1名おりますけども、4名の体制で今やっております。私どもも、当然、補佐、課長、管理職の方も必要に応じてそういう環境の方の仕事も分担してやっております。

以上でございます。

○14番（西園典子さん）

支所も含めて4人とおっしゃいましたかね。でしたね。

○市民生活課長（桜井健一君）

支所の方には各支所とも係長、係員2名ずつ配置しております。

○14番（西園典子さん）

この問題は、今ある問題を解決する、苦情とかいろんな環境のいろいろな問題、そういうことと、また率先して今後どういうふう

計画を組んでいって、解決する努力をしていくかという2つの大きい課題があると思っております。そういうような率先して今から予測しながら、どういうことまで含めて、どういうことまでしないといけないかというところまでするとしたら、今の人数で十分であるというふうにお考えかどうかをお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、十分であるのかということでもありますけど、その職員数の配置を含めた中で十分とはいえませんが、やはりおる中において、やはり今の問題を含め、また今から先におきます計画というのはつくっていかねばならないというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

十分であるかどうかわからないけどしていくと、ぜひ本当にこうしてやはり今からみんなの命を守るというふうでこういう問題は専門的な知識が必要なんです。もうそれは市長みずからいろいろと自治体会議でいろんなEM室、いろんなことをこうして結構理論的ないろんな問題があります。そういうことを学習していく、そして、実践を行政の中でどのように生かしていくかということは、かなり専門的な研修も必要であると思っております。やはりそのためには、専門のそういう職員を育てる努力というのは必要であるというふうに思っておりますので、それはぜひ心がけていただきたいと思っております。

それから、先ほどから、市民一人一人がみんな起こして取り組まないといけないという問題がございます。今ごみ問題のことなどもございますが、今ごみのことで9月に結論を出すということでございます。そういうことで、私も会議録を検討委員会ですか、あり方検討委員会のことで会議録を読ませていただきました。いろんな意見がございました。

その中で、こういう意見もありました。ごみを出すという感覚でなくて、家にある資源を有効に活用するためにはどんな集め方がよいかという資源の問題として考えることが大切だと。それから、地球温暖化や環境をよくするための資源環境回収をしていかなければいけない。基本は子孫のためによい環境を残していくということであって、そういう基本に立って物事を考えていかなければいけない。回収の場で自治体の本来の姿が連帯感というふうで生まれてきているということを感じたりもするとか、そういうようなご意見がありました。それは、伊集院地域がコンテナ収集をしているというの、その中でのご意見でございました。

やはりこれは実際、袋収集とコンテナ収集をしながら、やはりそういう資源を根本的な考えを持ったご意見の両方の経験をした上での発想であるなというふうに、そして、家庭にあるごみ、資源を生かすという大切な部分という発言だというふうに私は解釈いたしました。それをどういうふうに解釈して、今後9月までに結論を出されるかということは、本当に重要なことは何であるか、先ほどから市長がおっしゃっていらっしゃる、本気でそれを市民全体にみんなが取り組まないといけないことだと、先ほどから市長もおっしゃっていますし、私もそう思っています。その一人一人が本気で取り組むためには、この一つのこういうごみという問題をどうとらえていくかという問題であるというふうに思っております。そこをよく考えて結論を出していただきたいと思えます。

次に進めたいと思えます。アクションプランについてでございますけれども、いろいろとちょっと多く私アクションプランで数字が、インターネットで引きましたらちょっと数字が、私たちがいただいた資料からしますと目標値が少し変わっております。それがまた

後でその理由をお聞かせいただきたいと思います。そして、それから、結局、お金、毎年6億円から7億円の利息を払うということはいかななものかというふうに思っておりますが、その辺の仕方がないといえませんが、その辺の計画的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘の6億円というのは公債費の金利のことでしょうか。

○14番（西園典子さん）

そうです。

○市長（宮路高光君）

今この公債費の償還につきまして、国の方も5%以上のそのものにつきまして、今までは大変厳しい状況でございましたけど、やはり高金利のものにつきまして、国の方もいろいろと計画書をつくれれば償還できるということでございますので、なるべくこの高金利の分につきまして計画書を作成し、財政的に余裕はないわけでございますけど、そういうものから早く返還する中において、利子が少なくなっていく、そういうことを進めさせていただきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

そこはわかりました。職員のことでもちょっとお尋ねしたいと思います。市民満足度調査の中で、クエスチョンの43番の中で、日置市は職員の資質向上や職員の待遇向上などというところでいろいろなこうしてご意見がありました。意見も言葉で書いた市民満足度調査の中で意見が書いた言葉、○×だけじゃなくて、言葉で書いた部分っていうのの数をずっといろいろと数えてみたときに、そのときに、その部分も大変数が多かったわけですが、満足度では43項目の中で満足が41番目ということは、後ろから3番目だということですね。それから、改善必要度は1番目というようなのが出ております。これ

は、職員の人たちが非常にこうして先ほども32人が47人の人員削減になったというようなご意見などもありましたが、職員の人たちが本当に働きやすい現状であるだろうか、また、誇りを持って働くという意欲を持てる現状であるのだろうか、そういうものが市民の皆様方に対して、そういうような意味、気持ちというものを与えているのではなかろうかというような心配を私はしたりいたしますが、その辺は市長はいかがお考えになられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このアクションプランの中におきましても、職員の削減というのは、私は本当に避けて通れないものであるというふうに思っております。このことをしていかなければ、さき皆様方と一緒にこの行革というのはできないというふうに思っております。その中におきまして、やはり一人一人の資質の向上といたしますか、やはりこの一人一人の資質向上をどうしていくのか、やはり研修等をしながら、そのことがやはり大事なことであるというふうに思っております。

○14番（西菌典子さん）

均衡ある発展ということで一番最後に私は出しておりますけれども、いろいろな意見があります。でも、私この市民満足度調査をずっとこうして資料見ておりました。先ほど申し上げました言葉になった部分です。○×とかそういうのだけでなく、本当にいろんな思いがあるというのが文章化されたご意見だったというふうに思っております。

そういうふうで読んだときに、皆さんの要望というか、ご意見というのは、例えば、市道に関しましたら生活道路、側溝のふた、外灯だとか、バス路線とか、コミュニティバスを充実してほしいとか、それから、ロードミラー、安全面をよくしてほしいとか、ちょっとした思いやり、ちょっとした小さなことを

ここにあちこちでしてほしいという要望がたくさんあるように思います。大きなことをしてほしいというのではないというふうに私はこれをずっと見ながら感じました。

だから、私たちがこの日置市ということは今からするとき、たくさんのお金を出して、あっちに何人、大きい道路、こっちに大きい建物とかって、そういうものよりも、小さな思いやり、小さなお心配りをするのが、住民の皆様たちにどこにいても住みやすい、均衡ある発展ということにつながるのではなかろうかというのを感じたところでございます。

ですから、妙円寺みたいな、ああいう日吉町とおんなじぐらいの人口のところに建てる建物とどっか同じに考えられるものでもない、ですから、やはりそのところそのところで小さなものを、また必要なところには必要なものをこうして生かしていくのが必要だというふうに考えたりいたしました。

ここで、合併というところからこうしてなりましたので、住民の皆様方、先ほどからいろいろ意見がありますけど、合併したからよくなかったという、そういうことをおっしゃる人がたくさんいらっしゃいます。説明会を、こういうような現状だということを、このちょうど2年たちましたので、住民の皆様方にちょうどこうしていちき串木野市も17カ所ぐらいでしたというふうに新聞に載っておりますけど、本当の市長の思いを住民の皆様方に、日置市は今こういうふうになったけど、みんなで力を合わせて一緒に乗り越えていこうよというふうになさってもいいんじゃないかと、それが住民と皆さんで力を合わせることで思っております。それをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。終わります。

○市長（宮路高光君）

この2年余りを過ぎた中におきまして、私もあるべく地域のいろんな行事、またいろん

な団体の中に参加をさせていただきました。
その中におきまして、やはり市政の現状を含め、また今後の課題というのをいろいろと話をさせていただいたところでございます。改めてそれぞれ地区の皆様方に集まっていたくよりも、私は自分自身がそれぞれの多くの数ある行事等に参加し、その中で10分、20分説明し、またいろいろとご意見をいただいているのが今の現状でございますので、なるべく小さな集落を含め、いろんな行事に今後とも参加して説明責任というのを果たしていきたいと思っております。

○議長（畠中實弘君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（畠中實弘君）

以上で本日の日程は全部終了しました。明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時59分散会

第 4 号 (6 月 22 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（22番、18番、4番、16番、3番）
-------	-------------------------

本会議（6月22日）（金曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西園典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	次長兼議事調査係長	川崎美智也君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥園正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	瀬 川 利 英 君
商工観光課長	吉 丸 三 郎 君	市民生活課長	桜 井 健 一 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宮 園 光 次 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	町 岡 光 弘 君
社会教育課長	神之門 透 君	市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君
会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、22番、重水富夫君の質問を許可します。

〔22番重水富夫君登壇〕

○22番（重水富夫君）

おはようございます。連日の一般質問ということで、大変お疲れのところではありますが、今回、私はトップバッターということで、できるだけ壘に出て、後につなげるようにしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、私は、市長に2問、市長・教育長に1問の質問をいたします。

まず1問目、商店街活性化対策と少子化対策について、市長、教育長に伺ひます。済みません、これは市長に伺ひます。

私は、町議会でも、いろいろな会合等でも、商店街の活性化についてよく話題にしてきました。合併して市になり、市長にも市が購入する物品で地元購入可能なものは地元業者利用を言っただけでまいりました。現在そのような指示を原課にされているものと思っております。最近になり、長年営業を続けられてきた商店が突然閉店、シャッターがおりています。そういうことはどこにでもあると言へば、それで終わりではありますが、日置市商工会もことし4月に旧4町が合併し、新しくスタートを切りました。旧町時代それぞれの町で工夫を凝らし、活性化に向け努力がなされてきました。商工会の各商店だけの力には限度があり、今ここで行政の支援、手助けが必要でありま

す。そういう意味を含めて、これから質問いたします。

①であります。市長以下、市職員、我々議員もそうありますが、自主的な意思のある人たちによる地元商工会での商品券の定期的な購入による利活用はできないものか、伺ひます。具体的に申しますと、商工会もしくはスタンプ会の発行する商品券を購入し、地元商店で買い物をする。至って簡単なことではありますが、余りなされていないのが現状であります。参加している商店にとりましては、この上もないありがたいことであり、市長の考えを伺ひます。

②商工会発行のプレミアム商品券への市の助成の考えはないかであります。合併前は、東市来、日吉、吹上の3地域で実施していた事業であります。商品券としては、同じようなものでありますが、券を購入し、買い物をする人は、普通10%の値引きと同じになります。利用者には大変人気のある両事業であります。その事業に対して幾らかの補助はできないか。商工会に対しては補助はしていると言われたら、それまでであります。市長の考えを伺ひます。

③県が今進めようとしている「かごしま子育て支援パスポート事業」について、本市はどのような取り組みをされようとしているのか、伺ひます。県は、地域全体で子育てを支援する気運醸成及び子育て家庭の経済的負担軽減を図る目的で、この事業を実施するとあります。対象者は、妊娠中の方及び18歳未満の子供がいる世帯となっており、対象世帯などが協賛店舗でパスポートを提示すると、店舗ごとに決められた買い物割引券、各種の特典、サービスを受けることができる仕組みであります。実施期間は3年間でありまして、18年度はモデル地区、7市町村で実施中でありまして、19年度は、実施体制の整った市町村から随時事業実施とありまして、14ぐ

らの市町村の中に日置市も入っております。私は、よい事業だと思いますが、中身が余りわかりません。市長の考えを伺います。

④出生率アップのため、第2子、第3子、それ以上のその家庭、また働く母親支援などの対策の考えはないか、市長、教育長に伺います。このことにつきましては、各県、各市町村それぞれのユニークな施策を打ち出しています。ほかがしているから、まねをしなさい、ということではありませんが、よいことはいろいろやっていく必要があります。合併前は各町独自の支援もありましたが、合併により全市統一する意味で廃止になっているものもあります。先進事例としまして、結婚に関すること、出産、育児、保育、就学支援に関すること、延長保育、病時休養、看護休暇に関すること、若者の就労、父親子育て支援に関することなど、たくさんありますが、市長、この中より、また、そのほかでも、「さすが日置市は進んでいる」と言われるようなことはできないのか。また、職員も580名ぐらいいます。議員などがいろいろ言う前に、何人かでもそういう前向きな職員の話はないものか、話があっても市長が相手にされないものか、どうですか、市長と教育長の考えを伺います。

2問目に入ります。ふるさと納税制度についてであります。

今、自民党が選挙対策でしょうか、制度化しそうです。発案者は地方の首長さんだと聞いていましたが、最初はおもしろい発想だなと思っていました。よく考えてみますと、実にすばらしいことでもあります。ふるさとで、地域で育ち、仕事のため都会に出た人たちがふるさとの人たちのためにできる唯一の恩返しでもあります。

我々の小さいころは、よく聞くことでありました。「仕送り」、現在は死後になりつつありますが、市長の時代はどうだったんでし

ょうか。「口減らし」とも言われ、集団就職列車で都会に送られ、今、「団塊」と言われる人たちであります。少ない給料の中、自分は辛抱して、毎月決まった額を親に、家族に送金していた人が多いでした。当時は「やっぱり子供はたくさんおらんといかん」と、どこの家庭でも頑張って子供を育てたものでした。また、老後は親の面倒は子供が見るのが普通でありました。近年になり、親の面倒を見る人が少なくなってきました。今の時代は、福祉、福祉とよく言いますが、あたかも行政の義務・責任だけみたいにする人が多くなってきました。子供から虐待を受けたり、下手をすると我が子から殺される物騒な世の中にもなっていました。今、本当の福祉を真剣に考えるときでもあり、また少子化にも関係していると思います。

ちょっと余談になりましたが、この納税制度ができましたら、少しでも都会と地方の格差が解消され、地方が活気づく起爆剤となると思います。首都圏の知事はみんな反対、特に東京都の石原知事は反対であります。鹿児島県の伊藤知事は、はっきりしない、反対とも思えるような談話でありました。事務が煩雑になり、もらった額だけ交付税が減額になったら同じである、そういった理由のようでありました。それと交付税と一緒にできません。納税する人のことは考えていないのでありまして、納税者が現在の納税額内でふるさとのために納税し、ふるさとの人たちに喜んでもらい、地方が発展したら、この上もないことであり、だれ一人反対はしないと思います。地方にとりましては、ありがたい制度であります。ぜひ実現させたいものでありますが、市長の考えを伺います。

最後に3問目、公営、市営住宅について市長に伺います。

①であります。新規の公営、市営住宅建設が望まれない中、民間を活用したPFI住宅

などの検討はなされないものであります。市長も十分ご承知のことではありますが、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、これは公共施設などの建設、維持管理、運営などを、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であります。国や地方公共団体が直接実施するよりも、効率的かつ効果的に公共サービスを供給できる事業であります。PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指すものであります。

我が国では、PFI法が平成11年7月に制定され、平成12年3月にPFIと、その理念と、その実現のための方法を示す基本方針が民間資金等活用事業推進委員会の議を経て、内閣総理大臣によって策定され、PFI事業の枠組みが設けられました、とされています。海外ではイギリスなど、既に公共サービスの提供が実施されており、有料橋——橋ですね、鉄道、病院、学校などの整備など、再開発などの分野で成果をおさめております。いいことだけ申したようではありますが、市長の率直な考えを伺います。

②であります。公営、市営住宅は、各地域で年次的に建てかえが計画され、現在実施中もあり、一部高齢者を対象にした住宅はあるようですが、身障者を対象にしたバリアフリー住宅はないようである。ぜひ必要と思うが、その建設の考えはないか、市長に伺います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の商店街活性化対策と少子化対策についてというご質問でございます。

日置市内では、伊集院町を除く旧3町の商工会で商品券を発行しております。うち、東市来商工会は、東市来町スタンプ会と共同でそれまで発行していた商品券を、平成14年に「共通贈答券」を発行しております。その

際に、商工会長、スタンプ会長からの共通贈答券等の活用依頼を受け、各課回覧として購入依頼と申し込みの取りまとめを行っております。取り組み目標として、職員1人当たり3,000円以上、課長以上は5,000円以上の協力をお願いしております。職員への依頼はこのときが初めてじゃなく、以前から協力しているところであり、いずれも発行元である商工会、スタンプ会からの依頼で協力している状況でございます。現在、額面1万円のプレミアムつき商品券を7月と11月の2回に分けて1,000口発行しますが、夏は約2カ月、冬は1カ月で完売しております。また、日吉、吹上地域でも、額面1万500円のプレミアムつき商品券と、500円のギフト用商品券等を販売しており、3地域の平成18年度の商品券販売高は、東市来1,552万4,000円、日吉地域408万4,000円、吹上地域3,164万4,000円、合計5,125万3,000円となり、商店街の活性化に寄与しています。

しかしながら、現在発行の商品券については、それぞれの地域のみでの使用しかできないなどの問題点もあり、現段階では販売状況を見ながら利活用を図っていきたいと思っております。

プレミアム商品券のことでございますけど、東市来支所では、平成11年度から東市来スタンプ会が実施する「こけけ王国券」発行事業に補助金を交付しております。補助金額は、平成18年度まで50万円、平成19年度から45万円の補助金を支出しており、なお、発行枚数については1,000口の発行を行っております。また、吹上支所では、平成12年度から商工会発行の「ふふふ商品券」ですか、プレミアム分について補助を行い、平成18年度は印刷費等を含む140万円を、19年度からは100万円の補助金を支出しており、2,000口分の発行を行っております。

ます。

19年度商品券については、今回まではこれまでどおり各地域で発行すると思いますが、今後については、商工会合併に伴い、管内統一した共通商品券を商工会で検討される予定であり、商工業者の育成、振興を図る観点からも、補助金は継続していきたいと考えております。

3番目のことですが、「かごしま子育てパスポート事業」については、地域全体で子育てを支援する気運の醸成及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、妊娠中の方及び18歳未満の子供がいる世帯が対象となっております。対象世帯が協賛店舗で買い物をした際にパスポートを提示すると、店舗ごとに決められた買い物割引など、各種の特典、サービスを受けることができるもので、県内においては平成19年1月から、薩摩川内市、いちき串木野市など7市町村においてモデル事業を実施しております。

子育て支援サービスの内容は、商品の割引やスタンプポイントアップ、授乳スペースの店内設置、ベビーカーの無料貸し出しなど、それぞれの協賛店舗で決めていただくものであります。この事業に取り組んでいただくことによって、子育て家庭を地域全体で支援するとともに、協賛店舗のイメージアップ、売上げの増につながるものと考えております。なお、本市においても8月中には実施できるよう、日置市商工会と協議を重ねているところでございます。

少子化問題は、その要因、背景そのものが一人一人の考え方や生活に深くかかわっており、その要因として晩婚化、未婚化の進行があります。少子化対策、子育て支援対策については、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、それに基づき日置市子育て支援計画を昨年3月に策定し、各種の事業に取り組んでいるところであります。

市単独事業としては、延長保育19園、乳幼児健康支援一時預かり事業1園、障害児保育事業を3園で実施しています。このほか妊婦の方、新生児、乳幼児訪問指導、育児相談、親子教室などにより、発育、生活環境、疾病等について適切な指導、相談などの育児支援を行っております。補助事業では、一時保育事業10園、放課後児童健全育成事業13カ所、子育て支援拠点事業3カ所など行っております。また、平成19年度から一時保育事業を新たに3園で取り組んでいただいております。なお、従来の子育て支援センター事業が子育て支援拠点事業として整備され、さらに充実したものとなっております。

一方、国においても、児童手当の支給対象を平成18年度から小学校3年生までが小学校6年生までに引き上げられたほか、ことしの4月からは3歳児未満について、第1子、第2子にかかわらず、月額5,000円が1万円に引き上げられております。日置市においても、保育所入所児童3人目の保育料については無料とするなど、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っているところでございます。

ふるさと納税制度についてということでございますが、ことしの5月に総務大臣が制度の創設を表明し、全国的に注目されております。総務省において本年6月から研究会を立ち上げ、年度末の税制改正に間に合うように基本方針をまとめる考えのようでございます。このふるさと納税制度については、今後この研究会におきます、それぞれの制度上を含めた中で、私どもの方にもお示しがあるというふうに思っております。

基本的には、それぞれのふるさとに対して、税金であるのか、寄附金であるのか、そこあたりのちょっと制度上のはわかりませんが、やはりふるさとを思っていたく皆様方が、それぞれの中におきまして、そ

れぞれの地域に納税するという方向であるというふうに思っておりますので、大変いい考え方だというふうに考えております。今のところ、どういう制度上になってくるのか、見守っていきたいというふうに感じております。

公営、市営住宅についてでございますけど、PFI事業は、公共施設等の建設、維持管理、運営を、民間資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法でございます。現在、市営住宅は建てかえを主体に事業を進めているところでございます。PFI事業による公営住宅建設は、県内においてもまだ実施されていないという状況でございます。一部の市においては、民間住宅を公営住宅に借り上げ住宅としているところもあります。PFI事業は検討、調査、選定、決定と、長期の期間が必要となり、現在の市営住宅については、今のところ日置市としては考えてないということでございます。計画はなされておりません。

2番目でございますけど、市営、公営住宅の中におきまして、今それぞれの地域に建てかえをやっておるところでございますけど、公営住宅法による建築基準に基づき、高齢者対応の住宅として今建設をしておるところでございます。特に、市内におきましても、肢体障害、聴覚障害等の身障手帳交付の障害者の方々が2,894名ほどいらっしゃるようでございます。その方々の専用の住宅ということでございますけど、それぞれ公営住宅の中では難しいというふうに思っておりますので、公営住宅におきます高齢者向けの住宅であれば、バリアフリーにつくっておりますので、そういうところに入居をお勧めしたいというふうに考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

商店街活性化対策と少子化対策についての4番目の、出生率アップのため、働く母親支

援等の対策は、ということですが、まず第1点、幼稚園の就園児の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の軽減を図るため、国庫補助事業である幼稚園就園奨励費補助金を交付いたしております。これは世帯の市民税の階層により、1人当たり、公立幼稚園で年額1人目の2万円から3人目以降の6万6,000円までの5段階、私立幼稚園では1人目の5万7,500円から3人目以降の24万円までの20段階に区分し、補助を行っているところです。

次に、教育委員会におきましては、本年度の新しい事業といたしまして、日置市子育て支援センター事業を始めました。これは日置市の教育、保健、福祉の3部署を統括し、組織編成することで、次世代子供育成に重要な子育て支援のための取り組みを効果的かつ効果的に支援しようとするものでございます。具体的には、特別に配慮を要する子供に対応する保護者あるいは教員、保育士、または子育てに不安を抱える保護者等への効果的な援助を行うものでございます。その事務局を今回の補正で計上し、教育委員会内に設ける予定です。現在は中央公民館の幼児室のところに設けているところです。

もう一つは、先ほど出ましたとおり、教育委員会におきましても日置市子育て支援計画づくりに参加をいたしております。その中で、教育委員会として検討すべきことが11の領域で55の項目にわたってさまざまな事業に取り組んでおります。例えば、地域における子育ての支援領域では、子育てについての研修の場として家庭教育学級や父親セミナー、おやじの会等の推進、充実といったものがありますし、子育て支援のネットワークづくりの領域では、PTAや子供会の育成、スクールボランティアの養成等があります。いずれも現在実践している事業であります。今後

とも子育て支援という観点からも力を注いでまいりたいと考えております。

○22番（重水富夫君）

それでは、2回目の質問に順を追って入っていききたいと思います。

まず、商品券の購入ということで、過去、東市来の例が出されましたが、私も東市来でしたので、当時は非常に皆さんの反響があったと思っておりますが、今も続いているのかなというぐらいにちょっと薄れた感じでありませうけれども、これをまた復活あるいは、それ以上にさせていただきたいと、このように思うわけではあります。

つい最近、大口市の事例が載っております。ちょっとこれを読んでみますと、昨年3月まで、11カ月分の総額が900万円、まあ大した金額じゃないと私は思うんですが、900万円に上がったということが書いてあります。全部は読みませんが。市の職員の商品券の購入は2004年度に始まり、年2回の賞与時、これは東市来と全く一緒ですね、3,000円から2万円を購入云々とあります。これはまず、これが始まるきっかけは、2004年の10月から職員の給与の5%をカットしたということです。カットして、ずっと来ましたが、そのカットをやめて商品券を買って、地元で幾らかでもメリットがあるようなものはないかということで、これを始めたとあります。今は全職員の大体6割に当たる130人が応じているそうです。市長を含む課長クラスは月2万円、残る職員は3,000円から5,000円、1万円、2万円のコースを自主的に選ぶということに載っておりますが。これを東市来だけではなく、商工会も今度合併しましたので、日置市の商工会としてぜひそういう取り組みをしていただけたらと思うんですが、それに近い答弁がありましたけど、市長の考え、まずこれから伺います。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたけど、商工会が統一いたしましたして、今までみたいに地域的にしていくのか、もう全市的にこれを使えるのかどうか、そういうことも十分判断をした中において、また職員の皆様方をお願いする分はお願いしていかねばならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

わかりました。基本的には市長はやりたい、やった方がいいということではあります。これにはまたちょっと問題もあります。広域になれば、共通券となりますと、地元での購入、購買というのがまず余りなくなる、中心部にそれが偏ってしまうという傾向にあると思うんですね。これをもともと地元商工会ですとしたのは、大店ですね、スーパーなどの大型店舗が入ってきて、それに押されて地元商店街が衰退したと、それを何とかてこ入れしようというのが始まりであったと思うんですが。ただ、広域にして、これをやりますと、例えば吹上、東市来の人たちが伊集院に来て、伊集院で買い物をして帰るということも可能になります。その辺をまたよく精査されて、ローカルの方も同じように発展するような何かを考えていただきたい。この点について、市長、答えてください。

○市長（宮路高光君）

このことについては、商工会が主体的にどういう方法がいいのか、商工会自体でひとつ結論を出していただき、私どもはそれを順応した中で進めていきたいというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

わかりました。先ほどの券とプレミアム商品券、これはもう大体似たようなものでありまして、普通の商品券はただ買い物を約束させる券であります。プレミアムは値引きをする、サービスをするよという利点がある、そ

れだけですが、これも東市来、吹上、やっていたということですが、市長、これの方もそれぞれ町の中では補助率が違ったり、吹上は半分でしょうか、東市来もこれは8%だったと思います、吹上は10%だったと思うんですが、半額補助しておりました。市として今後、伊集院がないわけですけれども、その辺を市長はどう考えますか。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、商工会自体がどういう方法をしていくのか、私ども行政が、こう、ああということじゃなくて、基本的には商工会自体がどうこの運営をしていくのか、そこの基本路線をきちっとした中において、市としてどういう形で助成していけばいいのか。今お話のとおり、旧吹上地域と東市来と補助金の額が違っておりますので、なるべくやはり統一した形がよろしいというふうに考えておりますので、基本的に、商工会も合併いたしました二、三カ月たっておりますので、ここあたりの統一化というのが今後図られるんじゃないかなというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

商工会がやることですから、市長がやる、そのとおりだと思いますが、しかし、補助をやっている、支援をやっている以上は、強く指導をしても、言ってもいいんじゃないかと。逆に、商工会がちょっとおくらしているようだったら、もう少しこうじゃないか、ああじゃないかということ強く市長の方から言ってもいいんじゃないかと、このように思います。

次にまいります。3番の「かごしま子育て支援パスポート事業」ですね。これは県がこういう事業をやるから、市町村にやりなさいよと言って、私はこれはあんまり、事業自体はいい事業でありますけれども、県はあんまり汗はかかずに、市町村に難儀をさせる。そして、まだいいのがですね、商店で買い物を

すれば10%とか、あるいは20%とか値引きをしますよと、そのパスポートを持った人はですね。だから、県は何も痛まない、店が10%、20%その人たちにサービスするだけです。余りおもしろくない事業だと私は思うんですけれども。それに対して市が何とか補助ができないかと、補助絡みでできないかと。まあ難しい面もありますけれども。

今、先進事例——先進事例じゃありません、今、モデルでたしか7つだったですかね、7つの市町村、隣の川内市、いちき串木野市もやっていると思いますが、19年度から日置市もそれに入っているようであります。県がですね、8月からですか、市長はスタートしたいということですが、全くこれについて県がやる事業だけでやるのか、あるいは、何かを日置市でちょこっと工夫をしてやるつもりがないのか、そこをまずお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

このことは子育て支援を含めて、地域の皆様方を含めて、みんなでやっていこうという、また、ある反面、商工会の活性化という両面があるというふうに感じております。市独自で、基本的におっしゃるのは、補助してやれというようなお話のようでございますけど、基本的には今それぞれ汗と血を出しながら、このことを取り組んでいってほしいと。基本的に商工会のどの店をするかということについては、十分商工会とも話をしていかなければならないことだというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

わかりました。これはどの店をするかじゃなくて、自主的に「私のところも参加したい」と手を挙げたところだけするということです。だから、私は、その参加したところに何か参加したメリットがあるのかなと。例えば、その店が登録店ですよということでのイメージアップですね、何かあるのかなと。そ

れがないことには、何も商店はいいことはないんですよ。買うのはもう自由ですから、そこに行かなきゃならないちゅうわけではありませんので。これは私は余り商店街側としてはいいあれじゃないなと思います。

ここをですね、ちょっとプレミアムパスポート事業ちゅうのが石川県の場合があるんですが、さっきのプレミアム商品券、それとまた今の子育て支援、これをドッキングさせたというようなのでありますが、プレミアムパスポート事業は、将来の石川を担う子供たち、数多く教育するご家庭を社会全体で支えることを目的にして、3人以上のお子さんをお持ちの方に、あるいはその家族に県内の協賛企業が支援するということで、全く鹿児島はこれをまねしてしたのじゃないのかなと私は思うんですけれども。1人でも鹿児島はいということに、妊娠中もいとしました。石川の場合は、3名以上でなければ、これに乗れないんです。でも、その特典がいろいろあって、30%値引きとか、非常にいい事業だなと思うんですが。

私が申したのは、先ほどのプレミアム商品券でも一緒になるような気もしますけど、また、出生率のアップ、ここでもまた一緒みたいになりますけれども、とにかく子供をたくさん生み育てようということについて、市がどれだけ、あるいは県が、国は先ほど、今言われましたけれども、ありますね。でも、それを国、県ができないことを、市が小回りのきくことを何かやれないかということで、私は今回こういういろいろ質問をしているわけですが、これについて、市長、先ほどと前後しましたけれども、子育て支援の県がする事業に何か付加をつけた形で市が独自で何かやれること、それは何ということじゃありませんが、やる気持ちがあるのか、もうそれでいいのか、そこをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

市としては、そういう店のしている、広報誌等におきましても、どこがしているとか、そういうお知らせとか、そういう部分ではできるのかなというふうに感じております。

○22番（重水富夫君）

これはパスポートの発行をするときに、これは県が私は恐らくしてくれる、あるいは県の指示で市町村はやっていくと思うんですが、それじゃなくて、市長、付加をつけた事業ですね、これに何か相乗りして、例えば具体的に申しますと、これは1人あるいは妊娠中でよかった鹿児島の子育て支援です。これを例えば3名以上については、市がまた単独でこれに乗せして何かをやりますよという考えはないかということをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今のところ市で補助といいますか、それをしていくということは考えておりませんので、とりあえず、県、ほかの市町村と同じような中において実施をし、どういう成果が上がっているのか、また、そういう部分を見きわめた中でやっていきたいというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

この項目はこれで一応終わり、また前後して返るかもしれませんけれども、全部今回は似たようなことですので、次に4番の方に入りたいと思います。

この前、全国放送、NHKの全国放送であったんですが、これはいいな、おもしろいなと思って、ちょっと事務局にインターネットで引っ張ってもらったんですが、長野県に下條村というて、小さな村です。人口が4,000名ぐらいのところですが、私も近くには行ったんですが、これがもし今だったら、知っとったら、行ったのになあと思ったんですが。子育てにですね、生む環境、育てる環境、これが本当に整ったところで、親たちはあそこに行って子を育てたいということ

で、今集まってきているというような、そういうところですよ。今、04年度は出生率が2.59人、非常に高いですね。これだけ来て、子供を皆さんが生んで育てているということだそうですね。

この村は、長野県の最南端であるということで、まちから10分あれば全部、各場所に行ける場所だそうですね。そこに3階建てのマンションが8棟建っているそうですね、その小さな村にですね。そこは子育てのために2LDKをつくっているということで、家賃が3万6,000円、隣の町で借りると、約倍するそうですね。半額で家賃が済んでいるということでもあります。ここの住宅に住んでいる代田麻由さんという方が紹介してありますけれども、「零歳児と2歳児の子育て真っ最中。子供が生まれましたら、ここに住もうと決めていました。それに、この村は子供の医療費が無料なんです」これは中学生まで医療費が無料です。全国どこの病院に行っても無料にしているということでもあります。そういった村です。それに、現在4期目の伊藤喜平村長というんでしょうかね、人口が減らないように何とかせにやいかんということで、総合的なサポート策を考えていたということでもあります。

それと、現在、ここが大事だと思います、財政の健全さを示す起債制限比率が1.7%、これまた県内1位であるそうですね。合併浄化槽の方式により、借金なしで下水道事業を終えた。下水道事業が終わっているそうですが、借金はしてなかったと、しなかったということですね。生活道路や農道などの舗装、改修工事を村が資材を出し、住民らみずから行うことで、大幅に少ないコストで借金もなくて済んだと。借金がなさそうですね。創意工夫を生かした、これらの節約で作り出した財源を子育て支援や教育、福祉の維持に回していると。非常にうらやましいような話で、どこ

まで、100%信用していいかわかりませんが、とにかく辛抱するところは辛抱して、財源をつくったということでもあります。

今、いろいろ私が施策とか補助に関することを「市長、やる気はないか」と言ったら、市長は「やる気がない。できません」というような答弁が今返ってきましたけれども、これの第一の原因、理由は何ですか。

○市長（宮路高光君）

この財政を含めたのが一番大きな原因だというふうに思っております。しかし、今から先におきます、この子育てを含めた支援というのをですね、さっきも話しましたように、子育て事業計画をつくっておりますので、これにどのところから節約をして財源を充てていくのか、このことについてはもう総体で、一部じゃなく、総体で子育てを含めた中でどれぐらいの予算がつけられるのか、こういう総体的な張りつけをした中で、ここの助成というのをやっていかなければならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

大体私もそう思うんですが、市長もやりたいことはやりたい、やまやまだと、いいことは全部したいという気持ちがあると思いますが、それには財源が伴う、その財源をどうするのかということで、国に、あるいは県に補助金、交付税で全部賄ってもらえるんだら、申請して全部やりましょうということだろうと思いますが、何しろ財政難の今の時期でありますので、1円でも事業費としては新しいのは出たくないというのが心情だと思います。

市長は、今、報酬を10%カットですかね。年額どのくらいカットになるんですか。わかりますか。

○市長（宮路高光君）

約100万円程度じゃないかなというふうに思っております。

○ 2 2 番（重水富夫君）

市長は金を持っているから、どのくらい引かれているかもわからないぐらいですが、市長が約 1 0 0 万円、副市長があわせて 7 8 万円、教育長が 3 7 万円、この四役で 2 2 0 万円減額されているんです。そして、我々議員が 3 3 2 万円。合計 8 4 6 万 6, 0 0 0 円というのが、我々、報酬をですね、一般財源にこれを繰り入れているんです。皆さん、わかりませんか。ただカット、カットしている。ああ、そうだ、よかいなど、カットしやっとなと、こうですが、8 4 6 万円というお金をですね、1 年に、何でこれを有効に利用できないのかと私は思うんです。

先ほど市長が財源ということをおお世話したけど、本音はそうだと思うんですが。例えばこの 8 0 0 万円を何かの基金に積んで、子育て支援にそれなら 5 0 0 万円使う。そのためには、何に使えばいいかとアイデアを出して、これこれに使う、5 0 0 万円をこれに使えばいいんじゃないかと、これを使って、市民が文句を言う人はだれもないと思うんですよ。我々が捻出した資金ですよ。これを市のために、将来の子供たちのためにも使おうと思ったら、だれも文句は言わないと。よかことじゃないねと、もうこれからはそういうのは一般財源にしやんせよと、私はそういうようになってくるんじゃないかと思っていますよ。そこを市長、どう思いますか。

○市長（宮路高光君）

今それぞれの中でカットしている中におきましては、トータルで、こういう財政難という一つの中でカットしているわけでございまして、このものを何に向けてとかいうことじゃなくて、子育て支援につきましては、さっきも申し上げましたとおり、私どもの財源の中におきましてトータルで一般財源をどれだけつぎ込んでいけるのか。いろんな、保育園におきます減額といいますか、そういうもろも

ろに大変多くのお金もつぎ込んでおりますので、十分精査しながらやっていかなければならないというふうに思っております。

○ 2 2 番（重水富夫君）

ちょっと私も納得しがたいことがあります。例えばこの子育て支援、ほんのある一部の人のためだけというのであれば、一般論で申し上げたら、市長の言われるそれが該当すると思うんですが、我々はこれを、やがてはこの子供たちが地域を、あるいは日本の国を守っていく、こういう大事な子供を育てるのに、今、非常に子供が少なくなって、日本がどうなるかというように論議をしている時期ですよ。それを、いろいろな子供を育てられない、育てない理由がありますけれども、一つでも解消をして、さすが日置は考えちよらいなというようなことをしても、私は、市民は文句は言わないよと言いたいんです。これは一般財源を使ってもいいんですよ。でも、せっかく捻出した今の 8 4 0 万円というお金がありますから、この一部をその方に向けても、何もおかしくないんじゃないかと、私はこれを強く言いたいんですが、何かちょこっとした事業をやるには、このお金を基金に積んで、別に積んでですよ、その中からやっていくという方法はどうかということの提案です。もう 1 回答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

減額したこのお金だけでなく、今から子育てを含めた中で新しい事業をするにいたしましても、そういう該当する人がどれだけおるのか、そういうもろもろのやはり精査をした中で、今後の事業を進めていかなければならないというふうに思っております。

○ 2 2 番（重水富夫君）

これ以上論議をしてもむだですから、時間がありません。これをちゃんと考えていただき、やはり本当に、やがてよかったなというようなことを遠慮なくやっていただきたい。

これはもう市長がやると言ったらやるし、できないと言ったらできないですよ。やっぱり市長の態度次第では、方針次第では、どうにでも変わっていく、そういったものでありますので、ひとつ職員の方々ともいろいろとそういうことを勉強し合いながらやっていただきたいと。

次に入ります。もう時間が、私はきょうは早く終わるつもりでございましたが、済みません、ぎりぎりまで行くようであります。

3番目の公営、市営住宅、これについて市長が今いろいろ答えられましたけれども、県内においては今事業はないということを言われましたけれども、どこで調べられたんでしょうか。県の企画課からもらってきた資料で、まず事例があります。

指宿市、指宿地区交流施設等整備事業、総事業費が3億6,400万円、これは観音崎公園の整備事業です、をもうこれは整備をしております。15年に始まって16年度に終わっております。これは実績です。これが財政負担の制限率が36.7%。非常に財政としては負担がなくなったということになります。

次に、鹿児島大学、この環境バイオ研究棟改修、これは改修ですね、施設整備です。これもやっております。これが48億円、やっておりますが、これが平成17年度に工事をやっております。

それと、鹿児島県の警察学校、始良町平松に建設予定ですが、これは金額は出ておりませんが、つい最近、つい最近といいますが、去年なんですけれども、金額を出しておりません。これは事業期間が15年間、平成18年の3月から33年の3月ですから、入札かれこれあると思いますから、これ公表しなかったと思うんですが、これはもう決定して、今、事業が走っております。

それと、鹿児島市鴨池の公園、新鴨池公園

ですね、水泳プール整備運営事業、これも今19年の2月ですか、事業認定ですので、落札が19年の11月、今からですから金額は出ておりませんが、恐らくこれは何十億だと思いますが、こういったのが、今、大きなのは事例としてあるんです。

市長が日置市の住宅マスタープランを策定、昨年でしたかね、されましたね。ここで、日置市は新しい、美しい自然、輝く未来、住んでみたい、安心して安全なまち日置市を基本理念とした日置市住宅マスタープランを策定した。これは南日本に出ています。その中で、第5章の地域別施策及び重点施策の推進では、民間活力の有効活用として、長寿命住宅の建設推進を図るとともに、PFI的手法の導入による整備された集合住宅を借り上げ、公共賃貸住宅として市への貸し付けなどを図ると書いてあるんです。これは「PFI」とは書いてありません。「的」なですから、外的な資本が要り、技術が要り、いろいろ、なども要りと私は思うんですけれども、これをやると書いてあるですよ。

今、市長は、住宅にはこれはすぐ考えないということでありましたが、きのうでしたか、いろいろそういったものをするときに、自分たち、自前で計画をつくるんじゃなくて、いろいろなところに頼んで、丸投げといいますかね、委託をして、そこにつくつくいやんせということでやったのじゃないかなと思われるような節ですよ。私も東市来の時代には、これに関係して作りましたけれども、会長は鹿児島大学の何々教授、こういう方でした。これは国、県に対して計画を出さないと予算がおりてこないという目的で、やはり出すことはやぶさかではないんですけれども、やはりみずから参加した形でやらないと、ただ格好ばかりつけて、飾ったばちもちみたいな、何もなかったと、最初はいいようであるけれども、中身はなかったということにならせん

だろうかということですが、これについて、P F I について市長は何かありますか。

○市長（宮路高光君）

P F I 事業が公営住宅建設で先ほど県内はないと、今おっしゃいましたように、公園とか、いろんなのはP F I 事業をしてやっておりますけど、公営住宅建設については、どの県も、まだほかの市町村もしてないと、そういうご理解をしていただきたいと思っております。

特に、マスタープラン等を含めまして、しておる中におきましては、民間の住宅を借り上げをするとか、そういうものは今後図っていかなきゃならないというふうに思っておりますけど、先ほど申し上げましたように、P F I 事業の中で公営住宅建設というのは、やはりいろいろと検討、調査、決定、いろんなのが複雑であるというふうに思っております。そういうP F I では、ちょっと今のところ、市営住宅の建設というのは難しいのかなというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

私も資料を住宅としては取り寄せておりませんが、話を聞く中では、市長は全国ないと言われましたけど、まず手っ取り早くあったのが住宅だったんですよ、昔。私はそう記憶しておるんです。また資料をとります。

これはもうはっきりしてるんですね。資本が民間の土地を持ち、民間の人がマンションを建てる。そして、それを市に借り上げる、あるいは市営住宅として使う。そして、オーナーは家賃をもらう。市がもちろん中継して家賃を、市営住宅としてですね。それを安くでつくるから、安く提供ができるという話なんです。公共事業であれば、たくさん借るのが、あるいは二、三割、4割安くできるんじゃないかね、民間がつくれれば。それをそのまま市に借り上げてもらうということなんです。これは一番簡単なのがまず住宅なんですね、

はっきりするのが。

だから、それはまだないないじゃなくて、今後勉強して、いいことであればすぐ取り入れるような、やはりそれぞれの所管で勉強をさせてやらせようかというような考えはないか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

公営住宅の場合につきましては、今それぞれの国の補助金等の中でやっている部分がございます。今おっしゃいましたとおり、P F I だけでなく、今言いましたように、民間の皆様方がつくったのを借り上げして、それを公営住宅としておる、そういう部分はあちこち県内あるというふうな認識をしております。そういう中におきまして、私ども日置市におきまして、その適地を含めた中で、どこの部分がそういうものに合致してできるのかどうか、そういうことはさきのマスタープランの中におきましてもそれぞれ研究するというふうなうたっておりますので、そういうもろもろについては研究していきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

私の質問がまずかったのか、市長の答弁がちょっと合うものでなかったのか、今、答えが出てきましたけれども、実際あるんですよ。だから、それをやはりやるということを前提に、お互いに勉強し合いながら、いいことをしていかなきゃいけないと、このように思います。

もう時間がないので、最後の高齢者の住宅は、たしかこれは東市来の紙屋敷だったと思いますが、1階部分に、見に行ったらありました。もちろん私は身障者専用だけであつていただきたいと、そりゃもうこしたことはないですけども、やはり予算的なこと、家賃の問題ありますから、そういった高齢者のを一緒に活用、あるいは高齢者ですけども身障者がいらっしゃる、そういった人

を優先的に入れますよとか、やっぱりそこ辺の施策を、今後、伊集院、もう今、済んだり、また改築中もありますが、ふやしていかなきゃいけないと思います。それはまあそうされると思いますが、その件と、私はもう少し家賃ですね、これを先ほどの子育ての支援、また返りますけれども、子育ての支援の人と、普通の人と、身障者の人と、やはり幾らかのそういった補助的なものがあるいいんじゃないかと思うんですが、市長の考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

この住宅料の設定につきましては、所得と違いますか、収入金で違います。それと、何人の方を扶養しているのか、そういうもので違いますので、それは制度上の中におきまして十分私は発揮できておるのかなど。もらっている人は高い、高いなりの中で家賃も払っていかなきゃならない。みんなが均一でございませぬので、そこあたりの部分はこの所得の中で子供たちがおったりいろいろすれば、扶養家族の中でも低くなりますので、そんなに今、公営住宅の方々におきましては高い家賃ではないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

それは重々わかっておりますが、いろいろ条例等で制定してある中で、その他市長が認めるものというのがあられるわけですよ。そういう条例の整備をしながら、やはり子育ての支援に関するもの、身体障害者の家族に対するもの、もちろん収入で家賃が決定するわけですけども、そういったのを加味しながらやれるような条例であったら、改正してでも、そういう特例といいますか、特別これだけというのは、認めるものはあってもいいんじゃないかと思うんですが、最後にそれを聞いて終わりにします。

○市長（宮路高光君）

基本的に公営住宅におきます入居者を含め

た中におきましては、さっきもお話がありましたとおり、構造にいたしましてもバリアフリーにいたしておりますし、また今回、妙円寺の方にも高齢者住宅という中で、これは県がするわけでございますけど、この住宅をつくり、また市といたしましては、この高齢者住宅におきますサポートということで、やはり1人の方を、ケアマネージャーですかね、そういう方を市の方で雇用していかなきゃならないと。そういういろいろなものも今後住宅施策には考えておりますので、この家賃等を含めた中でも、また条例改正でき、均一性ですか、そこあたりも十分考慮した中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時06分休憩

午前11時16分開議

○議長（畠中實弘君）

次に、18番、坂口ルリ子さんの質問を許可します。

〔18番坂口ルリ子さん登壇〕

○18番（坂口ルリ子さん）

私は日本共産党の議員として、市民が主人公であるという原則を踏まえ、市民の要求に基づいて、次の4点について質問いたします。

質問の前に、今こそ地方自治体の出番ではないでしょうか。地方自治体の一番の仕事は、市民の暮らし、福祉、教育を守ること、そして市内の商店、いろいろな中小企業など、地域経済の活性化に十分な配慮、気配りを行うことではないでしょうか。6月から市民税が大幅な増税で、市役所の税務課へも間違いじゃないかというような問い合わせが270人もいたそうです。これは定率減税の廃止によるものです。国のひどい政治がやられている

今こそ、地方自治体の出番ではないでしょうか。今、国会を見ていると、国民の暮らしや児童生徒のことを考えていないのではないかなというようなことが次々起こっております。自民・公明の与党は強行に次ぐ強行採決で、何でも安倍首相の思いどおりになっていくようで、恐い気がします。

今、大臣18人中が15人が靖国派だそうです。靖国派というのは、さきの戦争が正しい戦争だったという考えの人たちです。戦争に正しい戦争などあり得るがありません。20日の議会でも、教育三法、イラク法案が強行採決されました。まだ残っている議案があるからといって延長もいたしました。自衛隊の中に国民監視隊ということも、昔の憲兵政治に返るのではないかという重大な事態も起こっておりますが、NHKがこれを取り上げません。調べてみると、NHKの会長も靖国派だそうです。メディアの世界がそのうち大本営発表的になっていくのではないかと私は恐れています。大本営発表というのは、戦争のとき、負けてても「勝った、勝った」という放送だったわけでございます。私はずっと平和にこだわって生きてきました。憲法9条が変えられ、どんな日本になるのか、不安がいっぱいです。

そこで、質問へ移ります。まず1番目、教育の右傾化について。

1年前の6月議会でも、国会で教育基本法を変えることがもめていたときでございます。1年たったら、教育基本法は改悪され、また憲法9条も変えるというような運動が国会内で自民、公明、民主まで加わって、その力が大きくなっております。教育基本法は、今までの教育基本法は一人一人の子供の人格の完成を目指す教育から、今度変わった教育基本法は国策に従う人間をつくる。教育を目指す根本が180度転換させられます。憲法を変えて、海外で戦争する国をつくる、そして国

に従う人間を育てようとしています。そして、教育再生3法案を見ると、教員を締めつけ、教育委員会も締めつけ、本当に窮屈な戦前のようなことを感じます。

それから、中学生に靖国派の日本会議がつくったアニメのDVD「誇り」というのがあちこちに配られ、それを見た中学生がさきの戦争は正しかったんだというような、初めて知ったというような感想を書いている現実が日本各地で起こっております。鹿児島県も、まだこのDVDはしていないようですが、こんなものが来て、子供たちの心を、中学生の心を変えてしまったら大変です。それから、学力テストも43年ぶりに復活しました。まだ恐ろしいことがあります。道徳教科が修身科という教科に変わって復活しました。私は小学校4年のとき終戦で、修身科というのがあって、優・了・可で評価されました。そのときに教育勅語、「朕惟フニ、我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムル」というのを言えた人は優をもらえました。そんなふうにして修身科というのがあったのです。それが復活します。本当に次から次へ教育が右へ右へという改定をし、恐ろしい気がします。これを教育長はどう考えられるのか。

その前では、まだ教育基本法が変わっていませんでした。そのときにも始良郡のある学校で、通知表に愛国心を評価するようになっていました。川辺町では、名句名文集というので教育勅語の言葉が入っていたので、大騒ぎになったニュースも出ていました。そういうことで、教育長の考えを問います。

次が紫外線・熱中症対策です。

これも今までに数回質問しています。なぜこんなことを何回も質問するかといいますと、今、子供たちの健康がSOSと。紫外線が物すごく強い。環境問題できのうも一般質問がありました。フロンガスが空気中に散らばって、オゾン層が破壊され、今、オーストラ

リア上空でオゾンホールがあって、オーストラリアの羊が失明している現実があるのです。これが子供だったら、どうでしょうか。紫外線が強ければ、まず白内障、免疫力低下、皮膚がん、そういうことが起こってくるのです。急に起こらない。じわりじわりと、真綿で首を絞めるようにやってくるわけです。人間は、生まれてから18歳ごろまでに浴びた紫外線の量が多ければ多いほど、発症率が高いのであります。

それで、紫外線除去テントのことを言いましたら、1年前、教育長は、「各学校にテントができております、ご安心してください」というようなことを言いました。これは、私もだまされたくないの、見学者用のただ普通の布のテントでございます。私はこんなものは要りません。紫外線をカットする日よけのことです。鹿児島市は、私は鹿児島市の市の教育委員会に質問しました。17年、18年、19年、3年かけて小学校78、中学校39、高校3校、今、プールサイドの紫外線よけをしてきて、あと玉竜高校が残っているぐらいだと、ほとんど終わりましたと。どういふのかといいますとね、テント生地に紫外線が100%カットできるコーティングをして、それを4本の脚に張りつけてプールサイドに、大体こちら側とこちら側2カ所に張ってあります。一番近いところで私が見たのは、松元町の東昌小、郡山町の郡山小、武岡小に行ってみました。そういうのが張られております。そして、台風などが吹いたら、そのテントは取り外しができるようになっているのだそうです。

だから、日置市もそれに学んで、子供たちが健康を害しないように紫外線カットのテントが欲しいんです。ただ見学用の陰のテントではありません。予算がないからと言われるかもしれませんが、私は取りつけるまで、議員である以上、食い下がっていきます

が、扇風機も食い下がって、今度は中学校につけるようになりました。来年が小学校です。その次の年でもいいんですが、予算をこんなことに使ってほしい。

次、水のことですね、熱中症対策で、水を子供たちが水道から飲んでおりますが、アトピー性皮膚炎などを持った子供は、水道水はカルキが強いので体によくはないということで、家庭では、松岡大臣が「何とか還元水」と言いましたが、いろんな還元水があって、カルキを除去した水道水を飲んでいる家庭も大分多くなっていると思います。それで、そんな安全な水を飲むように家から水筒でも持っていくような方法をとれないものかと質問いたします。

次、3点目、災害対策です。

ここ数年、異常気象が続き、1時間の雨量が100ミリを超えるような異常豪雨が発生し、人家や道路、農地などが洪水に流され、人命も失われています。その原因として、地球温暖化の影響があらわれていると政府は述べています。全国どこでも起こり得ると考え、それに備えることが必要です。高齢者があちこちで被害を受ける割合がふえています。一人では避難が困難な高齢者にあらかじめ手助けできる対策を講じるなど、きめ細かな対策も必要です。それで、この間の市報に避難所がいっぱい載っていましたが、そこまで行くのに大変だから、もう避難しないという人もいるかもしれません。

それで、避難した先には備蓄があるのかですね。バスタオルぐらいあるのか、水ぐらいあるのか。飲み物も食べ物もバスタオルも持ってきてくださいと、この間も何か防災無線で、去年でしたか、言ってましたが、あんなのを持っていくようだったら、もううちにいるわというような人が出てきますので、避難所には最低備蓄を考えてほしい。それと、一番最近開かれた防災会議の中身について報告

を求めます。

次、4番目、市民歌制定について。

合併して2年が過ぎました。1年過ぎたとき、市民花——花ですね、と木は、梅とクロマツに決まりました。そろそろ市民歌、これは歌、考える時期ではないでしょうか。そのスケジュールでもわかっていたら、お答え願います。

これで1問目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

災害対策についてというご質問でございます。

台風、大雨等あらかじめ規模や進路が予測され、自主避難や避難への対応が可能な場合は、基本的に避難者が各自でそれなりの備えをした上で、避難所への避難対応をしていただくことになっております。大規模の災害等におきましては、それぞれまたいろんなことは市の方でやりますけど、今の中に、自主避難という中におきましては、そのような備えをしてないということで、今それぞれの避難所の方には何も備えはしてないというのが現状でございます。

防災会議につきましては、5月22日に実施をいたしました。県の職員を含め日置警察署、日置市の消防団、また議会、九州電力、NTT、社会福祉協議会、また、それぞれの関係団体あわせまして実施いたしました。内容といたしましては、18年度の防災訓練の実施状況や、昨年の災害状況の概要、経過について説明し、特に梅雨時期、台風シーズンに向けまして、日置市におきます危険箇所の現場を確認をいたしております。そのとき4カ所でございます、日吉町2カ所、吹上町2カ所ということで実施をさせていただいております。

市民歌の制定でございますけど、この市民歌については、日置市の節目の年といえます

か、基本的には5周年というふうに考えております。この市民歌の制定につきましては、歌詞とか、曲とか、また公募したり、いろいろありますので、もう来年ぐらいからかなければならないのかなと、もうすぐ5年の節目にご披露していきたいと思っておりますので、その前に1年から1年半以上はかかるというふうに認識しておりますので、また、そのときにおきまして、予算とかいろんなもの等につきましては、予算計上もして、実施の方向でやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

1番目の教育の右翼化について、幾つかご質問がありますので、お答えしたいと思います。

まず、3法案についてですけれども、教育改革に関する3法案の一つであります学校教育法の一部を改正する法律に関しましては、義務教育の目標を定めて、各学校種の目的、目標を見直すとともに、学校の組織的運営体制の確立のため「副校長」等の新しい職を設置するというものであり、今後の体制整備に期待するものです。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律につきましては、教育委員会の責任体制の明確化や、体制の充実、教育における地方分権の推進、国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政についてであり、その充実は必要なことだと考えます。

3つ目の教職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律では、教員免許状に更新制度を導入するとともに、指導が不適切な教諭等に対する人事管理に関する規定を整備するものであり、このことにより教職員の資質の維持、向上が図れることを願うもので

あります。

次に、日本青年会議所作成の「誇り」と題するDVDアニメについてですが、実物がなくて、視聴もしておりませんので、何とも言えません。ただ、粗筋を見るからには、個人的な考えですけれども、当時の日本人の、あるいは日本国の考え方のみを取り上げているようで、人によっては、一方向からの見方、考え方であると指摘されるおそれがあると思われれます。

全国学力テストについては、国として果たすべき義務教育の機会均等や、一定以上の教育水準の確保のための実態把握をする必要があると考えます。

徳育を教科化し、現在の道德の時間よりも指導内容、教材を充実させることを提言していますが、これは徳育を大切にすることは大変重要なことであると考えております。

2問目の紫外線・熱中症対策についてですが、プールサイドの日よけについて、市内26校の現状は、常設の日よけの施設が16校、組み立て式のテントを設置して対応しているところが9校、建物の軒先や木陰を利用している学校が1校であり、それぞれ日よけを利用しながら学習をしております。

3番目の安全な水、水筒持参を許してはどうかということですが、学校の飲料水につきましては、学校薬剤師が水道水を採取し、検査を毎年しており、安全性を確認しているところです。また、毎朝、養護教諭等が水道水の残留塩素を測定し、万全を期しております。検査を経ているということから、水道水の飲料を基本といたしますが、水筒持参については、水分補給のためという原点を踏まえ、中に入れるものを制限するとか、あるいは期間を限定するなどして、学校ごとに対応をいたしております。

○18番（坂口ルリ子さん）

質問の順序と回答の順序が……、ああ、い

つも市長から答えるようになっているのかと今自覚しましたので、次から一般質問するときは市長に対してから書かにかいのかのなと思うわけですが。

災害対策について。まあ悲しいですね。自主避難。自主避難の反対は、強制避難なんですか、命令避難なんですか。この間も薩摩川内で避難したとき、避難してくださいと言った地区の人たち、その人たちにはおにぎりや何やらあったけど、自主避難した人たちは「あんたたちは自主避難だから、食事ははない」って、こんな差別があったそうです。これは事実ですね。調べてみてください。そんなふうにして、同じ市民が避難したのを、「差別がようできたもんじゃね」と川内の人から聞きました。だから、自主避難してくる人には何も備蓄もないと。強制、そんな避難の人には備蓄が今から考えられるのか。

前も、こんなことを言うたら、そのときは市長じゃなくて町長でしたが、町長は同じ町長が「食べ物は食堂か何かに頼みます。寝具は布団屋に頼みます。それでもだめなときは、日赤に応援を求めます」と、こんな回答を私は覚えているんですよ。だけど、今度の質問は、水害とか、そんなのですが、地震も考えられるわけですよ。だから、他力本願じゃなくて、自分のまちの住民ぐらいしっかり守りたい、お年寄りが自主避難した場合も守りたいという気はないのか。今からでも、タオルケットとか何かそんなのは、どこか安売りとか何かで備蓄する気はないのかですね。私は、そのときに傍聴にいらしていた前田さんって、山梨県の人でした。皆田工業団地に入った人の奥さんでした。傍聴に来て、「傍聴席から」でも書いてもらったんですが、「まあ、びっくりした。日置市の備蓄はビニールシートが何枚と。たったそれで何が住民を守れるの。うちなんか山梨のそこの地区は、もう公民館に、あけたら、タオルケット

やら、布団やら、水やら、何やらあるよ」って、そんなことをおっしゃったんです。そんなのを平成9年か10年の議会だよりの裏に「傍聴席から」、前田節子さんっていう人で、書いていらっしゃいますので、それを見てほしいと思うんですが。

本当に冷たい市政です、これではね。備蓄ゼロと平気で言える市長の神経を私は疑います。もう少し前向きに、避難所をちゃんと決めたんだったら、お年寄りなんか来たときに、自家用車があるところは何か積んで来れますけれどもね、その人たちはどうして避難してくるのかわかりませんが、人のものに乗せられてきた場合、布団やら何やらは持って来れないじゃないですか。だから、ぜひ前向きにこの備蓄のことを考えてほしいと思いますが、もう1回、回答を求めます。

○市長（宮路高光君）

避難する中におきましては、自主避難と、今おっしゃいましたように避難勧告をする、この2つであるということで、避難勧告を行政の方がした場合については、いろんなそういう食糧、水、そういうものは与えている。ほかの市町村もやはり同じような、さっきも薩摩川内市の方を回られたということですけど、これはもう県下それぞれこのような対応の中でやっているというふうに思っております。

今後、避難勧告をする中におきまして、今、日置市におきます防災計画を策定しております。その中におきまして、避難所の備蓄ということにつきましても、計画の中に入れていくところがございますので、それぞれに水、非常用の電源とか、常備薬、毛布、いろいろそういう物資というのがございますので、今、防災計画をつくっておるところでございますので、そこあたりに明記をしていかなければならないというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

ああ、県下で統一されているんですね。勧告した人には食べ物やら何かが与えられ、自主避難した人には何も無い。これはもうみんなに言うちょかんと、「自主避難したらだめよ。あんたたちは何もなかよ、行ったちね。避難所に行ったち、何も無いよ」って。後で気づくわけです。知らないで行って、「ええ、あの人たちにはあるばってん、僕たちには無い」って、そんな差別ができる自体がおかしいんですが、薩摩川内もそうだから、日置も勧告した人には食べ物やら考える、そんなねえ人権無視があるものかと思うんですが。

食べ物も、かたパン、かたパンっち知らないでしょう。かたパンって、缶詰になって、かたいビスケットみたいなものがあるんですよ。かたパンとか、今はもうカップヌードル、いろんなものがあるわけです。それは賞味期限がありますからね、大変でしょうけれども、少しぐらいは、1食、2食ぐらいは全部そんなのが避難所にあってもいいんじゃないかと思うんですが、勧告した人だけにそんなことができるのか。それを差別と思いませんか。そこを質問します。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、災害の種類といいますか、程度といいますか、こういうもので私どもはそれぞれ自主避難をすることで皆様方に呼びかけをしておるということでございます。梅雨を含めた中におきまして、台風でも避難勧告、それはその場所も含めたり、全域するかもしれません。その地域地域で違うところもあるというふうに考えておりますので、やはり台風にしても、いろんな豪雨にいたしましても、その程度がありますので、その程度を十分見きわめた中で、避難勧告を出すか、出さないかということをお判断をしておりますので、差別と言われても、その前提がありますので、その前提をやはり大事にしていかなきゃならないというふうに

思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

12時には終わりたいと思いますので。

市長がおっしゃることは、何の前提か、県の条例なのか、「前提がありますので」とおっしゃいますが、そんな前提なんか無視してでも、平等に避難してきた人に対処してほしいと要望します。

次、このごろ開かれた防災会議のこと。大きな災害やら何やらがないから、18年度の訓練の反省とか、どこか危ないところを見に行ったとか、その程度の中身で、その防災会議の人数は、人数がわかってたら、それと、男女の人数がわかってたら、知らせてほしいんですが。本当に災害になったとき、真剣に防災会議が話されて、今から先、計画の中に備蓄のことも考えていくと言われましたけれども、そこで話し合えるのかなと思います。その防災会議のメンバー、メンバーはちょっと消防長とかいろいろ聞きましたが、人数のトータルと男女ですね、男ばかりなのか、女性もいるのか、そこ辺を質問します。

○総務課長（小園義徳君）

防災会議の条例委員がごさいます。条例に明記してごさいますけれども、それぞれ指定の行政機関の職員のうちから市長が委嘱する人とか、市の消防団長とか、方面団長とかいう部分で区分けがしてごさいますけれども、トータルで32名と、（発言する者あり）32名の委員ということになります。男女の区分ということでごさいますけれども、この中には女性は入っておりません。

以上でごさいます。

○18番（坂口ルリ子さん）

女性がゼロちゅうことは悲しいですが、やはりね、いろんな会議、男女共同参画社会という時代ですので、女性も入れてほしいと思うわけです。

それで、本当に災害は起こらないことを望

んでいますけれども、今の異常気象、地球温暖化で、何が起こるかわからない世の中ですので、やはり最大の住民を守る立場が自治体の役目ですので、命と暮らし、いろんなを守るのがですね。その原点をしっかりと踏まえて、この防災会議なんかもしてほしいと思うわけですが。

もう一つ、この防災対策について質問は、このごろ新しいマンションやら何やらできて、防災無線がない家があるんですね。私の猪鹿倉は特に入れかわりもすごいし、館長さんが猪鹿倉だけの放送をされても、「聞いちよらんしが多かよ」って、「防災無線がなか」っていう人がいるんですね。だから、避難所にもそれが届きませんが、市全体として、防災無線の現状、それから防災無線が屋外に、外にある場合と、団地なんか大きなところは屋外のあれが聞こえます、家の中にあるのとあるわけですが、そこ辺の実情がわかってたら、お知らせください。

○総務課長（小園義徳君）

それぞれ防災行政無線の整備はなされてきているところなんですけれども、当初の整備の状況の中では戸別受信機、それぞれ100%を見込んでの整備をされていたと思っております。ただ、整備の仕方が、東市来だけが防災行政無線の戸別受信機を有線に変えて、防災の体制の整備を図っているという状況がごさいます。それで、戸別受信機のそれぞれの配置につきましては、転入・転出等で貸与した部分が回収できたもの、それから貸し家等に置いていかれたもの、回収ができなかったもの等が考えられまして、今現在それが整備率がどの程度かということにつきましては、正確な数字はお答えできませんけれども、90%以上の整備率はあるだろうというふうに認識いたしております。（「屋外と内線」と呼ぶ者あり）

それから、屋外拡声子局といいまして、屋

外のマストでございます。それにつきましては、市全体で108ということで、地域別には伊集院が21、東市来43、日吉23、吹上21ということで、トータルで108ということでございます。

以上でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

了解。

防災対策、毎年6月議会では、私じゃなくても、いろんな人が問題として出てくるわけですので、市民の命を守るという原点で、当局はしっかり備蓄とか防災会議で計画してほしいと希望して、ここは終わります。

次は市民歌です。5年をめでに発表と。今年2年ですので、あと3年したら、でき上がって発表ということは、来年ごろから歌詞とか曲とかを募集してつくられて、5周年記念のころに発表ですね。こんな質問を受けますのでね、議会だよりに書けば、市民も、ああ、何年ごろできるのかと思いますのでね。やはり県下にはたくさん市の市が今度生まれたわけですから、やはりほかの市におくれをとらない程度には制定してほしいと希望して、ここも終わります。

次、教育長に。まあ私の想像したとおりの答弁ですが、それでなきや教育長になれません。教育長は本当に子供の側について、住民の側について、10年で免許証を切りかえること、それから愛国心やいろいろなこと、3法案のことを肯定したら、首が飛ぶと思いますね。だから、県の言うとおりの、お国が言うとおりの教育長が座っているものと私は思っていますので、一つだけDVDのことは、ああ、教育長が自分の考えを言ってくださって、うれしかったですよ。本当にこんなDVDが現場に来たら、まず教師やら議員の教育文化にも教えてくださって、一緒に見てから批判しないといけないんじゃないかと。

本当にここ一、二年、こんなにも教育がお

かしい方向に行くものかと。私は39年教員をしてきました。教え子を戦場に送らないというスローガンのもとに頑張ってきました。いろんなのを闘ってきました、勤務評定から何からですね、君が代、日の丸から何から。何でこんなに組合は闘わにやすまんのっち言いよったら、戦争への一里塚じゃったっど、ここで一つ一つおかしいことをつぶしていかないと、戦争への一里塚だと。ああ、先輩の先生が言うたとおりになっていくな。もうこのごろは日教組もどこ行ったか。私が甕島に行ったら、「おはんは日教組じゃっどが」ちゅうて、にらまれました。「ここで憲法9条を言うな」と言われました。長浜という小学校です。だからね、そんなふうに言われても、私は言い続けてきましたけれども。自衛隊のあるまちですのでね、考えられることなんです。こんなにも教育がおかしい方向に行くのか。教え子がまたね、アメリカ兵と一緒に戦うような方向になったら、私は何のために一生懸命やってきたのかと、むなしくなりますね。

だけど、教育長さんは、教育長は、いろんなのを教員の資質向上とかね、貴重なものとか、いろんな国が決めたことを賛成の立場で言われました。本当に10年ごとに教員免許証を見直して、それが教員が萎縮しないかと。やっぱり上向きの教員になっていくわけですよ。上の方を見て、子供の方は二の次ですよ。上にごますって、いい教員と思われないために、私はもうやめて11年になりますけれども、今の先生たちはもう本当に窮屈だと。成果主義とか、目標を立てて、夏休み前に面接をして、校長と、「あなたは4月に立てた目標がどれぐらい達成されていますか」って校長と面談。そしたら、「あなたはどれぐらい、ABCのどれぐらいだと思いますか」って校長から言われたから、「私はBぐらいでしょうね」って言ったら、「いや、僕から見た

らCだ」と、こんなふうにする校長などがあって、先生たちもね、この成果主義は本当現場を窮屈にし、「……………」って私たちは、……………という魚は上しか目がない、……………になって、下を見ないと。だから、いろんなことが起こる。

教育は本当に大事なことで、教師が上向きにならないように、子供の側を向いて、私も恐らくまだ教員をしていたら、10年ごとのそれでリストアップされて、本当にね、免職まではいなくても、何か別な場所へ追いやられたかもしれません。私はいつも弱い者の立場で、いつも子供たちと楽しくやってきましたわけですが、ここにも教え子がありますが、そういう教師でした。

教育がおかしいということを教育長がもう少しですね、現場の締めつけやらをしないようにしてほしい。それから、愛国心を評価するようなことにならないように、修身の復活がならないようにですね、そういうことで、教育長、今の考えは全然変わりませんか。国の言うとおり、もっともだと、今の3法案なども思われますか。そこをお尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

今、法律が改正されたところですけども、この法律の趣旨が正しく生かされるように運用していくのが大事だろうと思います。それを曲解するようなやり方でやるとは、先生がおっしゃったような——坂口議員がおっしゃられたようなふうになっていきますので、正しい趣旨のもとにこれが実践ができるように努力していきたいと思っています。

○18番（坂口ルリ子さん）

まあ、いい答弁をもらえたわけですが、やはり私たちは日置市児童生徒、大体約3,000人の大事な子供たちを守っていくという立場を忘れてはいけないんじゃないかと思うんですね。だから、私も11年目、11年目に議員になっているわけですが、い

つも子供の立場で教育問題を取り上げてきました。割と成果も上がっております。このごろは財政が厳しいということだけで、残念ですが、子供のために、お金を使う方向を変えれば、金は出てくるということもありますので、考えてほしい。

それから、もう時間がないので、紫外線のことに行きますが、やっぱり先生はテントが何校、組み立て式が9校って、これは紫外線カットじゃないんですよ。ただ日陰ですがね、先生。やっぱり鹿児島市教育委員会に行ってみて、紫外線カットの、これ眼鏡にもありますUVカットちゅうんですか、それをコーティングしたのを張って、その下で水泳が始まる前に指導をし、で、また泳いだら、またその陰に入って、1校が24万円ぐらいかかるそうです、24万円。私が日置市の学校数掛ける24万円計算したら、600万円ぐらいですね。扇風機より安くつくわけですよ。だから、ことしは無理でも、そのうちに。そうでないと、日置市の子供が大人になるころ、白内障が多い、免疫力低下、それから皮膚がん、そんなふうになっていくおそれがあるわけですから。昔と違って紫外線が強いんですよ、このごろ。特にプールサイドはじりじり裸でしょう、だから焼きつくようなあれなんですよ。だから、そこを予算を見ながら、子供を守るために紫外線カットの日よけですからね。ただ見学用の布のテントはだめですよ。そういうことです。鹿児島市に聞いたり勉強して、そういう気はないのか、質問します。

○教育長（田代宗夫君）

私も鹿児島市におりましたので、そのテントと一緒に子供たちの水泳を見たりしてきましたけれども。私も確かに紫外線カットをするコーティングがされているかどうか、このところは勉強不足ですので、これは勉強させてください。

ただ、私が必要と思っておりますのは、直接太陽の直射日光を子供の裸の体に当たるか、当たらないか、それをまずカットすることが大事だと考えておりましたので、テントを張って、直射日光を避けて、陰で話を聞いたり、休憩したりすることで、まあ十分ではないかと、これまで思っておりますし、それで大丈夫じゃないかなと思っておりますが、先生がおっしゃるように、紫外線カットをしたのでなければ、今度はもう運動会のテントもすべてそのコーティングをしないと、紫外線を遮ることができないということになるんじゃないかなと思って、ちょっと心配をしているところですが、その部分はまた勉強させてください。

○18番（坂口ルリ子さん）

先生がまだいらっしゃるころは、鹿児島市は17、18、19年度ですだからね、紫外線カットのそれをやったのはね、だから、そうではなかったかもしれませんが、財政が苦しいからちゅうてね、運動会のテントって、ここで持ち上げないでもいいじゃないですか。運動会のテントにもそういう何かコーティングせんにゃ済まんかっち、そういうふうになっていくというような心配をされますが、プールサイドの照り返しちゅうのはすごいじゃないですか。私も経験してますけれども、本当に暑い。もう足の裏なんか、飛んで歩かんと、足が熱いんですよね。そんなプールサイドですので、やはりお金がない、お金がないでなくて、やはりそういうことを今から勉強するとおっしゃいましたので、前向きに考えてほしいと思います。さすが田代教育長だったと、あの時代にテントができたと言われるように、扇風機もできたちゅうのがあれに残るわけですからね。

それから、水筒のこと。もう時間ですが。水筒も、これは教育委員会がどうこう言うわけじゃなくて、各学校で考えていけばいいん

ですね。そこを、学校が、どこの学校は水筒を持っていけてよち、アトピーやらある人は自分のうちの水を持ってこいって言われて、ある学校がした場合、教育長が「おはんの学校は何か」っち、学校に何か文句を言うようなことはないでしょうか。学校自体に任せてもらえるんでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

学校は直接には校長が管理しておりますので、ほとんどのことは、私、学校に、学校の校長に任せております。ただ、重要な案件とか、特別なものについては、指示をしたりしますが、18番議員がおっしゃったように、水筒の安全な水、水筒持参についての基本的な部分については指導いたしますけれども、あとは学校がそれぞれ置かれた通学の距離とか、部活の問題とか、いろんな立場がありますので、その中で判断していくことだと思います。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい、終わります。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂口ルリ子さんから、先ほどの一般質問の発言について取り消したいとの申し出がありました。これを許可します。

○18番（坂口ルリ子さん）

さっきの私の一般質問の中に不適切な発言がありましたので、議事録から取り消しをしようようお願いをいたします。具体的に言わなくてもいいでしょう。

○議長（畠中實弘君）

ただいま坂口ルリ子さんから、先ほどの一

般質問の発言について取り消したいとの申し出がありました。——不適切な部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、坂口ルリ子さん……（発言する者あり）

○23番（地頭所貞視君）

不適切な部分の取り消しということですが、何がどうあってそれを許可するのか、その不適切な発言の内容をここで言わない以上、何が不適切であったのか、全体にあったのか、その許可に対して賛否を……

○議長（畠中寛弘君）

坂口ルリ子さん、説明をお願いします。

○18番（坂口ルリ子さん）

言わなくちゃいけませんか。言った方がいいの。……何とかっていうところです。

○議長（畠中寛弘君）

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、坂口ルリ子さんからの不適切な発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

次に、4番、門松慶一君の質問を許可します。

〔4番門松慶一君登壇〕

○4番（門松慶一君）

私は、さきに通告してありました2つの項目について質問いたします。

まず初めに、伊集院駅周辺のこれからの整備と開発構想についてであります。

3月議会での26番議員の質問並びにその前に1番議員も関連質問をしていると思いますが、再度、総合的な面から質問させていた

だきます。

伊集院駅周辺の整備開発については、前々から叫ばれている大きな問題であります。朝夕の混雑、特に雨の日の朝7時ごろはパニック状態で、自家用車の車の乗り入れの多さで、路線バス等が構内に入れないのが実情です。小さな事故も多く、特に妙円寺団地の住人、伊集院高校の生徒は、駅広場の整備と裏口の開発を大いに期待しているところであります。平成14年からの乗降客を調べましたが、1日平均約5,000人、年間約180万人です。平成15年3月、新幹線が開通して特急がとまらなくなると、乗降客が減ったと聞いておりましたが、横ばい状態ということがあります。その理由としては、城西高校の生徒増と、通勤客が節約のためマイカーから電車に移行したことが原因だそうであります。5年前までは鹿児島県で、いや、南九州で2位、鹿児島中央駅に次ぐ乗降客であったということですが、現在は中央駅、谷山駅、坂之上駅に次いで4番目だそうであります。

3年前、駅西の駐車場の土地の検討委員会が行われました。私も委員の一人でありましたが、駅西の土地の整備、駅周辺の開発推進に活発な意見が出ず、当面このままにしておくというのが多数でありました。現在、他地域では上伊集院駅の開発、串木野駅の駅舎の改築、国分駅の自由通路及び駅舎の改築と、どんどん先に進んでいます。先日の新聞で神村学園駅の構想も出されました。また、これから谷山駅、鹿児島駅の再開発、広木駅の新駅構想も聞いております。伊集院駅は、日置市の玄関口、ベッドタウンとして都市機能を高めるためにも、再開発が必要と考えます。

そこで、お聞きいたします。まず第1に、伊集院駅の朝夕の混雑は現在も変わっていない状態ですが、これからの解消案はあるのか。次に、橋上駅の構想があると聞いて

いるが、これまでの進捗状況はどうなっているのか。3番目に、これからの日置市の玄関口、伊集院駅としてとらえる中で、市長として駅周辺の総合的な新たな構想はあるのか、お聞きいたします。

次に、2008年10月、ねんりんピックの開催、また1月からNHK大河ドラマの「篤姫」の放映が始まります。

ねんりんピックの愛称で親しまれている全国健康福祉祭は、60歳以上の高齢者を中心としてあらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができる総合的な祭典のことで、ねんりんピックは、厚生省創立50周年を記念して、昭和63年の第1回兵庫大会以来、毎年開催され、来年、鹿児島大会は21回目です。健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持、増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的としているところとなっています。卓球、テニスなどスポーツ交流大会が10種目、グラウンドゴルフ、ウォークラリーなど、ふれあいスポーツ交流大会が11種目、囲碁、将棋など、文化交流大会が4種目、計25種目であります。日置市ではソフトボールが東市来地域で、参加数約1,000人、ウォークラリーが伊集院地域で開催され、約500人が参加します。県外から1万人、延べ参加予定人数は観客を含めて50万人、経済効果は約80億円と見ているそうであります。県を挙げての一大イベントであります。

また、NHK大河ドラマ「篤姫」の放映が平成20年1月より始まります。このことに県は2つの推進事業をかけておりまして、一つは、観光かごしま大キャンペーン推進事業として8,500万円、篤姫にちなんだキャンペーンや九州新幹線全線開業に向けた集中宣伝など、民間と行政が一体となった誘客宣

伝等の取り組みの推進事業。2つ目は、魅力ある観光地づくり事業として1億2,000万円、篤姫ゆかりの地の整備や九州新幹線全線開業に向けたまち並み整備や沿道修景、案内標識の整備事業を企画しています。

県は、観光関連の過去最高の20億円、鹿児島市も8億円の予算を計上しています。日置市は、鹿児島市内から30分の近隣地、この地の利を生かさなければいけないのではないかと、また余り予算をかけずに観光誘致をすることが我々の課題であると考えます。大河ドラマというものは一過性のものが多いわけで、あくまでも篤姫は通過点であるべきと考えますが、ただ、何も無いところに大きなチャンスが生まれたと考えるべきでもあります。日置市の特産品、観光地で、食といやしを提供し、このことがその後のリピーターにつながればと大いに期待するところです。

そこで、質問いたします。まず第1に、2008年、スポーツ・観光の新たなスタートの年であると考えます。市としてどのような対応を考えているのか、お聞きします。次に、旅行会社の組織するエージェンツとの連携は考えていないのか、また、その中でプロジェクトを組織する考えはないのか、お聞きします。第3に、スポーツ・観光のPRの中で、4地域の運動施設、宿泊施設を統一する窓口になる課を一つにできないのか、お聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の駅周辺のこれからの整備と開発についてということで、その中におきまして、伊集院駅の朝夕の混雑の解消策というご質問でございます。

駅周辺につきましては、以前、都市計画事業の中で第1段の整備は終わっておるというふうにご認識をしております。そのような状況

下の中におきましても、今ご指摘ございましたとおり、朝夕の混雑というのは大変なものであるというふうに認識しております。特に、この解消につきましては、今、だいわの横にあります公園との接続と申しますか、やはり表と裏の接続をどうしていけばいいのか、こういうものを整備をすることによって、車の数的なものが減ってくるんじゃないかなということを考えておるところでございます。このことにつきましても、やはり新しい補助事業等を入れていかなければならないというふうに考えて、今からそれぞれの機関との交渉をしていかなければならないかなというふうに考えております。

2番目の橋上駅の構想でございますけど、このことにつきましては、鹿児島県の支社の方に、私の方も市として橋上駅を考えてくれないうことで陳情も何回かした経緯もございます。そのような中におきまして、基本的に、今、JRの方におきましても大変財政的に厳しいという状況の中にあるということでございます。市の方でつくれば、そのことは可能かもしれませんが、橋上駅をつくっていくということにおきまして、JRの方が大変、今の状況は難色を示しているというのが実情でございます。

3番目のことでございますけど、今後におきましても、やはり新幹線の全線開通を含めまして5,000人ぐらいの利用客がおります。基本的に、さっきも申し上げましたとおり、朝夕の混雑、また今後の伊集院駅周辺の整備ということにおきまして、やはり表と裏の整備と申しますか、特に裏のと申しますか、だいわの横の周辺部におきます整備というのをしていくことが大事なことであるのかなというふうに思っております。

2番目のねんりんピックの開催、また「篤姫」の上映におきます、スポーツ・観光のPRについてというご質問でございますけど、

平成20年のNHK大河ドラマの放映は観光振興に大いに寄与するものと期待しております。この大河ドラマの放映効果を最大限に生かし、市の観光振興につなげていくため何をすべきか、また観光客を迎えるおもてなしとしてどのような取り組みが必要であるかということについて今後検討していかなければならないというふうに思っております。市内には、古くからいろいろと史跡や文化財が数多く残っております。特に、今回の篤姫につきましては、小松帯刀が眠っております園林寺跡地を含めた整備というのが大事なことじゃないかなというふうに考えておまして、今回の補正におきましても計上しております。県の事業等も含めながら十分整備をしながら、特に看板等の設置等を含めて実施をしていきたいというふうに考えております。

特に、エージェントとの連携ということでございますけど、今のところエージェントと連携はしていないわけでございますけど、特に県の観光連盟や、観光かごしま大キャンペーン推進協議会とか、また、ことし本市が加わりました鹿児島県教育旅行受入対策協議会、こういう県におきます観光関係におきます団体と十分な連携を深めながら、一緒にエージェントと話を進めていき、また日置市にたくさんの観光客が来るような形の中で考えていきたいというふうに思っております。

特に、3番目でございますけど、日置市におきましては4地域とも運動施設が大変充実しているというふうに思っております。特に、この合宿を含めた誘致を含めて、この運動施設を使っただき、また宿泊をしていただく、そうすることにおいて大変大きな一つの経済効果が出てくるのかなというふうに考えておりますので、今後とも関係機関の皆様方と連携をしながら誘致活動に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○4番（門松慶一君）

ただいま答弁をいただきました。順次質問していきます。

伊集院駅のあの周辺は、前々からこういう形で検討されているわけではありますが、先般、JR九州の社長が二度ほどこちらの方に伺っていると聞いております。その中でどのようなお話をされたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、市の基本的な計画書を作成して、それに基づきまして支社の方もどう対応するかということでございましたので、日置市として駅周辺を含めた中で今後の構想というのをきちっと練って、それを支社の方に持って行って、また検討していただく、そういう手順に今後なってくるのかなというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

JR九州の社長が来られて、二度ほどこの伊集院駅周辺を見られたということで私も聞いております。非常に、私が聞いた中では、前向きな姿勢で、これは開発をしなくてはならないということを社長もみずから考えていらっしゃって、また言うておられたような形で私は聞いております。特に、伊集院駅はもう40年ぐらいたっておるはずであります、駅舎がですね。そういう意味と、やはり先ほど言いましたように、安全の問題、それから駅裏の問題。前々からこの件に関しましては、北口をつくっていただきたいということで要請があったと思うんですが、JRの方からは、これは絶対北口はできないということで回答はもらっているところではありますが、橋上駅にすると、これは解決するということを知っております。私が聞いた中では、JRの社長は前向きな形でこの伊集院駅は開発しなくてはならんんじゃないかというふうに聞いておりますが、市長はどのような形で聞いており

ますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

直接私が、本人が話をしている中でありましたので、基本的に、さっき言いましたように、大変厳しい状況であるということはもう否めませんでした。それで、市としてどういう対応をしていくのか、このことが一番大きな課題であるというふうに思っております。特に、橋上駅になるのか、また駅の改築をするのか、また市として自由通路といいますか、そういうものを市として整備していくのか、いろいろと大きな課題がたくさん残っているわけがございますので、今後、十分私どももたたき台といいますか、青写真ですか、そういうものを作成しながら、また鹿児島支社の方と十分打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

先ほど言いましたように、ほかの地域では谷山駅とか、いろいろな形で推進しております。特に、谷山駅は最近非常に急ピッチで進めているということで聞いておりますが、非常に反対が多くて、ずっとなおざりにされてたということでありますが、やはり中央駅並びに国分駅等が変わりまして、相当に活性化したということであります。伊集院駅、私が聞きますには、平成23年の3月、これまで、要するに新幹線が全線開通するまでは、JRも非常にいい形で助成、応援はしてくれるということではありますが、その後は非常にやりにくくなるということを知っております。あと4年足らずであります、その中で企画推進していけば、どうにか間に合うんじゃないかということではありますが、先ほど言いましたように、伊集院駅、40年もたっております。こういういいチャンスの時期に、ひとつ考えなければならない状況に来ているんじゃないかと私は思いますが、市長、どのような形で考えておりますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの周辺駅の、特に私も国分の方を見させていただきました。それぞれの役割分担と申しますか、JRがすべきところ、また市がすべきところ、そういう分担をきちっとしていかなければならないのかなと思っております。JRとしても、バリアフリーですか、こういうものもやはり今それぞれの整備をしていかなきゃならない、そういう考え方は持っておるようでございますので、今後におきましても、市としてのこの青写真等をつくり、また議会の皆様方ともこのことについては十分協議をさせていただきながら、今後JRの方と詰めをさせていただきたいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

そのJRとの接点、話し合いを密に持っていただきたいと思うわけでありまして。というのも、もう時間がないと申しますか、できるだけやはりこの23年の3月に合やす形で行っていただければ、有利にことがいけるということでは思っております。

それから、駅長の方にお聞きしたところ、橋上駅並びに自由通路等ができれば、20%のアップがあると、乗降客、それは見ております。それと、妙円寺団地が入居状況、完売できるだろうということも言っておりました。実は、上伊集院駅が、松陽台が民間になりまして、民間の要するに形で行っております。あそこにエレベーターができました、上伊集院駅。そのことで、松陽台が非常に活発に今動いているというのを聞いております。駅一つがこんなに変わるのかというぐらい、やはり上伊集院は変わっているわけでありまして、そういう意味でも、今まで、先ほども言いましたけれども、駅西の検討委員会のときも非常に、何をしたいか、今、というのが非常に見えない部分での話し合いがあったと思うんですが、今どうにかJRの社長が前向きな

形であるということでありまして、何かこのことを早く進めていただきたいなど、そこをちょっと申しますが、その上伊集院駅の状況、また、ほかの駅の状況を見まして、伊集院駅の状況はもっと密に話をさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

これにはやはり財源の裏づけです。どこの駅を含めましても、それぞれの自治体がどれだけの財源の裏づけができてやっつけられるのか、これが一番大きな課題であると思っております。それぞれの投資をする中で、議会、また市民の皆様方にもどう理解をいただいてこの整備をしていくのか、限られた時間の中でございますけど、私どももやはり補助事業等いろんな形のものを持ってこなければ、こういう整備というのは大変難しいというふうに思っておりますので、各関係機関とも十分今後話を詰めさせていただき、JRとの打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

できるだけそういう方向で頑張っていたきたいと思っております。

それと、あと関連することでありまして、今、伊集院駅周辺、駐車場はたくさんあるわけでありまして、大体全部月決めであります。特に、交番の横の駐車場、非常にもったいない駐車場でありまして、一日置いている方々が大体おるわけでありまして、住民の皆さん方の要望が駅にも来ているということでありまして、ちょっとした方、1時間ぐらいとめる場所がないというわけです。そういう駐車場の問題、私はコイン式の駐車場でもいいんじゃないかと思うんですが、これは金がかかるというわけでもないんです。リース会社にリースを頼めば、その手数料をこちらの方でもらえばいいわけですから。交番の横の駐車場並びに駅西の駐車場、月決めですけど、あ

そこ10台でも20台でもコイン式にしても
らえば、そういう住民のちょっとした利用す
る方々が非常に使いやすいと思うわけであり
ますが、市長、どのようなお考えであります
でしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、駐車場の件
の中におきまして、私どもの方におきまして
も、長時間とめている人もおったり、イタチ
ごっこの中で張り紙をしたり、いろんな注意
等をやっておったのが今までの経過でござい
ます。今おっしゃいましたとおり、時間決め
の中におきます機械の設置、これとどう投資
的に合うのかどうか、そこあたりは十分検討
をしていかなければならないというふうに考
えております。

○4番（門松慶一君）

その件に関しましては、ちょっと調べてい
ただきたいと思います。機械を市が買わなく
ても、リース業者でリースをしていただいて、
手数料をもらう形でもいいわけですから、そ
こはちょっと調べていただきたいと、そう思
います。

それから、今、先ほど出ましたプラッセ横
のあの公園、芝の公園です。あれは非常に住
民の、市民の方々から言われます。財政が厳
しいのに、何であそこをほっておくのかと。
私がちょっと調べた中では、都市計画の中で
公園がないといけないということをつくって
いると聞きましたが、何か方法はございませ
んか。

○市長（宮路高光君）

あそこのところは、都市計画、区画整理に
おきまして、それぞれの住民の皆様方が土地
を減歩してできた土地でございまして、基本
的には交通広場という位置づけの中で今して
ございます。特に、封鎖した経緯ということ
におきましては、県の警察の方からの指摘を
受けまして、封鎖しなければ大変事故等が多

いという、そういう指摘もございました。今
後、さっきも申し上げましたとおり、交通広
場としての機能、これをどうしていけば、ど
ういう形の構想ですか。特に、今お話が
ございましたとおり、表と裏のところをどう
つないでいくのか、そういうときに一つの構
想をしながら整備をしていかなければなら
ないのかなというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

今、表玄関でありますあの広場が非常に混
雑しているわけです。私は、警察の方にも今
こういう状況で非常に困っていると、特に雨
の日は小さな事故、非常に駅長も困って
おりました。もう渋滞で、雨の朝の7時ごろは大
パニックだと、そういう状況も警察はちゃん
とわかっているはずですよ。そういうことを警
察の方にお伺いして、駅裏の、要するにプラ
ッセのあの横はどうか駐車場か、もしくは
何かできないかと。あそこの書店の弘文堂の
横にも広場があります。あれも交通何とかと
いう形になっていると思います。あそこは大
体できると思うんですが、そういう形の利用
方法もあるかと思っておりますので、どうかあ
そこのもったいない土地をですね、財政が裕福
だったらいいんですけど、厳しい中であの土
地はやはりもったいない。どうか検討して
いただきたいと思いますが、もう1回お願い
いたします。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、区画整理
事業の中におきまして、あれは最終的な整備
ではございません。この区画整理事業が最終
的に終わる中におきまして、あの整備をして
いかなければならないというふうに考えてお
ります。

○4番（門松慶一君）

この駅周辺の整備開発、これは当然、先ほ
ど出ましたように、予算がかかるものであり
ます。国の補助金とか、いろんな形でいろい

る検索して、それからやはりやっていかなきゃならないと思います。ただ、私が思うには、まち交、まちづくり交付金があったわけでありましたが、どうにかあれをですね、なぜあのとき使っていただけなかったのかと、これこそやはり市民が駅に関しては多数の方が賛成の方が多かったと思うんですが、その点に関して一言、まち交を使えなかったかという質問です。

○市長（宮路高光君）

基本的には区画整理事業の中でやっている事業でございましたので、重複という形がございますので、ある程度そういう構想が終わる中を含めなければ、関連づけた中で事業をあそこには導入できなかつたということで理解していただきたいと思っております。

○4番（門松慶一君）

駅周辺の整備開発、総合的な形でこれから、できれば23年3月までに何かそういう企画推進ができればと思っております。どうかそういう形でご努力していただければと思っております。

次にまいります。ねんりんピック、篤姫の件であります、ことしの10月にプレオリンピックの開催があると聞いております。準備ですね、来年のための。どういうふうにするのか、ちょっとお聞きします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、ことしの10月にプレといいますか、来年におきます予備的な実施に当たるのかなと思っております。2つございまして、ソフトボールとウォーキングということでございますけど、ソフトボールについては、県内の出場されるチーム、また、ほかにいろいろと、高校をするのか、何の大会をするのかわかりませんが、ねんりんピックをするチーム数と同じような形式の中で試合数をしていかなければならないのかなというふうに思っております。ウォーキングの方につきましても、同じ妙円寺参りの同時開催におきま

して、特に県内または市内の皆様方を対象に参加を呼びかけて実施をする予定で、詳細につきましては、実行委員会の中におきまして、企画委員会を含めた中で、今、構想を練っているところでございます。

○4番（門松慶一君）

このねんりんピック、これも四、五十年に1回しか回ってこない一つの行事であるかと思っておりますが、来年度、鹿児島県であるわけがあります。特に、60歳以上の方々が来られるということで、非常に余裕のある、また、こう言えばなんですが、蓄えのある方々がたくさん来られます。そういう方が来られて、この鹿児島県に経済効果が80億円ということですので、非常に期待するところではありますが、特に観光地、指宿、霧島等が非常に力を入れていると聞いております。先ほど言いましたように、日置市は鹿児島市から一番近い都市でございます。前々から言っておりますが、こういう形で何かしなくてはいけないと。

県の観光課、それから、ねんりんピックの事務局にも行ってまいりました。特に、観光課には課長補佐には日置市の出身の方もいらっしゃいまして、非常にバックアップをさせていただく形になるかと思っておりますが、その中で一番やっぱり声に出して言ってしまったのが、やはり日置市としての一つのオプションツアーといいますか、目玉商品をつくっていただきたいと。要するに、観光地で言えば、日本三大砂丘の吹上浜、それから薩摩焼、美山の薩摩焼、それから温泉、それ等をうまくつなげてほしいと。それから、食の、私が思いますには、やはり日置市はやっぱり食を売っていかなくてはならないんじゃないかと、いやしと食のやはり提供をすれば、こちらに来てくれるんじゃないかということですが、そういう意味でも、そういうツアー、要するにマップというものを早くつくって、県

の方に提出しなければならないんじゃないかと、そうしないと先に行かないということを書いておりましたが、前の質問でもそういう形の答弁を受けておりますが、今どのような形になっているのか、お聞きします。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

ねんりんピック、それと大河ドラマの関係、今現在動いている状態でございます。当然我々、日置を見ますと、温泉、それとまた吹上浜、それとまた鹿児島県の指定を受けている薩摩焼、そういう大きな資源がたくさん残っております。やはりこういった資源を生かしながら、霧島、鹿児島中央、それとまた指宿、こういうコースの中にひとつ日置を位置づけたいなちゅう考え方で今動いているところでございます。大河ドラマの関係につきましても、今言われましたとおり、魅力ある観光地づくり、これにつきましても、駐車場の整備、それと看板の整備、そういうことで県の観光課の方に提案をしているところでございます。

マップにつきましては、もう現在発注をしております。このマップにつきましても、小松帯刀を中心として、薩摩焼、それにまた日置の史跡を全部めぐる、そういったコースづくりですかね、そういうのを含めた形で、きのう、伊集院から吹上まで現場の写真撮り、そういうのを終わっております。7月の中旬までには完成すると思っております。

以上です。

○4番（門松慶一君）

非常に前向きに進んでいるかとは思いますが、私が思いますには、7年前に関ヶ原合戦四百年祭がございました。あのときは実行委員会、運営委員会がありまして、民間が中心になって、行政が助成という形をとりました。総額で6,000万円という予算の中で、非常にすばらしい、私はイベントができたと思っております。そういう中で、今回も、ねんりんピック、ましてやこの篤姫、非常にいいチャ

ンスであります。ここを逃すと次がないというぐらいに、非常に集まってきております。その中で、私は、この日置市の4地域代表の方々、民間の代表の方々が集まっていただきまして、実行委員会、運営委員会をつくっていきまして、そして行政と一緒にやっていく、そういうプロジェクトをつくっていただきたいと思うんですが、その点はどのような形で思っておりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に観光協会ですね、実行委員会もでございますけど、観光協会がこのことについては主体に私はなっていくというふうに認識しております。そういうことを含めて、今、観光協会の方が鋭意努力しながら4つの観光協会が一つになろうと、そういう話し合いをしておりますので、ここが一つにならなければ、それぞれの実行委員会も大事なんですけど、これが一つになって、この観光というのは今からはずっと続くことでございますので、早く観光協会が一つになって、それぞれの民間の力を入れながら、日置市を宣伝といいますか、そういうものをしていただければいいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

あくまで当然その観光協会が中心にならないと私も思っています。ただ、観光協会、本来ならば本年度4月に合併をする予定であったわけではありますが、今、非常におくれております。これを待っていると、間に合わないです。私は、観光協会が合併する前に、4地域の観光協会があるわけですから、その観光協会が中心になって民間プロジェクトをつくっていただきたい。それを先につくらないと、実は先ほどから言ってますエージェント、これは7年前もエージェントが動いていただきました。これは今JTB並びに近畿ツーリスト、どちらかと思いますが、が中心になって、要するにそのエージェントの代

表の会長という方がいらっしゃいます。その方に言えば、全部エージェントはそこがまとめてくれます。我々は一切しなくても、そこがやってくれるわけであります。広報とか、いろんなマップ関係も要するに支援してくれます。それを先にこちらがつかないと、私は、商工観光課がひとつやるのもいいかもしれませんが、非常に荷が重いです。やはり民間と一緒にやっていただきたい。そのためには、もろもろの作業が先送りになっていきますので、来年、もうあるわけですから、ことしどうにか煮詰めていただきたい、そういうプロジェクトを早くつくっていただきたいという形ではありますが、民間の観光協会はその気がありますので、要するにそういう実行委員会、運営委員会をつくっていいという形の動きがありますので、その点、つくる状況になったら、別に市長としては問題ないわけですね。

○市長（宮路高光君）

何も問題ございません。ぜひそういう民間レベルの中でそれぞれ実行委員会をつくっていただければ、スムーズに行くというふうに思っておりますので、私ども行政もその実行委員会等を後押ししていく、そういうスタイルが一番いいのかなというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

はい、ありがとうございます。

それで、私も、このねんりんピック、篤姫、篤姫の件であります、実は日吉の小松帯刀の墓に行つてまいりました。これは非常に大変だなと。あそこに墓がですね、10何台から30台ぐらまでの墓が20基ぐらあるんですね、塔といいますか。一番前のがけのところに、一番真ん中にあるのが小松帯刀の墓であります。前に一人がようやく入れるぐらいですかね。非常にこれは観光バスで来られた場合、非常にこれは大変だなと。墓参り、

要するに小松帯刀の墓を参るといふことで、どのような形でされるのかなと、ちょっと危惧しているところではありますが、どのような形を思っておりますか。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

小松帯刀の墓も、ご存じのとおり、前の方が非常に狭くて、当然あそこの工事につきましては、昔、砂防工事か何かでやった経緯があるそうです。あの下の方につきましては、一応保安林という考え方の指定をされておりました、なかなか難しい部分もございます。これにつきましては、ある議員からも話がありまして、いろいろ県の方にも話をしておりますけど、当然そういった部分で6カ月、7カ月、手続関係だけでもかかるというような関係でございます。

あとの駐車場関係につきましては、今回、一般会計の6月補正の今回の方にも駐車場の整備という部分で入れてございます。それと、トイレの問題、そういう部分も入れてございます。当然、県の魅力ある観光地づくりの中にも、トイレ、駐車場の整備、そういう部分で提案をしてございます。

以上です。

○4番（門松慶一君）

ということは、あの墓の前のところは何もされないという。私も、もししたら、相当、何ですか、危険が多いなと、ということではありますが、要するにあのままであるということですか。墓の前のがけのところはそのまま。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

一応市の方では直接は手を入れないという考え方でおります。ただ、県の方には一応話はしてございますけど、あと県の方がどういう動きをするかの問題だと思います。

以上です。

○4番（門松慶一君）

篤姫に関しましては、こういうパンフレットが県の方はできております。ねんりんピッ

クもこういう形で県の方からいろいろパンフができて、グッズ関係もたくさんもらってまいりましたが、この中に説明をされている方がお二人いらっしゃいまして、原口泉先生と、もう一人は三嶽、これは「のりこ」さんですよ、ね、「こうこ」さんですか、（「きみこ」と呼ぶ者あり）「きみこ」さんですね、済みません、三嶽公子さんが載っております。これは伊集院の方であります。問題はですね、県の方も言うておりました、観光客の方が来られたときに、やはり小松帯刀のところに来たときに、説明される方がいらっしゃるのか、やはりボランティアの方がどういう形でされるのか。この前、新聞には説明される方がいらっしゃいましたよね。三嶽さんはこの篤姫に関しては非常に、これ、文化人としての魅力という形で載っておりますが、こういう方々に要請をされるとか、そういう要するに、来年そういう観光客が来られたときに、この小松帯刀の墓並びにこの日置市全体の観光案内をするボランティアの方、もしくはその代表の方、そういうのを練っていらっしゃるのか、ちょっとお聞きします。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

ボランティアガイドの関係でございますけど、現在、組織的にボランティアガイドができてきているのは吹上地域の方に観光ボランティアという方がいらっしゃいます。それと、小松帯刀の関係で、先般もエージェントの紹介でバス4台、180名の方が墓の方に参りました。そのときも日吉地域の小松会という方が四、五名いらっしゃいまして、その中でいろんな説明をされて、そしてまたパンフレット等も配布しております。で、また今回つくるパンフレットにつきましても、NPOの東川って、今いろいろマスコミ関係でもいろいろ出ている方がいらっしゃいますけど、そういう方をお願いしてパンフレットを作成し、鹿児島大学の原口泉先生のコメントも入れる

ように今やっているところでございます。

以上です。

○4番（門松慶一君）

いい形でされていることで、まだもう一つお忘れの鳩野さんも小松帯刀は非常に詳しいですので、どうにか入れていただきたいと思いますが。

そういうことで、これからそういう説明される方が非常に重要になるという形で県の方も見ているみたいですね。こちらの準備はどうあるのか。特に、この前、170名のエージェントが来たのを私も聞いておりますが、非常にチャンスだったと思いますね。そういうときに何か売り込みをすればよかったかなと、後から思いました。

それから、スポーツ関係の件であります。ねりんピックがありまして、その後、やはりスポーツ関係でこちらの方に来るとするのは当然出てくるかと思えます。県の方ではこういう形で、鹿児島スポーツ学習ガイドという形で、特に日置市、伊集院町、これは東市来、それから日吉、吹上、全部載っております。きれいな写真つきで、こちらに来ていただけませんかという形の合宿のガイドであります。ここまで県の方はしてありますが、日置市としてどういう形で迎え入れるのか、合宿。

特に、先般、関東学院、砂丘荘であります。合宿が8年ぐらいあったのが、ことしは来なかったわけでありまして。沖縄に行ったわけでありまして。私ども、昨年8月ごろ、その情報をキャッチいたしまして、関東学院が来なくなると、野球部が来なくなると、大体500万円から700万円の損失があるってわかってましたから、砂丘荘のですね、どうにかしなきゃいけないということで、実は東京の方に政務調査に行ったときに、半日、それを取り消して、関東学院まで行ってまいりました。そして、学長までお会いできました。

監督まで会いたかったんですが、監督はちょうど練習試合がありまして、いなかったんですが、学長までお会いしましてお願いしました。本当に砂丘、要するに吹上はいいところで、合宿にはちょうどもう合ったところでありましてという形で、快い返事をいただいたわけでありまして、その後、急に来なくなったということが決まりました。

その件ですね、市長、どのようにお考えか。それからまた、一番その辺の経過について詳しい横山副市長も答弁していただければ助かりますが、よろしくお願いします。

○市長（宮路高光君）

この関東学院の経緯については、今ご指摘のとおり、そのとおりでございます。今後の問題につきましても、今までおつき合しておった中におきまして、私どもとしてはやはり来ていただくような努力を今後ともしていきたいというふうに考えております。基本的に野球場の整備ですね、やっぱりそういうハード的な面もやはりあるのかなと思ったりもしております、ここに来て、やはりまた財政的なものも出てくるのかなというふうに考えております。

特に、この誘致の問題でございますけど、特にプロとか、サッカーにしても、いろいろとこういういい方々が来れば、ある程度の市としての出費も覚悟していかなければならない。今後のこの誘致におきまして、今ある既存の中において来ていただける、そういう方々をやはりターゲットしていくべきことなのかと。それぞれいろいろと話をしていく中では、みんな、いろいろといいところにみんな逃げていくのが実情でございますので、そういう県のパンフレット等もつくっていただいておりますので、また、それぞれの施設の担当とも十分今後とも話をしながら、この合宿誘致には努めていきたいというふうに思っております。

○副市長（横山宏志君）

この関東学院大学の誘致の問題につきましては、今、市長からもお話があったようなこととございますが、ことしのキャンプをやめた一番の理由というのは、野球場の内野のグラウンドの状態が、雨になりますと、どうしても排水が悪いということで、キャンプに支障があるということが主な理由でございました。そういうことで、ことしは春のキャンプがなかったわけとございまして、沖縄の方でキャンプをされたというふうにお聞きをしております。

つい先日ですけれども、吹上の青松グラウンドゴルフ大会というのがおとといございまして、私、ちょっとそちらの方の大会に出たところだったんですけれども、ちょっと砂丘荘の職員等ともいろいろ話をしまして、ことしのその沖縄キャンプの状況というのが少しばかり状況報告が入っておりましたので、聞いたところでしたが、なかなか条件的には、沖縄のキャンプ場、ちょっと移動の距離が遠いとか、そういう問題もあられたというようなお話が伝わってきているというようなこととございました。総体的には、いろいろ宿舎の関係とか、そういうもの等については、もう今までの吹上が大変よかったというような話が伝わってきておりました。そういうことで、一番のそういう施設整備、そういうもの等も、大変厳しい予算の中ですけれども、そういうものができれば、また何年か後には来ていただけるということも可能ではないのかなという感触を私は持ちました。そういうことで、いろんな面等でそういうものが解決できるよう、今後また努力していきたいと、このように考えております。

以上です。

○4番（門松慶一君）

この来なかったという理由はそのとおりでありまして、グラウンドのやはり土の問題で

ありますが、あるトレーナーとか、ある少年野球、少年野球の監督が言うんですから、あそこは使えないぞと、雨の日は。それぐらい非常に悪い評価を得ています。というのは、私は、あの土を変えるときに、非常に専門店的な形の、専門性のある方々があの土壌の改良をしてくれたらなということが非常に、後から思うんですが、非常に気になります。もっと早くそういう意味でも、何回か土壌のやりかえをやったと思うんですが、そういう意味でも、何かそういう形にさせていただければなど。これから非常に課題であります、せっかく関東学院に来ていただいていたわけですので、どうにかそういう意味でもこれから先、まだまだ頑張っていたきたいと、そう思います。

それから、砂丘荘の方たちであります、あそこで今非常に評判がいいのはなぜかといいますと、やはり私は支配人の存在だと思います。関東学院の学長も言うておまして、皆さん言うております。やはりあの支配人がいる、要するにおもてなしが非常にいいという形で、ということは社員教育並びにあそこに携わっている方々が非常にいいという形になるかと思いますが、一つ気になります。これはちょっと別のことなんです、あそこで事故がございました。その後、支配人の状況はどうであったか、それから、これからどういう形で支配人の持っていく方、どういうふうに考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きします。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

支配人の立場ですけれども、現在は以前と変わらない形で業務の方に入っております。ただ、ご存じのとおり、交通事故ということで、車の免許、そういう部分でいろいろふぐあいがありますけれども、当然社員の中に鹿児島市内から、3名ほどですかね、通勤する職員がおりますので、そういう部分を利用し

て、今、通勤して、やっているところがございます。当然、採用につきましても、いろいろ考えた部分もございました。しかし、その中にやはり一緒に働いてきた職員がやはりあの今の支配人と続けたいという、そういう言葉も出ております。そういう中で、現在、今までと変わらない形で支配人として動いてもらっているところがございます。

以上です。

○4番（門松慶一君）

それをお聞きしまして、非常に安心しているところがございます。今このスポーツ関係の誘致、合宿となりますと、やはり呼ぶからにはそれなりのやはり準備、それなりのやはりレベルを持っていかないと、だめなわけでありまして、ゆすいんの場合は非常にいろいろ問題がございます。実は、伊集院高校の先生であります、この方は陸上界で一番、県ではトップの方であります、誘致をしたい、合宿をこちらに持ってきてきたいけど、ばらばらであると。吹上砂丘荘、それからゆ一ふる、それからゆすいん、いろいろ非常に差があると。あっちの方は料理がいいのに、こちらは非常に料理が低いと。そこで非常にもめごともあったみたいであります。そこをですね、もう日置市ですので、点が4つになって面になっているわけありますから、やはり同じぐらいのレベルでないと、安心して誘致できない、呼べないと、スポーツ関係を、そういう形で聞いておりますが、そのところを市長の方はどうお考えでありますかね。

○市長（宮路高光君）

特に、この3つの中におきまして、直営はもう吹上砂丘荘だけで、ゆすいんと江口浜荘につきましては、もう指定管理者制度という中で、今運営しているところがございます。その中身につきまして、いろいろとお話は賜っておりますので、指定管理者でございまして、やはり市としていろいろと統一といい

ますか、そういうものはしていかなければならないというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

そういう形で、何かいい形でとっていただきたい。もう来る、来てくれる準備はちゃんとあるんだと。要するに、呼ぶ準備はあるんだけど、何か安心して呼べないというのが何か今の現状であるみたいです。そういう意味でも、宿泊施設の充実というものをしていただけだと思います。特に、ドームができたわけでありますから、何かドームで来たやはりそういう合宿ができれば。市長は前々から市民が優先だということですが、やはりこういう財政の厳しい中で、やはりそういう2月、3月、非常に暇な時期にそういう金を落としてくれる人たちが来てくれるということだけでも、大きい存在だと思いますので、どうかご努力していただきたいと思います。

それから、まだ決定ではありませんが、ある伊集院のトレーナーの方が、力を持っている方でありまして、ことしの秋にはマスターズリーグがこちらに来るとか、来年の春には、ホワイトソックス井口の、それからソフトバンク川崎、このトレーナーをしとるちゅうことで、こちらに1週間でもちょっとミニキャンプを張りたいという話も来ているところがございます。そういう中で、来年は非常にいい形の活性化、地域の活性化ができるかと思うんですが、決定ではないですが、そういう中で、何か、今、日置市、鹿児島に近い中でチャンスであるかと思いますが、総体的にどういう、市長、お考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いろいろな情報を総括する中におきまして、やはりそれぞれの関係の方々を通じた中で、そのようなことが行われているというのはお聞きしておりますので、そういう方々とも十分連携をしながら、日置市の方にそれぞれ来

れる時期といえますか、そういうものもし、また施設のあいている時期とか、そういうものもろもろもございますので、やはり早目にそういうことは打ち合わせをしてやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

来年度は、先ほど言いますように、ねんりんピック、篤姫等の非常に一大イベントがございます。どうか鹿児島市・県をうまく活用して、予算のない中でいい形の誘致ができますことを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時10分とします。

午後1時58分休憩

午後2時10分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

先月29日に、厚生労働省は「都道府県別将来推計人口」を公表しました。それによりますと、今から28年後の2035年には、秋田県の人口は現在の約3分の2になり、鹿児島県を初め19の道県で2割以上減少すると予測をしております。少子高齢化はますます進み、14歳までの年少人口は大方の都道府県で1割まで減少を続け、しかも総人口の約3割が埼玉、千葉、神奈川、東京の南関東4県に集中するとしています。このことは、都市部と地方の格差が広がり、福祉や年金などの財政支出がふえ、それらを負担する力が衰え、国力が低下することを意味します。足もとを見れば、合併した我が日置市でも、中

心地と周辺部の格差は歴然としています。少子高齢化は早くから叫ばれ、だれもが予測していることではありますが、一向にその解決策を見出せません。まさに歯向かうことができない大きな川の流れのようであります。

今、申し上げましたが、活力ある自治体づくりの基本は「人」であります。そこで、合併後の本市の人口動態から、それらに対する今後の取り組みについて、市長に質問をいたします。

魅力ある日置市をつくるために、多くの施策がなされてきましたが、その成果を図るバロメーターの一つである人口は、わずかながら減っております。合併前には人口を幾らくらいに予想されていたのでしょうか。そして、合併当初と1年後、2年後の今の実際の人口は幾らか、その推移をお示してください。

さらに、その人口推移の内容は、地域別ではどこが減り、どの地域がふえているのでしょうか。また、年代別の構成はどうでしょうか。わずか2年間の推移ではありますが、市長としてこの傾向をどう分析し、それらの原因はどこにあるとお考えになりますか。

総面積252平方キロの日置市、その本庁・支所など、中心地から離れた周辺でまさに少子高齢化現象の縮図があります。高齢化率が高く、役所などからも離れて、小学校は廃校となるなど、「限界集落」があります。今、本市は215の集落がありますが、その中で限界集落と言われる割合はどれくらいでしょうか。その地域の現状を市長はどう見ておられますか、お聞かせください。

さて、この大きな川の流れのような人口の減少・流出をとめるのは、至難のわざかもしれませんが、努力をし、知恵を絞らなければなりません。人口増を図る、あるいは現状を維持するために、今後、市長としてどのような施策を展開されるのか、お聞かせください。

次に、本市の小中学校の児童生徒の学力の

現状と、その向上対策について教育長に質問をいたします。

一般、私は、「本市の子供たちの学力がかなり低いのではないか」との話を複数の方々から聞きました。もちろん公立でありますから、教育委員会がその実態を把握されていると思いますので、本市の小中学校の児童生徒の学力の程度は、全国あるいは県内と比較して、どうなのかをお示してください。

先ごろ、43年ぶりに全国一斉学力テストが実施されましたが、今の段階で学力程度を比較し、あるいは知る手段にはどのようなものがありますか。

ひところ、受験地獄とか、詰め込み主義とかが非難され、ゆとり教育が取り入れられました。土曜日が休みになり、いわゆる競争からの開放が叫ばれた結果、学力の低下が指摘され始めています。私は、過度な競争を言うつもりはありません。しかしながら、社会に出ても競争はありますし、そのことが全体のレベルを上げることにもつながります。切磋琢磨して子供たちは成長していくはずですが、学校によってはテストの学年あるいはクラスの順位を示さないところもあると聞きましたが、実態はどうですか。

「子供のしつけ、教育に関しては、親が第一義的な責任を負う」と、改正教育基本法で示しています。しかし、児童生徒の学力レベルを上げるのは、義務教育の場合、教育委員会の責務のはずであります。そのための具体的対策を教育長に質問いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

活力ある自治体づくりの基本は人である。合併後の本市の人口動態から今後の取り組みというご質問でございます。

1番目のご質問で、平成17年5月の住民基本台帳の人口は5万3,427人でしたが、18年度の5月におきまして5万3,017人、

410人の減少、また19年5月においては5万2,653人、364人の減少ということで、この2年間で774人の減少でございます。合併前の予想としては、平成17年度に5万3,695人ということでございまして、現実的には268人少ないというふうになります。

合併後の人口推移について細かく見ますと、出生と死亡による自然増減で2年間で620人減少しており、転入と転出による社会増減で154人減少しております。自然増減の地域別内訳は、東市来で出生が163人に対して死亡が375人、212名の減少。伊集院地域で出生が414人に対して死亡が414人、増減なしと。日吉町で出生が68人に対して死亡が211人、143人の減少。吹上地域で出生が97人に対して死亡が362人、265人減少しております。社会増減の内訳については、県内からの転入者で99人ふえておりますが、県外への転出で253人減少しており、合計154人の減となっております。

人口減少の大きな要因といたしましては、もう全国的な問題となっております少子高齢化、また高齢化率が上がるほど大きく影響していると考えられます。それと、県内での求人数が少ないため、県外へ若年人口が流出していることが考えられるようでございます。

限界集落についての考え方は、「65歳以上の高齢者が集落の半数を超え、冠婚葬祭を初め、社会的な共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落」ということなのですが、市内においても、65歳以上の高齢者が50%を超える自治会は、37自治会ございます。その自治会の平均年齢を見ますと、一番高いところで74.36というところもあるようでございます。一概に限界集落と平均年齢ということの比例しない部分もあるのではないのかなと思っております。

今後の対応については、一つの自治会がそのような状況になったとき、小学校区を単位とする地域コミュニティーで補完する組織の育成を図りながら、交流人口をふやし、定住につなげるような施策の展開、とりわけ団塊世代の大量退職に合わせて、ふるさと回帰を促進しながら、少子化対策にも力を入れる必要があると思っております。また、企業誘致による定住促進も有効な施策でありますから、積極的に取り組み、これらの施策を連携して地域の活性化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

本市の学力の現状等について、第1点、本市の小中学校の児童生徒の学力の程度は、全国、県内と比較してどうかということでございますが、本市の小中学校の児童生徒の学力の程度は、小学校5年生、中学校1年生、2年生を対象とした県の基礎・基本定着度調査結果を見る限り、おおむね県平均以上であると把握しております。また、全国比につきましても、これまで全小中学校が同じ調査問題を受けていませんので、明確にはお答えできませんが、標準学力検査結果によれば、これもおおむね全国レベル以上であると認識をいたしております。なお、明確な結果につきましては、4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果をもって明らかにすることができると考えております。

2つ目の、全国一斉学力テストが実施されたが、今の段階でその程度を知る手段は何かと。これは、全国学力・学習状況調査の分析結果は、本年度8月から9月ごろ、県、市、学校に示される予定です。したがって、今の段階では詳しい分析はできません。

3番目、競争をあおるのは弊害も予想されるが、適度な競争心は必要である。学校によ

っては、学年・クラスの順位を示さないところもあると聞くが、実態はどうか。本年度につきましては、小学校では児童の発達段階を考慮いたしまして、校内で行われるテスト等の成績順位を保護者や本人に示すことはありません。中学校では、今年度、順位をつけている学校は5校ありますが、そのうちの4校は本人が希望する場合に限り、本人の順位のみを知らせております。また、1校は全員に知らせております。また、順位をつけていない残りの2校は、小規模校であることから、本人の希望があれば詳しい結果を知らせるようにはいたしております。

4番目に、親の責任は当然であるが、児童生徒の学力レベルを上げるのは教育委員会の責務である。今後の取り組みは、ということですが、1点目といたしまして、教師の指導力を高めるために、校長会や教頭会で教師の資質向上について指導しております。また、市の研究校を指定して、研修に取り組みせたり、校内研修に出向き、授業力を高めたりしております。小中連携事業では、小学校校区で職員が集まり、互いの授業を参観したり、学力向上に向けた取り組みについて意見を交換したりしております。また、複式学級の授業の充実を図るための学習指導アシスタント配置事業では、教育実習を終えた学生——鹿大の教育学部生ですが、複式学級の学習指導の支援を行っております。

2点目は、学校外でも学ぶ場を設定して、土日や長期休業中においては、理数大好き事業、のびゆく塾事業、わくわく作文塾事業等を実施して、子供たちの個性や基礎学力を伸ばしております。

3点目としては、家庭学習の充実を図ります。学校だけでなく、家庭や地域との連携を図り、生活習慣の確立もあわせ、宅習時間の目安を設定するなどの取り組みを進めております。

○16番（池満 渉君）

人口については、かなり詳しく現状を説明をいただきました。合併当初が5万3,427、そして、つい最近、先月が5万2,653ということで、774の減ということではありますが、合併してから5年後の平成22年に大体予想人口というのを出してありました。その中では5万3,762ということで、わずかではありますが、微増だろうというような見込みをされてたはずであります。しかし、まだ2年目であるとはいえ、実際に減ってきたということについて、詳しく説明もありませんでしたが、市長の気持ちというのはいかかなものですか。感想をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

5年後に微増ということで計画をしておいたわけですが、この推計のあり方というのが、それぞれ5年間、10年間の推計をもとにして、各地域別に推移というのを打ち出しております、特にこの4つの地域におきましてでございますけど、特に伊集院地域の方の伸びというのが、今までと違ってきて、大変少なくなってきた。この推計の中におきますと、ほかの地域はそれまでもある程度減ってございましたけど、ここに差異が出てきておるといえるのは、伊集院地域の方の伸びがないという、そういうことで当初、合併前に予測した人口と差異があるのかなというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

そうですね、市長が、今、見方を話をされましたけれども、伊集院を除く3町は大体減ってきたと、で、伊集院がむしろふえていけばということでしたけれども、横ばいの状態であります。それがこの結果だろうと思っておりますが、日置市の第1次総合計画の基本理念には、次のようにあります。「南九州西回り自動車道の開通や、九州新幹線の部分開業など、高速交通網が向上し、新たな地域づくりを展

開する上で、最も生かすべき条件は、60万都市に隣接する地理的特性である」というふうに、「このことを生かし、産業の振興を図り、より一層の交流の場を広げて、定住人口の拡大を図る」というふうに基本理念であります。

これだけ少子化が進み、人口が減っていくのは、非常にふやすということ自体が厳しいのかもしれませんが、私が言いたいのは、我が日置市は薩摩半島の先端でもありませんし、あるいは大隅半島の内之浦とか、いわゆるあっちの方でもありません。むしろ鹿児島市に近い、JRで20分かかれば行く地理的特性があるのに、せめて変わらないぐらいの人口推移であっても当然なのに、むしろ減ってきたということを考えれば、何かこの基本理念の、鹿児島市の大都市の隣にあるのに、それが減ってきたということであれば、この基本理念に沿った行政の施策がとられてこなかったということになりませんか。市長、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に理念といたしましては、鹿児島市の隣ということで、地理的なことをしながらやっていくということでございますけど、現実的にこの人口動態を考えたとき、鹿児島市すらもう今の現状の中で増加してないという、この昨今の経済的な部分を含めまして、さっきも申し上げたように、出生と死亡とのこの差というのが一番大きな要因になっておりますけど、地理的な条件ということにおきましては、やはり鹿児島市からの転入というのを大変多く期待したわけでございますけど、今この土地の分譲を含めて、土地が動かないといえますか、建築、建物・住宅が建たないと、こういうのが一番大きな要因でございますので、ここあたりの部分につきまして、いろいろとまた私どもも、施策もいろんな問題の方向も、この現状に合った中でどう方向的に日

置市の人口推計をしていけばいいのか、今後とも十分検討していかなきゃならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

全体的に本当に減っている中でというのは、おっしゃるとおりだと思います。

さて、この人口の減少を、先ほど説明がありましたように、地域別に見ると、さっきも言いましたけれども、伊集院を除く3つが減っているということでもあります。私は、当初合併の話が出たときに、合併そのものには消極的でありました。といいますのは、合併をしたときには本庁所在地を獲得できなければ、必ず衰退をするというふうに考えていたからでありますし、また、喜界町や、あるいは瀬戸内町、いろんなこれまでの先進地がそのことを証明をしております。

先ほども言いました、日置市の第1次総合計画の内容で、社会基盤のテーマですね、この社会基盤のテーマは、どこに住んでいても不便さを感じない都市基盤づくりというふうにあります。基本理念じゃなくて、いわゆるどこに住んでいても不便さを感じさせないといったようなことから言えば、こういったようなことに沿った行政施策がやっぱりできてこなかったんじゃないかと、そういうふうに思いますけれども。いわゆる中心地だけがどうも何か栄えるような感じで、その周辺部は人口もどんどん減って、何かこう置き去りにされてきたような、そんな感じがしないでもないんですが、そこら辺に対する気配りの政策ができてこなかったんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

今回の予算を含めまして、地区間整備といえますか、光ケーブルをした中におきますイントラを含めた中におきまして、その周辺部も含めた中で、今回ある程度の整備といえますか、は投資的なこの2年間でございました

けど、まだまだ不十分な面もたくさんございますけど、そういう地区間機能を充実しながら、周辺部もそれぞれイントラ整備をしながら、いろんな情報が得られるような、そういう形の中でさせていただきたいと思っておりますし、また特に今後におきまして、この道路整備、この道路整備をいかにしてやっていくか、これが一つの大きな今後の課題になるわけでございますけど、やはりここに来るのはやはり財政等の問題がございますので、ここのバランスというのを十分考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

ぜひ、非常に全市内の広い地域にというのは非常に難しいかもしれません。おっしゃるように財政の問題もありますし、そこら辺でできる範囲での目配せをお願いしたいと思います。

それから、最初の答弁で詳しく数値的なこともご答弁をいただきましたけれども、自然減、いわゆる生まれる子供たちと亡くなる方々との差が年間300ちょっとだということでもありますけれども、それ以外の転入・転出、いろんなこと、あるいは職場がないから、高校生が、働き盛りの人たちが出ていくとかいったようなことを、これからもしっかりと人口動態の特に減る原因というものを実態を調査をしていただきたいと思います。これまで以上にその原因に注目をするべきだと思いますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおりだというふうに思っております。特に、出生と死亡、この比較も一番いつも目配りをしながら、特にこの転入・転出ですね、こういうものにつきましても、きちっとしたデータをとるべきことかというふうに思っておりますので、今それぞれ月ごとにそれぞれの集落を含めてそういうデータをと

っております。217ある地域におきます増減というのもきちっとしておりますし、また校区ごと、また地域ごと、そういうもののデータをっておりますので、こういうデータを生かしながら、今後の市におきます施策というのでも十分配慮していきたいというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

ぜひ、実際どういったところが現実として動いているのかということを確認をしていかなければ、次に打つ手というのが見えてこないという気がしますので、大変ではございますが、よろしく願いをいたします。

今、日置市の、これは公立の小中学校ですが、の子供たちで中学校の1年から3年生まではそれぞれ各学年大体520人、そして小学校は、5年、6年というのがそれぞれの学年が500名、また2年生から4年生とおりていきますと、それぞれの学年が470名ぐらい、そして1年生が435名、日置市合わせてですよ、公立の小学1年生がですね。今のこの数からいくと、二、三年ごとに大体三、四十ずつ減っていくという感じがいたします。先ほどの出生者の数、ここ2年間の平均をいきますと、七、八年後の1年生は370名ぐらいになりますよね。急激な人口増が望めないとか、何とかということじゃなければ、ほぼこういったような形で推移していくんだらうと思っておりますが、さまざまな行政の計画というのは、人口の推計をもとに大体やっていくはずであります。地方交付税あるいは地方消費税交付金とか、いろんなことを人口の推計をもとにやっていくはずですが、まだ2年間でよくわかりませんけれども、財政計画、本市の財政計画なども今後見直していく必要があるんじゃないかと思っておりますが、これまで長期的な財政計画を立てていたけれども、それを少し人口の動きによってそういうのも見直していくというふうな気

がいたしますが、そこ辺はいかがですか。

○市長（宮路高光君）

特に、ことしから人口と面積というのが交付税の算定の基礎になるということございまして、今後の人口増減につきましては大変交付税とも密接している問題でございますので、十分そこあたりは配慮した中で長期的な財政計画というのは組んでいかなければならないというふうに思っておりますし、特に、今おっしゃいましたとおり、十五、六年を含めた中におきます子供の出生をしたときに、大変小学校、またそれぞれの中学校の維持というのも大変考えなきゃならない。特に、この地域におきます中におきましては、私立といいますか、子供たちの私立の高校と農業大学、この2つがございまして、ここの寄宿舎におきます増減というのが大変また大きく左右されるというのが一つの要因でございます。学年によっては多く募集したり、学年によったら募集がなくなり、また寄宿舎に住まなくなる、そういうもろもろもございまして、いろんなトータルの中でこの人口動態の推移というのも考えてながら、交付税、また財政のことも整理をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

実数はなかなか出ない、アウトラインでの想定ということになるでしょうけれども、頭にしっかり入れておかなければならないと思います。

さて、限界集落についてであります。なかなか定義が難しいといいますかね、市長が答弁をされたように、高齢化率がおおむね50%ぐらいとか、集落機能が厳しいとか何とかということをするれば、37ぐらいの集落があるということになります。実は、自然淘汰といいますかね、集落が徐々になくなっていった集約をされた方が行政としては効率がいいわけでありまして。変な言い方でありまして

が。しかしながら、今そこに住んでいる方々が現実にありますので、どこに住んでいても不自由をかけないというようなことであれば、対応しないといけないと思います。

私は資料をちょっと取り寄せてみまして、高齢化率が60%以上になりますと、日置市で22の集落が該当します。高齢化率60%以上が、吹上が9、日吉が7、東市来が5、伊集院は1、合わせて22です。この高齢化率を40%まで下げますと、94の集落が本市にあります。40%以上の高齢化率の集落は、吹上が39、日吉が26、東市来が20、伊集院で9、合わせて94の集落が40以上です。年をとる、1年、2年、3年、5年と、たつに従って、それらの集落は厳しい方になっていくだろうと思います。

先日、私は吹上の平鹿倉地区というところに行つてまいりました。竜之瀬、平鹿倉、今木場、日添、観音河内、初めて行ったところでありました。東市来の地域でも高山とか、それぞれ似たような地域がございましてけれども、住民の方々にお話を伺いました。今一番不自由に感じていることはどういったことでしょうか。もちろん、いろんなこと、買い物やいろんなことで不自由はありますということがありましたけれども、とりあえず何とかしてほしいと言われたのが2つありました。一つは、各種の健康診断、健診といったようなものが、これまでこの地域であったけれども、ちょっと遠いところになったと。年寄りが多いからこそ、交通手段がないからこそ、やっぱりこの地域でやるべきじゃないだろうかというような声を一つ聞きました。それから、もう一つは、集落内のごみの収集場がちょっと離れているという話も聞きました。これは年をとって、持っていくのにも大変だと。中にはコミュニティーバスで100円バスに乗ってごみを持っていくという人もいるという話までされましたけれども。このごみの取

集場所については、それぞれの集落の方々に話をし、されるんでしょうけれども、特にこの健診場所についてですが、お尋ねをいたします。

合併してからじゃなくて、合併前からかもしれません、移動したのはですね。この平鹿倉地区あるいは高山地区あたりで健診場所を移動したというようなところがございましてしょうか。その移動した地域があれば、お示しをいただきたいと思います。集約した場所ですね。そして、なぜ集約をしたのかということをお示しをいただきたいと思います。その理由であります。

○健康保険課長（脇 忠男君）

健診でございましてけれども、合併前、地区公民館等に行って健診をしておりました。18年度より保健センター、公民館等で健診をしております。その理由は、平成18年度から介護保険法の改正があり、65歳以上の介護予防検診を実施することが義務づけられたということで、65歳以上と64歳以下に分けて実施をしております。64歳以下については、基本健診とがん検診、腹部、こういうのも一緒にやっているという状況でございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

健診の場所を集約したというか、変えたというのはなぜかということなんです。例えば、東市来でいいますと、高山小学校地域で昔あったけれども、もう今それがなくて、ちょっと離れた上市来小学校の方で健診があるんですよという話です。そういったのはどこ辺にありますか。あるいは、なぜそういったふうに移動しましたかということです。

○健康保険課長（脇 忠男君）

先ほど介護保険の予防検診が義務づけられたということで、65歳以上の人が介護予防検診をするのに、5メートル歩行や握力等の

運動機能評価の実施、歯科相談の実施のために大きな会場が必要になったということで、今まで地区公民館等でやっていたのを、保健センターあるいは公民館等で実施するようになったということでございます。

○16番（池満 渉君）

わかりました。健診の内容が幾らか種類がふえたというようなことですね、広い会場が必要だと。その結果、どうなんでしょう、受診者の数、受診率というのはふえたんでしょうか。いかがですか。

○健康保険課長（脇 忠男君）

受診率等については、横ばいということで、若干ふえたという状況でございます。

それから、費用ですけれども、17年度は従来どおりやったんですけども、18年度から変わっております。介護予防検診等の関係で126万円ぐらい費用がふえたという状況でございます。

○16番（池満 渉君）

受診者は横ばいか、ちょっとふえたんじゃないかということですが、私がお話をお伺いした人たちは、健診に行かなかったとおっしゃるんですね。もう健診は受けなかった。「何ごてな」といいますと、「とわかで、いっがならんでや」という答えも返ってきました。ここら辺は何とかぜひ現課の方で実態を調査するなり、あるいは受診者がこれまでのところとあわせて、少なくなったとしたら、なぜ少なくなったのかというようなことやらをぜひ調査をしていただきたい。そういった住民の方々に不便を感じさせないような行政がやっぱり必要だというふうに思います。よろしく願いいたします。

石川県の輪島市の大釜地区というところの話が今テレビなどで出ております。5世帯8人しかいない集落であります、その集落が、もう集落の維持も難しいから集団移転をしようということで、移転費用を賄うために

東京の産廃業者に自分たちの集落を譲ろうという話をして、集団移転をしようという話が今出ております。ところが、輪島市議会がその誘致に反対して、今、宙に浮いているということでしたけれども。この大釜地区の人たちにとっては、産廃施設を誘致をするということは、実は自分たちの生存権をかけた戦いでもありますよ。変な意味じゃなくて、本当に私たちはこんなことしかなかったんだというようなことでありますので、参考にやっぱりしておかないといけないと思います。5年から10年すると、我が日置市も似たようなところが出てくるというふうに思います。

そこで、市長に提案であります。先ほど限界集落の話が出ました。どこら辺で、高齢化率50でやるのか、60でやるのか、40でやるのか、わかりませんが、そこら辺をですね、限界集落の実態調査というのをぜひやってほしいと思いますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございまして、50%以上が37ということで、基本的にこの限界集落のとらえ方というのが大変難しいことは、さっきも申したとおりでございます。特に、この60%なのか、70%なのか、それぞれの地域のそれぞれの高齢化率というのも大事かもしれませんが、ご健在でいらっしゃるのかどうか、そこで生活を営んでいるのか。例えば申し上げますと、東市来の尾木場でございますけど、尾木場の場合は62.8%という一つの高齢化率がございますけど、現場に行ってみますと、大変みんな生き生きとして働いていらっしゃる。そこで寝たきりという方がいらっしゃらない、おつても1人ぐらいということでもありますので、そういう高齢化率も大事ですけど、そういうところの実態というのは、そういうところは恐らくまだ限界集落というのはほど遠いのかなと思っております。

すので、私どもも特にこの農村地域でございますので、そういうところの実態というのは、やはり農林水産課を含めた中においても十分把握をさせていきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

おっしゃるように、尾木場は本当に元気なところですよ。高齢化率が高くても、現状は非常に元気だということはもちろんあります。高齢化率が低くても、入院をしている人が多いとか、現状は違うところがありますが、ぜひ調査をやっていただきたいと思います。

これは新潟県の上越市ですが、842のうち53、大体限界集落というのがあるんだそうなんです。そこを今調査中でありましてということでした。企画課、農林水産課あるいは高齢者福祉課とか、そして支所の方々が3人1組で聞き取り調査をしていると。買い物や病院などの移動手段、それから農業生産、その活動ですね、そして集落の維持とか、いろんなことについて、どんなふうですかということ調査をしているようですので、ぜひ本市でもそういったところをやっていただきたいと思っております。支所長もおいででございますので、それぞれの支所の実情については一番わかっておられる方々ですので、ぜひそこを話をしながら検討していただきたいと思っております。

さて、今、話をしますように、人口をふやすというのは非常にやっぱり難しいことではございますが、市長がこれから取り組みたいと言われたことに企業誘致、こういったものもやりたいということでありましたが、鹿児島市、霧島市、薩摩川内市と、やっぱり極端に人口が減らない、あるいはたくさんの方が集まるといところは、ご承知のように、やっぱり働く場があるところでもあります。ぜひそういう企業をやっぱり誘致するというのが必要だと思っておりますが、なかなかこの企業誘致

がまたうまくいかない。そして、あわせて地元企業も一向に大きくなれないというか、就業の場を、機会をふやすことがなかなかできないということなんです。今、本市の、日置市の工業団地ですね、そういった企業誘致の状況はどうですか。何かいい話はありますか。

○企画課長（富迫克彦君）

ただいまの質問で、工業団地の関係でございます。先般、先週ですね、6月15日の日に清藤工業団地に2社、新たに立地をしたいということで、協定を結ばさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、1区画3,000平米ぐらいで何とかお使いくださいというような制度を持ちかけましたら、もう当然向こうの方の、企業側のニーズにも合致しているんですけれども、そういったところで今回2社立地をいただいたというところでございます。それ以外につきましては、いろんなお話はお聞きしております。ただ、今申しますように、企業側のニーズと私どもの方の事情もいくらかございますので、その辺がうまくすり合えば、清藤についてもリースなり、売却なりで対応が進んでいくんじゃないかというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

ぜひこの清藤の団地あるいはそのほかのところも、どんどんいい話があることを期待したいと思います。

企業誘致だけでなく、いわゆる住宅をつくって住んでもらわないとならないと市長もおっしゃいましたけれども、現状は、鹿児島県の伊集院の合庁も再編により鹿児島市内に行くんじゃないかというようなこと、いろんなことが条件が悪くなっております。反面、高等学校の学区制が廃止をされるんじゃないかというような、そんなうわさも聞いたりしますが、何か期待できそうなこともあります。なぜ一向にふえないかという、何か日置市

としてのまちの魅力がなかなか一本化して発信されていないんじゃないかという気がいたします。総花的な施策になっているんじゃないかという気がするんですが、お店、商売で言うと、何でも売ってるけれども、買いたいものはないというような、そんなふうになっているんじゃないかという気がいたします。もちろん、議員である私たちもその努力が足りないことは承知をしておりますが、鹿児島市に合併をした郡山は減りましたけれども、隣の松元は若干ふえております。日置市のこの魅力というものも、特に隣の鹿児島市に発信をすることがとりあえずの手っ取り早い方法じゃないかと思いますが、そこで提案をいたしますけれども、出先窓口での自治体のPRをできないかということでもあります。

鹿児島市は、同じ鹿児島市内ですけれども、鹿児島中央駅とダイエー鴨池店ですかね、に窓口をつくっております。これは市民サービスのためでしょうけれども、日置市も多くの方々が行き来をするところでもありますので、鹿児島中央駅の鹿児島市のその窓口、非常に広いところですので、ちょっとぐらい借りても、家賃を少し負担するというようなことを言えば、貸してくれるんじゃないかと思えますけれども、ああいったところに日置市の住宅団地のPRとか、日置市の施策のPRとかいったような、そういった出先の窓口というものをやって、積極的に宣伝すべきだというふうな気もしますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今後、日置市をしていく中におきまして、今おっしゃいましたとおり、鹿児島市がターゲットだということはもう言うことはないと思っております。こういうテナントの中におきまして、特に県の住宅公社との問題を含めた中におきましても、十分このPR等もやっておるわけでございます。今後そういう住宅だけの施策をしていけばいいのか、また物産

館ですね、物産として鹿児島市の中で日置市のものをやるのか、そういうトータルの中で、費用と効果の問題もありますけど、何か研究していかなければならないのかなというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

私どもも協力をして、人口をふやすということに努力をしていきたいと思っております。今後、大いに期待をいたします。

さて、教育の問題であります。県の教育委員会が昨年、県下の公立の5年生、中学校の1年、2年生に対して、先ほど答弁の中でありましたけれども、基礎・基本定着度調査を実施をしました。いわゆる学力の定着の目安とされる正当率、100点ですと70点というんでしょうか、70%とされていますが、その結果は小学校で大体高かったと、中学校で低かったというふうになっているようですが、基礎定着に向けた、より一層の取り組みが必要だというふうに、県教育委員会は市町村教育委員会にその結果を配付して、改善に取り組むように指示をしたというふうな記事を読みましたが、先ほどの答弁は、これらに基づいた答弁でしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどの結果につきましては、県の平均を基準にして、おおむね平均を上回っているということでございます。

○16番（池満 渉君）

県の平均を基準にしてということですね。であれば、当初、教育長がお答えになりました、県の平均以上であると思うということですよ。県の平均以上であるということですので、この結果についてはどうお考えですか。どんな感じをお持ちですか。よくできているとか、もうちょっと足りないとか、そこら辺はどうですか。

○教育長（田代宗夫君）

もう少し具体的に申し上げますと、小学校

5年生と中学校1・2年生が実施したわけですが、中学校の1年生の英語だけが平均よりも少し劣っているだけで、残りの中1、中2、小5のすべての——小学校は4教科です、中学校は5教科ですけれども、上回っているということです。あくまでも総体的な平均を上回っているということです。おおむね平均よりも上であると。ただ、私、個人的に見まして、日置市のこのような状況から見ますと、もうちょっとまだ頑張らなければいけないと、そんなふうに思います。

○16番（池満 渉君）

最後に教育長が個人的な意見ということで、もう少し努力が必要だというふうにおっしゃいましたので、ちょっと安心をいたしました。といいますのは、県の平均に比べてということで、中学校1年生の英語だけがそれを下回っているというようにしたことでしたけれども、実はこの定着度調査の大体の点数というのは、中学校については国語だけが鹿児島県の平均で70を超えているんです。あと社会は63から66なんです。数学は67から68、理科は63から64、そして英語は1年生が68で、2年生が58なんです。という、鹿児島県の平均のこれに対して大体おおむね上回っているということですので、やっぱり県平均が低いんだということをしっかり認識をして、もう少しレベルを上げないといけないというふうにならないと、いかんと思っております。教育長がおっしゃったように、まさにその気持ちであります。で、中1が英語が低いというんじゃないで、中1は平均が68ですので、それよりもちょっと低くても、六十五、六六だろうと思っております。ところが、中2が平均を超えたといっても、中2の平均は58ですので、比べる58がやっぱり低いということ、そのことをしっかりと念頭に持っていただきたいというふうに思います。

さて、同じ市内の中で、幾らか差があるは

ずであります、学校によって。その個人的に、個々の学校名はもちろん要りませんが、大体日置市の学校のランクで上の方が100点と、大体平均です、上の学校のランクが100点とすれば、その次ぐらいも、ずっと一番下はどれぐらいのランクなのでしょう。同じ日置の中で、変な言い方ですが、できる学校は100点ぐらいですよと、それで一番下の方は70点ぐらいですよといったような言い方をすれば、どれぐらいですか。

○教育長（田代宗夫君）

今おっしゃったような比較は、どうしてもお答えはできません。ただ、はっきり言えますのは、学校によって差があることは事実でございます。

○16番（池満 渉君）

私は、ガリ勉を望むわけでもありませんし、勉強ばかりと、競争ばかりということを使う気持ちはありません。しかしながら、しっかりと学力をつけさせて、その程度を自分たちで把握しておくことは大事だろうという意味で質問いたしております。

標準学力テストというのがあります。CRTと呼ばれているやつですが、各学校で実施をされているはずですが、ここら辺の学力テストの結果はそれぞれの学校でどのような形で、悪かったから、こんなことをもっと勉強しようとか何とかというようなことで活用されるのでしょうか。いかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

標準学力検査のCRTの方は、およそ1月から2月にかけて実施をする分でございます。したがって、担任が1年間指導して、そして1月か2月ですので、テストをして、自分の指導がどうであったかということ振り返られるテストとして、観点別テストとかって呼んだりしているんですが、当然この評価をもとにしまして、自分の指導のどこに落ち度があったのか、自分たちの学校はどの領域が特

に落ちているのか、国語であれば読む領域なのか、算数であれば数と計算の方なのかどうか、その結果を見て、残りの1カ月足らずだと思うんですが、その間にその落ちている部分について特に力を入れて指導すると。一般的にはこのパターンだと思います。

○16番（池満 渉君）

過度の競争をあおるのは弊害も予想されますし、競争ばかりではないということは再三言っておりますけれども、先ほどテストのクラス順位、学年順位をつけないところもあるというふうにお答えいただきました。私たちの中学校のころは、1番から100番まですべて名前をつけて、点数までつけて張り出すものでありました。そこまでしろとは言いませんけれども、やっぱり幾らかの競争心を持たすことは大事だというふうに思います。

ある学校で成績順位をつけないことについて、学校の学年部の先生方から父兄にプリントを渡されたものがあります。その一部を二、三行読んでみます。「保護者各位、成績について、1年部では本年度から成績表に順位を記入しなくなりました。なぜかという、今までは成績表に学級、学年の順位を記入することで、子供たちにやる気が出るように励ましてきたのですが、意に反して必要以上の競争を生み、相手に勝つことばかりに夢中になり、お互いを励まし合い、助け合い、補い合って、調和を保つという気持ちに欠ける子供たちを育ててきてしまいました。その反省のもとに、今回のような措置をとったわけです。テストでは、順位を見て他人と比べるのではなくて、偏差値を見て、過去の自分よりも成長したかどうかを大事にしてみたいと思います。大事なのは、自分がどうあるべきかなのです。特に1年生の今の時期は、順番や成績に一喜一憂するよりも、自分の夢を楽しそうに語ったり、それに向けて努力を惜しまない人であってほしいと思います」というふ

うに書いて、父兄の方々にプリントが配られました。

教育長、今のこのプリンを父兄の方々に配られたんですが、お聞きになった感想はいかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

感想ということでございますけれども、このような成績の処理につきましては、本来、学校長が責任を持って行うということになっていると私は理解をいたしております。したがって、問題は、この今の文章の部分がすべての学年でこうであったのか、特定の学年でやったのか、それによっても異なってくると思いますけれども、学校全体でやるとするならば、学校で職員が全部で話をして、何らかの目的でそうしたであろうし、もちろんこれは学校だけの問題ではないと思っております。相手が子供であり、保護者が対象でありますので、やはり当然何かをする場合には、どういう形でするにしても、保護者の意見、必要によっては子供の意見、そういうものを聞いて、本来ならば何らかの対処をするのが当然だと思っております。

なお、一言、先ほどの答弁の中でつけ加えさせていただきますが、先ほど報告申し上げましたのは、全部で7校ありますけれども、5校は順位をつけております、ことしは。そのうちの4校が本人の希望する場合には本人の順位を全部つけております。1校は、全員にもう有無を言わず知らせております。残りの2校については、これは小規模校ですので、順位というよりは、むしろそれ以上の細かなものを話をしておりますので、それは問題ないんじゃないかなと思います。

以上です。

○16番（池満 渉君）

今読んだプリントが配付されてから、何人かの父兄から、このままでいいんだろうかという相談も受けました。もちろん個人によっ

て、その思いとか感じ方は違います。こんなふうでいいとかいう人もいますし、競争は好まないとかいう人もいますし、いろいろありますけれども、1年生は別としても、じゃ2年生からはしっかりやってほしいというような、そんな父兄の声があったことは事実であります。そして、その後、この学校でも父兄の選択制というか、父兄の全員に聞いて、どうしますかということで個々に対応しているというような話を聞きました。ぜひ教育委員会としても、ここら辺の実態を、学校長に任せているとはいえ、過度ではなくても、何とかそういった努力をしてほしいということは伝えていただきたいと思えます。

「あおげば尊し」の2番の歌詞に、「身を立て、名を上げ、やよ励めよ」という歌詞があります。この歌が歌われなくなった理由は、この2番の歌詞のせいであるというふうに聞いたことがあります。プリントの中の「必要以上の競争を生み、お互いを励まし合い、助け合う気持ちに欠ける子供を育ててしまった。だから、成績順位をつけない」というのは、逆に教師の本分を放棄したことじゃないかという気がいたします。教師ならば、頑張っている例えば1番、2番の子供を、おごるなよと、ほかにもまだおまえは不得意なところもあるだろうというふうにしたしなめて、そして例えば成績が悪かった子には、運動もできるじゃないかと、成績だけじゃないよというような励ましをやるのが教師だろうと思えます。順位をつけるから、いじめが出たりしたから、もうやめようといったようなことは、これは教師の本来の仕事を放棄しているような気がいたしますので、ぜひそこら辺、教育長としても、いい意味での競争を教師が見守っていただきたいということを、また先生方に機会あるごとに話をしていただきたいと思えます。

さて、最後になりますが、先ほど教育長か

らありましたように、先日の新聞に学習指導アシスタント派遣事業が好評だというふうに掲載しておりました。鹿児島大学との連携で、複式学級の子供たちに学力向上をとということで取り組んでおられると。本市は小規模校が多いですので、中学校あるいはそれ以上の基礎になる小学校での学力向上というのは、大変有意義なことだと思います。ぜひ日置市独自の学力向上策に教育長が中心となって取り組んでいただきたい。学習指導要領が決められて、教職員の配置は県の教育委員会がやり、地元教育委員会はどうすりゃいいのかということですが、しっかりとできることを、独自の力を出していただきたいと希望いたします。

もちろん、子供の教育のためには親が責任を持つことは当然でありますので、本市のPTAでも、家庭学習の充実のために「6090運動」というのを、今、ことしは提唱をして、それに取り組んでいるところであります。今後の取り組みについて、その成果あるいは取り組みのやり方というのを、機会をとらえて、例えば年に1回でも結構です、父兄や関係部署にその取り組み、例えばこんな取り組みをしたけれども、あんまり上がらなかったでも結構ですし、このような日置市教育委員会は学力向上に取り組みますと、取り組んできましたというような成果の報告の発表の場を、ぜひ父兄の皆さん、あるいはその関係部署だけでも結構でございますので、報告をするといったようなことはいかがでしょうか。そういったような取り組みについての市民の方々の評価を受けるというふうに、報告ですね、報告はいかがでしょうか。その決意を教育長に最後に聞きまして、質問を終わりたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

必要であれば、議会でもどこでもご報告を申し上げたいと思いますが、とりあえずは日

置市のホームページに、先ほど申し上げました県の基礎・基本調査の平均等については掲示をいたしておりますので、ホームページを使いながら、本市の事業の推進状況とか、取り組み状況については、市民の方々に全部にご報告申し上げたいと思って、今、作成を急いでおります。現在、簡単なことについてはもう載せてございますので、ぜひごらんをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を15時25分とします。

午後3時15分休憩

午後3時25分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、下御領昭博君の質問を許可します。

〔3番下御領昭博君登壇〕

○3番（下御領昭博君）

きょう最後の質問となりましたが、最後までご答弁の方をよろしくお願いいたします。私は、先般、3項目について通告しました質問について、順次質問いたします。

まず1番目に、梅雨に入り、日置市の災害に対する危機管理は万全か。

6月に入り、梅雨・台風シーズンとなり、避けて通れない季節となりました。昨年7月の県北部豪雨から、近く1年を迎える。生々しいつめ跡を見ると、自然がもたらす脅威、そして人力の無力ささえも痛感します。我が日置市でも、特に日吉、吹上地域で、人的被害はなかったものの農地災害、土砂崩れが多発して、自然災害の恐怖を再認識しました。

防災白書によると、災害発生のリスクは、これまでにないレベルまで高まっています。自然災害の発生要因が変化しているようです。

地球の温暖化の影響で大雨の頻度が増加したり、熱帯性低気圧の強度が高まっているといえます。特に、集中豪雨は最近10年間に急増し、「滝のように降る」、1時間に50ミリ以上の降雨の回数は30年前の1.6倍に、「恐怖を感じる」、1時間に100ミリ以上の降雨は同じく2.3倍にふえています。また、つい最近、6月15日に鹿児島県内は、九州南部付近に停滞した梅雨前線の影響で、各地で激しい雨に見舞われ、特に錦江町田代では観測史上1位となる92ミリの降水量を記録し、同日11時20分までの約4時間で217ミリの降水量で、大雨の頻度が増加していることがうかがえます。こうした状況は、今後とも十分予想されるのではないのでしょうか。

鹿児島県土砂災害情報マップによると、日置市の土砂災害危険箇所は183カ所で、内訳は、土石流36カ所、地すべり3カ所、がけ崩れ144カ所となっている。砂防堰堤の整備などハード面の対策を進めているが、莫大な予算と長い年月がかかることから、土砂災害危険箇所の整備水準は3割程度と、極めて低い状態であるそうです。市当局も、5月号の機関紙で、梅雨・台風シーズン到来と、備えや避難する際の注意、避難場所などを掲載し、啓蒙活動をされて、大変評価できて助かっているものの、果たして市民の何割の人が愛読されているのか、不安があります。

以上のような観点から、大雨が降り続いた場合に、浸水やがけ崩れなど災害のおそれが多く発生するのではないかと懸念されます。それに対する対策が必要と考えます。市民が求める安全・安心は、最大の課題であります。当局としては、大規模災害が発生した場合に、応急対策を迅速かつ的確に行うことが重要であるが、対策は万全なのか、市長に伺います。

次の質問に移ります。高齢化が進み体が思うように動かせない老人や、在宅での身体障

害者など、災害に対する体制も十分でないため、自然災害で逃げおくれたり、けがをする可能性が高い「災害弱者」も多い。また、地方に行くほど、ひとり暮らしの高齢者が多く、山すそのがけ下の大変危険な場所に住居がある人や、河川敷の近くに住居がある人など、大雨が降った場合に、がけ崩れや水害のおそれが高いと思われます。災害が起きてからでは遅いため、一刻も早く安全な場所へ誘導、避難させなければならないが、そうした体制は地域ごとに整備されているのか。

そこで、お尋ねします。当局としては、安全に誘導を行うため、高齢者、体の不自由な独居生活者の把握が十分にできているのか、伺います。

2番目に、均衡ある公園設置について質問します。

昨年の6月の一般質問で、世代を超えた交流の場として公園設置が必要である。交流の場としてだけの使用目的ではなく、ある一定の広さが確保できている公園は、災害時など避難場所として、地域のイベントや交流の場として、利便性の高い公園計画に向けての今後の取り組みを質問させていただきました。その際の市長の答弁は、「今の日置市の要綱では、助成要綱は作成していないので、ことしじゅうにいろいろと多方面に助成を含めた要綱をつくっていく。基本的には来年から実施できるよう努める」と答弁されていますが、その後の進捗状況はどうか、伺います。

3番目に、入札制度について質問します。

入札制度については、今回で2回目の質問となりますが、前回は平成17年12月議会で質問させていただいた経緯があります。そのときは公共工事の入札制度改革について2点ほどであり、内容は、1点目が低価格落札の推移が続く中、品質のよい仕事をするには最低限必要な原価があるということ、最低制限価格の導入が必要であるということ

質問しました。2点目は、「価格競争」から「価格と品質で総合的にすぐれた調達」への転換が必要ということで、公平で安心・安全な構築ができるよう入札システムの改善に取り組む考えはないかの質問でありました。今回は、質問の内容は変わりますが、多少関連するところもあります。

では、本題に入ります。合併して早いもので3年目を迎えました。合併と同時に、贈収賄、談合事件が発覚し、大変な時期でありました。その後、行政側も、指名企業名を入札まで非公開や、500万円以上の物件は費用内訳書の提出の義務づけや予定価格の公表、また300万円以上の物件は最低制限など、あらゆる方法を実施され、また指名の仕方についても、業者を頻繁に入れかえるなど、談合防止に努めているようです。ことしの3月より、受注希望型指名競争入札も取り入れられ、行政側もいろいろと努力されているものと認識しているところです。

合併当時は、金額の300万円以下の物件は支所でも入札を行っていたが、最近では本庁で一括してするようになり、多いときは数十件の入札が執行されているようです。場合によっては、朝から夕方まで入札が行われたとお聞きしています。そこで、効率よく入札を執行するために、例えば、1回の入札を最低でも数件ずつ執行し、時間の短縮を図るべきだと思います。そうすることにより、お互いに時間短縮させることで、効率がよく、お互いにいろいろと助かるのではないかと私は思います。業者の方からも、もう少し入札のあり方をどうにか改善できないものかと相談を受けたり、こんなに時間がかかると、きょうは一日何もできないといった声をよく聞きます。こうした観点から、効率的な入札方法の検討を行う考えはないか、伺います。

次の質問に移ります。全国各地で一向に消えることのない談合・贈収賄事件があります。

我が日置市においては、二度とそうした事件はないものと確信しているわけです。また、あってはならないと思います。指名競争入札では、希望する業者は、当然指名されるように、契約担当者、指名委員会のメンバー、首長等の働きかけを行い、贈収賄、談合の温床ともなります。それを避けるため、受注希望型指名競争入札では、一定の実績があり登録された業者の中から公開で希望をとり、受注する意思のある業者だけで競争させるので、より公正な入札が行われるとされています。

そこで、お尋ねします。ことしの3月より受注希望型指名競争入札を執行しているが、5,000万円以下のみである。5,000万円以上の物件こそ受注希望型指名競争入札をするべきと思うが、市長の見解を伺います。

これで私の1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、梅雨に入り、日置市の災害に対する危機管理は万全かというご質問でございます。

その中の1番目でございますけど、日置市内において、いつ、どこで、どのような大規模災害が発生するかは、全く予測もつかない状況でもあります。これまでの日置市内における過去の災害等を教訓に、基本的な防災体制の整備を図る必要があると思っております。防災対策の基本的な考え方は、住民の生命及び財産を災害から保護し、社会的秩序の維持と、公共の福祉の確保を安定的に図ることです。このため、災害時の応急対策業務につきましては、関係機関との連携が重要となり、連絡体制、緊急時の対応や処理方法等、日ごろから危機感を持ちながら確認しておく必要があると認識しております。

日置市におきましても、先般、日置市防災会議を開催し、消防、警察、鹿児島県の各機関及び九州電力を初めとする各公共的団体等

のご協力をいただき、市防災体制及び各機関が処理すべき防災業務等について確認し、共通認識を持っていただいたところでございます。また、現在、日置市の地域防災計画の策定作業を進めており、今、県と、また関係機関と協議中でございますので、この防災計画に基づきまして、それぞれの対策をやりたいというふうに思っております。

2番目のことでございますけど、災害時要援護者は、情報の入手や迅速な行動が困難など、自分の身を守るための適切な防災行動がとりにくい人や、急激な状況の変化に対応することが困難な人です。これらの人たちが災害時に安全を確保できるように、地域一体となって支援をしていくことが重要と認識しております。日置市におきましては、台風等の一時的な避難所開設等の必要な情報については、福祉関係部署で把握している対象者にファクスを利用してお知らせする体制を協議中でございます。また、高齢者、体の不自由な独居生活者等の把握については、各種福祉手帳の交付により確認できますし、独居生活者等につきましては、地域民生委員の方々に把握していただいております。

しかし、これらの対象者を災害弱者として災害時において即公表することができない状況下であり、個人情報保護の観点からも、その取り扱いについては難しい面も発生しております。今後におきましては、災害時要援護者としての本人の登録同意を初め、民生委員等関係福祉団体、自治会、特に自治会におきます自主防災組織の立ち上げを急ぎまして、自治会のご協力をいただき、災害時の要援護者等の把握、災害時におきます要援護者登録制度の周知等、災害支援策の確立に努めてまいりたいと思っております。

均衡ある公園設置というご質問で、このことにつきましては、昨年の6月に一般質問をいただいております。都市計画法に基づ

き計画されているもののほかに、社会体育広場やゲートボール場といった公園に類する施設が約50ほどございまして、これらを整理、統合の上、市としての補助金交付要綱を作成中でございます。昨年の答弁の中で、19年度から実施するということでございますけど、それぞれの要綱を今取りまとめをしておりますので、基本的には来年度から実施になるというふうに考えております。

入札制度についてということでございますけど、入札の執行につきましては、平成18年度から日置市全域を対象とした指名方法に改めたことから、入札事務の効率化を図るため、本庁で一括して入札を執行しております。そこで、ご指摘のとおり、件数が多くなっている状況にあることから、特に災害等があった場合に、特に昨年もそのような状況でございました。入札案件の順序を決める際に、可能な限り業者の待ち時間が少なくなるように配慮しているところでもありますが、入札事務の透明性、公正性を確保するため、1件ごとに着実かつ適正な入札の執行に努めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、また、それぞれ事前に業者の皆様方にも時間等につきましての指定をしておりますので、その時間に来ていただくというふうになるのかなというふうに思っております。

また、本市では、市内業者の指名に当たっては、指名回数の均等性や競争性を確保するため、日置市全域を対象としておりますが、入札手続の透明性や競争性の向上を図るため、受注意欲のある建設業者がみずから入札への参加を希望できる受注希望型指名競争入札制度を3月から執行したところであり、土木及び建築工事のすべてのランクの業者が対象となるように、予定価格5,000万円を上限として試行という形で導入しているところでございます。

今ご指摘のとおり、5,000万円以上もというご指摘でございますけど、件数的に申し上げますと、この5,000万円以下というのが……、17年度におきましては全体で474件ございますけど、そのうち5,000万円以上は12件であったと。また、18年度におきましても全体件数が452件、そのうち13件であったと、5,000万円以上は。特に、この5,000万円以上につきましては、今後、一般競争、公募型、こういうもの入札制度の中で実施していきたいと、さように考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（下御領昭博君）

今、市長の方から答弁をいただいたんですが、順序を追って再質問いたします。

災害については、18番議員の方でも質問されてまして、重複するところがあると思いますが、私なりにちょっと質問いたします。頻発する異常気象にハード整備の限界を指摘する専門家も多いわけですが、今後求められるのは、住民の自然回復力の耐力、この点はずべての人々が認識しておく必要があるのではないのでしょうか。安全の追求よりも、危険に敏感になることが防災、減災への近道ではないのでしょうか。災害に強い国土づくりが提唱されているにもかかわらず、自然がもたらす災害ははかり知れないものがあります。我が日置市においても防災訓練を行っているのですが、各集落ごとに過去を教訓に緊急時に備えた地域防災訓練等や指導を行う考えはないか。それこそが地域の人々を安全を守るための最大の近道であると思っております。百聞は一見にしかずと言いますから、そうした考え、計画は市長にはないのか、お伺いします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、自治会に自主防災組織、こういう組織の整備というのをやはり急ぐ必要があるというふうに思っております。そういう組

織を整備いたしまして、また、それぞれ希望する自治会におきましては、それぞれの訓練等は実施していきたいと思っておりますけど、まずもって自主防災組織の充実、拡充というのを図っていきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

自治会を通して、やっぱり近くに住んでいる人っていうのは、やっぱり近くの防災の訓練の仕方を知らないと何にもならないわけですね。だから、そうした自治会を通して、行政側が、まあ消防の方でもいいですけど、指導とか、どういう、避難の場所にはどうした方がいいとか、やっぱり説明会なりしていくべきだと私は思うんですね。なぜかといいますと、やっぱり機関紙なんかでいろんな防災の、災害の避難の仕方とか、いろいろ書いてありますけど、その機関紙を読まれる方が果たして日置市の中で何割程度いらっしゃるのか。また、特に年寄りになると、なかなかそれを見る人がいないと。そうした場合に、地域ごとの、集落ごとに防災訓練の仕方というのを、大雨が降った場合とか、水かさが増した場合なんか、どこに避難しなさいというのをやっぱりその地域ごとで指導された方が私はより安全だと思うんですが、市長はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、それぞれの小さな集落、自治会の中でそういう訓練をしていくのが一番効果的だというふうに考えております。特に、それぞれの地域におきましては、消防団の方がいらっしゃいます。特に、消防団を中心に、それぞれ消防団の区割りといいますか、受け持ち、担当という地域がございますので、消防団の皆様方ともこのことにつきましては、さっきも申し上げました自主防災組織を含め、また、その区域におきます消防団におきます活動、こういうものも今後協議をしていけば

いいのかなというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

次に移ります。大災害が発生した場合に、日置市となり範囲が広がったため、現在の体制で処理できるか、伺いますけど。他の自治体では、基本協定における運用を定めて、大規模な地震、風水害など、通常の年間業務では対応できない、広域的かつ甚大な災害、大規模災害が発生した場合、応急対策業務を敏速かつ的確に行うため、建設業協会〇〇支部と大規模災害時における応急対策に関する細目協定を結んでいる自治体もあるわけですが、旧伊集院土木事務所も日置支部の建設組合とそういう協定を結んでおります。我が日置市としてはどうなのか、市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

県下あちこちの中におきまして、特に建設業者のそれぞれの組織の皆様方と協定を結んでいるところがございます。今後、協会の方と、このことについては十分話をしていきたいと。協会の方も、日置地区の建設協会あるわけがございますけど、県の方とは結んでおりますので、向こうの会長の方からも、市ともそういうふうにして結びたいと、そういう意向もありますので、ことしじゅうにその協定を結んでいくような形をし、台風とか、そういう中に迅速に対応していただけるような体制は今後していきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

今、市長の答弁で、年内に結んでいくということですので、ぜひともそのようにしてください。そうすることによって、大きな災害が起きた場合に対応も早いし、災害が起きてから対応するのは難しいですので、事前に結ぶことによって、少しでも住民の方は安心されるんじゃないかならうかと思えます。

次の質問に移ります。先ほど高齢者や体の不自由な方なんかの件で、今、作成中という

ことでありましたが、全国の自治体でも高齢者の割合が年々増加していて、そこで多岐にわたって高齢者への対策が必要不可欠となるわけです。高齢者だけでなく、在宅の障害者もいる、他県では災害時要援護者として位置づけを行い、対策を講じている自治体もあるわけですが、今、先ほど市長は、今、日置市は作成中ということでありましたが、この点について詳しく説明をお願いいたします。

○総務課長（小園義徳君）

災害要援護者ということで、先ほど市長が言いましたように、いろいろプライバシーの問題とかございます。それで、自主防災組織などを利用してそういった方々の把握、あるいは自治会、区長さんを中心に地域で把握をしていただいて、そういう対応をしていただくといったようなことが必要になってくると思います。今、協議をしておりますのが、例えば視聴覚障害の方々がおられますけれども、字が読める方につきましてはファクス等でお流しできるような体制を協議をしているといったようなことで、極力そういうところの対策を講じていきたいというふうに思っております。ですから、これらの名簿の作成に当たりましては、今後いろんな関係機関とも協議をしながら整備を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

終わります。

○3番（下御領昭博君）

今、作成中ということですが、確かに個人情報保護法が施行され、高齢者・障害者なんかの住所や現状などが、災害時の避難場所などの支援体制をとる上で、関係部署との情報の共有ができない、今の時点ではできないわけですね。できるだけ早くそれを作成して、高齢者や障害者の人たちの安全をいち早く守るためにも、関係部署との情報を共有しながら作成をしてください。

次に移ります。公園設置についてですが、昨年の市長の答弁では、本来ならばことしからできる状況ということで私は考えていたわけですが、今現在作成中で、来年からということは、1年、約1年おくれるわけですね。確かに都市部とか住宅地では公園法がありまして、その公園を幾ら設けなさいと規定がありますから、公園はあるわけですが、田舎に行けば公園はございません。最近ではお年寄りがゲートボールをしたりとか、グラウンドゴルフをしたりとか、いろいろとスポーツに励んでいらっしゃると思いますので、できるものなら急いでその要綱を作成していただきたいと思うんですが、市長の考えはどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

体育広場とかゲートボール場、基本的にはこの運営については自治会が基本的には事業主体になるということでございまして、土地の取得、造成、管理等についてお願いするわけございまして、市としては自治会の方に補助金を流していく、こういう制度になるというふうに思っておりますので、基本的に、先ほども言いましたように、ことしじゅうにそういう要綱をきちっとし、予算等もございまして、来年の予算から実施していきたいというふうに考えております。

○3番（下御領昭博君）

補助金のことについてお尋ねします。補助金は大体幾らぐらい、最高幾らぐらいを考えていらっしゃるのか、まだその辺ははっきりしなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、先ほど話したとおり、ちょっと精査をしているところございまして、もう少し時間をいただきまして、その限度を含めまして、2分の1にするのか、どれぐらいの率にするのか、こういうこともまた内部の中できちっと検討させていただきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

次に移ります。入札制度についてですが、先ほど市長の答弁の中で、日置市は1件ずつ入札を行っているというふうに言われましたが、県の入札を見学されたことがありますか。

○市長（宮路高光君）

私、県の方の入札会場に入ったことはございません。

○3番（下御領昭博君）

県の入札では、一括して入札を行いますから、大体長くても1時間あったら終わるんです、何十件あろうと。例えば、市としては1件1件行っていますが、確かに件数が少ない場合は、私はそれでいいかと思えますけど、例えば1日20件とか30件とか入札があった場合に、入札箱を幾つも設けてて、例えば委任状で代理で来られる方は委任状のケースがございまして、委任状のチェックをするのは、行政側が例えば入札が始まる20分か30分前に出してもらってチェックしとって、入札を短期間に行えば、それは行政側も仕事がそれ以上にできますし、また、業者さんにしてもすごく助かると思うんです。例えば、業者でも、でっかい会社なんかはいいけど、2人か3人でやっていることなんか、社長が抜けたら仕事ができないといった声も聞くわけですね。だから、私は入札を1件1件するのは時間のむだだと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○財政管財課長（奥藺正名君）

ただいまの質問ですが、今、委任状のことが出ました。委託の場合は特に多いみたいな感じがします。委託の場合は市内業者がほとんど普通多いものですから、15件とか、そういうふうに通常多いものですから、そのときに1件1件その委任状を確認しております。これも執行状況に間違いがないということを確認させていただきまして、それから入札をしておりますが、時には、その委任状の確認

をしたときに、名前の違っているとか、あるいは住所の違っているちゅうのがあるものですから、そこは念には念を入れて執行しているところでございます。

それと、入札のときは1件ずつしておりますから、総体しますと、人数的にうちの方も、管財課の方でしておりますけれども、三、四名しか職員はおりませんから、それで確認しておる状況でありますので、事前のチェックとか、そういうのはしていないから、そういう状況になっております、今は。

○3番（下御領昭博君）

今、課長の方から答弁をいただいたんですが、私が思うには、例えば県の方ができて、日置市の方ができないというのは、私はないと思うんですね。例えば県なんかは何十件という入札があっても、四、五人来とって、ばたばたとチェックして、すごい勢いでされませう。それで、入札も、極端に言うと、1時間あったらすべて終わります。効率はすごくいいです。やっぱり時間の短縮とか効率を図る上でも、私は、やっぱり前向きに1回県の入札を見に行かせて、やっぱり前向きに検討する必要があるのではないかなと思うんですが、市長はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたので、その入札方法、また担当を県の方にも行かせ、また県からいろんな事情をお聞きしながら、入札制度改善といいますか、そういうものをしていきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

前向きに検討するようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

入札制度の2番についてですが、ちょっと関連してるんですけど、受注希望型入札をことしの3月より執行されまして、その受注希望型指名競争入札というのは、あくまでも入札制度には一般競争入札と指名競争入札、随

意契約の3種類があるわけですし、その受注希望型指名競争入札というのは、私は指名競争入札の中の運用手法の一つだと考えているんですが、それは受注、先ほど市長も言われましたように、受注する希望、受注希望のある方がそれに臨めると、それでまた、希望したくないものはもう出さなくてもよいというぐあい、その受注希望型指名競争入札が取り入れられるようになったわけですけど、受注希望型指名競争入札では、指名競争入札に比べ日数も約10日間ぐらい余分にかかるし、また行政側もかなりの仕事量がふえたのではないかと思います。市長は、この受注希望型指名競争入札と今までされていた指名競争入札のメリット、デメリットをどのように解釈されているのか、まず伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、その業者が仕事をやりたい意欲があるのか、これが一番大きな課題であるというふうに思っておりますし、また受注希望ということで、指名競争入札、ランクを含めた中で、希望を入れる場合につきましては、そういうランクの中におきましても、だれが入ったのか、しなかったのか、こういうことが一切わからなくなります。同じランクの中である程度同じように指名していけば、大体どこどこはもう指名しているんだという、恐らく業者から見れば、そのような感覚になりますので、また一つ、このことについては希望がなければ指名をしませんので、そこあたりもひとつ大きな一つの業者間におきます、だれが受注したのか、そこがわからないという、談合防止に私はこのことはなっているのかなというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

今、市長から答弁いただいたんですが、確かにそのとおりでございますけど、受注希望を出すわけですが、その中から指名されるわけですね。その指名というのはどのような形

でされているのか、伺います。

○副市長（湯田平浩美君）

受注希望型の指名のことについてであります。今、市長が申しあげましたように、受注意欲のある業者を対象にこういったことで執行いたしておりますけれども、そのメリットといたしましては、やはり指名入札と違ひまして、やはり指名の場合は行政の方が主導して指名するわけですから、その反対に受注希望型といたしましては、やはり自分がやりたいと、相手の指名に任せるのではなくて、自主的な意欲の中で手を挙げるわけでございまして、そういった部分では大分この業者の方にそういった主体性が置かれているということでは、メリットなのかなというふうに思っております。

そういう中で、一応それぞれの工事の希望型の案件を取り上げまして、指名委員会の方に出てまいります。そういった中で、ある程度期間を設けて受注希望型を公募いたします。そして、出てきた中の業者を再度指名委員会の方で審査をいたしまして、決定をいたしております。

以上でございます。

○3番（下御領昭博君）

今、副市長の方から説明があったんですが、この受注希望型を希望する場合に、監理技術者か主任技術者を書くようになってますよね。それは大きい会社は技術者というのがたくさんいて、問題はないと思うんですが、例えば小さい会社、技術者が1人か2人しかいない会社、そういったのはどのようにして把握されているんですか。あれはたしか3カ月たないと、主任技術者とか監理技術者にはなれないと、たしかうたってあるんですが、その辺のところはどのようなふうにしてチェックされているんですかね。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

建設業法の第26条に定めております、資

格を有する技術者及び現場代理人など必要な人員を配置する、できるものという形で行っております。そして、その中では、必ず業者をされるときには現場代理人を置くようにしておるんですが、このときには配置予定の技術者は3カ月以上の雇用の関係があると、先ほどおっしゃいましたように要綱の中に入っております。そして、現場の代理人は常駐することが義務づけられておりますので、人数が少ないところは、もう恐らく出されても、工事ができないんじゃないかなど。だから、工事監理者がいなければ、もう次の仕事はできないわけですから、その人がいなければですね。だから、受注希望型には応募しないんじゃないかなというふうに感じております。

○3番（下御領昭博君）

今の課長の質問に対して、出される時点では技術者が果たしてそこにいるかは確認できないということですよ。名前は書くようになってますよ。それはその会社に果たしているのか、確認はその時点ではできないということですよ。確認されているんですか。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

受注希望を出すときに、その用紙をつけて、そして指名願いも出されておりますので、そこで確認ができていくということでございます。

○3番（下御領昭博君）

指名願いを出した時点で、その後、入って、3カ月たてば、できるわけですよ。3カ月間以上いる人だったらできると、うたってありますよね、あれに。だから、その辺の把握はどのようにされているんですかと、私、さっきから聞いているんですが、その辺は把握されてないんですか。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

一応書類上だけの確認でしております。

○3番（下御領昭博君）

その件については、もういいです。

この前の15日だったですかね、入札があって、ちょっと私も新聞読ませていただいて感じたことですが、この件について一つだけお聞きしたいと思います。19日の南日本新聞に掲載されていた湯之元第一地区土地区画整理事業の入札の件でお尋ねします。この物件の入札は、受注希望型指名競争入札で1,500万円以上の物件でありますので、当然Aクラスの業者であると思います。それで、9社が指名され、参加されたわけですが、予定価格2,069万円に対し落札価格2,058万円で、落札率99.5%の高値で東和建设さんが落札された物件で、談合情報が寄せられたが、談合は確認できず、予定どおり契約することを決めたということですが、考えるに、火のないところには煙は立たないわけです。確かに談合がなかったから、よかったようなものの、私が考えるには、この行政側の積算と業者側の積算とに余りにも格差が生じたのか、それとも希望型を提出していながら、積算に格差があったため、受注する意欲がなかったのか、そのどちらかとしか私は考えられないと思います。

また、行政側の積算に誤りがなかったのか、精査はどのような方法で行っているのか、チェック体制は万全なのか、また妥当な価格であったのか、談合疑惑はなかったものの、このような記事が新聞に掲載されますと、日置市のイメージが悪くなるばかり。合併当時にあれほどの事件があったのに、一向に体質は変わらないものだと批判されるばかりだと思われまます。

以上のことから、この物件の受注希望をされた業者は何社であったのか、行政側の積算に不備な点はなかったのか、落札価格についてどう思われたのか、新聞記事の掲載についてどう思われたのか、以上の4点について市長の見解をお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

詳細につきましては、また課長の方がしますが、今、その新聞記事の価格の中で、消費税が入っている部分がございます、実質的には90%ぐらいの落札額だと思っております。何か記事が何か間違ったということであったということがございます。基本的に、ほかの物件につきましては担当の方から説明させますけど、私ども、この入札した後に、そのような情報が寄せられましたので、基本的にいろいろと、何ですか、がさネタといえますか、違う中において、いろいろと情報は来るわけがございますけど、こういう談合防止におきますチェックポイントがございます、そういうものにも照らし合わせをいたし、また、それぞれ事情聴取もしたということで、新聞の、一番おっしゃられましたとおり、価格の設計については、その金額が違ったということで理解をしていただきたいというふうに思っております。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

先ほど、今、答弁しましたように、市長が言いましたように、予定価格は9,069万円という数字でしたけれども——2,069万円という数字でしたけど、これは消費税抜きでございます。落札は2,058万円、これ消費税込みでございます。ですから、入札価格は1,960万円でございます。ですから、99.5ということですが、落札率は94.7%ということでございます。

それと、受注希望型は、今回の場合はA級ということで12社ありますが、参加を希望された方は9社でございます。そして、入札が終わった後にそういう情報が寄せられましたので、要綱に基づきまして調査させていただいたという状況でございます。

以上です。

それで、中身ですね、いろいろ確認しました。情報の確認ということで、9項目ほどあるんですが、その中で名称とか、そういうの

はもうホームページに載っていますから、すべてがもうホームページに載っております。そして、工事名とか、あるいは工期、予定の価格、そういうのは載っていますので、その中で工事の名称とか落札の予定者というのは確認がホームページでできるわけです。ですから、そこで、あとは談合業者と落札予定金額ですが、先ほど言いましたように、落札予定金額もホームページに2,069万円ちゅう数字が載っていますから、恐らく下で来るだろうという情報はあるんじゃないかなというふうに思っております。そういうことで、一応念のために聞き取り調査をしたという状況であります。

以上です。

積算は間違いないと思います。

○3番（下御領昭博君）

積算は間違いないという答弁でしたが、それは技術者の方が積算されて、照査はさしていると思うんですが、どのような体制でチェックされているのか、そこをお尋ねします。だれが積算をして、だれがそのチェックをされているのか、体制は、チェック体制はただ一度なのか、二度なのか、そこをお尋ねします。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

設計のチェックですね、それはうちに県から入っております技官がチェックしています。以上です。

○3番（下御領昭博君）

日置市ではそういうことはないと思うんですが、ほかの市町村で積算されて、例えば、これはちょっとほかから聞いた話ですが、ボックスカルバートで生コンが実際は120立米ぐらい必要なのに、数量で50立米あがってました。ということは、70立米、生コンの数量が違うとですね、積算にして大体、今、立米当たり1万2,700円ぐらいですかね、それで約90何万円違ってくるわけです。

私が言いたいのは、その積算自体には、コ

ンピューターではじくから、確かに私は間違いないと思います。だけど、工事を出す場合は、図面からチェックされて、また現場もちゃんと確認されて、その辺がちゃんとされていたかということをお聞きしているわけです。例えば、今まででも積算なんかによく、実際は2トンダンプしか入らないのに、10トンダンプで積算してあったり、そういった基本的な考え方に物すごく、本当に実際現場を見て積算されているのかなという点も、今まで何件もありました。そういうところを改めるためにも、もうちょっと行政側もしっかりとした積算をしてほしいと思います。

次に移ります。先ほど、5,000万円以上の物品について私は受注希望型をとということを行ったんですが、年間十二、三件だ。ということで、市長はその十二、三件だけど、受注希望型を5,000万円以上についてはやらず考えはないのか、再度お聞きします。

○市長（宮路高光君）

5,000万円以上は、さっき言ったように一般競争とか公募型、こういうもろもろでそれぞれの物件に対してやっていく方がいいのかなというふうに思っております。今、試行ですので、試行ということで5,000万円以下の中でやらせてもらって、それがさっきも言ったように1年間ぐらいのデータをとる中において、もう全部すれば、この受注型をやっていけばいいというふうに感じております。

○3番（下御領昭博君）

今、市長の中で公募型と言われましたけど、公募型の入札は、私もちょっとその辺は余りはっきりわかっていませんが、たしか公募型になると、物すごい時間と労力が必要になってくると思います。公募型の入札を出すときは、大抵物すごい、億、何十億円という金額の場合はその公募型が妥当かと思いますが、五、六千万円の、1億円未満の入札の場合は、

やはりAクラスの、どっちみちAクラスしか望めないわけですから、やっぱり受注をとってやらせた方が私はより公平な入札方法ではなかろうかと思っているんですが、市長が今後検討するという事ですので、よい方法で検討されるように望みますが、日置市としては、件数自体も十二、三件と少ないわけですが、その辺を含んだ形で、ことしなんか、極端に言うと、中学校校舎の入札もあるわけですね。そうした場合に、その辺も指名競争入札でされるわけですか、そこをお尋ねします。

○副市長（湯田平浩美君）

入札のあり方につきましては、この設計額あるいは予定価格に対しまして、それなりの方法を今検討している段階でございます。指名競争にするか、あるいは公募型にするかですね。ただ、市といたしましては、公募型の基準も設けてございますので、それにのっとり実施をしていきたいというふうに考えております。

○3番（下御領昭博君）

よい方向で今後も入札をされますよう、二度とこういう疑惑が持たれるようなことが、なかったからよかったようなものの、疑惑が持たれるようなことがあつては、日置市のイメージも悪くなりますから、今後十分業者も、行政側も気をつけて進めるべきじゃなかろうかと思えます。

これで私の質問を終わります。

○財政管財課長（奥藺正名君）

先ほど積算のチェックのことがございましたが、今ちょっと調べてみましたら、担当課においてチェックをしているということでございます。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（畠中實弘君）

以上で本日の日程は全部終了しました。
6月25日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時21分散会

第 5 号 (6 月 2 5 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（17番、11番、2番、1番）
-------	---------------------

本会議（6月25日）（月曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	次長兼議事調査係長	川崎美智也君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥菌正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	瀬 川 利 英 君
商工観光課長	吉 丸 三 郎 君	市民生活課長	桜 井 健 一 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宮 園 光 次 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	社会教育課長	神之門 透 君
市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君	会計管理者	朴 木 義 行 君
監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君	農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、梶康博君の質問を許可します。

〔17番梶 康博君登壇〕

○17番（梶 康博君）

おはようございます。

本日の一般質問のトップバッターということで、農業関係について最初に市長に質問をさせていただきたいと思っております。

日本国内の物質の流れ、需要と供給は国内調整だけでは対応できる時代ではなくなってきているのが現実であります。

今回の私の質問は、難しい問題であると私自身も考えるところもあるところでございませうけれども、現状を考えると、何か対応できることはないかと市長に問うものであります。

我が国の農業は、商工業の発展と対照的に、農家戸数や農業後継者の減少は著しく、農産物の生産量また農業収入の減少は危機的状況にあります。かつて国際貿易の伸展を図る中で牛肉、オレンジの自由化を容認し、柑橘の生産調整、また米の関税化によるミニマム・アクセス米の導入など、厳しい国際競争と協調に応じてきたのが今日の経緯であります。

しかし、最近新たな問題が表面化しつつあります。特に畜産経営については予断を許さないものがあると思うわけであります。

WTO国際貿易機関による農業交渉は、7月末までに関税や農業補助金の削減ルールなどを定める大枠の合意を目指しております

し、EPA経済連携協定では、7月から農業大国オーストラリアと2国間による貿易交渉が始まると言われており、そのほか米国、カナダとの交渉が始まるそうであります。2006年7月、BSE問題で止まっていた米国産の牛肉が20カ月齢以下の条件つきながらも輸入が再開され、近々その20カ月齢以上の牛肉も輸入交渉が始まる状況になってきております。また、安定供給や価格環境への影響などで不安要素の多い石油一辺倒から、生物エネルギーと言われるエタノール製造による穀類や砂糖の輸出量の調整が起こり、畜産経営は飼料価格や畜産品の価格の変動が起こりつつあるこの現状をどのようにとらえておられるのか、市長に伺います。

さらに、このような状況を踏まえ、穀物の国際価格の上昇は高値安定をもたらすものではないかと考えるわけであります。畜産経営の安定と食糧自給の面を考えると、農協、行政、生産者による畜産飼料価格安定基金の設置、あるいは研究や検討の考えはないか伺います。

続きまして、防災無線の市内一元化とケーブルテレビの構想の現状はどうなっているのかについて伺います。

市有施設が指定管理事業として民間委託される中、市長は平成23年7月までにケーブルテレビ事業を完成させたいとしておられますが、ケーブルテレビ事業については多額の建設費と以後の管理費を必要とし、公共事業として必要なものなのか。一方、公共事業として実施し、インターネット等による情報把握、どこに住んでも情報の共有と高速化など、必要との考え方などのさまざまな意見があります。現状はどうあるのかを伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、畜産経営対策についてのご質問

でございます。

世界貿易機関農業交渉における関税削減、重要品目数の縮小等の議長案が示されたことで、新多角的貿易交渉の年内合意へ向けて交渉が活発化することが予想されるため、我が国の農業、農産物貿易をめぐる情勢は正念場を迎えております。また、国際獣疫事務局総会での米国BSEステータス変更により、「牛の月例を問わず輸出可能な国」と認められたため、米国が輸入条件緩和を要請、6月にも協議が開かれる見通しであります。さらに、穀物類の価格変動については、バイオエタノール向けの需要拡大でトウモロコシ価格が高騰し、飼料価格も急激に上昇しているのが実情であります。

このような要因から肥育農家の子牛の導入を見送る等、県内の子牛相場は高値傾向から値下げ傾向にあります。また、枝肉相場においても、上物は比較的安定な価格で推移しているものの、輸入肉と競合する3等以下の肉については値下げ傾向にあるのが現状ですが、現在の価格変動の主たる要因は飼料価格の高騰ではないかと認識しております。

畜産飼料価格安定基金の設置はというご質問でございますけど、配合飼料供給安定基金という制度が全国的に整備されております。事務窓口である農協が畜産農家と契約を結ぶ飼料の契約数量1トン当たり、農家が500円、経済連が250円、全農が250円の計1,000円を基金として積み立てるもので、飼料価格が改定された場合、改定額に一定割りを乗じた額が250円以上になったときに補てんされる仕組みになっております。

3カ月ごとに価格が改定されますが、既に平成18年10月から12月期にトン当たり1,700円の値上げが実施された時点から安定基金が発動され、補てん金が支払われております。

本市といたしましては、独自でということは大変難しゅうございますので、この安定基金の運用を農家の皆様方にお勧めしております。現在日置市の畜産農家の基金加入農家は、83戸がこの基金に加入をしている現状でございます。

2番目の、防災無線とケーブルテレビの構想、現状ということでございますけど、防災行政無線の現状は、昭和59年に開局された施設を初め4地域それぞれ違う機械を使って運用しております。

この無線システムについては、今後いずれかの地域のシステムを更新する際に、すべてのシステムを更新し、周波数の統合をしなければならないというふうに思っております。このシステム統合についても、概算約20億円程度が必要と推計されているところでございます。今後どのような形態にするか、十分検討をしていきたいというふうに思っております。

一方、ケーブルテレビ事業につきましては、ことしの3月末の総務省のまとめによりますと、全国5,114万世帯のうち2,874万世帯、56%余りの世帯がケーブルテレビに加入しており、年々増加しております。

この運営については、特に都市部の人口が密集している地域で、民間業者が設置から運営まで行っているケースがほとんどのようでございます。また地方では、地方公共団体が設置して運営を行っているところや、運営は第3セクターなど民間業者が行っているところ、さまざまでございます。

日置市といたしましても、平成23年7月の地上デジタル放送への移行を見据えて昨年整備いたしました地域イントラネットの光ケーブルを利用して、防災行政無線やケーブルテレビへの拡張を行い、市内のどこに住んでいても情報を得られるように整備を進めたいと考えております。

運営の方法につきましては、公設民営で行う方向で検討しておりますが、さきも申し上げましたとおり、何しろ多額な経費を必要とすることでございます。また、ケーブルテレビにおきましても、それぞれ市民の皆様方の加入、また維持管理費、そういうものも必要といたしますので、詳細な計画書を作成いたしまして、住民説明会またアンケート等を行いながら、このことを実施してまいりたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○17番（梶 康博君）

市長の答弁をいただきましたけれども、改めて質疑をさせていただきたいと思っております。

ただ今市長の述べられた状況が、今日の畜産界に大変大きな影響を及ぼしつつあるのが、国民の皆さんも大部分が認識しておられると思っておりますけれども、この状況を打開というのは、なかなか先が見えないのが現状ではないかと思っております。

まず、飼料のことについて伺っていきますけれども、米国の対応としては飼料についてのどのような、自給が逼迫しても日本についての原料の供給というのは変わらないだろうと、ただ、値段の保証はできないと、こういうふうな発言がされておるのが現状であり、また、アメリカにおけるエネルギー転換のこの影響というのは、飼料だけでなく食費にも値上がりがあり、国内においては、もう飼料用にしようとし食用にしようとするとうモロコシをつくりなさいと一部には言うような話も、そう聞いておるのが現状であるわけでございます。

このとうモロコシがエタノールに変わるその絞りかすを、今後飼料にできないかというのが研究されているということでもありますけれども、これは非常に今日本、鹿児島でいうと、でんぷんかすみたいなもので栄養分がないと。そして、それに国内では米を混ぜた飼料を研究したらどうかというのが、今国の方

では取り上げられておりますけれども、この絞りかすにしても、遺伝子の組みかえのとうモロコシが非常に多く、このエタノール用には混入されているんじゃないかと思うわけがありますし、アメリカの畜産農家においては、今までのとうモロコシを与えておった量を少なくし、増大量は少なくなっても粗飼料を与えて期間を長くして畜産経営をやろうというのが現状だというような話も聞いております。

そういうことを考えたときに国内の、国内のというか自分たちのこの日置市の畜産農家に、今市長が答弁されましたように、安定基金に83戸の農家が加入している。これはほんのわずかな農家、一部の農家が加入しているということで、この飼料価格の高騰というこの打撃は非常に大きな痛手になっていると思っておりますけれども、一般的にこの市内の畜産農家にこういう状況の中でどのような対応をすべきか指導すべきか、検討すべきか考えておるようなことがあったらお答えを願いたいと思っておりますけれども。

○市長（宮路高光君）

今議員がご指摘のとおり、飼料の価格というのが畜産農家に大変大きな打撃を与えているのは否めません。特に生産コストの中におきましても、この飼料といえますか、えさ代というのが約30%程度占めておるとのことでございます。

このような状況の中で、特に肥育・生産という2面があるわけでございますけど、特に多頭農家の肥育農家、ここが一番大きな打撃を受けると言えるのかなと思っております。子牛生産の農家につきましては、それぞれ粗飼料体系の中で子牛育成というのができるわけでございますけど、肥育におきましては、この濃厚飼料を含めた肥育の技術というのが今まで確立されているのが実情でございます。

そのような中で、今加入率につきましても、特に多頭農家の皆様方にこの基金への加入と

いうのを考えておるところでございます。

特に、今後の相場がどのような推移で動いていくのか、ここあたりも十分見極めをしながら、また市といたしましても、農協、またそれぞれの関係機関とこのことについて十分な打ち合わせをしながら、農家育成に図っていきたいというふうに考えております。

○17番（梶 康博君）

輸入飼料の価格がこのままで止まるとか、あるいは値下がりするとかというような状況が出てくると、私の今質問している内容とは大変逆の方向が出てくると思うわけですが、状況は決して楽観視できないというようなのが現状であるようです。

そこで、きのうの新聞でしたけれども、千葉県の酪農家の方が、年4回粗飼料を収穫しているというのが新聞に出ておりましたけれども、その方は平成5年で4割、平成6年で5割の自給率だというようなことであります。こういう、酪農も非常に購入飼料の比率が高いわけでありますので、そういうのを見たり聞いたり、これからたくさん出てくると思うわけですが、その中で、やはり自給飼料の増産、それからいい粗飼料の生産、そして今乾草も、非常にわらとか乾草とか輸入飼料が多く使われておりますけれども、そういった良質乾草の生産とか、また、簡易サイロによるサイレージの生産など、これまで行政とか農業指導機関とか、そういった方々が取り組んできたことが農家の中で定着しにくい部分もたくさんこれまで出てきておったわけですが、それを、そういった技術的なもの、あるいは経営的なもの、そういったことについて今後取り組むということは改めないものなのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

このトウモロコシの相場、特にアメリカに起因するわけでございますけど、ちょうど10年前、凶作によりまして大変トウモロコ

シが高騰した時期がございました。ことしの今の価格の推移におきましては、その10年前の高騰に似通っておるというのが実情でございます。

そのような状況の中で、今後アメリカにおきますトウモロコシの生産推移、特に今、環境重視した中でエタノールに転換ということでございますので、このエタノール作成につきまして、トウモロコシではなく、また木材の転用とかいろいろな絡みを国の方でもやっておるようでございます。そういうことがある程度の技術的な確立ができれば、この価格というのも安定するのかなという見通しも考えているわけでございますけど、議員がご指摘のとおり、基本的に畜産農家というのはそれぞれ国外に依存しているのが多いのが実情でございます。その中におきまして、いかにして自給率を上げていくのか、このことも、技術的なことを含めながら農家としても考えなければならぬというふうに考えております。

今ご指摘のとおり、生産、サイレージとかそういう副産物にどう転化して高品質なものをつくっていくのか、やはり自給率を上げていく中において、農家経営におきましても大変ウエートの大きなシェアを占めますので、そういう研究というのは、自分たちでできる研究というのは、また試験場を含めた中で十分私どもも一緒に研究させていただき、そのことを農業の皆様方にも周知しながら、今後の畜産経営に入っていきたいというふうに考えております。

○17番（梶 康博君）

これからは、非常にこの自給飼料の生産、国内においては休耕田等の利用、そういったものも環境的にはあるわけですが、自給飼料の生産状態というのが一番経費の削減につながっていくんじゃないかと思っておりますので、今後やはり折を見て機会を多くしながら、そういう自給飼料の効率的な生産と給与の仕

方、そういうことも検討していただきたいと思うわけであります。

続きまして、今、配合飼料供給安定基金という全国的制度についてでありますけれども、この市長がおっしゃった資料と私が農協の方からいただいた資料と、同じじゃないかと思いますが、このトン当たり農家500円、経済連250円、全農250円という掛金を年4回積み立てをされるそうですけれども、1年前まではこの基金が積み上げられておって、非常に基金が、資金量が豊富にあったということで、今その積み立てを取り壊すことによって基金が発動されているということでありまして、平成18年の10月、12月からすると、今年度の4月、6月で1万430円の値上がりだと。トン当たり。これを、その1万430円、1トン、大体飼料は20キロ缶大になっておりますので、しますと幾らになるのかということでありまして、208円60銭、これが今年の10月、12月以前の価格よりも高くなったということでありまして、その某基金が発動されて、農家の直接の負担というのは1トン当たり1,530円ということで、30円60銭の、農家は直接負担をしているわけですが、この飼料の価格が、今補てんがされているこの基金が平成20年の半ばぐらいになったら底をつくんじゃないかと、こう言われておりますけれども、そのことについては市長はお聞きになっておられますか。

○市長（宮路高光君）

今議員がご指摘ございましたとおり、今年の10月からこの基金が発動しております。それまではずっと積み立てをしておったわけですが、今ご指摘のとおり、平成20年の7月、あと1年後ぐらいの中におきましては、どうにかまだ基金の中で、農家の皆様方の負担の少ない中で推移するのかなというふうに考えております。

私どもを含めまして、市といたしましてもこの基金があるうちはよろしゅうございますけど、なくなったときの対応と、また市としてそういう補てんをしなきゃならないのか、このことにつきましては、日置市でなく、県下を含めたそれぞれのところの大きな課題でもございます。また、国としても大きな国策としてこのことは考えていかなければならないことだというふうに考えておりますので、少しこのトウモロコシの推移という、価格の推移というのも十分見据えた中で、この補てん金の価格がなくなったときの、今農家当たり500円という、一つのこれは基金額というのは、毎年購入するときに農家が積み立てをするわけでございますので、この基金がなくなったときに、まだこれが値上がりするか農家の負担が多くなるとか、そういう現象というのも今後あるというふうに考えておりますので、こういうときに、市としてトン当たりどう助成するのか、こういうことは県下の首長会の中でも十分協議し、また国としてもできるように、この基金の価格の制度というのをやはり最初設定の——約4万円という設定をしておりますので——この設定価格を今後上げていかなければならない、一番問題はここだというふうに思っております。通常5万円ぐらいの価格になっておりますので、この5万円に合った価格の中で、基金の額をそれぞれ農家負担を設定していけばよろしゅうございますので、トウモロコシが上がる中においてその価格の設定をどこに据え置いていくのか、ここあたりも十分見ながら、私ども行政としてもその補てんのあり方というのを十分協議していかなきゃならないというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

ただいま市長の答弁で先が見えてきた感じもいたしますけれども、基礎価格を4万円から5万円に上げるとき、現在この1年間に

1万430円の値上がりをしているわけですが、これは補てんがあって農家の場合は4万2,230円ということで購入をして、農家負担が1,530円のところになっているところですが、この補てんをされない前のこの1万430円、ここの部分の移行のとき、やはり農家の負担が急激にふえていくということが懸念されるわけであります。

基金に加入している農家戸数も少ない中で、一、二頭飼いの農家は今の子牛価格では対応できると思いますけれども、徐々に子牛の価格も下がっていくような状況が、今までは50万円を超えておった子牛価格もメスで45万円、去勢でも50万円を下回るような状況が出てきつつあるような話、新聞等でも出ておりますので、そういうことを考えると、移行するときのこの農家の負担というのは、やはり市長が答弁された中で何とか対応して農家の負担が急激にならない、そういうことを、やはり一自治体では大変難しい問題かもしれないけれども、私もこの配合飼料安定基金制度があるということをお勉強ながら知りませんでしたので、農協でお聞きしましてちょっと安心もしたわけですが、底が見えているというようなことも聞いてまたびっくりということで、農協も資金的に非常に難しいというのが今の反応では言うことですので、やはり移行、その基礎価格を上げるときの、この移行については行政・農協非常に綿密な連携を取りながら農家に対応していただきたいというようなことを申し上げて、この飼料についての質問を終わらせていただきたいと思います。

それから、防災無線とケーブルテレビについての質問に入らせていただきますが、防災無線については、全市民の安全また広報周知に非常に必要なものであり、相当の経費が必要とされてもやむを得ない、また、今日のデジタル化の振興の中ではやらざるを得ないも

のであると思っておりますけれども、このケーブルテレビ事業について住民の間でも意見が分かれているというのが、私の聞いている範囲のところでございます。

そういうことで、ケーブルテレビ事業について、市長の方では、自治会長さんとかあるいは市長の大きな団体等の中での住民の皆さんの代表的な方々の中での声というのは、推進をした方がいいというのが現状なのか、これまで長年市長もその計画を温めてこられたという経緯もある中で、どのようにお聞きになっておられるかお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、この防災無線、これは災害を含めた中におきまして、今まで4地域におきまして、ちょっと先ほど申し上げましたとおり、それぞれ4地域、使い方が違っております。その中におきましても、やはりこの防災無線というのは必要であると、これは市民を含め、みんなが一致していることだというふうに思っております。

ケーブルテレビにつきましては、23年の地上デジタル放送、このこととの中におきまして、私どももインターネットの光ケーブルを公的のところまでは配線したわけでございます。今後の運用の活用ということを含めたときに、基本的に、先ほども申し上げましたとおり防災無線、これを基本的には主体に考えていくべきことと、これを主体に考えて、このケーブルテレビをどうミックスできるのか、これが一つの大きな基本的な考えの中で進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

そういう状況の中におきまして、特に難視聴の地域、難視聴の地域におきましては、今それぞれ集团的にやっております。その中におきまして、特にデジタルに変える時期に来ておりますので、そういうところは早くして

くれということもございますけど、先ほど申し上げましたとおり、市民それぞれ2万何千世帯の中におきましては、もうそれはよかだというところも出てくるのかなというふうに思っておりますので、とりあえず公民会長さんを含めまして地域の皆様方といえますか、住民の皆様方のこのケーブルにつきましたのアンケート調査、これを今年中にやらせていただきたいと、こういうアンケート調査も含めた中で、また議会の皆様方にもいろいろとご説明していかなくちゃならないというふうに思っておりますので、夏ごろを含めた時期に、過ぎたごろに地域の皆様方にこのケーブルテレビにおけるアンケート調査をさせていただき、またそこからいろいろと検討していきたいというふうに考えております。

○17番（梶 康博君）

ただいま行政側の段取りについてわかってきましたけれども、非常に高齢化が進む中、またさきの、2日目の一般質問の中でも限界集落もあるという中において、こういう高齢化地域における加入者というのが、本当は一番こういったものが必要な世帯ではあるけれども、なかなか場合によっては加入するのが難しいというのが出てくる方々が非常に多く出てくるんじゃないかと思うわけで、特に今市長が唱えておられる中では、加入金がおおむね1万円ということであるようですけども、他地域においては大部分は3万円ぐらいのところが多いと。また、総事業費もかさむ中で負担金が少ないと、今度は引き込み工事などの附帯工事における自己負担がふえるんじゃないかというようなことも考えるわけですけども、この加入金1万円ということは、やっぱりそういう考え方は変わらないわけですか。

○市長（宮路高光君）

詳細については企画課長の方にちょっと答弁させますけど、基本的にこの加入金を含め、

また、月の維持管理費、こういうものも出てきますし、さきも申し上げましたとおり、これを民間で運営していけるのか、ここあたりも十分今後協議をしていかなければならないのかなというふうに考えて、今1万円という線も出ておりますけど、実際1万円で済むのか、まだ詳細ないろんな今からの計画を上げてみなければちょっと実情的にはわからないというのが今のこの現時点でございますので、詳細について若干企画課長の方に説明させます。

○企画課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

これまで地上デジタル放送の関係で4地域の自治会長さん方にこのケーブルテレビのことについて少し説明をさせていただいたことがあります。

その中で、ただいまご指摘ありました当初の加入金、おおむね1万円程度で毎月の使用料を2,000円とかそういう大まかな数字でご説明をさせていただいております。ただ、今市長が申しましたように、詳細な計画というのはまだ煮詰まっておきませんので、今後この辺の金額についても細かく詰めて、できるだけ市民の方々の負担がふえない形で運営ができるのかどうか、その辺も詰めた形で今後説明をさせていただきたいと思っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいというふうに考えております。

○17番（梶 康博君）

わかりました。

それから、インターネットの使用なんですけれども、既存のこの市内の企業、法人の関係ですね。企業にとってはなかなか光ケーブルは現在使えない地域における要望等というのはどのようになっているのか、私も一、二企業の方々から早い時期にこの光速インターネットの導入をというようなことが、話が聞いてはおるんですが、そこについてはどうで

しょうか。

○企画課長（富迫克彦君）

インターネットの関係につきましては、市内の交換局の事情によって光速の通信ができない地域がございます。具体的に申しますと、中川の交換局、それから永吉の交換局、それとそれ以外の通常の普通の交換局から距離が8キロを超える地域では、ADSLまでは何とかなるんですけど、光を引けないとか、そういった事情があるようでございます。

そういった意味で、一昨年立ち上げました異業種交流懇話会の中でも企業の皆さんからそういうご意見もいただいているところでございます。

以上でございます。

○17番（梶 康博君）

これからアンケートをとられるということですので、先ほど企画課長の方から、今後詳細は検討したいということですので、その検討課題の中に内容的に入れられるのかどうか、私もちょっと知識もないわけですが、この月額の使用料、これを例えば、年代とか所得、職域による格差とか、あるいは利用の仕方による格差とか、そういうものができるのかできないのか、できればまだ加入のところにも影響が出てくるというようなことも出てくるんじゃないかと思っておりますので、そういうことが可能なかどうかでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この運営を行政で全部やるのか、さっきも言いましたように、民間の中で、それぞれではじいた中で、どれだけのそれぞれの年間の維持費がかかるのかどうか、そこあたりの十分詰めもしていかなければならない。さきも申しあげましたとおり、これは私ども日置市にとって大きな課題でございます。そういうことで、議会を含め、もう少し時間をいただきながら、じっくりそれぞれの立場からいろ

いろとご意見をいただいでいかなければ、大変、さっきも申しあげましたとおり、こういう財政的な難の中で行政としてどこまでやって負担が可能なのか、このことも十分私は皆様方といろいろとじっくりかけて論議をしていきたいというふうに思っております。

このケーブルテレビもですけど、一番問題はさっき出ました防災無線、これが近々、早くこのことの整理はしていかなければならないと、このことをお互いが認識しながら、先ほども23年という、ケーブルテレビも時間はないわけでございますけど、なるべく十分なお互いの論議をした中で、最終的に市としてどの方向性で行くということ早く計画を発表していきたいというふうに考えております。

○17番（梶 康博君）

時間はまだまだたくさん残っておりますけれども、最後の質問とさせていただきたいと思いますが、市長も今おっしゃったように、非常に経費がかさむと。そういったことが一番課題になってくると思うんですが、ケーブルテレビを敷設することによって自前の方の製作放送とか、そういうこともできるようになるし、また、障害を持っておられる方々への便利度もましていくと思うんですけれども、そういう施設や人員を抱えるということは、今市長がおっしゃったように民間に委ねるとするとやはり利用料金の問題も出てくるし、そういうことを考えるときに、また一方では今この行政改革の中で職員定数管理の問題も絡んでくるというようなことで、一般的に市民の皆様に対するアンケートと、また私たち議会については言うまでもないことだと思いますけれども、そういったこと等についても詳細な説明もいただきながらやっていくということですが、そのことについて市長の最後の説明を聞いて、答弁を聞いて私の質問は終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このことについては、日置市の将来的な大きな展望の中で大事なことでございますので、本当に行政と議会が一致協力した中において、このことはやはり市民のサービスを含めた中で十分協議をしていきたいというふうに考えておりますので、お互いに情報の共有、また私どももそれぞれ計画を調査した中においては議会の方に早く説明し、議会としても、それぞれのこういう大きなプロジェクトの中において検討委員会とか調査委員会とか、そういうものをつくっていただければありがたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

次に、11番、漆島政人君の質問を許可します。

〔11番漆島政人君登壇〕

○11番（漆島政人君）

公営住宅の家賃滞納整理のあり方について質問させていただきます。

1週間ぐらい前のニュース番組で、大手企業の夏のボーナスは平均で92万円になるとの報道がなされました。ちなみに、この金額はここ最近の中で最も高い水準だそうです。

これに比べ、私たちの日置市の景気はどうかと申しますと、さきの同僚議員の質問でもおわかりのように、シャッターが降りたままの店舗も多く、また、私が見聞きする範囲でも、一部の企業を除いてここ二、三十年の中で最も厳しい印象を受けます。このことは、日置市内成人人口の約35%の方が国民年金受給者であることも大きな要因になっているのかもしれない。

そういった中、つい先日市役所の方から各家庭へ市民税、県民税の納付書が送付されました。当然私の家にも届いたわけですが、私自身、所得は昨年より下がっているし、税改正がなされたとはいえ、そんなに上がってい

ないのではないかと予測してました。ところが、中身を見ると昨年より倍近くの金額が記されていまして。その理由は、低所得者の場合、税率が5%から10%にアップしたこともあります。また、定率減税が廃止されたこともあるようです。それに、住民税の場合は所得税に比べ控除額も少ないし、また、控除される内容も少ないようです。

国は、住民税がふえる分所得税が少なくなるので、差し引きゼロになるようなことを言ってきましたけど、今回国が実施した税源移譲のための税制改正は、低所得者層にとって大きな増税になっているようです。年々ふえ続けている滞納額の問題が、こういったことでさらに拡大していくのではないかと私自身とても危惧しています。市税や国保税に限らず、滞納整理の問題は、根本的な改善を図っていかねばならない重要課題の一つであることは間違いありません。

そこで、今回私が質問いたします公営住宅の家賃滞納問題も、使用料の公平な負担や公営住宅の効率的運営を図る意味で、具体的な改善を講じていく必要があると考えます。

公営住宅が設置されている目的は、住宅に困窮している低所得者への賃貸住宅の提供です。現在日置市が運営している公営住宅は1,000戸弱ありますが、入居率はほぼ100%で、住宅の空きを待っている待機者も市内全体で129名と、需要度は非常に高いです。

したがって、地方経済が疲弊してる今日、また雇用基盤や産業力が軟弱な日置市にとって、公営住宅政策が果たす役割は非常に大きいと考えられます。

しかし、日置市がさきに示した今後の公営住宅整備計画につきましては、逼迫していく財政的なことを考慮し、新規建設はせず、老朽化した住宅の建てかえだけ整備していく方針です。よって、今ある公営住宅を公平に効

率よく運営していくことがいかに重要であるかは、私が申し上げるまでもありません。

しかし現在、入居者の中の92世帯の方は家賃を滞納しており、滞納額も18年度分だけで881万円になっています。また、場所によっては長期間入居実績が見受けられないような住宅もあるようです。

こういった問題が発生している背景にはいろいろな事情があるようですが、中には家賃の納入義務に対するモラルの低下によるものも多くあるようです。

いずれにしても、この滞納問題は、公平な住宅利用を提供していく上で早急に改善策を講じていく必要があるのではないのでしょうか。

現在、公営住宅は条例に基づいて管理運営されています。しかし、この家賃滞納問題を今の条例でどこまで具体的に改善していけるのか、難しい面もあります。例えば、3カ月以上家賃を滞納したり1カ月以上正当な理由なしに住宅を利用していない入居者に対しては、条例の中では住宅の明け渡しを請求することができることが明記されています。しかし、今までこのことを理由に住宅の明け渡しを請求した例は、旧町時代さかのぼってもないようです。

それでは、なぜそこまで踏み込んだ措置をしなかったのかと申しますと、これは私個人の見解ですが、合併前は行政と住民との距離も近く、人情的に踏み込んだ措置がとれなかった面もあったと思われまます。また、そのほかに、明け渡しを請求するまでの具体的なマニュアルが整備されていなかったことも大きな理由の一つではないかと思えます。

そこで、今後は法的措置も取り入れた家賃滞納整理要綱を整備し、それに基づいて非常識な滞納者に対しては段階的な対策を講じていくことが根本的な改善につながっていくのではないかと認識いたしますが、市長はこのことについてどうお考えか、ご見解をお尋ね

いたします。

また、入居者の保証人制度についても、入居契約の段階で2名の連帯保証人をつけることが義務づけられていますが、しかし、さきの同僚議員の一般質問でも指摘があったように、既に連帯保証人が死亡している例や、保証能力が問われそうな保証人も見受けられるようです。

今後、連帯保証人制度の有効性を高めていくためにも、保証人としての資格やあり方を見直す必要があるのではないかと思います。市長はこのことについてもどうお考えか、お尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

公営住宅の家賃滞納整理のあり方についてご指摘でございます。

公営住宅家賃の滞納につきましては、年々金額、件数ともに増加の傾向にあり、市としても対応に苦慮しているところでございます。長期の滞納者が入居を続けることで、健全な入居者の納入意識や住環境が損なわれる恐れも考えられますので、市といたしましても滞納整理要綱を整備し、滞納の解消に努めていきたいというふうに思っております。

旧町それぞれあったわけでございますので、本市としてそれぞれのよさを含め、また、ご指摘のとおり保証人を含め、また法的な根拠で対応ができるのか、近隣の町村の状況も参考にしながら、本年度内にこの要綱を整備していきたいというふうに考えております。

連帯保証人につきましては、入居審査の際に所得証明書と印鑑証明を提出いただき、審査を行っております。審査に当たっては、連帯保証人の所得額が入居者と同等以上であるか、また住所地が遠くでないかを主に審査しており、保証能力があるかどうかを判断して承認しているところでございます。

特に連帯保証人の見直しにつきましては、死亡とか転居の事実が確認できたものについては、入居者への連帯保証人の変更も指導していかなければならないというふうに思っておりますので、さきも申し上げましたとおり、今年中に整備する中におきまして、この要綱の中に、この連帯保証人のことにつきましてもしっかりと明記して進めていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（畠中寛弘君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時10分とします。

午前10時55分休憩

午前11時10分開議

○議長（畠中寛弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○11番（漆島政人君）

この家賃滞納整理の問題につきましては、市長が明確に整理要綱を整備していくと答弁されましたので、私もいろいろ細かく質問することもなくなりました。（笑声）そこで現状を、今公営住宅が置かれている現状ですね、こういうのをちょっとお話ししたいと思うんですけど、やはり住宅手当のない民間企業で働いている若い世代の方が民間アパートに入ろうと思っても、どうしても家賃が高くてなかなか経済的に難しいという面があるのは実情です。

それと、そうだからって公営住宅に即入居できるかと申しますと、先ほど申し上げたとおり、入居率、また待機者の数等でわかるように、即入居というのはなかなか難しいです。

そういった実情を抱えている中で、実際今年度は入っている方はどうかと申しますと、約1,000世帯の方が公営住宅に入っておられるわけですけど、その方の9割の方は幾ら生活が厳しくてもきちんと家賃を払っておら

れるわけですね。

そういった中で、一部の方ですけど、やはり支払い努力もしないで長年家賃を滞納している。また、職員の方が納付指導に行っても連絡もとれない方もおられる。それと、実際入っているのか入っていないのかわからないような住宅もあるわけですね。

当然、こういうのが回りの住民の方の目につけば、苦情が出てくるのは当たり前のことです。とは言っても、今の制度上の中でこういった問題が解決していけるかといいますと、先ほども申し上げたとおり、あなたはもう3カ月以上家賃を滞納しましたから住宅を明け渡してくださいというようなことは、やはりまず民法上でも難しいと思います。それと、また家賃を滞納するような方は、そういったことを指導してもなかなかそういうのに応じないというのが一般的ではないかと思えます。

そこで、私もこういった問題をどうしていけば具体的に解決できるのかと、いろいろ調査してみたところ、鹿児島市と鹿児島県がこの滞納整理要綱を整備して、具体的な取り組みをされているようです。

そこで、私も県の住宅課の方に行っている調査してみました。その結果、県の方も10年前まではかなりの家賃滞納額を抱えておられたようです。そこで、平成9年度にこの滞納整理要綱を整備されて、いろんな改善を図ってきたと。その結果、4億5,000万円ぐらいあった滞納額が今では約半分ぐらいまで改善されているようです。

そして現状は、3カ月家賃を滞納された入居者に対しては、もう即この要綱に基づいた手続に入っておられるようです。合併をして自治体が大きくなれば、やはりこういう滞納問題については厳しいルールをつくっていかないとなかなか難しいのではないかなというのを実感したわけですけど、ちょうど私が行った前日に、霧島市もこの問題で県の方に相

談に来られたということでした。

県の方も、日置市の方で整備されるのであれば、我々も協力していけるところはもうどしどし協力していきますということでしたので、ぜひ県の要綱等も参考にして、この滞納整理要綱を整備していかれたらと思うんですけど、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今議員がご指摘ございましたとおり、きちっと払っている人、またいろんな事情で払われない方、それぞれさまざまであるようでございます。

大変家計的に厳しい皆様方にしては、私どもも分納制度という、そういう制度もとっております。そのようなことを含めながら、やはりこの要綱というのをきちっと定めていかなきゃならないというふうに思っております。

ご指摘ございましたとおり、県、また鹿児島市、それぞれ要綱があられるというふうにお聞きしておりますので、今回要綱を定めるときにおきましては、そのようなことを準用しながら要綱を定めていきたいというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

ぜひ、19年度中に整備していくと言われましたので、ぜひそうしていただきたいと思えます。

そしてまた、要綱を整備した後は、この調定申し立てとか訴訟の事務手続等、これは専門的な知識が必要になってくる部分もあります。だからといって、こういう事務を一回一回専門家をお願いしていたのでは財政的な問題も出てくるし、また、調定訴訟を起こす以上は勝たなければなりませんので、どうしていけばいいのか、そういったノウハウ等についても、今後我々も一緒になって勉強させていただきたいと思えます。

次の質問に入ります。

保証人のあり方についてお尋ねいたします。

先ほど、いろいろ市長の方からも答弁をいただいたわけですが、ここでちょっと、先ほどの答弁の中では、保証人については条例の中に所得証明ですか、印鑑証明もですけど、そういうのを保証人から提出を求めておられます。

そこで、保証能力がないものについては、あるかないかを判断していくんだというふうに言われましたけど、これについてはどういった基準が、保証能力があるかないかの判断基準という、そういう指標があるのか、それについてお尋ねいたします。

それとあと、条例の中に、連帯保証人については入居決定者と同程度以上の収入を有する者を、それとまた、市長が適当と認める者というのが条例の中にうたってあるわけですが、それでは入居資格者の所得、所得基準、これを、これが実際どうなっているのかかと言いますと、これは公営住宅法の中で示されてるわけですが、上限は定められています。これ以上の方は入居できませんよと。でも、下限の方はないわけですよ。裏を返せば、収入はゼロでも入居できますよと。それとあと、経過措置でありますけど、過疎法に基づく過疎地は単身でも入居できますというのがあるわけですが、実際これを保証人の資格に置きかえた場合、私は、極端な言い方ですけど、収入はなくてもいいですよと。あと、高齢者の方でもいいですよと。そういうことを容認しているのと同じようなことではないかなと思うんですけど、こういったことで先ほどのご承認の判断基準、こういったところでの問題はないのか。

それとあと、保証人としての保証能力を失くなったときは、市長の方に届け出を、変更届け出を提出して市長の承認を得るというのものもあるわけですが、こういった事務手続もきちんとなされているのか、この3点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

詳細については課長の方に説明させますけど、この能力の問題の中におきましてどう判断するかということをごさいますけど、基本的には公営住宅の場合につきましては、低所得者の方々を最優先していくというのが一番基準でございまして、その中におきましてこの入居の基準というのが、基本的には扶養家族を含めた中におきましてある程度の、所得だけでなく、その基準もございまして、1人当たりの基準に換算して、この家族は入居できると、そのようになっておるようございまして。

今後この証明につきまして、さきも要綱を含めた中におきまして、今条例の中で入居者の所得以上のという、同程度と書いてございまして、ここあたりも他の県にいたしましてどうしているのか、十分今後の要綱の中でも定められる分については、この分についても定めていきたいというふうに思っております。

詳細については土木課長の方から現状を説明させます。

○土木建設課長（樹 治美君）

連帯保証人のことですけれども、議員が言われますように、明確な部分は定めておりません。ですから、同等といえどもゼロでもということになろうかと思っております。

○11番（漆島政人君）

私も、やっぱり今の保証人制度のあり方というのは、いろいろ条例の中には示されてるわけですけど、やはり課長の答弁でもわかるように、なかなかそれを明確化していけない、基準があるないというより、やはり公営住宅を上法に、法を乗り越えていろんな基準も決められないわけですから、そういうところに、その基準を決められない矛盾点というのがあるんじゃないかなと思っております。

しかし、今後は市長も滞納整理要綱を整備

されていくと言われましたので、当然その要綱を整備されたら、先ほど答弁の中でも、また保証人の役割というのも明確に明記していくということも言われました。そこで、この要綱を整備すれば、やはり滞納者の保証人に対しても今後明確に責任追及ができていくのではないかと思います。例えば、保証人への家賃納付指導協力依頼ですね。これは初期の段階ですけど。あと、どうしても滞納者が払わないときは保証人への保証債務の履行請求、そして最終的には保証人への滞納家賃の支払いを求める訴訟ですね。こういうのが、保証人としての責任というものが、当然具体的に問われてくるのではないかと思います。

そこで、滞納整理要綱を整理されたときは、やはりこういうことを、現在滞納されている方の保証人に対しても、これから入居される保証人に対しても、今後はこういうふうになっていきますよ、保証人も簡単に——そういう言い方はあれですけど——簡単に引き受ければこういうことになりますよと、そういうことを明確に周知徹底を図っていくべきではないかなと思っております。

それと、先ほど申し上げました、上法を乗り越えていろんな事務手続はできないわけですけど、でも国はその法律を定める段階で、地方のことなんかあんまり考えてないものもあるわけですよ。だから、幾ら法がこうだからといっても、やはり入居基準の入居指導の考え方だということで、これからは保証人については厳しい目線で受け付けていかれたらいいのではないかと思います。

次に、滞納整理要綱を今後、要綱を整備された後、この要綱を効率よく運営していくためには、どうしても要綱と一緒に整備していくものがあると私自身は思います。例えばその1点が、住宅の退去を求めた入居者から、今までの滞納を払ってくださいと言ってもなかなかそれはやっぱり難しいのではないかな

と。入居の退去を求めた、その後も厳しく追及していくのは、なかなか家賃徴収に結びつかない例があると思います。そこで、県の方もそうだったんですけど、やはりこれは市長の権限で不能欠損処理ができる基準をつくらせて、それが制度として活用できるように、この要綱の中に一緒に組み入れていくべきではないかと思えます。これが1点。

それともう1点、今の地方自治法の中では、自治体が原告となって調定なり訴訟を起こす場合は、地方自治法の中で議会の議決が必要になってくるのではないかと思えます。となった場合に、この訴訟を効率よく、また手続等の、こういった事務手続等を迅速に進めていくためには、どうしてもこの部分については専決処分ができる条例整備も一緒にしている方がいいのではないかと思えますけど、この2点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、特に入居している方については、それぞれ再三行くわけでございまして、幾ばくかの理解は出ますけど、いろんな事情の中で退去している、これが二、三年たっておる、こういう方々には大変いろいろと、私どもも何回か足を運んでいきますけど、大変ご理解が難しいというふうに思っております。

それの中におきまして、この不能欠損についてそういう要綱ということも若干定めていかなければ、いつまでもこの滞納の中で残ってしまうということもございしますので、ここあたりは十分熟慮して、要綱の中で入れていきたいというふうに思っております。

また、訴訟を含めたこの問題でございまして、大変法的に難しい部分がございます。私ども、特に顧問弁護士等もおります。そういうことも十分熟慮した中で訴訟もするわけでございまして。その中におきまして、今ございましたとおり議決、いろんなことがござい

ますので、条例もございまして。この条例におきまして、もう一回いろいろとこういう滞納整理要綱をつくる中において、条例とそぐわない部分がどうあるのか、ここあたりも熟慮した中で、また条例を変えなければならない分については条例も変えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

○11番（漆島政人君）

最後の質問にいたしますけど、やはりこの滞納整理要綱を整備した場合、最終的な法的措置として、やはり住宅の明け渡し請求訴訟というのがあるわけですけど、このことは合法的とは言え、やはり入居者の生活基盤であるもとを奪うことになるわけですよ。でも、確かに厳しい措置かもしれませんが、合併により行政範囲が拡大した今日、やはり住民の声なき声を拾っていく取り組みも必要だと思えます。それとは逆に、こういった非常識な滞納者に対しては、行政ルールを守らない場合は行政の方が毅然とした姿勢で改善を求めていくような取り組みもしていかなければ、どうしても公平な住民サービスの提供、また効率的な行政運営、それと強いては滞納者の意識改革にもつながらないのではないかと思えますけど、このことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおりだというふうに思っております。やはり毅然とした態度の中で、行政としてすべきことはしていかなければ、さっきも言いましたように不公平感、この不公平感ということをも市民の皆様方にご理解、特にこういう公共施設に入っていられっやる方はそのようにご理解していただく、そういうことが大事なことであるというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

次に、2番、上園哲生君の質問を許可しま

す。

〔2番上園哲生君登壇〕

○2番（上園哲生君）

それでは、さきの質問通告に従いまして、吹上浜県立公園の中の第二種特別地域・さつま湖公園について質問をいたします。

いちき串木野市から南さつまに至る吹上浜一帯が、その優れた自然の風景地の保護をするとともに、その利用の増進を図り、県民の保健、休養、教化に資することを目的として、県立自然公園に県知事によって指定されたのが昭和28年の3月でありました。

それ以来、吹上浜の観光拠点として活用されてきたのがこのさつま湖公園でありました。現在では、かつてのにぎわいが今いずこという感じで、安全管理上の措置とはいえ、有刺鉄線が張り巡らされ、立ち入りが制限され、そして半年が過ぎようとしております。

また先日は、毎年10月に開催されているさつま湖花火大会が、ことしは休止と、早々に報道されました。

これまで51回開催の歴史を重ね、昨年の大会においても3万5,000人の人手があり、その大会を支えるための寄付者も76件、その寄付総額412万円の協力を得ていた花火大会でありました。

この県内外に知名度の高い花火大会が休止に追い込まれたことは、楽しみにしていた方々の胸中を察するときまことに遺憾な思いがいたします。地権者岩崎グループとの難しい交渉中であることは十分理解はしていますが、そもそもこのさつま湖公園をどう利用していくのか、これからの施策の中にどうして生かしていこうと考えているのか、そのコンセプトが見えてきません。

私も当初、県立自然公園条例第二特別地域ということで、いろいろと規制が厳しくなってきたのかと思っておりましたが、県の環境保護課自然公園担当者と協議をいたしま

したら、以前と変わりなく、許可届け出さえあれば開発行為・収益事業もたいがいのことはできるとのことでした。現に、江口浜海岸の蓬莱館も自然公園の中にあるのではないですかということでありました。

旧吹上町時代には、観光資源として生かす目的で、このさつま湖公園やキャンプ場を含む吹上の原整備構想として、平成2年の第3次振興計画、平成12年の第4次振興計画の中で粛々と整備を進めてきました。新生日置市においても引き継がれていると思います。

その潜在的魅力を十分に理解をし、どういう利用の仕方ですら市民に夢を与え、市民がわくわくするような思いにつながる施策を、ぜひとも市民を巻き込んだ方向での施策に進むことを願っておりますが、市長の思い、認識をお伺いをいたします。

次に、地権者岩崎グループとどのような交渉を続けてこられているのか、その経過、経緯について伺います。

地権者岩崎グループより、昨年、平成18年1月に土地返還の要請があり、半年以上経過した9月に、12月末を期限に約3億5,000万円での売却の打診があったと、10月23日の全員協議会の場で初めて議会に説明があり、固定資産税評価額などから、約5,500万円の購入額を返答額として示すということでありました。

そして、岩崎グループは、市の返還額は提示額と隔たりが大きく、購入の意思がないと判断をし、さつま湖公園を年末に市から返還を受け、年明け早々には管理上の措置として有刺鉄線を張り巡らし、立ち入ることを禁じて今日に至っているのであります。

そもそも初めて岩崎グループより昨年1月に土地返還の要請があったとき、どういう心づもりで臨んでいかれようとしたのか、そしてその結果として、どこが担当課になり、あるいはどの幹部クラスがどのような対応をし

ていこうとしたのか、また、もっと見通しの立った交渉を進めることはできなかったのか、そのあたりからの経過・経緯について伺いたいと思います。

さて、3番目にこれからが一番の問題であります。今後の対応について伺います。

大変厳しい交渉のさなかではありますが、法律的対応によっては売り主に税務上の特例メリットを示すことも一つの方法ではないかと考えますが、あわせて他の民間取得希望者が出てきた場合の予測もしながら、その場合の対応、また時間的なものも含めましての対応をお伺いしたいと思います。

きょうは吹上地区からも多くの議会傍聴者の方々が来ていただいております。また、この6月議会から、いろいろなところでこの議会中継がなされております。ことに吹上地区の住民の方々はかたずをのんで市長の答弁を待っております。どうか誠意ある、そして前向きな答弁をお願いいたします。

第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

さつま湖公園につきましては、皆様方にも全協を通じたり、また議会の中でも答弁した経過が今までございます。

昭和30年に鹿児島交通が、つつじヶ丘やバラ園、ロープウエー、つり橋、遊覧船などを整備して開園した遊園地で、吹上浜の観光拠点として当時県内でも有数の観光施設であったと思っております。

その後、鹿児島交通の方から撤退の話があり、吹上町としては、さつま湖は地域住民はもとより花火大会や釣りのメッカとして広く県民に親しまれ、また、隣接する吹上浜公園と一体化した観光資源として重要な施設であるという位置づけから、平成13年から旧吹上町で維持管理運営をし、合併しても日置市が維持管理をしてまいりました。

ご指摘ございましたとおり、平成18年1月に市を打診をされておりました、返還をされておりました、最終的には9月に、そのような状況の中でまたどうするのかということでございました。12月まで返事をしてくれということでございましたので、私どもも、このさつま湖というのは旧吹上町におきましても大きな財産であったという考え方の中で、それぞれの価格提示をしたわけでございます。価格提示をしたわけでございますけど、やはり基礎になるものがなけりやならなかったということでございましたので、5,500万円程度と、これは課税標準を含めた中でしたわけでございます。そのような経過の中で、岩崎産業といたしまして、買う意思がないという中におきまして鉄線を張られたということでありました。

そのような状況でございましたけど、先般、私の方も4月17日、社長にお会いいたしました。それぞれ意思疎通されない部分もたくさんあったようでございまして、また私どもも書類的に返答して、また岩崎産業の方から何か書類的に回答来るのかという感じを持っておりましたけど、回答も来ない中で鉄線条を張ったということでございましたので、基本的には市といたしましても、その購入の意思というのはお伝え、そのときにいたしました。

そのような中で1回お会いいたしまして、今後まだ交渉の余地はあるという、一つの考え方を持った次第でございます。

そのような中におきまして、特に窓口はどこになっておったかということでございますけど、これは吹上支所長の方が一応窓口になりまして、それぞれ対応をしてもらったということになります。

そのような状況の中で、先般も全協の中でもちょっとお話し申し上げましたけど、5月25日だったと思っておりますけど、相手の方から、

この価格の問題もですけど、替え地といいますが、交換地といえますか、そういうものも市として考えてみてくれんかということがございましたので、一応私どもの方も、その交換地とする、適する場所をいろいろと今選定をしているところでございますので、この話、交換地を含めた中で岩崎産業の方にもお示しをしたりしております。

今後におきましても、この交換地を含めた、また価格の問題、また第三者の問題、まだいろいろと累積している課題はたくさんあるわけでございますけど、今後ともやはり前向きに、このさつま湖については交渉を続けさせていただきたいというふうに思っております。

今ご指摘ございましたとおり、本年度の花火大会というのは休止と、ことし休止ということになったようでございます。このことも、社長とお会いしたときに、1カ月でも貸してくれんかという、いろいろとお話を私の方からも申し上げました。そのときの返事が、やはり一旦こういうふうにして返還した中であるから、このことが整理しなければ、また一時的な貸し借りということではできないという返答もいただきましたので、このことを観光協会の方にもお伝えし、観光協会の方で、ことしは休止するという事になったようでございます。

今後におきましても、やはり議会の皆様方にもご報告を申し上げながら、皆さん方と一緒にこのさつま湖の問題解決のために汗をかいていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○2番（上園哲生君）

今市長より大変前向きの答弁をいただきまして、吹上地区の住民の方々もちょっと安心をされたかとは思いますが、しかしながら、その交換地もまだ選定中、そして値段の交渉も今後を待たなければならないという状況の中で、やはりそこでまとまりましても、一番大

事なことは、市民の皆さん、あるいは議会が理解をしていただくためには、さつま湖公園をどういうふうな利用の仕方をしていくのか、やはりそこらが一番大事なところだろうと思っております。取得すれば取得したで、やはりその管理の問題等も出てきます。そこら辺はどういうふうにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この購入に当たりまして、それぞれの活用問題、この問題も一番大きな一つの設定になるというふうに思っております。

今後、この購入した中におきましても活用がどう生かされるのか、それだけの財産取得するわけでございますので、今後今までの経過を含めまして十分検討していかなくちゃならないというふうに思っております。

何しろ、やはりこの観光地という中におきまして、位置づけ、大変大きな課題も残されているというふうに思っております。私も岩崎の社長とお話をする中で、なぜ衰退していったか、そういういろんな経緯というのもお聞かせを願いました。社長としては、やはり県が加世田の方に海浜公園、いろいろとそういう隣接するものにつくって、そういうもろもろも影響してきたんだと、そういう一つの思いはあったようでございます。

そういう中におきまして、大変厳しい環境的なものもございますけど、私どもも、やはりいろんな知恵をいただきながら、今後の活用というのは考えていかなくちゃならないことでございますけど、基本的には、その前にそれぞれ岩崎産業の方と今しております交換地の土地が気に入るのかどうか、また、その価格が合うのかどうか、まだその前提条件というのがまだたくさん残されておりますので、私どもの方でそこあたりも十分交渉させていただき、また皆様方にもいろいろときちっとご報告申し上げ、いろいろと判断を仰いでいきたいというふうに考えております。

○2番（上園哲生君）

確かに、今交渉中の土地の話ですから、その利用の仕方の検討をするというのも大変難しかろうというところはよく理解できます。しかし、やはり購入するという形になったり、あるいは今後そういうところで今あるわけですから、これの利用の仕方というのは、一方でやっぱり進めておくべきじゃないかと思えます。

そこで、こういうふうにしなさいちゅう話じゃなくて、例えば一つの例として挙げさせていただきますれば、皆さんご承知のとおり、鹿屋のプリンセスばら園ですね、これなんかも霧島ヶ丘公園で、それこそもう昭和50年代から衰微をしていたのが、平成5年にオープンをしまして、そして今や、あそこでミニ公募債を発行しても、それを抽選で割り振らなきゃならないぐらい、その購入者もあられるということですね。ちょっとミニ公募債のことを読ませていただきますけれども、「鹿屋市は住民参加型ミニ公募債、プリンセスかのや債を5億円、5年満期で一括償還ということで発行した」と。「その前年度に1億7,500万円を発行したところ、応募者が多すぎて購入できなかった方々がいたために、今度は5億円に広げた」というようなことが書いてあります。

そして、今や日本一のバラ園になっております。同時に、バラを通じてのいろいろなイベントをまたやっております。それこそ苗木のオーナー募集でありますとか、あるいはばらサミット会議だとか、全国でやっぱりバラ園を持っているところが集まってそういうような催し物をしたりしまして、そして住民の方々に参加をいただいたり入園いただいたりしているという状況であります。

これは一つの方法ですけれども、やはり何か特徴的なものの使い方で、市民にも入ってもらって、そして市民の皆さんとともにアイ

デアを絞ったり、ときには一緒に汗を流したりして、そしてまた新しいさつま湖の活況を取り戻すという、そのための、やっぱりそういう検討をするような会というものはいかなものでしょうか。市長のお考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、やはり市民の皆様方が参加していろいろと、購入を含めていろいろと参加していただくことは本当にありがたいことだというふうに考えております。

今鹿屋のばら園のお話ございましたとおり、それぞれ鹿屋としてのすばらしいアイデアの中、今のばら園がそれぞれ全国的な一つのテーマパークになっておられるということも認識しておりますので、またさつま湖の場合につきましては、この湖と、それぞれの今までもバラ園というのはあったわけですが、この湖等の利用の問題を含め、私ども内部の中でもいろいろとアイデアをしますが、市民の皆様方を含め、いろんなどうい活用の方策があるのか、このことにつきましては十分情報発信をしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

それでは、ちょっとあの周辺のことでも質問させていただきたいと思えます。

このたび、残念ながら52回の花火大会は行われなかったわけですが、昨年度この花火大会で国民宿舎にお泊まりになった方々、あるいはそういう売り上げ額、そしてまた、中には去年来られてそしてもう既にことしの予約をして帰られた方々もいるやに聞いております。そういう中でのキャンセル数とか、そういうものがわかりましたらお教えいただきたいと思います。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

それでは、昨年度10月に開催されました花火大会の関係でございますけれども、一番関係がございますのが国民宿舎でございまし

た。当然この施設につきましては、当日の夜は満席という考え方で宿泊が入っております。金額的には80万円程度の売り上げになっております。

次にゆーふる近くにございますけれども、このゆーふるにつきましては、宿泊関係15名程度でございます。ここににつきましては、売り上げで大体35万円程度の金が落ちていくようになっております。

それと、吹上は温泉の町でございます。また、そういった温泉につきましても昼間の秋祭りの関係等もございまして、温泉の利用価格の方はかねてとすると多めになっております。

以上でございます。

○2番（上園哲生君）

今ご説明の中でそのキャンセル数ですね。既にもう予約をとって、去年から。その数字がわかりましたらお教えいただきたいと思っております。

○商工観光課長（吉丸三郎君）

キャンセルの関係でございますけれども、当然半年前から予約を受け付けておりまして、当然この前の観光協会の役員会の中でも、ことしについては花火大会は休止せざるを得ないという結論が出た段階で、すべての宿泊にキャンセルをやっております。ただ、その数字については今ここに持っておりません。

以上です。

○2番（上園哲生君）

やはり経済的な打撃というのは大きいですね。特に国民宿舎砂丘荘の場合は、今大変、この間同僚議員の中からもありましたように、一生懸命努力をされております。そういう中で、ほかの要因といたしますか、先日は、ちょうど2月のお客さんが余りいない時期に関東学院の野球部が大変売り上げに寄与したけれども、これが沖縄へ行ってしまった。今回また花火大会で、そういうような花火大会

に関する見物客で上がった売り上げが今回はそれをまた減少するというようなことで、我々の特別会計であります国民宿舎の会計の来年度の決算というのがまたちょっと気になるような状況であります。

それとあわせまして、先日の16番議員の一般質問の中で、人口減に伴う一般質問でございましたけれども、今後人口をふやす、せめて現状維持を保っていくために今後どのような施策をとるという質問に対しまして、市長の答弁は、交流人口をふやし、定住人口につなぎ、ことに団塊世代がふるさと回帰へつながるようにしたいという趣旨の答弁がなされました。

私もまさに同感であります。しかしながら、このさつま湖公園のことで申しますと、この言葉の趣旨と全く反対の現象になっております。もうご承知のとおり、さつま湖の入口のところに、昭和28年に開校しました県立吹上高校がございます。そして、そのまさに団塊の世代の方々があの吹上高校で学ばれ、卒業され、そしてその当時まださつま湖は活況を呈しており、そこで青春時代のいろいろな思い出をつくられた方々が、今還暦、同窓会ということで学校を訪問し、そしてその後、先ほどの砂丘荘でいろんな宴会をやっているという状況であります。

ところが、ことしその還暦、卒業生の、還暦同窓会の卒業生の方々が、やはりあのさつま湖の現状を見て、有刺鉄線が張られ、そして赤いテープが張られたあの姿を見たときに、まことにどうということかという驚きと、そして寂しさを感じたというお話を聞いております。

やはりそういうことも考えますと、時間的なものというのもある程度、もうここに至りましては要望が高まってくるかと思うんです。そういうことに対して、相手方の交渉もあることとはいえ、やはりその、今後の見直し

といますか、交渉のやり方でいろいろ出てくるかと思えますけれども、そのことについて市長のご見解をお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれ、市民の皆様方の大変熱き思いというのは私のところにも入っております。私、自分自身もなるべく早く解決したいというのが自分の気持ちでございます。

そういうことを含めながら、今の中でいつまでという期限はちょっとお話しはできないわけでございますけど、やはり機会ある中におきまして私も交渉の中に今後入らせていただき、それぞれの、最終的には恐らくはトップ交渉というのがなければこのことは解決しそうじゃありませんので、そういう熱意を持った中で社長等とトップ交渉をさせていただきたいというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

今市長から大変心強い前向きな答弁をいただきまして、ぜひ頑張っていたいただきたいと思うところでありますけれども、ちょっと確認をいたしまして、そして最後の質問にさせていただきますけれども、ということは今後は——先ほどは担当部署が吹上支所長ということでしたけれども——今後は市長が先頭に立ってやっていくということによろしいでしょうか。もしそういうことであれば、ぜひ全力を注いでいただきたいと。

これで最後の、そこを確認いたしまして、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれ支所長を中心にいたしまして、最終的に私の方が最終責任をとりながら、それぞれのトップ交渉を今後していかなければ、時間の問題もございまして、いろんな市民に対します説明責任もございまして、交渉させていただきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午前11時54分休憩

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔1番出水賢太郎君登壇〕

○1番（出水賢太郎君）

今議会の一般質問も最後になりました。

あとしばらくの辛抱でございますが、皆様ご協力よろしくお願いいたします。

私は、さきに通告いたしておりました財政問題について4項目を質問いたします。

まず1番目、総務省の頑張る地方応援プログラムに関する本市の対応についてであります。

総務省は昨年10月に頑張る地方応援室を設置し、平成19年度からやる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対して、地方交付税等の支援措置を新たに講じる頑張る地方応援プログラムを策定しました。このプログラムの内容は、地方公共団体が地域の特色を生かした独自のプロジェクトを策定する場合には、具体的な成果の目標を掲げるとともに住民に公表するというものでございます。

このプログラムの応募は平成19年度から21年度までの3年間で、交付税による支援措置は1市町村につき単年度3,000万円とし、3年間まで交付税措置されます。

また、プロジェクト実施による頑張りの成果は、9つの成果の指標により、普通交付税の算定に反映されることになっております。それから、各省庁と連携した補助事業の優先

採択の配慮もあります。

この頑張る地方応援プログラム全体の交付税措置額は、平成19年度で2,700億円であり、地方分権が進む中、いよいよ本格的な地域間競争、地方自治体間の競争が始まるものと考えられます。

頑張る地方応援プログラムにおける本市独自のプロジェクトの策定状況やその内容など、プログラムに対する本市の具体的な対応はどのようなものかを、まずご答弁をお願いいたします。

2番目は、公債費負担の軽減対策について本市の対応を伺うものであります。

総務省の平成19年度地方財政対策の中で盛り込まれたもので、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金の繰上償還を補償金なしで行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減するものであります。

内容ですが、金利5%以上の普通会計債並びに公営企業債が対象で、金利段階に応じて、市町村合併や財政力、公債費や公営企業資本費などに応じて段階的に繰上償還を行うものであります。

これは、夕張市が財政再建団体の指定を受け、地方財政健全化をめぐる議論が活発化していることが背景にあります。補償金なしでの地方債の繰上償還は、市の財政負担を軽減し、そして市民の負担を軽くすることができるわけですので、早急な対応が求められます。

本市では今後どのような対応をしていくのかを伺います。

3番目の、地方財政健全化法についてであります。

今回の国会で審議されていまして地方財政健全化法が、今月15日参議院本会議で可決成立いたしました。これまでの財政再建法は①、自治体の財政状況を定期的に公表する仕組みがない、②、基準が一般会計の単年度だけの赤字だけを対象にしている、③、破綻に

至る前段階での健全化策が用意されていないとの反省から、総務省が新たな法制度を検討を進め、成立に至ったものであります。

この法律では、すべての地方公共団体が毎年9月までに、前年度の決算における4つの健全化判断比率を、監査委員の審査に付した上で議会に報告をし、公表することとなっております。

この4つの健全化判断比率とは①、単年度の一般会計の赤字比率を示す実質赤字比率、②、国民健康保険や介護保険、公営企業も含めた全会計の連結実質赤字比率、③、一般会計が負担すべき地方債の返済額の3年間の平均である実質公債費比率、④、土地開発や住宅供給などの公社、第三セクターも含めた自治体が負担すべき額の合計である将来負担比率の4つであります。

この指標が一定基準より悪化した場合、地方公共団体は自主的に財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て公表、そして公認会計士の外部監査を受けながら財政健全化に取り組みます。また、さらに悪化している場合には、国の同意が必要な財政再生計画を策定し、再建に取り組めます。

昨年9月、総務省は、民間企業と同じように収支、資産、負債、そして行政コストの状況を示す財務諸表を3年以内に整備、公表するよう要請しており、今回の地方財政健全化法とあわせ、地方財政の見直しは大きな転換期に来ていると言えます。

本市でもバランスシート並びに行政コスト計算書の作成を実施するわけですが、全国では5割を超す自治体が既にバランスシートを作成しており、この総務省の動きを見ても、本市の取り組みは合併という事情があったにせよ、遅すぎるのではないかと思います。

市長は、この地方財政健全化法についてどのような見解をお持ちでしょうか。

また、4つの健全化判断比率は平成20年

度の予算の決算から適用されるわけですが、来年度予算編成にどう影響し、また、今までの決算とはどのように変わのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

4番目に参ります。

過疎地域自立促進特別措置法についての質問でございます。

本市では、この法律に基づいて、東市来地域、日吉地域、吹上地域が過疎地域とされており、この議会では、過疎地域自立促進計画の変更の議案も審議されております。

この過疎地域自立促進特別措置法の歴史をたどってみますと、高度経済成長に伴い、農村、漁村から都会へ大きな人口移動が起こり、過疎問題が生じました。これに対処するため、昭和45年に議員立法で10年間の時限立法で制定された過疎地域対策緊急措置法が始まりとなります。

10年後の昭和55年、生活水準及び生産機能がほかの地域と比べ低い過疎地域の課題に対処するために、過疎地域振興特別措置法が10年間の時限立法で制定されます。

さらに平成2年には、過疎地域活性化特別措置法として、また10年間の時限立法として継続され、さらに平成12年に現在の過疎地域自立支援特別措置法として平成21年度までの10年間の時限立法として制定され、現在に至っております。

この間、平成の市町村合併もあり、過疎地域と都市部が合併するケースも出ており、合併論議の中でこの過疎法のあり方も問われている状況にあるようです。

法律の期限切れに近くなってくれば、現行の過疎法の延長の是非も含め、今話題のふるさと納税に代表される都市と地方の財源を含めた格差の問題が議論をされるものと思われる。

これまでほぼ自動的に期限延長されてきたこの過疎法ですが、国会では、同じ性質の奄

振法などは廃止を含めた議論が行われ、かろうじて延長された経緯があります。平成22年度からのこの新過疎法への延長は、まだ不透明な状況といってもよいでしょう。

この過疎法の延長問題は、本市の財政面でも大きな割合を占める過疎債に関わるものであり、その動向によっては財政不安をもたらす大きな問題になりかねません。私たち市民や議会、そして執行部も気をつけていかなければなりません。

市長は、平成21年度までのこの時限立法である過疎地域自立促進特別措置法の問題について、どのような見解、対応をお考えなのか伺いまして、1問目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

財政問題についてというご質疑の中で、それぞれ4項目でございます。

1項目でございますけど、頑張る地方応援プログラムは、地方独自のプロジェクトを前向きに取り組む地方公共団体に対し、国が地方交付税等の支援策を実施するものでございます。

その支援策の内容は、市町村ごとのプロジェクトを成果目標をあわせて公表することで、単年度3,000万円の3カ年間総額9,000万円の特別交付税の財政支援がなされるものでございます。

さらに、普通交付税の算定に際し、行政改革指標や転入者の人口、農業算出額等の成果指標の反映や、独自のプロジェクトに対しても補助事業の優先採択を受けられるものでございます。

本市におきましては、物産館を核とした地域ブランド化プロジェクトや新規就農等支援プロジェクトの農林水産業関連のプロジェクト、社会教育指導員の配置等の社会教育支援プロジェクトなどを8月の第2次募集に応募し、あわせてプロジェクトの推進を図ってま

いりたいと考えております。

2番目のご質問でございますけど、公債費負担の軽減対策につきましては、地方財政対策の一環として国が実施するもので、財政健全化計画または公営企業健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体、地方公営企業を対象として、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、平成4年5月までの財政融資資金及び簡保資金等の貸し付けのうち金利5%以上のものの一部について、市町村合併の状況、財政力、実質公債費比率または企業債元利償還費比率等に応じ、補償金免除による繰上償還を認めるものでありまして、高金利地方債との公債費負担の軽減を図るものを目的としたものでございます。

これまでは実質公債費比率18%以上の団体が財政健全化計画の策定を義務づけられましたが、本市においては17年度で16.2%でしたので、策定の必要はありませんでした。今回の公債費負担の軽減対策を利用して繰上償還を行う場合は、この計画を策定しなければなりません。

繰上償還の方法につきましては、国の方から具体的な事務手続の方法が示されていませんが、繰上償還を行うか否かについては減債基金等の償還財源を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、19年度末で繰上償還の対象となる金利5%以上の地方債残高は、一般会計で約4億2,700万円、公営企業会計の水道事業、下水道事業を合わせて11億8,100万円あります。中でも高金利なものとして、7%以上が一般会計で約8,700万円、公営企業会計で3億3,100万円あります。

一般会計の金利5%以上の起債を20年9月以降に繰上償還した場合、金利で7,180万円、うち7%以上の金利で548万円節減することになります。

3番目でございますけど、地方財政健全化法は、すべての自治体に財政状況を示す4つの指標を作成し、公表することを義務づけられております。

この4つの指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率であります。この指標のうち1つでも政令で定める予定の早期健全化基準以上になると財政健全化計画または財政再生計画を定めることとされております。

総務省では、法案成立後1年後をめどに財政指標の基準値を設定し、平成20年度の決算から財政健全化計画の策定を義務づける予定でありますので、本市におきましても、財政状況を示す指標の公表に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

4番目でございますけど、過疎地域自立促進特別措置法は、昭和45年に議員立法で過疎地域対策緊急措置法が施行されて以来、10年間の期限立法としてこれまで4回延長されております。

そこで、この法律期限が平成21年度までとなっていることから、今後の対応についてということでございますが、前回の延長のときに、国としては最後の期限延長というようなことが言われておりましたが、日置市の現状を見たとき、まだいろいろなインフラの整備を含め、都市部との格差が生じていると考えておりますので、関係団体とも連携しながら再度の延長に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○1番（出水賢太郎君）

丁寧なご答弁の方、ありがとうございます。

プロジェクト頑張る地方応援プログラムについてですが、これに基づいたプロジェクトを幾つかご用意されて、そして8月の第2次募集で応募するというご答弁いただいたわけですが、具体的にそのプロジェクトの中

身というか、数ですね。幾つぐらいあって、それからどういうのをどれだけやるのかというのをお示しいただきたいんです。なぜならば、いろいろ国が策定しているプロジェクトの内容を見ますと、さまざまな例があります。例えばここで言うと、地域経営改革プロジェクトとか、例えば先ほど言われたブランド化プロジェクト、それから、少子化の対策プロジェクトも打ち出しております。国の方がですね。それから、企業立地、定住促進、観光振興、そしてまちなか再生プロジェクト、そして若者の自立支援、安心・安全な町づくり、それから環境保全、このようなプロジェクト、さまざまなプロジェクトが出されております。

県の第一次募集の方のプロジェクト、各市町村見ますと、さまざまとところがあります。例えば霧島市などは、行政経営の構築、それから観光の体験交流、企業立地、子育て支援、それから学校の改築——安心・安全な学校づくりですね——など、さまざまなプロジェクトを打ち出しております。

本市としても、第2次募集に向けて、これから国からのヒヤリングなんかに対してもしっかり答えていかなければならないわけですので、まだ議会の方にもどういったプロジェクトをするか説明もございませんので、ここでひとつそういう詳しい説明をいただきたいと思えます。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

本市としまして、4月から当初予算を決めた後に数字化したものが今募集しております、10本ほど内容としてあるんですが、その中に絞って3点ほど、先ほど市長の方から答弁いたしましたように、地域ブランド確立のプロジェクト化あるいは新規就農支援プロジェクト、それと社会教育支援プロジェクト、その3本を今上げようと予定をしているところでございます。

中身としましては、地域ブランドの方は地

域地場産業の回復とか、そういう関係の内容でございます。

それと、新規就農の方では、新規就農者の後継者育成事業とかあるいは施設園芸の振興事業、そういうのを盛り込んでおります。

最後の社会教育支援のプロジェクトの中では、体験活動の推進とか青少年健全育成とか、そういうソフト面を入れておりまして、3本ほどそういうふうに、そのためのプロジェクトという形で応募したいというふうに今予定しているところでございます。

以上です。

○1番（出水賢太郎君）

県内の市町村のプロジェクトを見ると、1本だったり10本だったりたくさんあって、3本ということではいろいろ精査をされた中でこの結果になっているかとは思いますが、このプロジェクトの応募については、来年度もそれから再来年度も追加募集ができるというふうに総務省が言っておりますが、この3本以外に、例えばコミュニティーバスの事業だったりとか、もしくは観光の振興、「篤姫」が今度あるわけですが、そういう内容だったり、もしくは私が一般質問でも申し上げてきた学校の耐震化の問題、このような問題に関してもこのプロジェクトに含むべき問題だと思っておりますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今財政課長の方が説明申し上げましたとおり、現下の方にそれぞれ今後におきますプロジェクト、募集を申し上げます。基本的にはこの中におきまして、今約3,000万円程度でございますが、基本的に一般財源を使用しているものについてこの交付税措置するというところでございますので、この限度を超えていけば、もういろいろとプロジェクトの中であっても上積みというのはないと、そのような理解をしていただければよろしゅうござい

ますし、今議員が挙げました交通基盤とか少子化とか、それはいろいろ、観光とかございます。この中におきまして、これがこのプロジェクトであるからどうこうということじゃなく、私ども日置市にとっては大事なそれぞれの施策でございますので、この特別交付税の中で算定されるもの、基本的に交通基盤の整備ということもございますけど、このことについては普通交付税で算定しているんだと、そういういろいろな見解がありまして、その特色は何であるのか、そういういろいろと総務省、また県のヒヤリングの中でございますので、今回はこの3本を上げまして事業費的にいきましてこの単独事業、3,000万円以上超えておりますので、基本的には新しいこのプロジェクトを組む中において単独事業が3,000万円以上のものについて上げたという、そういうご理解をしていただければいいのかなと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

なぜ私がこのプロジェクトをもう少しふやせないかと言った理由なんですけども、各省庁と連携して、総務省が例えば国交省だったり農林水産省だったりと連携して、その補助事業の優先採択について補助事業にかかわるヒヤリングをするときに、この頑張る地方応援プログラムのこのプロジェクトに位置づけているかと、この補助事業はそのプロジェクトとリンクさせてるのかということをお聴取するというふうに総務省の方では言っております。ということは、言えばこのプロジェクトにつなげておけば、それなりに優先採択について配慮しますよというのを、総務省もですし、各省庁は言っているわけですが、その各事業の所管窓口である各省庁に対しては、その辺の問い合わせはされているのかどうか、今市長は特別交付税の3,000万円の限度額の中でと言われましたけども、これは補助事業の優先採択も絡んでくる問題ですので、

その額を超えたとしても、額を超えたとしてもそのプロジェクトにくっついておけば補助事業の優先採択をされる可能性あるわけですよ。その辺と可能性というのをどのように探っておられるのかを伺います。

○市長（宮路高光君）

今議員がおっしゃいましたとおり、それぞれ国交省また農林省、厚生省、それぞれ事業化の中におきまして、国としての補助事業、ここにも書いてございますとおり、そういうプロジェクトを各市町村が実施しておれば、それを補助事業等については最優先をしていくということでございますので、基本的に今回3本上げますけど、また20年、21年、そういうこともございますので、またその関連いたしまして、おっしゃいましたとおり、各市町村1本上げるところもあるし2本上げるところもあるし、10本上げるところもさまざまございますので、そこあたりの各市町村を見きわめながら、また自分たちの市がどのセクションの中で今後特に補助事業の新規事業、新規事業の普通の事業とは別に新しい国の事業を取り入れるときに、国も補助しますけど、それぞれ町村の中でも単独でどういう中でいろいろとやっているのか、そういう関連づけ、基本的には最後は効果だと、そういう効果の数字のものを補助事業とあわせてまして、市町村で行っている単独事業、その効果数値というのが必要なことだというふうに認識しておりますので、そこあたりの部分につきまして、今後私どもの方も十分精査していきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

あと、9つの頑張りの成果を示す指標、ございます。行政改革指標、農業の算出額、それから製造品出荷額、事業所数、出生率、転入者人口、小売業年間商品販売額、若年者就業率、ごみ処理量、この9つの指標で成果が出た場合に、国の方としては交付税算定に反

映をさせましょうというような話でござい
ますが、これもこのプログラムに基づいたプロ
ジェクトに結びつけておかないと、なかなか
反映をされにくいというような形だと思っ
たんですね。今市として3本上げているその地域
物産化プロジェクト、それから社会教育指導
員と新規就農のプロジェクト、これは、この
9つの指標とどのように結びつけていますか。
それと、行政改革の指標というのがやはり大
きな、交付税算定の反映される大きな要因に
なってくるとよく議論されているわけですが、
この辺のところは市として何も手をつけない
でいるのか、これからのプログラムの追加に
入れ込むのか、行政改革というのはどこの市
もやることなんですけれども、鹿児島県内の
市町村のプロジェクトを見ても入っていると
ころが多いですので、ぜひ日置市の方でも追
加のプログラムに入れていただきたいのです
が、その辺のお考えはどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この3年間の中でございますので、今ここ
に、これは普通交付税の算定をする、今回ま
た普通交付税の見直しというのもありますの
で、基本的にはそれぞれさきに申し上げまし
たとおり、この効果と評価の問題、数値目標、
ここに書いてございます行政改革とか農業生
産額、また、ごみ処理、また事業数というの
は企業誘致とか、こういういろんな関連がた
くさんございますので、こういうものはきち
っとした数値目標の中におきましてもこの交
付税、このプロジェクトとはまた別に、私ど
もの数値の目標数値というのはそれぞれの現
場の中でやっているわけでございますので、
このプロジェクトと関連づけていくこともや
はり大事なことだという認識は持っておりま
すけど、それ以外にもこの数値の目標という
のが交付税に今後算定に影響してくるいうこ
とでございまして、十分そこあたりも精査
をしていきたいというふうには思っておりま

す。

○1番（出水賢太郎君）

あと、4月14日に、霧島市の方で頑張る
地方応援懇談会というのが開かれたと聞いて
おります。ここには総務省の大野副大臣それ
から各市町村長が出席したというふうに聞いて
おるんですが、日置市ではどなたが参加して
どのような話があったのか、詳細を伺いた
いんですが。

○市長（宮路高光君）

この霧島で開催された懇談会につきまして
は、二、三の市町ということでもう限定して
きておりましたので、市町村長と懇談会する
ということで、私ども日置市の方には声にな
かったということでもございましたけど、市長
会とか、またそれぞれ行った皆様方とは、こ
のことについていろいろとお話やディスカッ
ションはさせていただいております。

○1番（出水賢太郎君）

それでは、2番目の公債費負担の軽減対策
についてに移ります。

まず、今の17年度の決算からちょっと数
字とってみたんですが、地方債の残高の内訳
のうち、政府資金である財政融資資金から
212億7,349万円、それから郵貯資金
が8億8,778万円、簡保資金が52億
236万円、合計で政府資金の残高が
273億6,363万円というふうに決算書
の方には出てますけれども、先ほど伺いま
したところによると、19年度末で一般の会計
で4億2,700万円、水道と下水道で
11億8,100万円がこの対象になるとい
うふうに伺いました。特に金利が高いものは
やはり早急にやってほしいなと私なんかは思
うわけです。ただ、先ほど言われたように財
源の問題もありますから、それはどうこうす
ぐにはできないという答弁でしたけれども、
新潟県の南魚沼市というところ、そこでは公
債費の負担を減らす計画というのを10年間

の計画をつくっております。

ここも合併して確かまだ2年ぐらいですかね、中越地震の後に合併をしておりますので、そのような形で公債費負担の軽減化計画というのを10年間のスパンでつくっております。で、今のところ本市としては、先ほど言われたように実質公債費比率が16.2ですので、まだ計画の策定段階ではないというふうに言われましたけれども、独自でやはり国の動きを先取りして、これから5年でもいいですし10年ぐらいの公債費の軽減化計画というのをしっかり立てるべきだと思うんですが、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。

この健全化計画書を、こういう国の公債費負担の軽減対策も出てまいりましたので、本市におきましても本年度この一応策定をつくりまして、本年度中、この減債基金の方に一応積み立てもし、来年から年次的にこの金利の高い部分から計画をして財政的な圧迫がないような状況をつくっていききたいというふうには考えております。

○1番（出水賢太郎君）

ちょっと、この繰上償還の条件というところで、金利5%以上ですと合併特例法に基づく市町村では実質公債費比率が15%以上、それから金利6%以上ですと実質公債費比率の15%以上、さらに合併特例債に基づく市町村では計上収支比率が高く、財政が硬直化して財政力が低いところと。これ、日置市は当てはまると思うんですが、確実に。今言われたように、本年度その計画をつくっていききたいということですが、具体的に総務省にはいつごろそのような形で、県と総務省には相談しないといけないことだと思うんですが、提出しないといけないと思うんですが、本年度中やって来年度に提出するという形で

よろしいのでしょうか。確実にやられるということでしょうか。

○市長（宮路高光君）

本年度中にこの計画書をきちっとつくりまして、一応繰上償還をして、来年度から実施していきたいと、そういうふうに考えております。

○1番（出水賢太郎君）

あと、この国が示した公債費の負担の軽減というのは、政府資金と公営企業の公営企業債に当てはめているものなんですが、銀行などのこの縁故債がかなり金利圧迫しているところになっていると思うんですけれども、これの借りかえとか繰上償還についてはどのような状況でしょうか。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

市中銀行からで借り上げで一番高いので4%以上というふうにしておりますので、今のところ市中銀行の方は借りかえはしておりません。

○1番（出水賢太郎君）

銀行も今経営が結構厳しいので、すごく査定あたり厳しくなっているというふうに聞いているわけですが、その辺の状況というのはいかがなものでしょうか。

○市長（宮路高光君）

旧町縁故債につきましては、今までそれぞれ借りかえをして、高い金利を私返してきたと思っております。

今の中におきまして、銀行におきましても大変厳しい状況がございますけど、今課長が申し上げましたとおり、今その5%とかそういう高い金利は、関係農協にしたり銀行にしたり、ないというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

では、続いて3番目の地方財政健全化法について質問を続けます。

まだ決まったばかりの法律ですので、明確に答弁はいただけないものと私も思ってい

るわけですが、現段階で実質公債費比率は出ておりますね。これが16.2ですね。あとの実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、それから将来負担比率と、これは今から出さないといけないことなんでしょうけれども、17年度の決算ベースではどれぐらいかという試算はされていますでしょうか。

○財政管財課長（奥藺正名君）

17年度でよろしいのでしょうか。

○1番（出水賢太郎君）

はい。

○財政管財課長（奥藺正名君）

17年度のところでは実質赤字比率はありませんでしたから、連結の赤字も黒字決算となっておりますのでありませんでした。

それと、3点目の実質公債費比率では、先ほど言ったように16.2%という状況でございます。

それと、将来の負担比率でございますが、これはなかなかまだ今の段階では算出していない状況でございます。

以上です。

○1番（出水賢太郎君）

実質収支が黒字だったからそういうことだと思わすけれども、ではこの前6月の、これは3日の日の日経新聞の方で、地方財政健全化法案の中で連結実質収支比率の試算をして、それを25%以上、赤字比率25パーとか、そのランキングを全国の市町村で30番目までずっとやっているんですね。その記事からなんですけれども、赤字比率ではなくて実質の収支の比率というのも出されています。各会計の実質収支の合計が分子で、分母が標準財政規模ということで、比率を出しているようでございますが、その連結実質収支比率、一般会計の実質収支とは別で連結の実質収支比率は日置市はどれだけなのかという数字をお持ちでございますでしょうか。

○財政管財課長（奥藺正名君）

まだ今出しておりません。

○1番（出水賢太郎君）

これらが恐らく、これから20年度決算に向けてしていくときに、こういう数字を全部そろえていかなければいけないということで、大変な作業であるかなというふうに私感じております。

その9月までに公表をしなければならないと、この比率の数字、公表ですね、これを9月までにしなければならないというふうに書いてあるわけですが、これ、そうなると決算の審査の時期にも影響が出るのかなというふうに感じるわけですが、その辺のスケジュール的なものはいかがなものでしょうか。

○財政管財課長（奥藺正名君）

今決算の作業、財政状況の作業中ございまして、7月中にヒヤリングがございまして、その後に公表という形になるだろうと思えます。

○1番（出水賢太郎君）

あと、全体のこの財政健全化法の出さなければならない数字全体は20年度決算からなんですが、ここに一つ文章がありまして、その他ということで、「健全化判断比率の公表は交付後1年以内から」ということで、ほかの義務づけ規定については予算編成の機会の付与の観点から平成20年度決算に基づく措置を適用すると。ということは、この判断比率の公表だけは交付後1年以内ということは、ことし19年6月ですから、今から1年以内ということは20年の夏までに出不さなければならない、ということは、19年度の決算でこの健全化判断比率の公表というのはいかなければならないと。これは義務づけですよ、この公表は。議会に報告して公表しなければならないので、この辺は19年度の決算で間に合うのかなという、ちょっと大丈夫かなちゅうような気がするんですが、そこはどうなってるんでしょうか。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

まだ国の数字が全然来ておりませんので、どんなふうに決算を出した段階で4つの指標がどうなるかちゅうのも数字が示されておられませんので、現段階では具体的でない状況でございます。

○1番（出水賢太郎君）

ということは、政令で財政健全化基準というのを政令で示すと答弁市長されましたけれども、この辺の基準の具体的な数字とかもまだ全然国から来ていないということによろしいでしょうか。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

まだ今全然数値、来ておりません。

○1番（出水賢太郎君）

待っているだけではなくて、積極的に情報収集に努めていただきたいというふうに思います。

それから、昨年9月に総務省が収支、資産、負債、行政コストのこの4つの財務諸表の整理公表をするようにと要請をしておりました。

これについて、以前13番議員も質問をされたかと思うんですけれども、この4つの財務諸表の公表というのは、バランスシートと行政コスト計算書ができてからじゃないとなかなか難しいと思うんですが、今までの答弁からいくと、18年の決算と19年の決算を見てそれから出すということで、21年度の公表ということでは言われているわけですが、総務省は早めにやってくれというような雰囲気があるようなんですけれども、早くできるということは可能性としてはないんでしょうか。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

今、この前ちょっと説明申し上げましたけれども、バランスシートを委託しまして、まだ40何年以降の決算統計の状況を4町合わせたのをずっと積み上げていきましたので、その結果ができてから連結の方も比較ができる

んじゃないかなというふうに考えておりますが。今の段階では12月をめどに一応報告してもらいたいような形で契約しているところがございます。

○1番（出水賢太郎君）

ということは、19年度中にある程度の数字が出てくるわけですから、1年前倒しみたいな形で、20年度にはしっかりとしたもの公表できるんじゃないかと思うんですが、その辺は市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今課長の方が答弁いたしましたとおり、まだこの法律につきまして、具体的なものを来ていないのが昨今の状況でございます。

その目安という数値は、ある程度の数値は、今課長が言いましたようにこちらの方も把握していくつもりでございますので、きちっとした総務省からの数値目標をし、基本的に18年、19年、この決算状況、以前の中の積み上げもしていきますけど、新しい日置市になった中においてこのバランスシートを含めいろんな状況を判断していかなければ、旧町時代だけの決算書を積み上げた中において、本当にこの今後の見通しというのは大変難しいというふうに思っております。実質17年、18年、ことし19年、3年目でございますけど、17年度は持ち寄り予算の中でやったことで、特に18年度からの今から、今後におきます予算、決算、こういう状況がきちっとした中で、今後の新しい日置市の試算表というのが出てくるというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

市長の言われるのが確かにごもっともなことかとは思いますが、ただ、この日置市、幾ら新しく合併したとはいえ、やはり旧4町の積み重ねででき上がっているものです。ですから、17年度は持ち寄り予算であったとはいっても、18年度を確かに変わ

ったかもしれませんが、継続できているものがほとんどですよね。であれば、17、18年度の決算を用いてバランスシートや行政コスト計算書、特に行政コストの計算書というのは現段階でのコスト、今動いているこの行政体のコストを調べるものであって、合併1年目でも2年目でもできることだと思うんですね。この辺もやはり市長の、トップの判断だと思うんですが、いかが思われますか。

○市長（宮路高光君）

その行政コストを含めて、それはいつでも一緒だという認識はしております。

今後の方向性を含めたことでちょっと申し上げただけのことをごさいますして、それでしないということではございませんので、それぞれのきちとした判断材料にならないかもしれないけど、おおよそのものについては近々のはっきりした数字を活用していきますので、ご理解していただきたいと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

あと、この地方財政健全化法の中で、これはちょっと進んだ話ですが、財政の早期健全化基準を上回って財政を健全化しなければならなくなったときに、個別の外部監査契約に基づく外部監査を求めなければならないというふうになっております。

これ、少し進んだ話なんですけど、要は公認会計士による外部監査をしなければならなくなっているわけですね。もしそのある一定の基準を超えてしまったら。ただ、国はそういうふうには言ってるわけですが、それを先取りして、今の市のこの財政状況というのは、以前市長が答弁されましたけど、真ん中ぐらいじゃないかというふうに言われたんですが、真ん中であっても下であってもどこであっても、適正な監査というのはしなければなりません。で、監査委員もいらっしやいますけれ

ども、もう一つこういう外部監査という、一つの方法としてプラスアルファをつけることも必要かと思われま。これは、市長が選挙のときにマニフェストでも掲げられてきたことだと思うんですが、そして私も以前一般質問でも質問をさせていただいた件でございますが、この外部監査、公認会計士による外部監査はどうするんでしょうか。全然将来像が見えてきていないんですけれども、市長はどうされたいのか、お考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

今内部監査の中でもやっておりますし、また新しい仕組みが出てきております。私ども職員を含めまして、特に公認会計士の皆様方に指導していただかなきゃならない、その数値の取り方のところ、そういうことにおいて、やはり今のところ、この外部監査という、大々的に金額をして雇ってするということじゃなく、公認会計士の方に依頼してそれぞれの数値の作成を含め、また、今後の読みとりといいますか、そういうことの勉強をする、そういう機会をやはり私はしていかなきゃならないというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

行政体ですから、なかなか民間企業の、一般の民間企業のような形ではできないというのはよくわかります。

ただ、今例えば学校法人であったりとか社会福祉法人であったりとかそういう公的な法人、それからあと一般企業でも大企業ですね、こういうところは公認会計士、それから監査法人、こういったところにちゃんと依頼しているわけです。もちろんその社員とか職員の中で講習をしたり、そういう公認会計士からの指導を仰いで数値の読み方、作成の仕方、これを教わるのは当然のことだと思うんですね。この日置市役所を株式会社日置市と例えれば、やはりそういう公認会計士の方に、ある程度の予算は組んでもやるべきだと思うわ

けです。これは別に監査委員を阻害するわけじゃなくて、それはそれであっていいんです。ただ、プラスアルファであればなおよしなんです。

これはやっぱり市民に、そして例えば銀行とか政府に対しても、ここはこの日置市はちゃんとした財政をやっていますよというPRをする、しっかりとしたPRができる場だと思うんです。そういう場をつくっていかなければ、これからの財政運営、なかなか難しい、市民の理解も得がたいと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、それぞれ監査の目の方向づけと位置づけ、そこの部分におきまして、やはり外部の見た中において、この私どもの市の健全がどう費用的にあるのか、こういうことを含めて、今おっしゃいましたとおり、またそういう指導もしていただかなきゃならないというふうに思っておりますので、今後またこの公認会計士にお願いするのか、ここあたりも十分検討させていただき、今後の一つの課題としてやっていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

それでは、4番目の過疎地域自立促進特別措置法についての質問でございます。

過疎法、過疎法とも言いますけれども、昭和45年からこの事業始まって、今もう37年たっておるわけでございます。非常に長いスパンで継続をされてきた、そして地方に、我々のこの日置市のような地方に非常に大きな恩恵をもたらしている法律だと私は認識しておりますが、どれだけ、この旧町別ですけれども、今まで37年間、事業費ベースでもいいですし、どういった形でもいいんですけれども、どれだけ恩恵を受けてきたのか、具体的に何か数字で示していただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

具体的に数字をちょっと今把握しておりませんので、また議員の方には後ほど、旧町ごとにおきます累積の過疎債の金額的なのをまたお示しをしたいと思っております。

○財政管財課長（奥藺正名君）

数字のことですけれども、過疎債の累計ですね、現在までの残高でその数字しかございませんが、今回の補正予算で71億円程度、過疎債の方では数字としてはまだ償還が残っているという状況であります。

で、累積については、後からまたわかればご報告させていただきたいと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

突然変なことを言いまして済みません。何でもこういうことを私が言うかということ、要は、非常に地方にとっては大事な法律であるというふうな、もう皆さん、議員もですし、ここにいらっしゃる方々も同じ認識だと思うんですね。ただ、先ほど市長が答弁で言われたように、国にしてみれば、もうこれ以上延長したくないというのが本音だと思うんですよ。けれども、地方としてはこれを絶対堅持しなければならない。であれば、それを訴えるすべとして、やっぱりこれだけの恩恵を受けてきてこれだけのものができたんだよと、だからこれがないと困るんだよという裏づけというのがあって、それを訴えていかなければならないと思ったから、私はこういう質問をしたわけでございます。

後もって数字をいたただければ、事業費ベースで結構でございます。それから、主な大きな事業でこういうことをしたというのがわかれば、なおよろしいかと思います。

それから、一つこの過疎債、過疎法については、今まで申し上げたとおり、この自主財源の少ない自治体にとっては大きな恩恵をもたらしてきた、こういう事実があるわけですが、一方では安易に起債を招いてしまったと

いう批判もあるのが現実でございます。これについては市長はどのようにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

国の指摘の中におきましても、累積すれば大変大きな過疎債の累積になるというふうに思っております。

この中におきまして、それぞれこれだけの生活基盤整備をした中において、一番大きな中におきましては、人口の定住を含め産業の振興、やはりこれが一番大きなねらいであったというふうに思っておりますけど、現実的にはそれだけの効果というのは大変難しいものというふうに、国の方は評価しているというふうに思っております。

ですけど、現実的にやはり国政の流れを含めまして、今までの経過の中で地方から都市の方に、また経済構造を含めまして農業から工業、こういう大きな転換を含めた中を含めて、私ども地方に残っている者にとっては、この法律でその制度の中で基盤整備しても、大変それに定住するだけのものではなかったと。さきに言いましたように、今後この次の延長するときには、やはり切り口を違う角度の中でこの国の方に訴えし、理解していただくと。そのように今特にこの都市と地方間という大変大きな格差といいますか、こういうものもありますので、ここあたりの切り口を、違った形の中で、この制度の延長ということを訴えていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

6月の7日付の毎日新聞ですけれども、島根県の隠岐の島というところがございます。ここももう完全な過疎地域なんですけど、この記事が載ってまして、どういうことかといいますと、島根県の本土と隠岐の島を結ぶフェリーがいるんですけど、ここが経営が苦しくなって、船を地方自治体で買い取ってくれと

いうふうに言ってきたそうです。これが20億円だったと。で、20億円の買い取りをするときに、過疎債の起債で7割充てられたために、交付税を充てられたために地元負担が6億円で済んだと。ただその一方で、同じその隠岐の島ではレジャー施設の建設、例えば、これはちょっと島根県の別なところですが、タラソセラピーの施設をつくったと。しかし、利用者が伸び悩みを見せて、できた次の年からは赤字を計上すると。早くも赤信号だと。このような使い方では過疎債の使い方はいかがなものかという批判が出ております。

そして、島根県の地域振興室というところは、今まで過疎法でやってきた事業を評価分析してその上で、都市部に、地方と都市の議論の中で過疎地の存在意義というのを訴えていく必要があるんじゃないかと。また、その同じ隠岐の島町の町長さんは、過疎法の利用法、過疎債の利用法については、やはり我々地方として反省すべき面もあるんだと。何でも国に頼るのではなくて、自分たちで踏ん張る、そういう意識も肝要だというふうに新聞記事に書いております。

今までの旧町においてもそうだと思うんですが、今までのやり方とこれからの国の見方というのが大分変わってきている、これはふるさと納税の議論なんかから見てもよくあらわれていることなんですけど、日置市でも、これまでの過疎債の事業の評価とか分析をした上で国に訴えていくべきだと思うんですが、そして今後の財政に生かしていくべきだと思うんですが、市長、いかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、この過疎債だけでなく、今後の合併債もですけど、この借り入れを含めた中におきまして、そのハード的な整備が主であったというふうに思っております。

この中で一応反省すべき点におきましては、

やはりその運営費、それぞれ5年、10年、20年、この運営費については過疎債は何も面倒見てもらえない。その中におきますこともきちっとやはり立案企画して、運営もどれぐらいかかるのか、やはりこういうことも必要であるというふうに思っております。今後日置市におきます過疎債の活用につきまして、今後こういうことも精査しながら、必要なものは必要として、メリハリをつけた中において活用をしていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

本当、市長のおっしゃるとおりで、これはもうみんなそのような考えでいかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

それから、過去4回の延長がありました、この今までの延長についてはすべて議員立法で法律が制定されております。特に自民党の調査会などが中心になってやられてるかと思うんですけども、今の、もうあと2年、あと2年、19年度、20年度、21年度、2年半ぐらいですか、あと短くなりましたけれども、国会での動きとか対応とか、その辺の動きというのは、情報は市としてキャッチをされているのか、それと、それに対しての動きは、先ほど陳情とかいろいろお願いしていかなければならないということでしたが、もし、こういうことがあったらいけないんでしょうけど、延長されなくなったときのバックアップなどを、やはり備えはしておかなければならないと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今議員立法で、それぞれこのことについては成立してきております。たいがい議員立法でしたものが、通常の中で、普通の法律でしていくのは大変これは難しい、いろいろと難しかったのが議員立法でやられたということが、今までの私は流れであるというふうに思

っております。

そういう中におきまして、議員の先生方にはやはりご理解していかなきやならないというふうに思っておりますけど、これがなかったらということに、想定については、またその後の中において一応考えていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

備えあれば憂いなしでございますので、ただ、本当に我が日置市にとってはこの過疎債の存在というのは非常に大きいものだというのは、皆さんもよくご存じだと思います。ですから、もしなくなったら本当どうしようという、青ざめてしまうようなことにならないように、しっかり運動をしていただきたいと思っておりますし、またそれに対する分析とか評価、その辺もしっかりして、変えられるものは変えていったりとか、どうしても使わないといけないものはしっかり守っていく、そういうメリハリの、今言われたようなメリハリをしっかりとつけていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（畠中實弘君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（畠中實弘君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

7月2日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時04分散会

第 6 号 (7 月 2 日)

議事日程（第6号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第58号 日置市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 2	議案第65号 平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）
日程第 3	議案第66号 平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 4	議案第69号 平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 5	議案第70号 平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第67号 平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第71号 平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第68号 平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	発議第 4号 日置市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第72号 新宮団地2号棟建築工事請負契約の締結について
日程第11	議案第73号 市有財産の処分について
日程第12	議案第74号 市有財産の取得について
日程第13	議案第75号 日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第14	行財政改革調査特別委員会報告
日程第15	閉会中の継続調査の申し出について
日程第16	議員派遣の件について

本会議（7月2日）（月曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑛や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	次長兼議事調査係長	川崎美智也君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	池上吉治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	小園義徳君	財政管財課長	奥菌正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	瀬 川 利 英 君
商工観光課長	吉 丸 三 郎 君	市民生活課長	桜 井 健 一 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宮 園 光 次 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	町 岡 光 弘 君
社会教育課長	神之門 透 君	市民スポーツ課長	妙 見 義 弘 君
会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	芝 原 八 郎 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中實弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第58号日置市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（畠中實弘君）

日程第1、議案第58号日置市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐藤彰矩君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）

皆さんおはようございます。今回、総務企画常任委員長に就任いたしました佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

では、ただいまより委員会の報告を申し上げます。

ただいま議題になっております議案第58号日置市過疎地域自立促進計画の変更について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

本案は、去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託され、6月13日委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長、係員の説明を受け、質疑、討論、採決したものであります。

本案は、平成17年5月議会で可決された、平成17年度から平成21年度までの後期の過疎地域自立支援計画の変更で、変更にあたっての基本的な考え方は19年度事業を実施する上で過疎対策事業債を活用する、もしくは国・県の事業名の整合性をとるためのものであります。今回は道路の追加2件、農業基盤整備、農道、林道事業における事業名称の変更3件、寝たきり老人理髪サービス事業の1件を削除するもので合計6件の計画変更で

あります。

以上、当局の説明の後、質疑に入り、質疑の中で主なものを報告申し上げます。

質疑としまして、県単農業農村整備事業など名称変更になっているが、中身が変わったのか。寝たきり老人の理髪サービス事業についてはなぜ削除されたのかについて、答弁としまして、名称変更については、国県補助事業名が3年もしくは5年で事業の見直しで名称が変わる。それにあわせて変わる。制度自体は特段大きな変更はない。寝たきり老人等理髪サービス事業については、事業に対するニーズが少なく県の事業も削除された。そのためであるという答弁でございます。

次の質疑としまして、追加の理由は、過疎債枠が余計にあったからかの質問に、答弁としましては、道路の2件の追加については19年度予算の中で2路線が追加になった。過疎債の枠とは関係ないという答弁でございます。

次の質疑としまして、過疎の地域と半島の地域があるが過疎は3地区と理解してよいかの問いに、答弁としまして、日置市は半島地域については日置市全部で、過疎は3地区であると答弁でございます。

以上で質疑を終わり討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第65号平成19年度
日置市一般会計補正予算
(第1号)

○議長（畠中寛弘君）

日程第2、議案第65号平成19年度日置市一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐藤彰矩君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）

ただいま議題となっております議案第65号につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

本案は、去る6月12日の本議会におきまして、本委員会に付託され、6月13日、委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長、係員の説明を受け、質疑、討論、採決したものであります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億126万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億1,476万6,000円とするものであります。

また、債務負担行為の補正は、農業農村整備事業積算システム借り上げ料、妙円寺小パソコンシステム機器使用料など5件の追加分であります。

地方債の補正は、道路整備事業債、街路整備事業債、土地区画整備事業債、現年補正災害復旧事業など7件の変更分であります。

次に、本委員会所管の主なものを歳入から申し上げます。

18款繰入金は、財源調整を行うための財政調整基金繰入金6,609万8,000円、皆田小学校の閉校に伴う繰り上げ償還の財源として、減債基金から繰入金4,510万円。

20款雑入でコミュニティ助成事業助成金1,550万円、宝くじ助成事業助成金900万円、市債では、土木債で一般単独事業債、市道整備事業債、土地区画整理事業債、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債5,080万円などであります。

次に、歳出の中で主なものを申し上げます。

まず、議会費は歳出のみで、職員手当等は扶養者数の変更、児童手当の増など法改正によるもので、共済費は負担率改正による増額補正であります。

次に、一般管理費の減は人事異動に伴う減額であります。

次に、諸費は、宝くじ助成事業助成金に伴う防犯パトロール車4台購入のための備品購入費であります。

選挙管理委員会費は、職員1名増に伴う人件費の補正であります。

財政管理費は、人件費のみの補正増で本庁10名、支所3名、県からの派遣職員1名の人件費であります。

企画費は、本庁9名、支所6名分の人事異動に伴う人件費の減と負担金補助及び交付金はコミュニティ助成事業交付金決定に伴う増額補正であります。

広報費は、職員2名分にかかわる共済費の増額補正、情報管理費は、職員4人分にかかわる共済費、統計調査総務費は職員1人にかかわる手当共済費等の増額補正であります。

税務課は、歳出の人件費のみで、当初本所、

支所を含めて36名で予算計上していたが、固定資産調査が終了したため本庁19名、東市来支所5名、日吉支所4名、吹上支所5名の合計33名になったための減額補正であります。

商工総務費は、本庁、支所を含め9名が8名に、1名減にかかわる人件費の補正減であります。

観光費は、小松帯刀公墓所にかかわる簡易トイレの設置、墓所道路案内板3カ所、観光案内板2基の設置及び駐車場230.9平方メートルの舗装整備、修学旅行等の誘致、受け入れ体制の整備促進を図るための鹿児島県教育旅行受け入れ対策協議会加入負担金の増額補正であります。

常備消防費は、消防長、消防団係の人事異動等に伴う増額補正であります。当初予算では68名分であったが現在70名分であります。

会計管理費は、当初予算では本庁7名、支所3名、計10名であったが、人事異動により本庁が6名分になったことの関係で人件費の減額補正であります。

監査委員費は、管理職手当の減額補正と一般職共済組合負担金の増額補正であります。

公債費の4,512万7,000円の補正は皆田小学校の繰り上げ償還分であります。

以上、当局の説明を受け、質疑に入り、質疑の中で主なものを申し上げます。

まず、財政管財課でございます。質疑として、繰り上げ償還をしたときに利率の高い低いがあると思うがどのくらいの利率の差が出るのかの問いに、答弁として、皆田小学校の分は校舎と体育館の二つある。利子は1,243万2,055円が浮いたということになるという答弁でございます。

次の質問としまして、債務負担行為の追加で日吉、吹上地域の学校よりも妙円寺の方が多い理由は何なのかの問いに、答弁として、

債務負担行為は20年度以降の期間ということで設定をしている。パソコン関係についての詳細は把握していないが、学校の規模、生徒数等による配備、台数の関係で金額の差が出たと考えているという答弁でございます。

次に、税務課関係でございます。（「総務課」と呼ぶ者あり）総務課関係でございます。質問としまして、防犯パトロールについて各地域1台配置となっているが、実際の運用はどうなるのか、いつ、だれが、どうして運転するのか。運転の規則などどうなるのか、またいつごろ購入するのか、運用の試行期間はどうかの問いに対し、青パトを購入した場合は消防交通の担当職員が朝夕毎日ではないが期間を定めて普及啓発に回ることを考えている。また、運用についてはそれらの状況を見ながら検討していく。また、ハイブリットカーを購入する予定であるが、購入の時期は発注、受注の関係でかなり期間を要するので半年ぐらいはかかるのではないかと考えている。試行期間については購入したらすぐ4地区に配備し、広報、啓発に利用していきたいという答弁でございます。

次の質問としまして、青パトの場合は資格が要る。職員がだれでも乗れるというわけではないと思うが、講習を受けることについての対応はどうするのかの問いに、青色パトロールカーは青色を灯して走行する場合はパトロール実施者証の携行が必要になる。対象となる総務課の職員などに講習を受けさせる計画にしているが、講習は警察署で簡易な講習会を開催していただけることになっているという答弁でございます。このことについては、早く対応するように準備を進めてほしいという要望がなされております。

次の質疑としまして、共済費の負担率の改正があるが、共済年金、厚生年金が統合していくということになっており、財源確保のために改正をやるということか、また児童手当

は昨年も改正があったが、今回の改正の内容はどのようなものか。住居手当は居住地の変更によって住居手当が違ってくるのかの問いに、答弁としまして、共済費の増は共済長期分は厚生年金との統合に合わせるための増も含まれる。医療費の短期分は、鹿児島県の場合は非常に医療費が高く、本共済も医療費が非常に高い関係で、それらを踏まえた共済組合が運営する中で、長期と短期を一緒にした場合の運営で、率を定め、増となっている。児童手当は、18年4月、12歳到達までに児童手当が支給されるように改正された。今回の改正は第1子、第2子について、0歳から3歳未満の児童手当が5,000円から1万円に改正された。住居手当は、アパートを借りた場合限度額があり、また自己資金で家を建てた場合に手当が支給される。居住地の変更は、実家に住んでいた者がアパートを借りた場合という意味であるという答弁でございます。

次の質疑としまして、三役の減額分、職員の減額について、その減額した分をある目的を持った事業に充てることは考えていないかの問いに、答弁としまして、具体的にその浮いた分を財源仕分けをして、それに回すということにはなかなかならない。財源充当ができるか検討もしていきたいということでございます。

次に、質問として、時間外手当の内訳、具体的な勤務の内容など教えてほしいとの問いに、職員の勤務時間は5時15分までとなっている。時間外勤務手当は5時30分から発生する。職員の給与に応じた単価があり、個人別にその単価に時間を掛けて支給することになっている。予算編成時点では給料年額の3%以内となっていると答弁でございます。

次の質疑としまして、県との人事交流について、財政管財課では時間外勤務手当分だけを見ているということであったが、福祉関係の職員もそうなのかの問いに、答弁として、

人事交流には幾つかパターンがあり、国から福祉に来ている職員は厚生省をやめた方で日置市の職員になっている。本市からも厚生省に、本市をやめた方で国の職員になっている。給料も全額、市・国で支給する。県職員からの財政管財課の職員については、本市からも県に職員を派遣している。給料は本市から支給し、県職員は県から支給される。年度末に相互が支払った分を負担金としてやり取りするという答弁でございます。

次に、企画課関係では、質問としまして、コミュニティ助成事業助成金について、今回は6自治会、2団体であるが、昨年度と比べてどのような状況か。今後、広報の仕方と申請主義であるので、その辺をどのように考えているかの問いに、答弁としまして、コミュニティ助成事業については、広報は市のお知らせ版を全戸に配布して通知、また、年1回5月ごろに開催される自治会長会に資料配付をし説明をしている。合併後1団体ぐらいつしか採択されていない状況であったが、19年度は全部採択された。今後も積極的に広報に努めていきたいという答弁でございます。

次に、税務課関係では、質問としまして、税制改正に伴う電話での苦情の件数と、どのように納得されているかの状況についての問いに、答弁としまして、先週の金曜日——これは6月8日の日でございます。——先週の金曜日に納付書を発送したが、その日は合計で10件ぐらい、今週の月曜日は60件ぐらい、昨日は30件ぐらい、きょうは、というのは、このきょうは6月13日、委員会をした日でございます。——きょうは10件もないくらいである。昨年からすると少ない。昨年は老年者控除が廃止されたので電話が多かった。今年はテレビ、新聞、政府の広報、私どももPRしたのでそれが功を奏したのかと思う。月末になってくると問い合

わせが多くなるのではないかと思うという答弁でございます。

次に、商工観光課関係では、質問としまして、小松帯刀の墓所の観光案内板との説明があったが、今後の推移を見てこれでは足りない。また、今後必要な要望があった場合考えてみようかというような素地はあるのか、増設は考えられるのかの問いに、答弁としまして、今回はトイレ、看板関係で計上したが、この中で一番問題になっているのはトイレの問題である。1月に長崎から40人、この前も180人の団体が来たが、不足しているのはトイレである。また、道路の駐車など、出てきたとき安全面を考えると駐車場が必要になるが、臨時駐車場に借り上げることもあると思う。このことについては地元の小松会と話をしている。トイレが足りなくなったときは追加の仮設トイレも必要になってくると答弁でございます。

次の質問として、県の魅力ある観光地づくり事業については日置市から要望が出ているようであるが、認められた場合、後の維持管理についてはどのように考えているのか、県との打ち合わせはできているのか。また、トイレのリースは1年リースか、複数年リースか、個数、男女別はどうなっているのか。

また、教育旅行受け入れ対策協議会について、修学旅行もいろいろな形態がある。少人数校を対象とするのか、小中学生を対象とするのか高校生なのか、また、砂丘荘、江口浜荘なのか、民宿という形でやるのか、それによって受け入れ体制も変わってくる。そのあたりの対策を日置市として講じるべきである。実際、日置市の受け入れ体制はどこまでできているのか。歴史関係の観光パンフレットは、篤姫を契機に島津家を中心にしたパンフレットはできないか。県の事業について追加要求できないかの問いに、答弁として、パンフレットは当初予算に計上したので作成中である。

小松帯刀を中心とした日置市内の史跡を時間、距離を含めた内容にすることになっている。県の事業ではない。トイレは1年間の考え方で予算を計上している。中身については、女性用1、男性用1、手洗いである。旅行受け入れ対策協議会については、昨年度は高校を1校、120人を受け入れた。観光だけではできない問題ではなく、農林水産を中心としたグリーンツーリズム的な受け入れを計画している。19年度の計画では2校ほど予定しているが中身の詳細はわかっていないということでございます。トイレの維持管理は地域の小松会で管理していくという答弁でございます。

次に、消防本部関係でございます。質問として、消防本部、北分遣所、南分遣所の職員数はどうなっているかの問いに、答弁としまして、本部13人、北分遣所14人、南分遣所14人、本署29人の計70人の体制であると答弁でございます。

そのほか多くの質問がありましたが省略します。

以上で質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第65号日置市一般会計補正予算（第1号）、総務企画常任委員会にかかわる予算については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長中島 昭君登壇〕

○環境福祉常任委員長（中島 昭君）

おはようございます。今回環境福祉常任委員長を仰せつかりました中島と申します。委員長職は初めてですので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

ただいま議題となりました議案第65号平

成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）の環境福祉常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る6月12日の本会議におきまして、環境福祉常任委員会に分割付託された議案であります。

6月13日に委員全員出席のもと、所管課ごと、執行当局の出席を求め、本案に対する説明を求め審査いたしました。今回の補正は大方が定期人事異動に伴う補正であります。質疑、討論、採決の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、戸籍基本台帳費県委託金・人権啓発活動費県委託金105万円で、補助事業採択に伴う増額補正であります。

歳出では、戸籍住民基本台帳費の給料から共済費については、出納担当職員の配置、職員の異動に伴う補正であります。また、賃金は、日吉支所職員の育児休暇に伴うものであります。戸籍住民台帳費の報償費から需用費については、本年度、県から委託された人権啓発講演会と「人権の花」運動実施のための講師謝金、出張旅費、人権啓発用品、パンフレット作成費などであり、人権啓発講演会は日置市生涯学習大会と同時開催の予定であります。人権の花は吹上地域の和田小学校で計画されております。日置市の主催は本年度からで事業費は100%県の委託金であります。

役務費は、イントラネット事業における郵便局で証明書を発行する手数料で1件168円、295件を予定してのものです。（「259件」と呼ぶ者あり）

民生費の社会福祉総務費では定期異動に伴う人件費等が主であります。これまで保護係は県からの出向2人を含め5人でありましたが、1人は県に戻られ1人は日置市職員になったとのことであります。また、新たに、「ねりんピック」準備係が新設され2人配置されました。日吉の在宅支援センターにつ

いてはこれまで5人体制だったが2人になり、子ども福祉係は5人体制から4人体制になったとのことであります。

また、平成20年4月から始まる75歳以上の後期高齢者を対象とする医療制度、鹿児島県後期高齢者広域連合へ1名派遣しているとのことであります。

老人福祉費も定期異動に伴う人件費等の補正であります。人員体制は妙円寺に7名、包括支援センターに5人の12人体制であるとの説明でした。

衛生費は、定期異動に伴う人件費などの補正であります。クリーンリサイクルセンターの職員は7名で、運転は日本管財に委託して人員は17名であります。

次に、質疑の概要の内容を申し上げます。

戸籍住民基本台帳費で、事実婚・離婚300日以内の嫡子の問題など社会的に問題になっているが、本市での該当者や対応など、どのように考えているかとの問いに、日置市では今のところ事例はない。事例が発生したら法務局と協議して間違いないようにしたいと答弁。

国民年金事務費で、まず国民年金の問題として、市への相談状況と対応はの問いに、相談は多い、本庁窓口で十五、六件ある。年金相談を実施、5月に伊集院地域で20名程度、日吉地域で五、六名、6月、東市来で60名程度、吹上地域は6月20日に実施予定であると答弁。

基本的には社会保険庁に聞くしかないと答えているが、内容で答えられる範囲は答えている。申請主義が基本ですので、自分でしっかり確認してくださいとお願いをしていると答弁。

年金台帳は本市にないのかの問いに、以前は収納台帳が各市町村にあったが、平成14年、マイクロフィルムに収納して社会保険庁で一元化保管されたため不要となり、紙

台帳を破棄されたところもある。ただし、電算記録は残してあると答弁。

社会保険庁への問い合わせ代行はできないのかの問いに、代行はしている。しかし、証明書などの発行はできない。現実には社会保険庁への電話がなかなかつながらないと答弁。

将来的に年金の支給率は下がらないかとの問いに、本市の年金受給者は1万4,635名、受給額9億7,372万4,400円で、国民年金納付者は1万1,777人、79.1%の納付率である。年金の支給が下がれば本市の経済に大きな影響があるので、自治会長会の行政説明会をお願いをしたり、年に数回のパンフレット配布や市報などで啓発活動をしていると答弁。

年金手帳はすべて配付済みか、また再発行はできるかとの問いに、個人番号制になったときすべて配付した。再発行は社会保険庁でできるとのことである。

また、市民が心配をしている、親切に対応したいとの要望がありました。

社会福祉総務費で、福祉関係職員は残業や土・日出勤や残業が相当多いように思うが、現状と対策はどうか。また、福祉サービスはできているかの問いに、時間外勤務が100時間を超えた職員もいた。昨年10月1名増員してもらい、ことし4月に課内異動調整して改善されたと思う。市民の皆様にはご迷惑かけてないと思うと答弁。

生活保護者が多くなっているが対応はどうしているかの問いに、会計課の隣の相談室で対応している。プライバシーは守られていると認識していると答弁。

本年度事業で65歳以上の人に扶助費、1,800世帯を対象に火災報知機2,000円を補助とあるが、現状と周知はどうかの問いに、4月から始まった事業である。領収書を添付した申請書1枚で済む償還払いにしたので、費目は補助金でなく扶助費とした。現在

のところ申請は余り多くないと答弁。

介護予防サービス事業費で、今回はプラン作成の増加による人員増の補正と思う。専門的な嘱託職員だが、時間給が安いのではないか、また、人材確保は可能かとの問いに、時給1,150円は民間と比べて安いとわかっているが、熟練者は無理かもしれない。しかし、新しい人の確保は可能と思う。職安やお知らせ版などで募集したいと答弁。

持ち帰っての仕事や自家用車使用についてどう考えるかとの問いに、自家用車使用については時間単価に含まれているが、来年に向けて再度協議したいと答弁。

包括支援センターで日吉の在宅支援2名はどうなるかの問いに、日吉の居宅支援事業所は9月末で廃止されるが、在宅支援センター業務については従来どおり継続される予定であると答弁。

介護認定の手続はどのようになっているかの問いに、①申請者が介護保険課に申請、②認定調査員7名が調査、③主治医の意見書を聴取、④調査結果と意見書をもとに5人1組の審査会で決める。審査員は市内に55名いると答弁。

認定度が下がり不服の人はどうするのかの問いに、介護保険課の職員が説明しても納得されない場合は、県の介護審査会に不服申し立ての申請ができると答弁。

次に、衛生費の環境衛生費では、日本管財とは随意契約か入札かの問いに、単年度更新の見積もり随意契約である。業者が変わると順調な運転まで約3カ月必要であると答弁。

クリーンセンターの課題は何かの問いに、修繕費が大きいことと、ごみの分別が悪いことである。可燃物の中に、ひどいところは資源ごみが25%ぐらい入っているところがある。また、最近、台所くずの中にプラスチックやビニール類がふえているため高温になり過ぎ、耐用温度1,200度を超過してしまう

ため傷みが早くなると答弁。

分別の成果はどうかの問いに、地域性・時節も関係あり、市民生活課に分析を出してあると答弁。

溶融炉の耐用年数は何年かの問いに、設計上は15年だがもう少し長く使えると思う。20年以上使用しないといけないと思っていると答弁。

重油高騰の影響はどうかの問いに、昨年度は約200万円の影響があったと答弁。

個人当たりのごみの排出量はどうかの問いに、平成11年は1人当たり550グラムだったが、平成17年は730グラムになったと答弁。

旧松元町・旧郡山町が抜けて稼働率はどうかの問いに、まだ余力があると答弁。

運搬者の事故状況と対策はどうかの問いに、委託会社が起こした事故だが、積載オーバーと運転者の経験不足が原因と思える。業者とも協議した。改善されていると思うとの答弁でありました。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長・課長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第65号平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）、環境福祉常任委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（畠中寛弘君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

おはようございます。さきの委員会構成で産業建設常任委員長に推薦をいただきました重水でございます。今後よろしく願いいたします。

それでは、さっそく報告をさせていただきます。

ただいま議題になっております議案第65号平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月12日に本会議におきまして、産業建設常任委員会にかかわる補正予算を付託され、14日委員会を開催し、委員全員出席のもと所管部長、課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

提案された補正予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は3,330万3,000円増額し、総額を15億3,307万6,000円にしようとするものであります。

歳入で主なものは、県補助金で活動火山周辺地域防災営農対策事業費現年補助、農地農業用施設災害復旧事業費県補助金などであります。

歳出では、農業委員会費で職員の異動による職員手当などの減額と、定率制から定額制変更に伴う減額補正であります。

農業振興費の賃金は、営農技術指導監の勤務形態変更による減額補正であります。投資的経費で負担金補助及び交付金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業採択による増額補正であります。

農業施設管理費の工事請負費はチェスト館駐車場整備工事に伴う増額補正であります。

林業振興費の負担金、補助金及び交付金は、日吉地域による県営県単治山事業採択に伴う増額補正であります。

次に、土木費にかかわる予算では1,313万2,000円増額し、総額を40億1,604万円にしようとするものであります。

歳入で主なものは、国庫補助金で地方道路整備臨時交付金、道整備交付金、まちづくり交付金、土地区画整理事業費国庫補助金、同じく臨時交付金などで、県補助金では県単急傾斜地崩壊対策事業費で吹上地域、下草田地区の事業費の2分の1の補助金であります。

歳出では、土木総務費の給与、職員手当等は人事異動による増額補正であります。

道路新設改良費の工事請負費は、地方道路整備臨時交付金事業で、日吉支所、笠ヶ野線ほか1路線と、吹上支所、和田平鹿倉線ほか2線で、事業費内示に伴う増額補正予算であります。まちづくり交付金事業は本庁新宮線ほか1路線、道整備交付金事業は下谷口恋之原ほか3路線、日吉支所岩井田飯牟礼線で、いずれも増額補正するものであります。

河川総務費の委託料、工事請負費、補償補てん及び賠償金は、すべて吹上支所、下草田地区の急傾斜地崩壊対策事業に関するもので、いずれも増額補正するものであります。

都市計画費の給与、職員手当等は人事異動による減額補正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農業委員会関係では、本庁、各支局の職員体制はどうなっているかの問いに、本庁3名、各支局1名、ほかに臨時職員として、本庁、各支局1名ずつ配置してあるとの答弁。

農林水産課関係では、農地・水・農村環境保全向上支援事業は何箇所認定されたか、また、営農指導員の勤務形態が変わったとあるが内容はどの問いに、東市来3、伊集院12、日吉1、吹上9地区、市内合計25地区である。

営農指導員は、雇用の終了を機に雇用形態を変更し、農産物直売所などの野菜相談員として作物振興の栽培管理面での現地指導など、通常の形の指導を変えて勤務することになった。今までは一般賃金で月額17万2,000円であったが、委託料に組み替え月額6万3,000円になるとの答弁。

降灰対策事業のハウスの設置場所、規模は、何を栽培するのかとの問いに、伊集院2カ所、東市来1カ所、1,296平米が2カ所、2,211平米が1カ所である。栽培する物は花卉でドラセナであるとの答弁。

歳入歳出双方に関係するが、雑入の指定管理者納付金でチェスト館5%と、工事請負費の300万円の関連はどうなっているか。説明では1,200万円の利益が出た、納付金の60万円を差し引いても1,100万円の利益が上がっている。にもかかわらず工事請負費で市が300万円も予算計上してある。納付金との関係を明確にしないと今後問題になる。契約内容をもう少し精査するべきでは、との問いに、今後調査し、十分検討するとの答弁。

次に、土木建設課では、笠ヶ野線が今度地質調査をするということだが、災害により1年間程度通行止めになっていて住民は不便を強いられている。早く解決できないかとの問いに、昨年度からの工事の分についてはボーリング調査をしたが、下の方も調査しないと工法的なものも決められないので今回実施した。通行止めに関しては原道の改良であるので迂回路がない。住民の方には不便をかけて申しわけなく思っているとの答弁。

次に、都市計画関係では、湯之元第一地区、伊集院徳重地区の事業の進捗状況は、また、湯之元地区は計画どおり進んでいるかとの問いに、徳重地区では18年度末の面積ベースで79%、補助金ベースで93%、湯之元は面積で8.1%、事業費ベースで18.2%である。19年度の予算は6億円弱である。現在のところ順調に進んでいるとの答弁。

特殊地下壕対策の確認や進捗状況はどうかとの問いに、日吉地域の内門地区は昨年度委託調査を実施、本年度は工事を行う。伊集院地域は伊集院中学校校庭の地下にあり調査を行いたい。県の方で今年度から地下壕対策促進事業として、200万円以下の国の補助に満たない事業を、21年度まで3カ年で推進し実施することになる。現在は地権者などに意向調査などしている。箇所的には東市来26、伊集院43、日吉12、吹上7、合計

で88カ所程度だと思ふとの答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第65号平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会所管につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（畠中寛弘君）

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長西菌典子さん登壇〕

○教育文化常任委員長（西菌典子さん）

おはようございます。私、初めて教育文化常任委員会の委員長を仰せつかりました西菌と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま議題になっております議案第65号日置市一般会計補正予算（第1号）について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、去る6月12日の本会議におきまして、教育文化常任委員会にかかわる補正予算を付託され、6月15日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、執行当局の担当者出席により本案に対する説明を求め審議いたしました。

説明の中で主なものを申し上げます。

提案された補正予算のうち、教育費にかかわる予算は1,718万2,000円増額し、27億9,175万2,000円とするものであります。

債務負担行為は、教師用日吉・吹上地域小学校パソコンシステム機器使用料62台、中学校19台、妙円寺小学校11台、計92台分と再リース36台分であります。

歳出の主なものは、人事異動及び負担率改正による人件費であります。

教育総務費事務局費工事請負費115万円は、教育委員会事務局に子ども支援センターを設置するため、間仕切りの改修工事であります。

小学校費学校管理費工事請負費150万円は、伊集院小学校の学級増に伴う改修工事であります。委託料800万円は、伊作小学校校舎の耐力度調査業務委託で、平成18年度耐震化の優先度調査により危険度ランクが高いためであります。

中学校費学校管理費工事請負費250万円は、日吉中学校屋根防水工事で、学校建設費からの組み替えであります。

幼稚園費は、伊集院北幼稚園休園による減額補正であります。

社会教育費公民館費委託料340万円は、まちづくり交付金集会施設建設事業費、妙円寺地域交流センターの設計変更委託による増額補正であります。

同じく工事請負費680万円は、日吉中央公民館屋上防水工事であります。

次に、主な質疑の概要を申し上げます。

伊集院小学校の教室改修について、特別教室は1つで足りるか。教室も古いのか。校舎の耐震度調査の結果はいつわかり、どのような方向性があるかとの問いに、特別教室を区切って使えばできるのではないかとのことである。建物は古い。耐力度調査は、18年度明許繰り越し事業で夏休みを利用して実施予定である。9月中旬の結果で計画を立てる。財政との調整となる。危険を伴う部分についてはすぐに対応するとの答弁。

伊集院北幼稚園の休園について、子どもたちに不便はないか、建物の今後の活用はとの問いに、19年度募集したが申し込みがなく、ほかの幼稚園に入られたのではないか。今のところ1年休園である。建物はまだよい。管理を学校にお願いしている。今後のあり方については、幼稚園の検討委員会を立ち上げる

予定であるとの答弁。

給食費の滞納、特に伊集院地域の給食センターの滞納状況はとの問いに、給食費の滞納は、東市来、日吉、吹上地域はそれほどふえていない。伊集院地域は、平成19年1月から口座振り込みを学校単位の徴収に変更した。伊集院中学校は18年度滞納が100万円となり、お願いに行っているが、ほかの学校は大きな滞納はない。伊集院地域は18年度未納が134万8,000円、11月から金融機関のオンラインシステムを使って各学校長が責任を持って徴収するとなった。伊集院地域給食センターの平成17年度までの滞納は累計で437万円であり、過年度徴収にも回って実績80万円徴収したが非常に難しい。現年度を優先する。また、転出、自己破産もあるとの答弁。

本市給食はセンター方式、自校方式はどうなっているか。自校方式とセンターとの連携は。また、地場産を利用した地産地消の状況はとの問いに、伊集院と東市来地域が給食センター方式、日吉地域はすべて自校方式、吹上地域は伊作小、花田小、和田小はブロック調理場、吹上中学校と永吉小は自校方式。給食費は標準的な額で、栄養士が予算、内容の計画を立てて、市内、差はないと思う。地場産の活用となると大きなセンターでは思うようにできないところがある。伊集院給食センターは1日2,700食、月に2回、地場産として伊集院米、東市来のキャベツ、かぼちゃ、ニンジンと、できるだけ地場産を活用している。好評で市場価格より若干安い。東市来給食センターはこけけ物産館や蓬莱館から仕入れており、地場産野菜の割合は37%である。自校方式は、センター方式より地産地消には取り組みやすいが、物によっては価格が高くなったり手間がかかることもあるとの答弁。

耐力度調査について、どのような基準があ

り、改修などをどのような方法で判断するかとの問いに、耐力度調査は建物の構造耐力、経年経過、立地条件を見る。算出基準は、耐用年数、図面がある場合、ない場合、コンクリートを切り取って測定、鉄筋とコンクリート表面までの距離など、文部科学省が定めた方式で数値化して点数が出る。健全な場合は1万点。5,000点が建てかえ補助の目安であるとの答弁。

学校管理費、教育振興費の備品購入費などの地域、学校への予算の割り振りの根拠は何か、また、平準化などの目標はいつかの問いに、平成17年度は4地域持ち寄り予算で、18年度は前年度ベースの枠内予算要求だった。19年度は、18年度をベースに各学校が予算要求をした。消耗品費が足りないという強い要求で平準化したため備品に偏りが出た。規模、学級数、生徒数といったものを数値化して平準化しようと努力している。次年度の当初予算を立てる11月ごろまでに案をつくりたいとの答弁。

東市来の総合運動公園のテニスコートの整備計画の概略はとの問いに、当初計画は8面の整備計画で進めてきたが、いろいろな事情を考慮して、とりあえず4面となった。本年度当初予算6,900万円の中で、4面に対する造成工事、観覧席設置、擁壁、来年度に向けて全天候の芝張りなど計画。翌年度、概算で8,000万円かかると思うとの答弁。

妙円寺地域交流センターの補正になった経緯はとの問いに、3月議会で承認をいただき、4月に建設課で事務委任の手続の打ち合わせを行ったとき、議会の意見も勘案してこのまま発注していいのかということになり、上司とも相談して、議会の質疑をどうとらえるかということで検討した結果、見直しができるのであれば見直そうという結論に至ったとの答弁。

一度議会で採決し、住民もそのように理解

していたと思うが、3月のすぐの6月減額に住民の理解はどうかとの問いに、建設については昨年6月23日、妙円寺地区公民館運営協議会で来年度建設すると話した。11月20日、地区役員に加工室、大ホール、舞台縮小の了解を得た。19年2月14日、運営協議会で当初予算を説明、5月9日、地区公民館の自治会長、運営委員、議員の方々に変更説明、5月17日、同じメンバーに再度お願いに行った。5月9日と17日は当初予算が通ったのだから、そのまま粛々と今までどおり実施してほしいとの意見が多かったと思うとの答弁。

住民にどのような影響が出るか、要望書が出ているが、説明会で住民が納得しているかとの問いに、児童館と一体的運営で会議室はうまく使えるのではないかと。要望の大きかった大会議室と調理室を残すという、住民利用には支障を伴わない変更をするということで説明をしたとの答弁。

3月議会ではいろいろ意見があったが、当初予算が通って間もなく縮小の声があちこちから聞こえてきた。変更するならまず議会にかけるべきではなかったか、議会軽視を感じるがとの問いに、当初予算で議決を受けた額を上限として、変更事由が生じる場合やそれなりの変更もいけると思う。そういう点で、議会までかける必要はないと思うとの答弁。

3月議会では変更ができないとのことだったが、変更できるとなった。執行の説明がおかしかった。妙円寺団地の将来的考えでの長年の懸案だったことを、前の委員会ですべて説明していたらこういうことにならなかったのではないかと。ホール、外構、駐車場の説明もおかしな話である。駐車場の舗装、外構が入っていないことを、前委員会に説明したかとの問いに、ちゃんと説明していないとの答弁。

340万円は、変更設計であれば前回の設

計委託料はむだになるのかとの問いに、全部やり直すと前回と同じ程度の金額が必要だろうが、一部構造計算変更に限るのでこの金額で済むとの答弁。

変更できないという説明だったが、できるとなったことへの矛盾はどの問いに、平成16年度で基本設計ができて実績報告しているので、大幅な構造計算までして変えるような設計変更は普通しない。そういう変更の考えはなかった。基本的な設計変更に至らない変更については十分考えて金額を落としたとの答弁。

児童館との共有とあるが、これまでは共有を考えないで設計していたのかとの問いに、設計段階では、子ども専用の児童館と地区館二つ、それぞれの目的を持った設計だったとの答弁。

3月議会で駐車場30台か40台を確保していると答えているが、そこを頭に入れた設計ではなかったのかとの問いに、16年度設計のときこの土地はまだ存在せず、18年度購入した土地である。3月時点では、駐車場の設計書はないとの答弁。

縮小された予算は、ほかのことに使えるかとの問いに、まちづくり交付金事業は、道路整備、市営住宅整備、体育施設整備、コミュニティーセンター整備、アンケート事業の5つの事業で成り立つ。浮いた分をほかの事業に回すのは計画変更で可能だが、この事業以外では使えないとの答弁。

住民からの要望書や議決も、住民が納得・了解していないということではないかと。変更を納得してもらおう自信があるかとの問いに、大会議室と調理室の大きな要望で住民要望にこたえられるものとなっている。人員配置の経費問題もあり、共有できる場所は共有した方がよいと思っているので、理解は得られるのではないとの答弁。

そのほか、多くの質疑や意見が出されまし

たが、質疑を終了し、討論に入り、5人の委員が反対討論をいたしました。

むだ使いはないのか、全面的に賛成できない。議会として議員として、一たん議決したものを執行もなしに再度提案されたことがいい加減ではないか。要望書もあり住民は望んでいる。地区館は長年の念願であった。これくらいの規模は必要である。執行部が一方的にやっているような気がする。せっかくなつく施設が、不足したものでは意味がない。などであります。途中、部分修正の声も出ましたが実現には至らず、採決の結果、本案の所管に属する部分については、全会一致で否決すべきものと決しました。

以上で報告終わります。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時07分休憩

午前11時20分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）に対しましては、池満渉君外3人から修正の動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

議案第65号平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）の修正動議を、発議者を代表して提案理由の説明をいたします。

この修正案は、3億円ほどの補正予算総額のうち、歳出では10款教育費、05項社会教育費、02目公民館費の委託料340万円の減額だけにつき修正をしております。

同じく歳入では、一般財源のため18款繰入金、01項基金繰入金、01目財政調整基金繰入金を同額修正をするものであります。

そもそもこの事案は、さきの3月の平成19年度一般会計当初予算に妙円寺地区公民館建築工事管理委託料などとして上程され、議会では教育文化常任委員会が新築工事費などが大き過ぎるとして否決したものの、本会議で賛否両論それぞれ討論し、その結果、18対1の賛成多数をもって可決したものであります。（発言する者あり）18対（発言する者あり）（「10だよ」と呼ぶ者あり）——訂正いたします。その結果、18対10の賛成多数をもって可決したものであります。

しかも、地域住民は、当初計画より約5,000万円も建設内容を削減をし、長年の思いが実現すると期待をかけていたはずであります。ご承知のように妙円寺地区は、旧日吉町と同じ約5,600人以上が生活するところであり、今後さらに人口の増加が見込まれる人口密度の高い住宅地であります。

本市は公民館の3層体制を目指しており、ますます住民主導の地域づくりの拠点整備が望まれるところであります。

執行部は、当初予算は絶対の自信を持って上程されたはずでありますし、担当課は住民との再三の打ち合わせの後、充実した公民館建設に向けて、これ以上の変更は考えられないとして3月議会に望まれていました。それが、まだ何も着手もしないうちに、設計変更のための住民説明会が開かれ、あともって議会の全員協議会で説明がありました。しかも、市長は、3月議会終了直後に変更を意思を持っていたと先日の一般質問で答えておられます。そうすると3月議会最終日の議決は何だったんでしょう。もちろん財政の改革の面からは、削減に異論を唱えるわけにもいかないかもしれません。しかし、財政改革とは、あらゆる事業の見直しから全庁挙げて取り組むもので、しかも住民の賛同・協力を得なければその成果は上がりません。当初で賛成・反

対の議論が交わされ、反対意見は尊重されても、議会制民主主義の根幹は多数採決に従うことでもあります。予算の提案権を持つ首長と議員は、ともに住民の付託を受けて、その議論を戦わせるものであります。本来議員は、住民に対する課税権や執行権を有する市長という権力者に対抗する住民代表の機関として生まれたものであります。したがって、住民の利益が著しく阻害されそうな場合、予算の修正をするのは当然であります。よって、妙円寺地域交流センターの建設については、当初予算どおり執行されるよう望み、変更設計予算の減額のための本修正案を提出いたしました。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから、委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

まず、委員長報告について質疑はありますか。

○13番（田畑純二君）

教育文化常任委員長にお尋ねいたします。

ただいま一般会計補正予算に対する修正動議が出されたわけですが、先ほどの委員長報告の中では、これに関連して、部分修正の声あったけど至らなかったという委員長報告がございました。だから、ここら辺がこの部分修正あったけど至らなかったと。そこら辺についてですね、どういうことで至らなかったのか。そういう議論があったのか。その審査の経過、もうちょっとわかりやすく具体的に、もしあれば委員長報告の方でそれ答弁をお願いいたします。

○教育文化常任委員長（西園典子さん）

十分な議論があったかどうかということの質問ではなかろうかと、質疑じゃあなかろうかと思えます。

その件に関しましては、十分な議論は委員会ではなかったと申し上げたいと思えます。

その理由といたしましては、私どもがこうして付託された部分の中での審議であったということ、それから、この修正案を委員会で取り扱うということに関しましては、委員が委員長に文書で提出するようになっており、また、総合連合審査の必要などがあり、それらにおける準備不足、また委員の方々の否決をしたいという意思が大きく働いたというふうに感じております。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

産業建設常任委員長に質問いたし（発言する者あり）——いいんでしょう。いいんでしょう。（発言する者あり）——何か雑音が入れば、悪いことしたかなあと思います。

地下壕について質問いたします。

○議長（畠中實弘君）

はい。どうぞ。

○18番（坂口ルリ子さん）

私は、町会議員のころから何回も質問し、武岡中で地下壕による事故死がありましたが、あのころから本当に伊集院の愛宕地下壕も用心しないと何か起こるんじゃないか。ものすごい大きな地下壕が掘られているわけがございます。中学校の上校庭の下、それから八久保団地にかかる場所ですね。

だから、たしか1年以内に予算もついたら私は覚えています、その具体的な、伊集院町に14カ所地下壕があるということですが、愛宕地下壕とかそんな具体的なことやら何やらは委員会の中で出なかったんでしょうか。質問いたします。

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

はい。お答えをいたします。

ただいま地下壕の中で特殊地下壕というのと二つあるわけですが、説明ではちょっとわからなかったでしょうか。特殊地下壕に関

しては昨年度は日吉地域の内門地区、ここを委託調査して今年度工事を行うということですが、伊集院中ですね、の下は今年度委託料に予算計上されませんでしたので——予算の関係であります——ほぼ間違いなく本年の調査ができるということで、翌年度また実施ということになるのではないかと考えておりました。

それと、箇所的なことを言われましたが、これは国の実施する地下壕は200万円以上の工事です。それで、旧日本軍が掘った危険な場所などを埋める工事でありますけれども、もう一つ、県が行おうとしているのがそれに引っかけられない小さな地下壕ということになります。それにしましたら伊集院が43カ所、あと日吉12、東市来26、吹上7でありますので、今おっしゃったのは特殊地下壕だと思いますが、あと小さな200万円の以下の分を、県がする分は3カ年以内でこれを終了しなさいということで県の意向でありますので、本市としましては88箇所ぐらいあるだろうということで、これを随時事業実施していこうという答弁であったということでございます。

○議長（畠中寛弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○23番（地頭所貞視君）

教育文化常任委員長にお伺いいたします。この修正動議と関連しましてですが、委員会では、所管部分の委員会では、予算に関しまして不採択と。ということは、今さっき、先ほど言いましたように修正で、一部修正の動議は出ておりますけど、その動議の発議者が4人のうち3人がその委員会に所管する人であるわけですが、ここで付託されたものに対しましてもう不採択ということであって、部分的にこういうふうに修正動議を出してくるということは、先ほども田畑議員からありましたように、動議でなくてやはり修正という、

修正採択という方向等をとれば別に動議を出す必要もないし、これは議会の分割付託の精神からいきますと、やはりこういうふうに所管の人が採択を出した結果によって、引き続きまたその中の一部に対して動議を出すということはどうかとこのように思うわけでございます。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）そういうことで、動議の必要性が私にはあったのかなと。ほかに動議まで出さなくても、ちゃんとそれを委員会の審議の中でできたのじゃないかと思うわけですが、先ほどもそういう意見は余り出なかったということですが、ということであればやはり、我々分割付託の意味もどうかと思うんですが、その点について突っ込んだ話はなかったですか。

○教育文化常任委員長（西園典子さん）

委員会の中では、そのことに関しまして突っ込んだ意見というか、その委員会のとき、審議ですね。は、先ほど申し上げましたように、修正に関しましてはきちっとした話し合いがなされなかったというのが現状であります。

したがって、もうこういうような形で出さざるを得なかったというところがあります。

その当事者にこの委員会の内部の者が入っているのがおかしいのではないかというご意見もあるかと思いますが、この修正案というものはやむにやまれぬ当事者が出すべき、出すものであるというふうに私は今回で感じました。当事者というのは、この建設に当たるこの委員のもので（発言する者あり）——そういうことでございますので、以上で……。

○議長（畠中寛弘君）

委員長。委員会の中の質疑の問題ですから、主観は交えなくても結構でございます。

○教育文化常任委員長（西園典子さん）

わかりました。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

それと、整理しておきますが、地頭所貞視君が不採択という発言をしましたがけれども、これは否決ということですので、整理上、委員会ではですね。訂正しておきます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

なければこれで質疑を終わります。

次に、修正案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許可します。

○29番（宇田 栄君）

私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。まず、その理由といたしまして、私の所属する総務委員会を初め、環境福祉、産業建設の3常任委員会は全会一致でこの補正予算を可決いたしております。人事異動に伴う人件費の補正はもちろんですけれども、特に今回、補正の目的でコミュニティ助成事業とか皆田小簡保資金の繰り上げ償還の元金の増額補正、そして日吉地域の災害復旧事業費、また活動火山周辺対策事業、営農事業、各地域の道路新設改良、吹上地域の急傾斜地崩壊対策事業等、また、高齢者の介護者の充実を図るための老人福祉介護予防サービス事業に伴う増額補正など、それぞれの委員会は補正予算の緊急性、必要性を認め、全会一致で可決という結論を下されたと推察いたしております。

なお、教育文化常任委員会の付託の中にも日吉中の雨漏り防水工事、伊作小校舎の耐力度調査費などの重要な事業も入っております。

妙円寺地域交流センターの補正の提案で、全会一致の否決の理由として、議会軽視というのが主な要因の一つとも伺っておりますけ

れども、3月議会の当初予算のときの委員会の反対理由の主なものが、規模が大き過ぎるというのが新聞等でも見出しになりました。その中で、6月議会に当たって、市長は委員会での説明不足、また精査が不十分であったという全員協議会での審査もいたしております。またその中で、3月議会での委員会の反対はないよとか、本会議での18対10という採決の結果を十分検討し、議会の意見を尊重した結果であり、必ずしも議회를軽視したものではないと私は理解をいたしております。

原案賛成の理由を述べましたけれども、予算の執行に空白をあけるとすることは市政が混乱をすることになります。以上のような観点から、私は原案に賛成するものであります。終わります。

○議長（畠中實弘君）

次に、原案及び修正案反対者の発言を許可します。

○24番（谷口正行君）

反対ですよ。（「両方」と呼ぶ者あり）
（発言する者あり）

○議長（畠中實弘君）

両方に反対ですか。谷口正行君。

○24番（谷口正行君）

はい。

○議長（畠中實弘君）

じゃあ、発言してください。

○24番（谷口正行君）

私は、平成19年度の日置市一般会計補正予算に関しては反対をいたします。

まず、市議会と市長の関係であります。議会は議決機関と言われ市の意思を決定する機関であります。市長は執行機関と言われまして、議会の意思を尊重し、議会の決定に基づいて市政を運営してまいります。市議会と市長はお互いを十分尊重し、対等の立場で権勢均衡を保ちながら市民生活の向上に努めてい

かねばなりません。すなわち、議会と市長は互いに独立対等の立場にあつて、明確な権限と責任の分担の下に地方公共団体の運営に当たるものであります。その関係にこれは上下の別はないわけでありまして。これはもう当然、こんなことだれもが承知しているかと思ひますが、しかしながら、知らず知らずのうちに我々議員も本来議員としての義務、職責を忘れ、執行機関とのいわれをなれ合い政治が、さも議員行動として当然であるような錯覚を持つ、持たれる方もおられるのかなあと思つております。

地方自治法第138条の2では、「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他規程に基づく当該地方公共団体の事務を、みずからの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」こう定められております。

今年度の一般会計当初予算233億1,350万円を3月議会で議会は可決いたしました。賛成、反対それぞれ論議がなされました。このとき一番の論議の対象になったのは、妙円寺地区の公民館建設についてであります。規模が大き過ぎる、縮小すべきじゃないかと反対する方の大方の意見。でも、結果として、全体的にはこれでいいということで議会は可決いたしました。

したがって、市長としては、その施策に、議会も納得したことから、市長は十分自信を持って執行することになったわけでありまして。そしてまた、そこには、我々反対した議員にあつても、議会意思統一の原則として、議会は可決した以上、当然賛成の方向へなびかざるを得ない状況になるわけでありまして。この点をしっかりとわかっていたいただきたいと思ひますが、市長は、今回、妙円寺センターを縮小することによって提案をされた。その理由は先ほども出しましたが、3月議会でも大き過ぎ

る、縮小すべきじゃないかとの指摘を受けたとのこと。確かに、議員個々にはそのような議論がなされたわけでありまして、可決された以上、議会の意思決定機関としての個々の意見は多数派に吸収されるものであります。また、市長にしても、幾ら少数派の議員により縮小すべきとの意見があつたとしても、これは今回の縮小提案の理由にはならないわけでもとんでもないことであります。少数派の意見を尊重していただくことはありがたいことではあります、あくまでも議会議決がなされるまでのことではあります。

また、議員にしても、幾らかそのような考えの方もおられるようではあります、これもナンセンスなことで、議員としての権威を問われることになるわけではあります。

したがって、市長は、3月議会の当初予算で、意思決定機関としての議会の可決をいただいたわけでありまして、執行みずからの責任と判断で誠実に実行する義務があつたわけではあります。

しかしながら、そこには何一つの執行もなされない中に、今回縮小という形で補正の提案をなされた。しかも、そこには何か不明瞭な部分があるのではないかというような前日の一般質問でもありました。

また、議会よりも先に、地域住民に対して縮小補正の説明がなされたとのこと。私も3月議会で、このことについてはすつたもんだのいろんな論議がなされたわけでありまして、結局あれは何だったのか。これは、私は、先ほどから出ておりますように議会軽視というほかならないと思ひます。

要するに市長、私も議員は、市長の提案というものは市長がいつも最高の案を出せたと思つて審議をするわけでありまして。そして、あらゆる角度から住民の立場に立つて論議を尽くし、結果として原案を妥当として可決する。あるいは内容によっては修正したり否決

したりする場合もあるわけでありませう。でもこれは当然のこと、議会のすべての行動が、あるいは市長の行動が住民の福祉の向上のためではありませうけれども、でも両者の物の見方、考え方が一致することもあれば一致しないことも、これは当然に起こり得るわけで、そこに対して修正したり否決したりすることは、何らこれは不思議でも奇怪でも恥ずかしいことでもないわけでありませう。

議員にあつても、可決されないと困るからとか否決されればおかしいとかで、少数派が無理した形で可決の方へ導く方もおられるようでありませうが、これはとんでもないことだと思つております。議員になつた以上、議員は案に対してしっかりと自分自身で判断すべきであつて、いやしくも他人に迎合し、自己の信念を曲げるようなことは私は許されないうことでありませう。（「そうだ」と呼ぶ者あり）このことが俗に言われるなれ合い政治、寄り合い政治と言われるゆえんをつくつてしまふわけで、これらの議員が多ければ多いほど議会全体が活力を失つて、形骸化、空洞化し、議会は何をしているのかと市民の非難を受けることになるわけでありませう。

今回、私は、種をまいたのは市長側であると思つております。今回の補正、議員を完全にこう迷わされるような提案の出し方であつたと思つております。

以上のような理由で、今回の補正予算は、提案する段階で市長が為政者として逸脱した行為に私はなつてゐるとして、議案第65号平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）には反対をいたします。

以上であります。（発言する者あり）

○議長（畠中實弘君）

修正案に対しての反対でもあるわけです。（「23番」と呼ぶ者あり）ちょっと待つて。

次に、原案賛成者の発言を許可します。

○23番（地頭所貞視君）

23番。今、議長の口述の中で修正案、修正動議、予算ともに反対の人の討論と。これは二つに分けないと、もう端的に申しますと私は予算には賛成です。ただ修正には反対です。それをここの討論の場で修正動議、予算に反対の方の討論と、そういうふうにすればみんなまごつくんじゃないんですかね。やはり予算の賛成、反対と討論と、修正とは別個にしないと。

きょう私は予算は賛成、原案賛成、修正動議は反対と。これはどこで討論すればよろしいんですかねえ。（「原案賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（畠中實弘君）

原案賛成ですね。（発言する者あり）討論ですね。はい。

次に、修正案（「原案賛成」と呼ぶ者あり）——次に、原案賛成者の発言を許可します。

○12番（中島 昭君）

私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

大変不可思議な現象が起こつております。3月議会で上程されまして、教育文化常任委員会でも慎重に、そして真剣な審議がなされました。私もそのときの委員でありました。そして、委員会では賛成——失礼。反対多数で否決されたわけですが、本会議で賛成多数、可決されております。先ほどお話があつたような状況でありました。

そして今回、6月議会で上程されるまでの間にいろいろなことがありました。そして、憶測が憶測を呼び、議会に報告がないままいろんな憶測が飛び交つてまいりました。そして、議員同士、あるいは議員と執行間に対する不信感、こういうのが本当に出てきたわけでありませう。本来、このような議案は私も上程されるべきではないと思ひます。

しかしながら、今回の議案は、当局も3月

の議会を踏まえ、そして当局としても慎重にさらに審査をされて上程をされたものと確信をいたします。日置市の財政状況、住民感情、地域間の格差、そして何よりも将来にわたっての日置市としての融和を考えた上での決断だったろうと思います。そのような事情で私も理解をいたしますので、今回の議案第65号は賛成であります。

以上です。

○議長（畠中寛弘君）

次に、修正案賛成者の発言を許可します。

○6番（花木千鶴さん）

修正案賛成でしたね。はい。私は、ただいま議題となっております平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）のほとんどに賛成いたしますが、妙円寺交流センターの設計委託料は反対でありますので、修正案に賛成の立場で討論をいたします。

この修正案は、妙円寺地域交流センター、通称地区館と呼ばれているものでありますが、その設計変更をするための委託料を削除するものです。要するに設計変更の必要がないという案であります。

そもそもこの地区館建設については、3月議会の当初予算審議において散々議論し可決しています。しかし、市長は、当初予算提案までに精査できていなかったことを深くわびるとしながら、3月議会での議員の意見を参考にして、隣にある児童館との共用を検討する、また駐車場整備費も今後問題となるので財政的にも考慮し、設計変更をしたいと提案理由を述べられました。

そこで、私はもう一度原点を振り返りながら、市長の提案に納得できない点を申し述べたいと思います。

1点目は、平成15年秋、旧伊集院町がまちづくり交付金による都市再生整備計画を作成し、議会の承認を得て、国の採択を受けました。なぜ事前に議会の理解を得るのかとい

えば、予算は1年ごとに計上するため、途中の段階で予算が認められなければ事業計画の根拠が崩れることになって困るからであります。ですから、今回、議会も予算を認めたのに執行の側から変更を持ち出してきたことがとても考えられない出来事であります。地域の行政OBの方々から前代未聞とまで言われるぐらいの状態です。

それと、多数決で決まったにもかかわらず、委員会審査時の委員の意見を参考にしたといふのですから驚きであります。議会制民主主義に反する姿勢だと言わざるを得ません。

2点目は、児童館との共用を考えていなかったという理由であります。3月の議会で児童館と重複した部分があるのでむだではないかという質疑に対し、「今は講座の数を制限しており、今後の増加を賄いきれない状況である。」また、教育次長の答弁として、「市長が進めている地区公民館をもって、地域づくり等全般の自治活動の拠点としたい。妙円寺地区館においては、人口規模からしてふさわしいと思っている。」とありました。この6月議会の委員会審査のときの質疑に対しても、児童館と地区館もどちらもこの地域に必要な規模として考えてきたと答弁しています。6,000人近くの人口を抱えた地域にとって、本当にどのような施設が必要なのか。妙円寺地区館運営協議会が実情を明らかにしながら行政と協議してきました。ですから、今さら共用しろという発想は、新しい施設ができて地域活動を制限しろということでもあります。地域づくりの拠点として、地区館づくりを推進するという政策を掲げた市のやることではありませんか。

3点目は、駐車場のことであります。そもそも初めはこの交付金事業には入っておりませんでした。まちづくり交付金事業でできることがわかったので整備することとしたはずであります。自主財源でやるよりよっぽどい

いと考えられからではないでしょうか。ですから、この地域だけ事業費をふやすのはどうかと思うという市長の言い方はおかしいと思います。縮小するための問題のすりかえだと言わざるを得ません。

4点目は、このようにして地域と行政がともに地域づくりを検討、協議してきたのに、突然政策変更が告げられることであります。先日の一般質問で教育長、特に執行の最高責任者として市長が決定したと言われました。それも3月議会の途中から考えていた旨の答弁でありました。市長はそのとき謝罪されましたが、謝罪の意図、意味が全くわかりません。市長は、自分で政策を掲げ、自分でその政策を変更しておられるのです。謝罪をする前に市民、住民に納得のいく説明をするのが筋ではありませんか。だれの責任で何が問題なのか全く明確にされてはいません。市長の政策にのっとり、市民とともに地域の拠点づくりを計画してきた職員や行政を信じてきた住民への裏切りではないでしょうか。

また、職員は市長の部下ではありますが市民の財産でもあります。市長の気持ちひとつで振り回される職員も余りにもかわいそうだと私は思います。このようなことが繰り返されてはなりません。

最後に、地域説明会でのことです。なぜ今ごろになって市がこんなことを言い出したのか全く理解できない。縮小しなければならぬ本当の理由がわからない。これが地元の声です。そのとき縮小して出てくる二、三千万円のお金をどう使うつもりですかという質問に、設計ができて額が出てから考えるという答弁。議会が否決、修正したならともかく、それならこんなに住民が要望していることに使ってくれてもいいではありませんか。議会も承認してくれているんじゃないですかという住民の声でした。市長の横暴だ、独裁ではないかという声まで上がりました。その後、

「市民の声というのはこの程度のものでかたねえ。あとは市民の代表である議会の皆さんの良識にすぎるしかありません。」と言って請願は断念しましたが、要望書という形で届けられています。

今回のことは、市民の代表としての議会に懇願するという住民の強い思いが込められています。いかに執行に権限があるからといっても、このようなことを許すようでは日置市の行く末はどうなるのか、私は最も憂慮するのです。このようなときのためにこそ私たち議会が存在しているのではありませんか。議会は市長の提案に対して圧倒的多数で賛成しておきながら、市長がそれにこたえようとせず、市民からは議決のとおりしてほしいと切実な要望が議会に出されているときに、市民の声に背を向けることができるでしょうか。良識ある議会のとるべき態度ではないと考えます。

以上のことから私は修正案に賛成するものであります。議員各位のご賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○27番（成田 浩君）

原案に賛成の立場で討論いたします。

議案第65号平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）、今回の補正予算の主なものは、農地農業用施設災害復旧費の工事請負費に1億3,990万円を計上し、不便を強いられている地域の災害復旧事業を行うとあります。道路新設改良費の工事請負費は湯之元今木場線、岩井田飯牟礼線、下谷口恋之原線などの改良に充ててあります。

また、河川総務費は、吹上支所の下草田地域で急傾斜地崩壊対策事業などを行うことであり、このほか日吉中央公民館屋根防水やチェスト館駐車場整備などを計画してあります。

教育費では、児童・生徒のために日吉中屋

根防水工事、伊作小校舎——住吉小校舎耐力度調査、伊集院給食センター改修費用、その他特殊地下壕対策事業など、安心・安全なまちづくりのための補正が組まれており、速やかに事業を進めていくことが市民への住民サービスの低下を招かない、即対応した事業ができると思っております。予算の執行による地域活性化を願い、賛成討論といたします。

○議長（畠中寛弘君）

次に、原案及び修正案反対者の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

なければ、次に、修正案賛成者の発言を許可します。

○14番（西菌典子さん）

14番。修正に賛成をいたします。理由は、3月議会で議決した金額で妙円寺地区公民館事業は執行されるべきであるという理由であります。

根拠は大きく二つあります。第1点、議員必携43ページに載っておりますように、議決とは、議員個々の賛成、反対の表決の集約であり、全体の意思であります。議決した事項は、議員を拘束するだけでなく、首長など執行機関や内容によっては住民に対しても同じであります。そして、その自治体の意思となります。そうした意味で執行が少数意見に動かされて、統一の意思を崩したことは議会の議決をないがしろにしていると思われても仕方がないものであります。それが教育文化常任委員会に分割付託されたものを否決とした大きな理由であり、それは議員としての根拠に基づいたものであります。また、住民の方々が議決どおりに粛々と執行していくことを望むのは当然な権利であり執行の義務でもあります。

第2点、市民への公正・公平・均衡あるサービス、発展とは何かという問題でありま

す。それは、市民の皆さんがどこに住んでいても安心して暮らせるということであると思います。市民満足度調査でも市民が求めているものは決して一律のものではなく、大きな事業、小さな事業にかかわらず、そこに応じた、その人に合った思いやり、心配りのあるきめ細かい施策であります。小さな地区に大きな施設をつくったって喜ぶわけではありません。そこに適したものを適した事業を望んでいることを行うのが行政の役割でありましょう。妙円寺団地、人口6,000人近く。旧日吉町民の数に匹敵する人口が集中しているところです。過疎地域には過疎地域の悩みがあり、大きな人口を抱えているところは大きな人口を抱えるところの悩みがあります。児童館の併用が話題になっておりますが、平成19年6月1日現在、人口、妙円寺地区5,646人のうち0歳から15歳人口1,220人、年少、15歳までの割合として21.6%、市内、大体14%程度と比べれば、多くの子どもたちが必要を望んでいるところであります。それぞれの悩みや望んでいることにこたえる努力をすることが血の通った政治というものではないでしょうか。県都鹿児島市に隣接する日置市、その中核を担う1万人規模を目指す団地であります。税収など財政難が予測される今こそ、そうした人々を堂々と呼び込める対策として、きちんとした施設をつくるのが行革推進の意味でも当然な政策であると信じます。よって、議会のルールに従って、当然なことながら3月議会で議決した形で執行されるべきであります。

しかし、今回、本予算の中には多くの人件費、災害復旧と火急に必要な経費が多く予算化されているため、全予算を否決するわけにはいけない現状があります。

したがって、当然なことながら、3月議会の議決の執行と他の予算との兼ね合いから、

修正の道しか選べない。それが今回の議会の当然な道であります。よって、修正に賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（畠中寛弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

これで討論を終わります。

これから、議案第65号平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）に対する池満渉君外3人から提出された修正案について採決します。この採決は起立によって行います。本修正案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中寛弘君）

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。この採決は起立によって行います。原案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中寛弘君）

起立多数です。したがって、議案65号平成19年度日置市一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時からとします。13時10分とします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

○議長（畠中寛弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

重水富夫君から先ほどの発言の中で、訂正の申し出がありましたのでこれを許可します。

○22番（重水富夫君）

22番。先ほどの坂口ルリ子議員の私の委員長報告に対するの質疑で、特殊地下壕対策について、伊集院中学校の地下の件でありま

すが、18年度に委託調査を実施しましたが、予想以上の規模であったため、校舎改築などを考慮しながら19年度以降に再度実施するというので報告をさせていただきたいと思

います。

以上です。

△日程第3 議案第66号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第4 議案第69号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第5 議案第70号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（畠中寛弘君）

日程第3、議案第66号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）から、日程第5、議案第70号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

3件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長中島 昭君登壇〕

○環境福祉常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となりました議案第66号と議案第69号、議案第70号について審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月12日の本会議におきまして、環境福祉常任委員会に付託された議案であります。6月13日に委員会全員出席のもと、執行当局の出席を求め、本案に対する説明を求め、審査いたしました。

まず、議案第66号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算として、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,618万円とするものであります。定期異動に伴う人件費等に関する補正であり、総務費で193万3,000円増額され、予備費から193万3,000円を充当するものであります。

質疑に入り、利用状況と待機者数・問題点は何かの問いに、80床満床である。待機者は平均約32名。問題点は、老朽化して修繕費がかかると答弁。

入所者の平均年齢、入所できるまでの期間、年間の入れかえ数等の問いに、平均年齢の資料は手元にないが、74歳から最高齢で103歳の方が入園されている。昨年に入れかえは23人だった。一概に待機期間は決まっていないとの答弁でありました。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、青松園園長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第66号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第69号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ276万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394万6,000円とするものでございます。歳入には前年度繰越金を充当、歳出で主なものは、備品購入費、自動券売機購入費65万円、負担金、水道新設加入金56万7,000円、償還金・過誤納返納金49万9,000円であります。

自動券売機は、つり銭間違いや紙幣詰まりなど故障がちである。水道新設加入負担金は、今まで福祉センターと共用していたが、今回分離したいとのことであります。

質疑に入り、割引前売り券の過誤納返納金は指定管理者から指摘されたものか、調査して判明したかの問いに、指摘された。確認して支払うべきと判断した。契約書に明記していなかったのが最大の原因である。要因として、2年ぐらい前から周辺の温泉より入湯料が30円安いので統一の要望があった。昨年指定管理者導入時に30円の値上げをした。再発防止に注意したいとのことであります。

券売機はいつごろ購入、設置したものかの問いに、平成14年に設置した。硫黄分が多いため寿命が短い。対応として、今回購入予定は基盤が上部にあるものにしたいと答弁。

水道新設加入金はなぜ今回かの問いに、当初予算で計上すべきだった。加入金は配管13ミリから75ミリまでの管径で設定してある。今回は40ミリでの加入金となり、56万7,000円である。との答弁でありました。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、審議を終わり討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第69号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第70号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正では総額3億6,427万円は変わりませんが、人事異動などに伴う補正が主であります。賃金の572万円は医療事務3名分の賃金、491万3,760円と看護補助者1名、80万6,400円であります。医療事務につきましてはニチイ医学館に委託していましたが、今回独自に3名で行いたいとのことであります。それに伴い、委託料の483万4,000円が減額されております。

質疑に入り、委員から、退職者の補充はどうしているかの問いに、募集でクリアしてい

る。平成18年4月、法の改正で施設基準が変わった。夜勤が2名体制から4名体制になったと答弁。

市立病院の人件比率は幾らかの問いに、約70%が人件費になると答弁。

国は療養型病床群を減らす方向かの問いに、平成18年4月の診療改正で現在の約30万床を15万床程度に減らす方針であると答弁。

診療所への移行など、ありかた検討委員会の状況はどうかの問いに、シミュレーションで現在の50床では大幅な赤字が発生するので、19床での診療所とすれば赤字幅が節減できる。日吉地域には病院がないのも答申内容に影響した原因の一つである。今後のスケジュールについて具体的に決まっていないが、20年度には設計委託料を予算化したいと思っているとの答弁でありました。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長・市民病院事務長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第70号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異義なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異義なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異義なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第67号平成19年度
日置市公共下水道事業特別
会計補正予算（第1号）

△日程第7 議案第71号平成19年度
日置市水道事業会計補正予
算（第1号）

○議長（畠中實弘君）

日程第6、議案第67号平成19年度日置

市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第7号、議案第71号平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題となっています議案第67号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月12日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、6月14日、委員会を開催し、委員全員の出席のもと、所管部長、課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

歳入は一般会計よりの繰入金で15万5,000円増額補正するものであります。

歳出では、職員手当等の定率制から定額制への変更に伴う減額補正、共済組合負担金、家賃の変動に伴う一般職住居手当等の増額補正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

一般会計より繰り入れされているが何か取り決めがあるのかとの問いに、建設事業費で国庫補助金と、起債ができるものは起債で充当し、基本的には補助金と下水道の負担金を充てることになるが、不足分は一般会計から繰り入れになるとの答弁。

職員手当で定率制から定額制に変更となっているが何人分かとの問いに、これは管理職手当であり課長1人分であるとの答弁。

維持管理費と下水道整備費に共済費が2つあるがなぜか。また、住居手当は市が補助するのかとの問いに、維持管理費は職員2名分である。下水道整備費は職員3名分である。住居手当は職員1名が4月から家賃が変わっ

たことによると答弁。

以上で質疑を終了し、所管部長、課長の説明で了承し討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第67号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）を報告いたします。

ただいま議題となっています議案第71号日置市水道事業会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月12日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、6月14日、委員会を開催し、委員全員の出席のもと、所管部長、課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

既定の収益的収入及び支出の予算総額から854万3,000円減額しようとするものであります。収入では給水収益を854万3,000円減額し、支出で、人事異動に伴う職員給与費の営業費用を854万3,000円減額するものであります。

また、既定の資本的支出の162万8,000円を減額し、資本的支出の総額を5億3,222万6,000円にするものであります。また、この減額分につきましては、同額を建設改良費から減額計上するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

給料及び手当、増減額明細で平均給与月額は手当まで含めた金額かとの問いに、これは、手当、一時金など含まない。給料だけであるとの答弁。

現在、伊集院地域の方で水道の整備がなされているが、普及率はどうかとの問いに、前年度で伊集院地域82.1%、市全体では

90.4%であるとの答弁。

以上で質疑を終了し、所管部長、課長の説明で了承し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第71号平成19年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異義なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70——失礼をいたしました。議案第71号についての討論を行います。——討論が抜けておりましたので。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異義なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第68号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（畠中實弘君）

日程第8、議案第68号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐藤彰矩君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）

ただいま議題となっております議案第68号日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

本案は、去る6月12日、本会議におきまして本委員会に付託され、6月13日、委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長、係員の説明を受け、質疑、討論、採決したものであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算のとおりで、歳入歳出予算の総額は2億9,051万4,000円とするものであります。今回は歳出のみの補正で、人件費を増額補正するので、財源調整は予備費の減額で行っております。内容は、専任職員1人に係る職員手当等と共済費の増額であります。

以上、当局の説明を受け、質疑に入り、質疑の中で主なものを申し上げます。

質疑として、従業員の内訳はどのようになっているかの問いに、答弁として、本庁から出向の職員1人、常勤の嘱託職員12名、アルバイト、パート等34人が登録されているという答弁でございます。

次の質疑として、経営上の問題点、課題にどのように対応しているかの問いに、答弁として、経営については単年度黒字になっており1,300万円収益が出ている。レストランの改修により、4月には改修前に比べ700人くらいの増が出ている。18年度レストラン利用は前年度と比べると7,000人くらい増になっている。関東学院がキャンプを張っていたが、それが沖縄に変わったので700万円ぐらいの減が出る。そのかわり、来年2月から3月にかけて一時的な予約であるが、韓国ロッテからの話が来ている。関東学院は完全にだめということではないが、沖縄は単年度で終わらないのではないか。3年、5年は続くと思われる。だめになったという結論は出ていないという答弁でございます。

また、次の質疑として、支配人の事故は完全に解決となったか。また、市の持ち出しはなかったのかの問いに、答弁として、このことは解決した。市の持ち出しはないという答弁でございます。

以上、質疑を終わり討論に付しましたが、討論はなく採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 発議第4号日置市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

○議長（畠中實弘君）

日程第9、発議第4号日置市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長長野瑛や子さん登壇〕

○議会運営委員長（長野瑛や子さん）

ただいま議題となっております発議第4号日置市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本市では議員の調査研究に資するための必要経費の一部として、平成17年10月から政務調査費が交付され、鋭意調査が行われております。これまで毎月2万円となっておりますが、本市では行財政改革を実行中であり、これに寄与するため平成19年7月から2万円を1万5,000円に減額するものであります。

また、調査費の透明性をより高めるため、日置市民の閲覧規程を本条例に整備しようとして提案しようとするものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

-
- △日程第10 議案第72号新宮団地2号棟建築工事請負契約の締結について
 - △日程第11 議案第73号市有財産の処分について
 - △日程第12 議案第74号市有財産の取得について
 - △日程第13 議案第75号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（畠中寛弘君）

日程第10、議案第72号新宮団地2号棟建築工事請負契約の締結についてから、日程第13、議案第75号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第72号は、新宮団地2号棟建築工事請負契約の締結についてであります。新宮団地2号棟建築工事を施行するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第2条の規定により提案するものであります。内容につきましては、後ほど産業建設部長に説明させます。

次に、議案第73号は、市有財産の処分についてであります。誘致企業である鹿児島ケース株式会社の業務拡張に伴い、藤元工業団地の一部の土地を処分する土地売買仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明をさせます。

次に、議案第74号は、市有財産の取得についてであります。日置市消防団東市来方面団中央分団の消防ポンプ自動車を更新するため、物品売買仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。内容につきましては、後ほど消防長に説明をさせます。

次に、議案第75号は、日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。東市来地域、日吉地域及び吹上地域に、新たに地区公民館主事補を配置することに伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。内容につきましては、教育次長に説明させます。

以上、4件、ご審議をよろしく願いたい

します。

○議長（畠中寛弘君）

これから質疑を行います。（発言する者あり）——失礼しました。

○産業建設部長（池上吉治君）

議案第72号につきまして、補足説明を申し上げます。

新宮団地2号棟建築工事請負契約の締結についてでございます。目的は、新宮団地2号棟建築工事でございます。方法は指名競争入札、金額が1億9,845万円でございます。契約の相手方は、いちき串木野市桜町112番地、川崎産業株式会社代表取締役川崎弘一でございます。

次のページから資料に基づきまして説明を申し上げます。

まず、請負契約書の関係でございますが、工事名が新宮団地2号棟建築工事、工事場所は日置市伊集院町猪鹿倉地内でございます。工期は議決後255日間を予定いたしております。請負代金額が1億9,845万円、うち消費税、地方消費税の額が945万円でございます。契約保証金は請負代金の10%、1,984万5,000円でございます。解体工事に要する費用等でございますが、別紙のとおりとなっておりますが、これは該当はございません。上記の工事について、契約担当者と請負者はおのおのの対等な立場における合意に基づいて、別添な条項にあって公正な請負契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。この契約のあかしとして本契約書を2通作成し、当事者が記名押印の上、各自1通保持するというものでございます。

この別添条項の中に、この契約は仮契約とし、甲が議会の議決を得たとき本契約として効力を生じるものとするというふうに入れてございます。したがって、これは仮契約書ということでございます。

契約日が平成19年6月11日、契約担当者が市長でございます。請負者がいちき串木野市桜町112番地、川崎産業株式会社代表取締役川崎弘一でございます。

次のページに、6月8日に指名業者18社で実施をいたしました入札結果を載せてございますので参考にしていただきたいと思います。

次のページには落札業者の主な工事経歴を載せてございます。これも参考にしていただきたいと思います。

次のページからは図面を載せてございますが、まず1枚目は見取り図、配置図でございますが、昨年度、18年度に建築をいたしました1号棟の北側に建設をするものでございます。本体自体は1号棟と同じでございます。

次のページが1階及び2階の平面図でございます。それから、次のページが3階の平面図と屋根伏せ図でございますが、この平面図でおわかりのように、各階2DKが3戸、3DKが3戸、合計の18戸でございます。2DKの間取りでございますが、洋室が一間、和室が一間、それにダイニングキッチンでございます。3DKは洋室が一間、和室が二間にダイニングキッチンという間取りになっております。

最後のページに四方から見ました立面図をつけておりますので参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第73号につきまして補足説明を申し上げます。

今回、処分を予定しております土地は、平成2年度に完成いたしました藤元工業団地内の土地でございます。契約の相手方は鹿児島ケース株式会社、代表取締役居迫大作でございます。

今回売買しよういたします物件につきましては、日置市吹上町与倉字青井野大谷口4945番地2ほか13筆でございます。詳細につきましては別紙に一覧表がありますが、14筆の内訳は、山林が12筆、雑種地2筆となっております。合計面積で8,687.71平方メートルでございます。売買代金につきましては2,643万6,654円でございます。今回の予定価格の設定につきましては、図面があると思いますが図面を参考にさせていただきますと、次のページが位置図でございます。その開いていただきまして裏側に平面図がございまして、既設の工場が赤で塗りつぶしたところでございます。今回の処分をしようとしてますのが平地の5筆、3,415.07平米、これが単価が7,600円、それから緑で囲ってあります山林1筆、1,838平米、単価224円、それから造成で生じました8筆、3,434.64平米、単価が20.5円ということでございまして、この三つに分けて算定をしているところでございます。

次に、契約の相手方であります鹿児島ケースについて説明をいたしたいと思っております。

昭和30年に鹿児島市におきまして、木工業の会社としてスタートとしておりまして、その後ステンレス製品を手がけまして、平成11年3月から現在の藤元工業団地で操業をいたしているところでございます。資本金が1,000万円、従業員64名、うち正社員57名、年間出荷額約7億1,000万円ということでございます。

今回、処分に当たりましては、当初の、立地当初の確約に基づくものでございますが、今回は今年度中に規模拡大のために工場、建物2棟うち倉庫1棟、500坪程度を増設をしたいということの申し入れであるようでございます。

そういうことで、当該平地の部分につきましても、将来の購入前提に当初、立地当初当

時に確約をしておりまして、確約に基づきまして将来の購入を前提に駐車場、資材置き場としての同社に貸し付けておりましたものを今回購入していただくというものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○消防本部消防長（福田秀一君）

議案第74号市有財産の取得について、補足説明を申し上げます。

取得物件が消防ポンプ自動車でございます。取得価格が1,921万5,000円、相手方が鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役西之園重雄でございます。

東市来方面団中央分団の消防ポンプ自動車はやてでございますが、これが昭和62年に購入いたしまして、20年が経過し老朽化してきましてので今回更新しようとするものでございます。

次のページから資料でございますが、まず入札結果でございます。去る6月8日に入札を執行いたしました。入札参加業者が1番の鹿児島森田ポンプ株式会社から7番の有限会社イズミ商事まで記載の7社です。

入札の結果、鹿児島森田ポンプ株式会社が1,921万5,000円、うち消費税が91万5,000円でございますが、その額で落札でございます。

今回購入を予定しております消防ポンプ自動車は、CD2型と呼ばれるもので4トン車でございます。総排気量が6,400cc、220馬力で定員が7人となっております、現在の車とほぼ同規格の車でございます。

次のページが特別付属品ということで、1番のマップランプから8番の強力ライトまで8件を装備する予定でございます。

次のページのA3の用紙でございます。こちらの方に車の3面図と艤装図を掲載してございます。一番上が真上から見た図面ござい

います。下の段の左側が左側面図、右側が真後ろから見た図面でございます。艤装内容につきましてはこの右上に、1番の赤色蛍光灯から17番のホース延長用資機材まで掲載をしておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○教育次長（外園昭実君）

議案第75号につきまして補足説明を申し上げます。

別紙によりまして、日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、別表第2中、「伊集院地区公民館主事補」を「地区公民館主事補」に改める。

これにつきましては、今回、地区公民館を日置市内各小学校区単位を基本として設置しまして、東市来、日吉、吹上地域に公民館主事補を配置することといたしました。これまで地区公民館主事補としては伊集院地区のみの配置でございましたが、ほかの地区公民館にも対応するため「伊集院」という字句を削る改正内容でございます。

附則としまして、この条例は交付の日から施行し、改正後の日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は平成19年5月1日から適用する。とするものでございます。よろしくご審議をください。

○議長（畠中寛弘君）

これから質疑を行います。

まず、議案第72号について質疑はありますか。

○13番（田畑純二君）

議案第72号請負契約の締結についてですけども、この入札の方法なんですけども、指名競争入札となっておりますけども、今本市でやっているのが談合防止策として本年度本格導入した受注の希望を届け出た業者たちが参加する受注希望型競争入札をやっておるといふふうに理解してるんですけども、今回は指名

競争入札になってるんですけども、その受注型じゃなくて指名競争入札とした理由ですね。まずそれが第1点。

それから、落札した川崎産業株式会社、このことについては先ほど全然説明がなかったんですけども、参考まで、会社の規模、それから資本金、従業員数、操業年度、そういうことも参考までにわかりやすく詳細に説明していただきたい。

それと、これもまた説明がなかったんですけども、この新宮団地2号棟はいつごろ完成するんか。この工事期間は255日間となってるんですけども、それいつごろ完成してその入居募集はいつごろどのような方法で行うのか。

それと、また参考までに、この1号棟があるわけですけども、1号棟の入居募集の結果ですね、応募状況とその結果ですね。何倍ぐらいの競争率があったのか。それと、今1号棟の入居状況、空き家があるのか、埋まってるのか、待機者があるのか。そこら辺のこと。この3点質問いたします。——質疑いたします。

○副市長（湯田平浩美君）

ただいまの質問に対してお答えいたします。

本市といたしましては、主に土木工事の受注希望型の入札をば、指名入札をば試行中でございます。このことにつきましては今のところ対象にいたしておりません。

以上でございます。

○産業建設部長（池上吉治君）

落札いたしました業者の概要でございますが、川崎産業株式会社は資本金が3,600万円、それから建設技術職員が4名、営業年数が45年となっております。最近の2カ年の建築工事平均の額であります3億4,000万円割れとなっているようでございます。

それから、いつごろ完成かっていうことでございますが、19年度末に完成で20年

4月には一応入居を予定をいたしているところでございます。

それから、1号棟の状況でございますが、当初から入居計画数よりも多くの入居申し込みがありまして、抽選の結果で現在は満杯でございます。

○13番（田畑純二君）

今私の質疑、第3番目の答弁が抜けておりますので、改めてまた、もう一回質疑いたします。

入居年は20年の4月1日、4月ごろっていうのわかるんですけども、いつどのような方法でやるのか、そこら辺の答弁が抜けているので、もう一回答弁を願います。

○土木建設課長（樹 治美君）

完成の時期を3月と予定します。で、その完成前に入居の募集をとります。それと、あと現在、前に入っていた人がおります。その方をまず一たん出ていただいて戻り入居ですね。帰ってくる人をまず優先して、それで、それと後また来年もまたつくりますから、来年の人たちをまずあいたところに、入りたい人は優先的に入れる。それであきが出たときにはその抽選募集をかけた一般の方からかけた人たちを優先的に順番に入れていくということになります。

○議長（畠中寛弘君）

いいですか。

○13番（田畑純二君）

わかりました。

○議長（畠中寛弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

18番。今、新宮住宅のことについて私も質問いたします。

私が毎日通る道ですので、1号棟はきれいにでき上がり今2号棟ですが、今の土木課長の話を聞きますとまた3号棟もあり得るのでしょうか。入れない人が。それが1点。

それから、2点目、本当に国民保険しかない、本当にやっと生活している人が入っている例も今あるわけですが、家賃のことですね。スライド制でどうなっているのか。そこ辺を質問いたします。

○土木建設課長（樹 治美君）

あと工事は3号棟と、今順に建てかえてやっています。

家賃のことですけれども、家賃は3カ年ぐらいだったと思うんですけど、当然新しくなるわけですから、スライドしながら若干高くなっていくということになります。

○18番（坂口ルリ子さん）

ちょっと答弁ははっきりしなかったんですが、3号棟はあり得るわけですね。下の段の方にね。

それと、家賃は3年間はむにゃむにゃで聞こえませんでした。（笑声）今のままで、据え置きだったんですか。今まで……。

○土木建設課長（樹 治美君）

当然新しく建てかえて機能はよくなるわけですから、最初は今、ことし払ってた家賃に近い形ですね。それからだんだんに上げていくと、スライドをしていくということになります。3年か5年かだったと思うんですけども、正規の家賃に変えるということになります。住宅の家賃の関係は近傍のアパート、いろんな民間の方々の家賃を算定が出ていますから、それに近傍同種の家賃より安くということになってますので、その数値が例えば5万円があるとすると、通常の場合入っている入居者の家族、それから収入の割合によって家賃がそれぞれ違います。ですから、例えば、あの夫婦と子供が3人おられる家庭の方で300万円ぐらいの年収の方があると、その方については3万円なら3万円いう決め方をされるんですね。ですから、それにだんだんそれに近づけていくように3年間かたしか5年間かの間にスライドをして合わしていく

と。今入っている家賃より、家賃以下には高くなっていきますよということです。

○18番（坂口ルリ子さん）

いや、私も質問を受けるんですよね。3号棟がでくるちゅうことはわかりました。それから5年間ぐらいでスライドで収入と何かによって家賃、余りにも抽象的なんですけど、今まで5,000円ばっか払っていた人が多いですよね。四、五千円ね。それでどれぐらいでこう上がっていくのかと。あてははいやあならんのかなあというような人もいますよね。だから、もう少しはっきり5年間でスライドでどれぐらい上がっていくのか。それからひとり者が入れるのか、そこも聞いておきたいと思います。

○土木建設課長（樹 治美君）

その家賃の関係です。収入によって違いますから、ここでその人について幾らということとは言えません。

ですから、さっき例で申し上げましたけれども、家族構成、それから収入、それに基づいて決められますから、この部屋は幾らですよ、民間のアパートでやっているような形では家賃の設定はしないと。

それと、ひとり者、年が、年齢がたしか50幾つだったと思うんですけども、55か6かそんぐらいだったと思うんですけど、年が上の方は単身者でも入れるというようなことになってる。ちょっと年齢、ちょっと今詳しく、ちょっとここに資料持ち合わせてませんのではっきり言えません。たしか50何歳かだったと思います。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第73号について、質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

16番。鹿児島ケース、以前現地を私たちが委員会で確認をしたところでありました。業務拡張ということで大変うれしいところですが、現在の段階でどれぐらいわかっているのかわかりませんが、雇用、業務拡張した場合の雇用の関係はわかっておりませんか。大体どれぐらい計画としては予定をしているというようなことはわかっておりませんか。

○総務企画部長（益満昭人君）

社長の話では10人程度の雇用は確保したいということのようでございます。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

先ほどの説明の中で、この後ろの平面図のところで価格の説明があったんですけど、これを単純に割ってみますと坪当たり1万41円になるんですけど、この処分の金額、価格ですね。何を根拠にしてこの適正価格と認めたのか——決めたのか。それを参考までにちょっと説明していただきたい。

○総務企画部長（益満昭人君）

直接交渉してるのが吹上支所ということでございましたので、支所長の方をお願いしたいと思います。

○吹上支所長（坂口文男君）

それでは、予定価格の件につきましてご説明申し上げます。

図面で3カ所にこう分かれておるようですが、まず平坦部ですね。これを6,800——平米当たり7,600円と設定をいたしております。これは、工業団地造成時点からの単価をそのまま適用いたしております。平成10年に売却した価格と同じでございます。

それから、今回山林部分、これは現況が山

林でございます。これにつきましては課税評価額山林ということで、平米当たり20円50銭となっておりますところなのですが、これを造成時に吹上町時代に購入した価格が平米当たり224円ということでございましたので、この価格を下回っての売却は望ましくないということで、その価格を設定をいたしております。

それから、のり面でございますけれども、のり面を地目的には山林でございます。さっきと同じで評価額は平米当たり20円50銭。当該土地はもうのり面ということで利用の価値はないと。ただ、企業が工場立地法の関係で環境のという、緑地をとらなければならぬということがあるということでございましたので、今回もう処分をするということで、評価額はその20円50銭を設定をしたと、こういうことでございます。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○24番（谷口正行君）

ちょっと伺っておきますが、これ平成2年に完成したということでありますけれども、どれぐらいのお金をここにつぎ込んだのか。わかっておれば教えていただきたいと思いません。

それと、この平面図の図面ですよ。一部ということでありますけれども、あそこを前に見たときも、あれ全体がこの藤元の工業団地ということになっておりますけれども、見たところ全部これでもう処分されるのかなあと思っております。だから、こっちの手前の方に酒造会社とかあるいは道路とかずっと通ってございましたけれども、どっからどこまでがその団地の団地内なのか、ちょっとわからないわけでありまして、これはまたいつか出していただけたらありがたいと思っております。

今回、こののり面も買っていただいております。

この山林の私もちょっと見てみましたが、そう大きな災害等かれこれはもう予想されないなあと思っておりますけれども、こののり面の方ですね、これちょっとやっぱり相当高いなあこのように思っております。東市来のハイメカというところがあるあそこの皆田の工業団地にありますけれども、これも売るときにこののり面を買っていただけなかったんですよ。結局災害が起きたらそれは修理せんならんということでですね。ほいて現在も市の所有地になっておりますけれども、でもこれを残して、こういうところを残せばすごい管理費が相当これかかってくるわけなんです。だから、この手前の西酒造ですかね。あそこの北側ののり面がずっとおりにありますよね。あそこらあたりはもう売れているのかなあ、買っていただいたのかなあ、こう思ったりいたしますけれども、ただ一つ確認しておりますけれども、もし平面のところはいいですけれども、のり面のところがもし崩れた場合にですよ、これお互いに折半するんですよというような約束はしてないだろうと思っておりますけれども、その辺のこともちょうと聞いておきたいと思えます。

○吹上支所長（坂口文男君）

まず、第1点目の造成に係る経費ということです。平成元年、2年、2年間で事業実施してございまして、約3億円、造成費、用地取得費かかっております。

それから、全体の今回処分することによりまして、西酒造、今、鹿児島ケース、それから西酒造の関連会社ですけれども、Westコーポレーション、これ水を販売しておりますけれども、その三者で全部埋まっておることということでございます。

それから、のり面のこと。西酒造さんにつきましても西酒造さんがのり面を利用して倉庫をつくるというような話がございまして、市の所有地のままつくってはだめですよ。

会社の方で購入されるのであれば購入してからやっってくださいということで了解を得て、処分をしてるという状況です。

災害等の恐れにつきましては特に話はいたしておりません。

○24番（谷口正行君）

24番。そしたらもうちょっと確認しておきます。であれば、あの団地の真ん中に道路が通っておりますね。あれとそれと、貯水池と、市の分もあとこだけということなのですかね。ちょっと。

○吹上支所長（坂口文男君）

藤元工業団地のあれは市道で市有地になっております。まだ西酒造の一番下の方に、まだ河川側に一部市有地も残っております。

それから、工業団地全部埋まっておりますけれども、まだ一部は借地をさしている部分もございますが、これは平成20年度までの売買予約つきの借地をいたしておりますので、もうすぐまた処分をしなければならぬと、こういう状況でございます。

○24番（谷口正行君）

はい。わかりました。

○議長（畠中實弘君）

議長。と呼んでください。

○24番（谷口正行君）

はい。議長。（笑声）わかりました。

またいつか全体的な図面で、どこどこが売却されて、あとこことここがこうして市にまだ残ってますというようなこと、図面をいつかくださればいいと思います。よろしくお願いします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第74号について質疑はありませんか。

○25番（西峯尚平君）

25番。ちょっと二、三点お伺いいたします。

この消防車は私の地域に入るものですから。見積りの段階で団員の要望を聞いたかというのと、団員の要望を入れたということをお伺いします。

それと、車については4社あるわけですね。今回は日野社ですが、先ほども説明ありましたように馬力数が220馬力じゃったですかね。ちょっと、今現在4トンベースであれば大体それぐらいの、消防車にしては落ちてる。馬力がですね。220馬力というのは。もう昔からすると大分少ないような気がするんですが、これはこの4トンベースとなれば大体4社あるわけですね。ふそう——三菱といすと日産ディーゼル、それと日野。

それで、こういうところで団員の要望もその車種的にはどうだったのか。もうそちらにお任せしたのか。森田、この一本に絞ったのかですね。その辺を伺います。

それから、前の消防車と今回の消防車ともう20年前のことですから大分変わってると思うんですが、特に大きく変わった点は何があったでしょうか。それだけをお伺いします。

○消防本部消防長（福田秀一君）

まず、団員の要望を聞いたかということでございますけれども、これにつきましては、一応北分遣所の方でいろいろ聞き取りといたしますか打ち合わせをしております、そちらの方で団員の方々とも協議をして進めてきたというふうに聞いております。

それから、馬力でございますが、今の車も数字以上に力があるといいますか、この220馬力が従前の車と比べて小さいということですが、それで十分用はなしてるということでございます。

それと、日野——今回の車は車種は日野でございますが、これにつきましては特に指定

はいたしませんけれども、同程度ということで発注はいたしますけれども、この車については日野の車種であったということでございます。

それから、変わった点でございますが、能力的に大分よくなってきております。まず真空ポンプの機能がよくなっているということです。それとポンプの圧力計とかポンプの鍊成系といいますか、もうこういったのが古くなりますと正確さが低下してくるわけですが、そういった面で向上してきているということです。

それから、安全装置がついておりまして、ポンプの圧力を一定に設定しておきますとスロットルを誤って上げ過ぎてしまってもそれ以上上がらないわけで、安全であるということです。

それと、ホースカーの積み下ろし、これが稼働式から昇降レール引き出し式に変わって、スピードも速く人も少なくて済むと。

それと、モニター方式を導入しておりまして、放水とか揚水の状態が一目でわかりまして、的確なポンプ運用ができると、こういった面が向上した点でございます。

○25番（西峯尚平君）

25番。さっき馬力のことで今回もいただいたんですが、大体4社、消防車は大体そういう低めにつくってあるのかもしれませんが、大体10馬力、20馬力と違うと思うんですよ。それで、その辺をもう日野に限定したのか、それとももう森田ポンプに一任したのか。こちらでも指定ができる——4社こうして見積もりをとるということはできなかったのか。それだけ伺います。

○消防本部消防長（福田秀一君）

入札の場合に仕様書を作成をいたします。その仕様書に基づいて指名業者が入札をするわけですが、その仕様書によりますと120馬力以上という一応指定をしております

ので、それに基づいて入札をしたと。その結果が220馬力の車であったということでございます。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。

○25番（西峯尚平君）

はい。終わります。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

16番。1点だけあります。4トン車の購入であります。これまでの型と大体同じでありますけれども、道路交通法の改正によって普通車で乗っていたのが、今後4トン車は乗れなくなるんじゃないかというような動きがあるようですが、既存の免許所持者は乗れるにしても、今後団員の入れかえがあったりとかさまざまなことで緊急の場合には運転者を指定しておりますけれども、運転者がいない場合はそこ辺の支障はなかったんでしょうか、いかがでしょうか。

○消防本部消防長（福田秀一君）

これ4トン車につきましては地元のこの消防団の要望で、今と同じ程度の車が欲しいということでこの車を購入したというふうに考えておりまして、その運転手については団員の方で、団の方で確保できるのかどうかちょっと確認はできておりません。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩します。次の会議を

14時35分とします。

午後2時21分休憩

午後2時35分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木建設課長（樹 治美君）

先ほどの議案第72号の質疑の中で、単身者の入居者、年齢の答弁を55歳と申し上げましたけれども、二通りございまして、伊集院地域は60歳以上、で、あと東市来・日吉・吹上、この地域は過疎地域ということで50歳以上ということで訂正をお願いします。

○議長（畠中實弘君）

それでは、お諮りします。議案第72号から議案第75号までの4件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号から議案第75号までの4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号新宮団地2号棟建築工事請負契約の締結については可決されました。

次に、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号市有財産の処分については可決されました。

次に、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号市有財産の取得については可決されました。

次に、議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。議案第75号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

△日程第14 行財政改革調査特別委員会報告

○議長（畠中實弘君）

日程第14、行財政改革調査特別委員会報告を議題とします。

本件について、行財政調査特別委員会副委員長に報告を求めます。

〔行財政改革調査特別副委員長西園典子さん登壇〕

○行財政改革調査特別副委員長（西園典子さん）

皆様お疲れさまでございます。行財政改革調査特別委員会委員長代行としてご報告いたします。（「副委員長です。副委員長でしょう」と呼ぶ者あり）——委員長代行としてご報告いたします。

昨年6月、平成18年第3回定例会におきまして、議会としての調査を行うため、本委員会が設置され、7月20日からことし5月18日まで、計17回の委員会を開催いたしました。

本市当面の課題であります行財政改革大綱に基づく改革推進、その実行に向け、日置市行財政改革行動計画アクションプランを実効性のあるものにするよう、主に総務企画部、合併プロジェクト室、財政管財課など、担当者の出席を求め、現状把握、進捗状況、将来への展望など、幅広く、調査・審議を重ねました。

昨年12月議会におきまして中間報告をいたしました。そして、今回、一応の締めくくりとしてのご報告をいたします。報告書につきましてはお手元に配付してあります。

調査事項は、日置市が地域の責任ある経営主体として、行財政を本質から見直し、より戦略的により広い視野に立って、改革を進めていくために、次のように定めました。

調査事項、1、日置市の行財政運営の現状と課題について、2、健全な財政運営のあり方について、3、簡素で効率的行政機構のありかたについて、4、行財政改革の具体的な方策について、であります。

調査・審議の中で、多くの質疑や意見が交

わされ、まとめや提言へと結びつけた次第であります。内容につきましては、お手元の報告書をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以下、結びの部分のみをここで朗読してご報告にかえさせていただきます。

結びに、今、公正・公平・透明で質の高い行政対応を確立していくために、健全で自立した財政構造への転換を図り、持続発展可能な自治の基盤づくりが何より求められている。

本市は、豊かな自然や歴史、文化など、さまざまな資源を活用し、西南薩地域の中核都市として、また鹿児島市に隣接する地理的特性を生かした、「ふれあいあふれる健やかなまちづくり」が期待されている。

本委員会は、議会として行財政改革の範を示すため、議員定数を現行の30人体制から8人減の22人体制に絞る提案を決定した。行政もこれまでの前例や慣例などを払拭した上で、アクションプランに沿ってすべての事務事業を徹底的に見直し、市民と協働の聖域なき改革を断行し、安全に安心して暮らせる住みよいまちづくりに取り組んでほしい。本委員会は10数回にわたり真剣に調査、審議したものの、複雑な現状を前に多くの課題が持ち越されたことも事実である。また、今後、少子高齢化がさらに進む中で、三位一体改革などの影響もはかり知れず、より一層の市民のための行財政改革とアクションプランの着実な遂行を監視していく必要がある。正念場を迎え、地方自治体はどうあるべきかという高い理念に立って、議会も行財政改革を強力に後押しし、限りない日置市の発展に寄与することを念じて報告とする。

以上、19人の委員の氏名列記の上、当委員会のご報告といたします。

なお、この報告書は、各委員の総意をもって作成されたものであることを申し添えますとともに、この報告書のとおりご決定いただ

きますようお願い申し上げます。

以上でご報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

これから副委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件はお手元に配付しました委員会報告書のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、委員会報告書は委員長報告のとおり（「副委員長」と呼ぶ者あり）——副委員長報告のとおり決定されました。

以上で、行財政調査特別委員会報告を終わります。

△日程第15 閉会中の継続調査申し出について

○議長（畠中實弘君）

日程第15、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長、産業建設常任委員長、教育文化常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第16 議員派遣の件について

○議長（畠中實弘君）

日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第159条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△閉 会

○議長（畠中實弘君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月8日からの招集から、本日の最終本会議まで25日間の長きにわたります。平成19年度の一般会計補正予算案を初め、日置市支所設置条例等の一部改正、そのほか各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議をたまわり、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

審議におきましては、議員各位からいろいろご意見、ご指摘のありました点につきましては、真摯に受けとめ、熟慮の上、円滑な市政の運営に努めますとともに、予算の執行につきましてもこれまで以上に慎重に期してまいりたいと思っております。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分健康に留意され、市政の運営に一層ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

て、簡単でございますが、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（畠中寛弘君）

これで、平成19年第4回日置市議会定例会を閉会します。皆さん大変ご苦労さまでした。

午後2時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会前議長 宇田 栄

日置市議会議長 畠中 實弘

日置市議会前副議長 地頭所 貞視

日置市議会議員 鳩野 哲盛

日置市議会議員 出水 賢太郎